

年金記録確認第三者委員会実績報告書

－信頼回復に向けた8年間の活動－

平成27年5月

総務省

年金記録確認中央第三者委員会

序

年金記録確認第三者委員会は、平成 19 年に年金記録問題が切実かつ深刻な問題と認識される中で、信頼のおける第三者的機関により訂正の申立てを審議するための組織として、安倍総理の指示により総務省に臨時・緊急に設置されました。

年金記録問題は、国民生活に直結する課題であり、第三者委員会に対しては、迅速な審議と丁寧な処理の両立という難しい課題が求められていました。厳しい状況の中、第三者委員会の活動は、この課題に適切に対応し、国民の皆様からの信頼の回復に大きく寄与したものと考えています。

発足からの約 8 年間で、中央委員会及び全国 50 の地方委員会は、合計約 4 万 1 千回もの委員会・部会を開催し、約 26 万 8 千件の事案を審議し、そのうち半数を超える 14 万 6 千件について年金記録の回復が図られました。委員会という形でこれだけ多くの事案を処理した例は他にないと言ってよく、積み上げた一件一件が正に委員の精力的な御審議の賜物であり、所管大臣として誇りに思っています。

第三者委員会という組織は、業務を終了することとなりますが、ここで培われた経験や姿勢が、新たに厚生労働省に創設された訂正請求制度においても引き継がれるよう、今後も総務省として協力してまいります。

8 年間にわたる活動を無事に終えることができたのは、ひとえに全国の委員長及び委員の皆様のおかけです。この場をお借りしてこれまでの御活動・御苦勞に心より感謝申し上げますとともに、今後の御健勝と御活躍をお祈り申し上げます。

平成 27 年 5 月

総務大臣 高市 早苗

はしがき

本報告書は、平成 27 年 4 月に厚生労働省に新たな年金記録訂正手続が創設されたことに伴い、総務省年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は業務を終了するため、これを機会に、第三者委員会の約 8 年の活動状況を総括するものである。

また、本報告書は、第三者委員会の設立から廃止に至るまでの経緯について整理し、第三者委員会の成果を国民に報告するとともに、関係者の参考資料とするとの認識のもとに作成したものである。

目 次

序	総務大臣 高市 早苗
はしがき	
I 第三者委員会が果たした役割	
1 設置当初からこれまでの活動	1
(1) 設置の経緯と基本方針の策定等	1
(2) 第三者委員会における年金記録問題に係る諸課題等への対応 ...	1
2 年金記録問題における第三者委員会の意義	3
II 第三者委員会の概要	
1 経過	5
(1) 第三者委員会の設置	5
(2) 第Ⅰ期（設置～平成21年6月）	6
(3) 第Ⅱ期（平成21年7月～23年6月）	11
(4) 第Ⅲ期（平成23年7月～25年6月）	13
(5) 第Ⅳ期（平成25年7月～27年5月）	14
2 事案処理の仕組み	15
(1) 基本方針	15
(2) 事案処理の流れ	16
(3) 再申立て等	19
3 体制及び予算	20
(1) 体制	20
(2) 予算	20
III 第三者委員会の活動の実績	
1 委員会・部会の開催実績	22
(1) 中央委員会	22
(2) 地方委員会	22
2 受付件数及び処理件数等	23
(1) 受付件数	23
(2) 第三者委員会における処理件数	23
(3) 日本年金機構段階における処理件数	24
(4) 年金記録の回復が図られた件数	24
3 その他	28

(1) 申立て受付から処理が終わるまでに要する期間	28
(2) 申立人等の口頭意見陳述の実施件数	29
(3) 関係訴訟件数	30
(4) 情報公開請求・個人情報開示請求件数	31
(5) 第三者委員会の判断結果に対する苦情等への対応	31

IV 処理事案の分析

1 事案内容の分析	33
(1) 申立人の属性	34
(2) 処理事案内容の分析	38
2 申立人の主張を裏付ける直接的資料は無いが、第三者委員会の調査 審議によってあっせんされた具体例	76

V 新たな年金記録確認体制の構築

1 21年報告と23年報告	79
2 年金事業運営改善法の成立	80
3 訂正請求手続の施行に向けた体制整備と第三者委員会業務の終了	82
4 おわりに ～ 訂正請求手続の誠実・円滑な運用に対する期待	84

VI 活動を終えるに当たって

高野 利雄	年金記録確認中央第三者委員会委員長	86
奈良 道博	年金記録確認中央第三者委員会委員長代理	87
瀬川 徹	年金記録確認中央第三者委員会厚生年金部会長	88
松倉 佳紀	年金記録確認中央第三者委員会脱退手当金部会長	89
南 砂	年金記録確認中央第三者委員会委員	90
久禮 和彦	年金記録確認中央第三者委員会委員	91
神津 信一	年金記録確認中央第三者委員会委員	92
星 政良	行政相談委員、年金記録確認北海道地方第三者委員会委員	93
小田 勝	年金記録確認北海道地方第三者委員会委員長	94
穴澤 成巳	年金記録確認東北地方第三者委員会委員長	95
池澤 幸一	年金記録確認関東地方第三者委員会委員長	96
高橋 馨	年金記録確認関東地方第三者委員会委員長代理(千葉部会 担当)	97
富田 秀実	年金記録確認関東地方第三者委員会委員長代理(東京部会 担当)	98
鈴木 繁次	年金記録確認関東地方第三者委員会委員長代理(神奈川部会)	

	担当)	100
山田 博	年金記録確認中部地方第三者委員会委員長	101
川口 富男	年金記録確認近畿地方第三者委員会委員長	102
高面 治美	年金記録確認中国地方第三者委員会委員長	103
大谷 義雄	年金記録確認四国地方第三者委員会委員長	103
津田 聰夫	年金記録確認九州地方第三者委員会委員長	104
竹下 勇夫	年金記録確認沖縄地方第三者委員会委員長	105
梶谷 剛	前年金記録確認中央第三者委員会委員長	106
衛藤 博啓	前年金記録確認中央第三者委員会厚生年金部会長	108
新井 豊	行政評価局長	109
讃岐 建	年金記録確認中央第三者委員会事務室長	110
渡会 修	前行政評価局長	112
新井 英男	元年金記録確認中央第三者委員会事務室長	113

資料編

1	年金記録確認第三者委員会一覧	116
2	年金記録確認中央第三者委員会委員名簿	117
3	年金記録確認地方第三者委員会委員名簿	118
4	年金記録確認中央第三者委員会退任委員名簿	126
5	年金記録確認地方第三者委員会退任委員名簿	127
6	年金記録確認地方第三者委員会歴代委員長及び事務室長一覧	155
7	年金記録確認第三者委員会関係者名簿	164
8	年金記録確認第三者委員会の主要活動年表	165
9	総務省組織令（抄）	168
10	年金記録確認第三者委員会令	170
11	総務省組織規則（抄）	173
12	年金記録確認中央第三者委員会事務室設置規程	174
13	年金記録確認地方第三者委員会事務室設置規程	175
14	年金記録確認中央第三者委員会運営規則	177
15	年金記録確認中央第三者委員会事務手続要領	179
16	部会の設置について	181
17	年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針	182
18	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 （抄）	196
19	年金記録問題に関する今後の対応（抜粋）	197

20	年金記録問題への対応の今後の道筋（抜粋）	198
21	年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋（抜粋）	199
22	年金事務所段階での記録回復基準	201
23	国民年金事案の調査審議の流れ	203
24	厚生年金事案の調査審議の流れ	204
25	脱退手当金事案の調査審議の流れ	205
26	「年金記録確認第三者委員会報告書－これまでの活動実績を振り返って－」（概要）	206
27	「年金記録確認第三者委員会報告書－信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題－」（概要）	208
28	年金記録確認第三者委員会の体制の推移	211
29	年金記録確認中央第三者委員会・基本部会 開催実績	212
30	年金記録確認地方第三者委員会別受付件数	214
31	年金記録確認第三者委員会別処理件数及び委員会・部会開催数	215
32	年金事務所段階（日本年金機構）の処理件数	216

I 第三者委員会が果たした役割

1 設置当初からこれまでの活動

(1) 設置の経緯と基本方針の策定等

第三者委員会は、年金記録問題が国民生活に直結する切実かつ深刻な問題と認識されるに至り、平成19年6月22日、総務省に臨時の機関として緊急に設置された。総務省本省には年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）が、各管区行政評価局、各行政評価事務所等（全国50か所）には年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）が置かれた。

第三者委員会は、年金記録に係る申立てに関し、国民の立場に立って公正な判断を行ってあっせん案等を作成し、これを踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣（平成22年1月の日本年金機構発足以前は、社会保険庁長官。以下同じ。）に対し、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づくあっせんを行うことにより、年金記録問題に対処していくこととした。さらに、政府としては年金記録問題を政府全体で対処すべきものと位置付け、平成19年6月19日の「経済財政改革の基本方針2007」において、第三者委員会の判断を踏まえ、厚生労働大臣はこれを尊重して記録の訂正を行うものとする閣議決定を行い、これに基づき、厚生労働大臣は年金記録の訂正を行うこととした。

中央委員会は、年金記録問題の緊急性にかんがみ、速やかに実質的な審議に入れるよう、第三者委員会の活動の基本的な考え方、運営の考え方及び手続き、判断の基準、事案類型別の肯定的な関連資料及び周辺事情の例などを内容とする「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（以下「基本方針」という。）案を取りまとめ、総務大臣に報告し、報告を受けた総務大臣は、平成19年7月10日に基本方針を決定した。

(2) 第三者委員会における年金記録問題に係る諸課題等への対応

第三者委員会は、事案の調査審議以外に、その調査審議の過程において明らかとなった年金記録問題に係る諸課題や調査審議における懸念事項についても、その都度、関係行政機関等への働きかけなどを通じて対処してきた。主なものとしては以下のものがあげられる。

① 厚生年金特例法の制定・施行

調査審議の開始後ほどなく、厚生年金事案で、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していることは確認できるが、事業主が年金事務所（平成22年1月の日本年金機構発足以前は、社会保険事務所。以

下同じ。)に申立人に係る届出を行っておらず、保険料を納付していない又は納付の事実が確認できない事案が多数存在することが明らかとなった。

このような事案は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条の規定によれば、未納となった保険料の徴収権が時効（2年間）により消滅したために保険料の強制徴収ができなくなっている場合には年金給付を行うことができなかった。第三者委員会としては、こうした事案についても申立人の権利を実現する必要があると判断し、基本方針案の作成に当たり、新規立法の必要性を提言した。これを受けて議員提案により、平成19年12月に厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。）が制定され、保険料徴収権の消滅時効が成立した事案についても第三者委員会のあっせんにより年金給付が可能となった。

この措置により、本法律の施行から平成27年3月末時点までに、第三者委員会は約9万件について、本法律に基づいた年金記録の訂正が必要と判断し、あっせんを行ってきた。

② 年金事務所段階における記録回復の推進

平成20年1月の年金記録問題に関する関係閣僚会議（以下「年金関係閣僚会議」という。）において、同年4月以降に申し立てられる事案については、第三者委員会送付前の年金事務所段階における処理促進を講ずることにより、迅速な処理を進めることとされた。

そこで、第三者委員会では、あっせん事案の蓄積を踏まえ、定型的に処理しやすい事例を類型化して取りまとめ、その結果を日本年金機構（平成22年1月の日本年金機構発足以前は、社会保険庁。以下同じ。）に通知することなどにより、第三者委員会における調査審議を経ず、年金事務所の段階で記録回復を行うこと及びその対象の拡大を推進した。

また、厚生年金特例法において、保険料徴収権の消滅時効が成立した申立てに係る記録訂正を行うためには、第三者委員会の調査審議を必要としていた。第三者委員会では、このような事案についても調査審議を経ず年金事務所段階で記録回復を行うことができるよう、一定の要件を満たす事案については記録回復することが適当である旨の「包括的意見」を平成23年6月に表明し、同年10月より年金事務所段階での記録回復が開始された。

これらのことにより、国民年金、厚生年金及び脱退手当金の各類型について、それぞれ年金事務所段階で記録回復を行うことが可能となった。

こうした措置により、平成27年3月末までに、申立てられた事案のうち3万2,498件について、第三者委員会における調査審議を経ず、年金事務所の段階で、年金記録の回復を図ってきた。

③ 脱退手当金のまだら事案への対応

平成22年9月、日本年金機構は、オンライン記録上、脱退手当金の支給記録が確認できるが、支給日より前の厚生年金加入期間の一部が脱退手当金の算定対象とされていない記録が多数見付き、対象者に対して、脱退手当金の受給の有無を確認するお知らせを送付した。

このような記録は、本来不自然であり、国の記録上は脱退手当金が支払われたことになっている期間であっても、実際には、脱退手当金が支払われていないケースが想定された。このため、日本年金機構からのお知らせにより、脱退手当金に係る申立て（いわゆる「まだら事案」）が急増することが推測され、総務省と厚生労働省とで協議し、年金事務所の段階においてできる限り調査・資料収集を行った上で第三者委員会に送付することとした。この措置により、他の事案においても調査審議が遅延することなく対応することができた。

上記以外にも、厚生年金における不適正な遡及訂正事案のあっせんを行うなど調査審議の過程で顕在化した様々な問題に、国民の立場に立って、適切に対処することに努めてきた。

2 年金記録問題における第三者委員会の意義

第三者委員会は、年金制度を所管する厚生労働省ではなく、総務省設置法第4条第21号の規定に基づく総務省の苦情のあっせんの仕組みを活用したものであった。あっせん案等の作成に際しては、専門性及び見識の高い法曹関係者、学識経験者、年金実務に精通した有識者等で構成した委員会が、中立的な立場で審議・決定し、年金記録の訂正につなげていくという、従来の行政運営においても、今までにない試みであった。

第三者委員会は、平成19年の設置以降の約8年間において、約25万件の事案処理を通じて、あっせんを行った約11万件について年金記録の回復に直接つなげてきたことはもとより、訂正不要となった事案においても、調査審議の過程において、申立人からの申立内容の聴取や申立人に対する説明などの一連のやり取りを通じて、年金記録問題に関する申立人の理解を深めるなどの役割を果たしてきた。

加えて、第三者委員会の活動は、申立人個々の事案に係る調査審議のみな

らず、前述のとおり、厚生年金特例法の制定においては、第三者委員会が基本方針案の作成に当たり、新規立法の必要性を政府に提言したことが議員提案による法律の制定につながった。さらには、平成21年6月と23年6月の2度にわたり年金記録確認第三者委員会報告書において、政府に新たな年金記録確認体制の必要性を提言し、要請してきたことがきっかけになり、26年6月に成立した政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「年金事業運営改善法」という。）における厚生労働省に恒常的な年金記録確認のための仕組みの創設につながった。

こうした第三者委員会における国民の権利回復を実現するための取組みは、第三者委員会及び第三者委員会を構成する委員が、年金制度を所管する厚生労働省ひいては政府から中立的な立場で、調査審議や様々な提言を行うことができたことに負うところが大きいと思われ、正に委員会の名称にもある“第三者”的視点が、年金行政において残した足跡は決して小さいものではなかったと考える。

II 第三者委員会の概要

1 経過

(1) 第三者委員会の設置

平成 19 年 2 月以降、社会保険庁（当時）がコンピュータで管理する年金記録にミスや不備が多いことなどが明らかになり、国会等において社会保険庁の年金記録のずさんな管理が指摘された。これを受けて、政府において、年金記録の確認について公正な判断を示すための第三者委員会の設置が検討され、同年 6 月 11 日の当時の菅総務大臣への安倍内閣総理大臣指示を受け、同年 6 月 22 日に、総務省組織令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 185 号）及び年金記録確認第三者委員会令（平成 19 年政令第 186 号）に基づき、総務省に臨時の機関として、本省に中央委員会が、各管区行政評価局、各行政評価事務所等（全国 50 か所）に地方委員会が置かれた。

第三者委員会は、年金記録に係る申立てに関し、国民の立場に立って公正な判断を行ってあつせん案等を作成し、これを踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣に対し、総務省設置法第 4 条第 21 号（注）に基づくあつせんを行い、厚生労働大臣は、閣議決定（平成 19 年 6 月 19 日「経済財政改革の基本方針 2007」）に基づき、これを尊重して記録の訂正を行うものとされた。

このうち、中央委員会は、①基本方針その他重要事項の調査審議、②地方委員会があつせん案等を作成するに際しての先例となる事案の調査審議などを行い、これらにより、公正な判断のための基準等や運営の考え方を示すとともに、全国で統一的な運用を図るための整合性を確保し、地方委員会は、年金記録に係る個々の申立てに対するあつせんに関する調査審議を行い、あつせん案等を作成することとされた。

（注）各行政機関の業務（中略）に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

（参考）経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）等

○ 経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）（抜粋）

3- (2) 年金

- ・ 年金記録問題については、加入者・受給者全員が本来受け取ることができるはずの年金を全額間違いなく受け取ることができることを旨とし、正確かつ効率的な年金事務処理体制の確立を図り、信頼を確立する。
- iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録

の訂正を行う。

○「年金記録確認第三者委員会」について

(平成 19 年 6 月 19 日閣僚懇における厚生労働大臣発言要旨)

年金記録確認第三者委員会については、厚生労働省として、そこで示される公正な判断を尊重して年金記録の訂正に当たるとともに、委員会の運営についても、必要な資料の提供等積極的に協力してまいりたい。

(2) 第 1 期 (設置～平成 21 年 6 月)

① 基本方針の策定及び第三者委員会の調査審議

中央委員会は、年金記録問題の緊急性にかんがみ、速やかに実質的な審議に入るため、平成 19 年 6 月 25 日に第 1 回目の会合を開催し、初代委員長に梶谷剛委員（前日本弁護士連合会会長（当時））を選出し、その後約 2 週間の間に、具体的な事案の分析を基に集中的な調査審議を行い、第三者委員会の活動の基本的な考え方、運営の考え方及び手続、判断の基準、事案類型別の肯定的な資料及び周辺事情の例などを内容とする基本方針案を取りまとめ、総務大臣に報告した。報告を受けた総務大臣は、同年 7 月 10 日に基本方針を決定した。

また、平成 19 年 7 月 12 日以降、全国 50 か所の地方委員会が第 1 回目の委員会を順次開催した。

第三者委員会の第 1 回目のあっせんは、平成 19 年 7 月 17 日、当時の菅総務大臣から社会保険庁長官（当時）あてに、国民年金事案 14 件及び厚生年金事案 1 件の計 15 事案について、記録を訂正する必要があると認められる旨行われた。

さらに、同日からは、第三者委員会への申立ての受付が社会保険事務所（当時）において開始され、地方委員会において、総務大臣の決定した基本方針、中央委員会の先例等を踏まえて順次調査審議が開始された。

なお、社会保険庁では、平成 18 年 8 月から年金記録相談の特別強化体制をとり、社会保険事務所に専用窓口を設置して年金加入記録について調査・確認を行うとともに、社会保険事務所が調査・確認した後も、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームにおいて申立内容に関する事実関係の調査を行い、記録訂正の要否を判断することとされた。その後、第三者委員会が設置されたことを受け、同チームが受け付けた 318 件は全件（申立人が第三者委員会への申立てに同意しなかった事案を除く。）が第三者委員会に引き継がれたが、当該 318 件のうち 249 件があっせん（あっせん率は約 78%）となった。引き継がれた事案のうち、31

件については、同チームにおいて結論が出され、すべて訂正不要とされていたが、改めて中央委員会で調査審議した結果は、約 74%に当たる 23 件があっせんとなった。

これは、年金記録審査チームが、明確な証拠に基づいて判断を行うという従来からの考え方に基づいて記録訂正の要否の判断を行ったのに対し、第三者委員会は、年金記録問題が主に行政側の年金記録の管理運営に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならないとの認識の上で、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理でなく、一応確からしいこと」とする判断基準に基づき、公正な判断を示すこととしたことによるものであった。加えて、第三者委員会では、事案の調査審議に当たって、関連資料及び周辺事情を幅広く収集し、申立内容を総合的に検討し申立内容に不自然な点がなく合理性があると判断できる場合はあっせんすることとし、記録の訂正につなげてきた。

中央委員会の部会は、当初想定した以上の申立てがあったことから、当初の 3 部会から、順次 6 部会まで体制を整備した。

② 全国委員長会議等の開催

第三者委員会では、全国 50 か所の地方委員会が一体となって迅速・公正な調査審議が行われるよう、平成 19 年 7 月 18 日及び 20 年 7 月 8 日に全国の委員長が一堂に会する年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議（以下「全国委員長会議」という。）を開催し、基本方針の考え方等統一的な運用の共有による全国的な整合性の確保、事案処理に係る政府目標の達成に向けた意思の統一、相互の意見交換などを実施した。その後も、ブロック単位による年金記録確認地方第三者委員会委員長会議を開催するなどし、地方委員会における審議結果の整合性の確保に努めた。

また、平成 21 年 4 月 13 日には、初めて中央委員会委員と地方委員会の委員長が一堂に会する年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議（以下「中央委員会・地方委員長合同会議」という。）を開催し、これまでの活動を振り返って全国的なレベルで意見を交換し、今後の課題を検討するとともに、より一層の結束を高めることとした。当会議において当時の鳩山総務大臣からは、第三者委員会の判断に当たっては、引き続き、できる限り申立人の主張を十分に汲み取って、温かく結論を出していただきたい旨の発言があり、第三者委員会全体としての意思の統一を図った。

③ 年金関係閣僚会議における政府目標

政府においては、年金記録問題に対し、政府全体で適切な対策を総合的に推進することを目的とした年金関係閣僚会議が設置された。平成19年10月19日に1回目の会合が開催され、その後21年3月31日までに8回開催し、年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋をまとめている。

平成20年1月に開催された年金関係閣僚会議においては、平成19年度に第三者委員会に申し立てられた事案についてはおおむね1年(平成21年3月31日)を目途に処理を終えるとの政府目標が決定された。また、21年3月に開催された年金関係閣僚会議においては、20年度に年金受給者(無年金者を含む。)から申し立てられた事案について、遅くとも21年中を目途に処理を終えるとの政府目標が決定された。

政府目標達成に向けては、第三者委員会の体制強化等により事案処理の促進を図った結果、いずれの目標も達成している。

④ 厚生年金特例法の制定・施行及び国会報告

第三者委員会で調査審議を進める中で、厚生年金の申立てについて、「事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していることは認められるが、事業主が申立人に係る届出を行っておらず、保険料も納付していない又は納付の事実が確認できない」事案が多数存在することが明らかとなった。

このような事案については、厚生年金保険法第75条の規定によれば、届出がなされず、未納となった保険料の消滅時効期間(2年間)を経過したため事業主から未納保険料の強制徴収ができなくなっている場合には年金給付を行うことができないとされているため、社会保険庁が年金記録を訂正しても給付を行うことができなかった。

しかし、中央委員会では、このような事案については、保険料を控除された事実を重視して、早急に申立人の年金記録の回復を図る必要があると判断し、そのためには新たな立法措置が必要であることで一致した。

そこで、中央委員会は、平成19年7月9日に策定した基本方針案の中で、政府における対応が必要であるとの趣旨の指摘を行った。これを受けて、議員提出法案として厚生年金特例法案が同年11月2日に国会に提出され、衆議院で一部修正の上、衆参両院で全会一致で可決・成立し、同年12月19日に厚生年金特例法が公布・施行された。

厚生年金特例法では、保険給付に関する特例として、第三者委員会の調査審議の結果、事業主が被保険者資格取得等の届出を行っておらず、

①被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、②社会保険庁に納付したことが明らかでない、との意見があった場合には、被保険者がそのことを知っていた場合等を除き、被保険者資格の確認又は標準報酬の改定等を行うこととされた。

なお、厚生年金特例法による記録訂正のあっせんの対象となる事例は、申立人と同時期に同一事業所に在籍していた他の従業員についても同様に記録訂正が必要であることが多いと考えられた。例えば、平成 15 年 4 月から総報酬制が導入され、賞与にも毎月の給与と同じ保険料率を用いて保険料を負担することとなった際に、事業主が賞与支払届を未届であったり、届出内容が誤っていたため、複数の従業員において年金記録が欠落している事例が生じていた。このような場合に、複数の被保険者の記録訂正を、事務負担の軽減を図りつつ迅速に行うためには、事業主が代理人となって一括して申立てを行うことが効率的であるため、日本年金機構において経済団体に協力を求めるなど、その促進を図ってきた。

さらに、厚生年金特例法第 15 条において、半年に 1 回、第三者委員会の調査審議の結果等について国会に報告を行うこととされたことを受けて、平成 20 年 7 月 1 日に厚生労働省と共に第 1 回目の報告を行った。

⑤ 厚生年金における不適正な遡及訂正事案のあっせん

中央委員会において、先例となる申立ての調査審議を進める中で、平成 19 年 8 月 23 日に、厚生年金における「不適正な遡及訂正事案」について最初のあっせんを行った。

当該事例は、事業所から社会保険事務所に対して、申立人が退職した日以前の 1 年間の標準報酬月額を大幅に引き下げる届出がなされているが、申立人が保管している給与明細書の記載においては退職まで報酬額の変更はなかったというものであり、調査の結果、以下の事実が把握された。

ア 申立人が主張する標準報酬月額が厚生年金基金の記録から確認でき、かつ給与明細書により当該標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

イ 事業所が解散してその事業所に属する被保険者全員が被保険者資格を喪失した（以下「全喪」という。）後に標準報酬月額が遡及して引き下げられている。

審議の結果、「かかる処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険

事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。」と判断し、その事例については、あっせんを行った。

これは、事業主による届出が事実と反し、それに基づき社会保険事務所が記録を訂正することが不合理と考えられる場合には、第三者委員会としては、そうした不合理な訂正の届出を正当なものとは認めず、厚生年金保険法を根拠として、事業主による当初の届出に基づく標準報酬月額に基づき保険給付につなげることが適当であると判断したものである。

また、中央委員会では本事案を先例として、標準報酬月額に係る事案以外にも、事業所が全喪後に特定の被保険者の被保険者資格を遡及して喪失させるケースについても同様の方針で判断して差し支えないものとする等、不適正な遡及訂正事案についての事案処理の進め方等について整理し、地方委員会に対して周知を行った。

⑥ 年金事務所における職権訂正

平成 20 年 1 月に開催された年金関係閣僚会議において、「本年（平成 20 年）4 月以降に申し立てられる事案については、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進（中略）を講ずることにより、迅速な処理を進める。」とされたことを受け、第三者委員会は、それまでに集積したあっせん事案を踏まえ、定型的に処理しやすい事例を類型化して取りまとめた。社会保険庁においては、このような定型的に処理しやすい事例について、記録訂正の迅速化を図るために、第三者委員会における調査審議を待たず、社会保険事務所において訂正を行うこととした。

中央委員会では、まず国民年金について事例の類型化を行い、平成 20 年 3 月 27 日に、対象となる事案につき、年金事務所段階での処理促進を期待する旨決定し、社会保険庁に通知した。これを受けて、社会保険庁は同年 4 月 28 日付けで職権による記録訂正に関する通知を各社会保険事務局長あてに発出した。

また、社会保険庁は、平成 20 年 9 月 19 日付けで、第三者委員会によりあっせんされた厚生年金の事案のうち、不適正な記録の遡及訂正が行われていた事案に関する申立人の同僚について、同様の処理が行われていることが確認できたケースについては、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととする通知を各社会保険事務局長あてに発出した。

さらに、中央委員会では、厚生年金について事例の類型化を行い、平成 20 年 12 月 17 日に社会保険庁に通知し、社会保険庁は同年 12 月 25

日付けで職権による記録訂正に関する通知を各社会保険事務局長あてに発出した。

これに加え、平成 21 年 3 月 31 日に開催された年金関係閣僚会議においても、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行うこととされたことを踏まえ、社会保険庁は、同年 5 月 1 日付けで、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある約 6 万 9,000 件の記録に係る従業員からの申立てについて、一定の基準を満たす場合には社会保険事務所段階における職権訂正の対象とし、速やかな記録訂正を促進し迅速な救済を図ることとした。

⑦ 第三者委員会報告書の作成、基本方針の改正等

中央委員会委員の 1 期 2 年の任期満了前に、これまでに約 7 万件の申立てについて調査審議を行った経験を踏まえて、2 年間を総括するため「年金記録確認第三者委員会報告書ーこれまでの活動実績を振り返ってー」（以下「21 年報告」という。）を作成し、平成 21 年 6 月 24 日、当時の梶谷委員長から当時の鳩山総務大臣に手交された。当該報告書において、第三者委員会の活動実績とこれまでに処理した事案の分析を行い、今後の課題等を整理している。

また、同日には、NHK のテレビ番組クローズアップ現代において、当時の梶谷委員長出演の下、第三者委員会は、どのような基準で判断し、その判断を導くためにどのような調査を行っているか、厚生年金事案を取り上げ審議の様子等が放送された。

さらに、第三者委員会では、これまでの調査審議の積み重ねを踏まえ、平成 21 年 6 月 25 日に基本方針の改正が行われた。本改正では、一般的な調査事項の例の明示、肯定的な関連資料及び周辺事情の例の追加、基本的に申立てを認める方向で検討するものの例の追加、脱退手当金事案についての規定の追加などが行われた。

(3) 第Ⅱ期（平成 21 年 7 月～23 年 6 月）

① 中央委員会の開催

中央委員会委員の 1 期 2 年の任期が満了したことを受けて、平成 21 年 7 月 1 日に中央委員会を開催し、梶谷委員長が委員長に再選された。

また、中央委員会で審議することとなる先例となる事案が少なくなってきたことから、中央委員会の部会をこれまでの 6 部会体制から 4 部会体制に縮小した。

② 脱退手当金のまだら事案への対応

厚生年金の脱退手当金について、脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある事案が明らかとなった。それらをいわゆる「まだら事案」と呼んでいるが、社会保険庁のサンプル調査の結果、支給を受けた覚えがない期間について、支給の記録になっている事案が相当程度あることが判明し、日本年金機構は、平成22年9月に約14.3万人にその確認のためのお知らせを送付した。

これにより当該お知らせを契機とした脱退手当金事案が増加することが予測された。このため、総務省と厚生労働省とで協議し、年金事務所段階においてできる限り調査・資料収集を行った上で第三者委員会に送付することとした。その結果、第三者委員会は、平成24年3月末までに、調査審議が遅延すること無くまだら事案3,735件を処理する対応を行った。

③ 包括的意見の表明

厚生年金特例法においては、保険料徴収権の消滅時効が成立した申立てに係る記録訂正を行うためには、第三者委員会の個別意見を必要としていた。第三者委員会は、平成23年6月に、このような事案についても、第三者委員会の審議を経ず年金事務所段階で記録回復を行うことができるよう、一定の要件を満たす事案については記録回復することが適当である旨の包括的意見を表明した。

これを受け、厚生労働省は、平成23年10月から、年金事務所段階での記録回復基準の運用を開始し、記録回復の概要についてチラシを作成し事業主への周知等を行った。また、これまで厚生年金特例法に基づき記録訂正がなされた事案のうち一定の要件を満たす事案で、当該事案の申立人と同時期に同一事業所に在籍し、当該事案と同様の記録の誤りがあると考えられる従業員については、記録訂正の必要性が確認できた。第三者委員会は、この場合、日本年金機構から従業員に対しお知らせを送付し、記録の確認と年金事務所等への相談を促すよう（以下「同僚調査」という。）日本年金機構に対し要請した。その結果、日本年金機構において第三者委員会のあっせんを基にした同僚調査が行われ、更なる年金記録の訂正につながった。

④ 第三者委員会報告書の作成及び中央委員会・地方委員長合同会議の開催

中央委員会では、委員会設置から4年が経過することを受けて、それ

までの間に処理した累計 20 万件を超える申立ての調査審議の実績を踏まえ、年金記録確認に係る今後の課題を提示し、新たな年金記録確認体制の構築について、「年金記録確認第三者委員会報告書―信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題―」（以下「23 年報告」という。）に取りまとめ、平成 23 年 6 月 14 日に当時の梶谷委員長から平岡総務副大臣に手交し公表を行った。

また、平成 23 年 6 月 20 日には、中央委員会・地方委員長合同会議を開催し、当該報告書を当時の梶谷委員長から当時の内山総務大臣政務官に手交するとともに、地方委員会の委員長等に対し内容についての報告を行った。

（４）第Ⅲ期（平成 23 年 7 月～25 年 6 月）

① 中央委員会の開催

中央委員会委員の 2 期 4 年の任期が満了したことを受けて、平成 23 年 7 月 11 日に中央委員会を開催し、退任した梶谷委員長の後任にこれまで委員長代理を務めた高野利雄委員（弁護士（元名古屋高等検察庁検事長））が選出された。

② 厚生労働省における年金記録体制の検討

厚生労働省は、23 年報告の提言や第三者委員会への申立ての内容が、設立当時の国民年金事案中心から平成 24 年度には厚生年金事案中心となり、事業主の届出漏れ等に起因する記録の誤りが多くあることを受けて、新たな年金記録確認体制の検討を開始するため、平成 25 年 5 月 7 日に年金個人情報情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会（以下「年金個人情報専門委員会」という。）を設置した。当該委員会において、今後の記録誤りの再発防止・予防に資するため、年金個人情報特性を踏まえた、恒常的な記録訂正が可能となる手続を新たに設ける必要性について審議が行われた。

また、中央委員会は、平成 25 年 5 月 30 日に開催された第 2 回年金個人情報専門委員会において、最近の申立事案の状況として、基礎年金番号が導入された 9 年以降の新しい時期の年金記録確認の申立てが増加していることや年金を受給していない現役世代の方からの申立てが増加していることなどについての報告を行った。

③ 地方委員会の集約

第三者委員会においては、申立て件数の減少傾向を踏まえ、業務の効

率化を図るため、平成 23 年の夏頃より全国 50 か所の地方委員会の集約化の検討を開始した。検討に際しては、集約化により、国民に対して行政サービスの低下となることのないよう、慎重に議論を進めた。その結果、ブロック単位の 9 地方委員会に加え、年金記録確認関東地方第三者委員会については、申立件数が比較的多くなることが予想される都県（千葉、東京、神奈川）においてもそれぞれ部会を開催し事案の処理にあたることとした。平成 25 年 5 月 16 日に、総務省組織令及び年金記録確認第三者委員会令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 142 号）により集約化が行われ、同日には、集約された委員会も含め 50 地方委員会別にこれまでの活動実績を公表した。

なお、平成 24 年 9 月 18 日及び 25 年 3 月 11 日には、中央委員会・地方委員長合同会議を開催した。25 年 3 月 11 日の同会議において、地方委員会が集約されることなどについて報告を行い、当時の新藤総務大臣から、出席された中央委員会委員及び地方委員会委員長等に対し、これまでの感謝の意が示された。

（５）第Ⅳ期（平成 25 年 7 月～27 年 5 月）

① 中央委員会の開催

中央委員会委員の 3 期 6 年の任期が満了したことを受けて、平成 25 年 7 月 11 日に中央委員会を開催し、高野委員長が委員長に再選された。

② 年金事業運営改善法の成立

年金個人情報専門委員会は、平成 25 年 5 月の設置以降 6 回に渡って議論を重ね、同年 12 月 16 日に報告書を公表した。当該報告書において、年金制度における恒常的な手続として年金記録の訂正請求手続を創設する必要があること、年金記録の訂正決定にあたっては、民間有識者からなる合議体（審議会）による審議を行うことにより、客観性・合理性を確保する仕組みにすること、司法手続への移行も考慮した手続にする必要があることなどが取りまとめられた。

厚生労働省は、当該報告書を受けて、新たな年金記録の訂正手続の創設に向けた検討を進め、第 186 回通常国会にそれらを規定した年金事業運営改善法案を提出した。国会の審議においては、参議院厚生労働委員会において年金記録の訂正手続について、第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うことなどの附帯決議が付された上で、年金事業運営改善法が、平成 26 年 6 月 11 日に公布された（平成 26 年法律第 64 号）。

なお、当該法律においては、年金記録の訂正手続創設のほか、年金保険料納付猶予制度の対象者を、30歳未満の者から50歳未満の者に拡大するなど納付率向上のための方策等についても規定された。

③ 業務移行に向けた検討

年金事業運営改善法が成立したことを受け、平成26年7月29日には、地方委員会の集約後初めての年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長等合同会議を開催し、今後の第三者委員会の運営について報告を行った。

その後、総務省と厚生労働省との間で、総務省の年金記録確認業務を厚生労働省に移行するための事務的な検討が進められた。法律に基づき厚生労働省の訂正請求の受付が平成27年3月1日に開始されることを受けて、第三者委員会への申立ての受付は同年2月末までとされた。しかしながら、申立ての受付から調査審議の結果を通知するまでに通常4、5か月要することを考慮し、26年11月1日からは、第三者委員会に申立てを行う際、厚生労働省への訂正請求の事前の申込み（以下「事前申込み」という。）を受け付け、27年3月末時点までに事案の処理が終了しなければ、訂正請求に切り替えることとした。その結果、759件について訂正請求に切り替え、厚生労働省において引き続き調査審議を行うこととなった。また、事前申込みが行われなかった事案等について、27年4月21日に最終のあっせん等が行われ、第三者委員会の全ての事案処理を終えた。

2 事案処理の仕組み

(1) 基本方針

第三者委員会は、国民の立場に立って直接的な証拠がなくとも柔軟に判断するという基本姿勢の下、基本方針において、次の3点の判断の基準を示した。申立てについての調査審議に当たっては、事実の判断に際して証明よりも緩やかな疎明、すなわち、明らかに不合理ではなく、一応確からしいという判断の基準とした。

- ① 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- ② 前記判断を行うに当たっては、類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。
- ③ こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申

立内容等に基づき、総合的に判断する。

なお、平成 19 年 7 月 10 日の基本方針の総務大臣決定後、同年 12 月 26 日には厚生年金特例法が制定されたことを受けた改正、21 年 6 月 25 日にはこれまでの調査審議において蓄積された肯定的な関連資料及び周辺情報等を記載した別表追加の改正及び 22 年 1 月 1 日には日本年金機構が発足したことに伴う改正を行った。

(2) 事案処理の流れ

① 申立ての受付

ア 年金事務所での受付

第三者委員会への申立てについては、全国之最寄りの年金事務所（全国 312 か所。）で受け付け、年金事務所において基本的な資料の収集等を経て、第三者委員会に送付された。

イ 日本年金機構段階での処理

年金事務所において、第三者委員会での調査審議を経ずに記録訂正が可能な事案については、第三者委員会へ送付せず、日本年金機構の職権により記録訂正を行い、日本年金機構から申立人に対し年金記録が訂正された旨の通知が行われた。

ウ 第三者委員会への事案の送付

年金事務所において基本的な資料の収集等を経た事案は、都道府県事務センター（注）を経由し、週に 1 回程度、地方委員会への送付が行われた。

なお、年金事務所における事案の受付から、地方委員会への送付までに約 1 か月程度要していた。

（注） 都道府県事務センターは都道府県毎に設置されていたが、平成 26 年 10 月以降は、集約が進められており、27 年 4 月 1 日現在、全国 44 か所に設置。

② 関連資料及び周辺事情の収集

第三者委員会における調査審議においては、申立人から提出された年金記録確認申立書（以下「申立書」という。）、国民年金手帳、預金通帳等の資料や日本年金機構から提出された年金記録である被保険者原簿、国民年金被保険者台帳、厚生年金保険被保険者名簿等の資料だけでなく、第三者委員会自らが様々な調査等を行い、関連資料（納付事実を推認するに足る証拠）や周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を収集し、申立人の申立ての趣旨を汲み取るよう努めた。

特に、国民年金事案においては、申立人が納付したと主張する時期、納付場所、金額、納付方法等の情報を得るため、住民票、戸籍謄本（抄

本)、課税証明書等の収集はもとより、市町村の事務担当者、集金組織である自治会の役員、家族、親族、知人等から申立期間当時の状況等について聴取を行った。

また、厚生年金事案においては、申立事業所に係る商業法人登記簿や申立人の雇用保険加入記録等の収集等を行うほか、申立人が勤務していた事業所の上司、事務担当者、同僚等から聴取を行い、事業所は適正に届出を行っていたか、従業員給与から保険料控除を行っていたかなどについての調査に努めた。

さらに、脱退手当金事案においては、申立期間当時、退職する従業員へ脱退手当金の説明を行っていたか、従業員に代理して脱退手当金の請求を行う取扱いを行っていたか否かについて事業主へ照会するとともに、申立人と同時期に退職した同僚の脱退手当金支給記録の有無を調査するほか、連絡先が判明した同僚から、当時の脱退手当金の請求手続や受給方法等につき聴取するよう努めた。

しかしながら、申立事案の中には、申立期間が数十年前であるものも多く、長い年月の経過によって、関連資料や周辺事情が乏しいものも少なくなかった。

こうした事案の調査に当たっては、申立内容を可能な限り具体的かつ詳細に聴取することはもとより、申立内容を裏付ける関連資料や周辺事情を徹底的に発掘することが必要であった。

なお、そうした対応によっても関連資料や周辺事情が収集できない場合においては、申立人の申立内容等に基づいて総合的な判断が行われた。

③ 委員会・部会での審議

ア 委員会・部会での審議

第三者委員会は、申立件数に応じ、3人から5人の委員からなる部会を複数設置し、個々の事案は、主に部会において審議し、迅速な処理促進に務めた。審議においては、あつせん案等として結論を出したが、審議は複数回に及ぶ場合もあった。委員会・部会において判断の方向性が出た後、申立人に対し、その旨の連絡を行った。

イ 申立人及び事業主からの口頭意見陳述

第三者委員会では、申立人の申立ての趣旨を十分に汲み取ることを基本的な考えとしており、上記アの連絡の際に、申立人及び口頭意見陳述を希望するかどうかの確認を行い、希望する場合には、原則委員会・部会において口頭の意見陳述を行う機会を設け、申立人がその申立内容を伝えきれなかったと感じることがないように対応してきた。

なお、調査審議の積み重ねにより、口頭意見陳述を実施しても第三者委員会の判断が変更となる可能性が認められないものの傾向が明らかになってきた。そのため、例えば国民年金事案において、申立人本人から当時の納付状況を聴取しても、親等が納付しており、本人が納付に関与しておらず、納付したとされている親等が亡くなっている場合や、脱退手当金事案において、請求手続を行った記憶がないとの主張のみで受給していないことがうかがえない場合などは、口頭意見陳述の希望確認の必要はないこととした。

また、厚生年金特例法に基づき、あっせんがなされる場合には、その後事業主への納付勧奨が行われることになるため、そのような場合には、事業主に対しても口頭意見陳述の希望の有無を確認した。

第三者委員会では、口頭意見陳述は申立人及び事業主が直接意見を述べる最後の機会であることから、できる限り申立人及び事業主がその内容を伝えきれなかったと感じることがないように、口頭意見陳述の実施等に関して、全国的な整合性を図るとともに、申立人の申立てを十分に汲み取るとの基本的な考え方に沿った運用を図った。

④ 総務大臣のあっせん等

ア 総務大臣のあっせん等

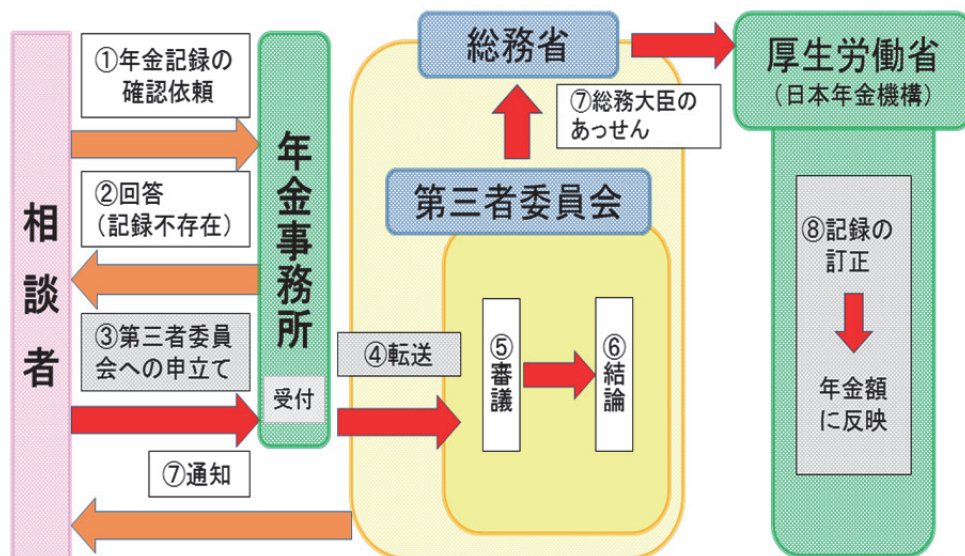
第三者委員会のあっせん案等は、各地方委員会委員長から総務大臣に報告が行われ、当該報告に基づき、総務大臣から厚生労働大臣に対し、原則として毎週（年末年始等を除く）あっせん等の通知が行われた。また、あっせん等の内容については、原則当該通知の翌日に、その内容を公表してきた。

あっせんの内容に基づき、厚生労働省において記録の訂正が行われ、年金受給者の場合は、その後、年金額への反映手続がとられることになった。

イ 申立人への通知

申立人に対しては、厚生労働大臣へのあっせん等の通知後に、総務省（行政評価局、管区行政評価局等）から判断の理由を含めた結果の通知が行われた。

(参考) 年金記録の訂正に至る手順



(3) 再申立て等

① 再申立て

第三者委員会への申立てにおいては、新しい資料・情報が出された場合は、同一の申立内容について、再申立てを可能とし、改めて調査審議を行うこととしてきた。

このことは、第三者委員会が、申立人の申立ての趣旨を十分に汲み取り、申立人の正当な権利を実現するという救済目的で設置されたこと、第三者委員会が、裁判所や社会保険審査会と異なり、上訴により再検討を求める二審制の仕組みをとっていないことを踏まえ、申立人が新たな資料・情報を得た場合等は、これに基づき再度審議を行い、できる限り年金記録の回復につなげることが適当であると考えたためである。

ただし、申立人が新たな資料・情報であると主張しても、例えば従来の主張の繰返しや行政への不満を述べるだけのものなど、新たな資料・情報が含まれていない場合や、保険料納付の記載がない預金通帳などの記録訂正につながるものではない場合は、再申立てを行っても訂正不要とならざるを得なかった。

② 第三者委員会の判断に関する訴訟

第三者委員会発足以降、平成27年3月末時点までに、申立人等が第三者委員会の判断、特に、年金記録の訂正が必要とまではいけないとの判断について不満があるとして、第三者委員会を相手に訴訟を提起したものは、全国で22件ある。このうち、16件については既に終結しており、

原告が取下げたものを除き、いずれにおいても第三者委員会側の主張を認める判決となっている。

主な訴えの内容は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、第三者委員会の判断の取消しや無効を求めるもの、または、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき、調査の過程等において調査員の不適切な発言等により精神的苦痛を受けたなどの不法行為があったと主張して国家賠償を求めるものである。

3 体制及び予算

(1) 体制

第三者委員会の発足当初には、中央委員会及び全国 50 の地方委員会において、委員 338 人を任命、合議体（委員会及び部会）54 の体制を整備し、また、事務室には総務省職員の投入、他府省からの人的協力及び非常勤職員の採用により、事務室職員 459 人を配置して、調査審議を開始した。

その後、平成19年度末、年間の申立件数の約 5 万件に対して、処理件数がその約 1 割程度となっている状況にあったため、調査審議の迅速化及び未処理件数の大幅な解消を図る観点から、毎年度、委員及び事務室体制の強化を行い、21年度当初には、委員950人（当初の約2.8倍）、合議体235（同約4.4倍）、事務室職員2,253人（同約4.9倍）にまで拡充した。

平成 23 年度以降は、申立件数及び未処理件数も減少に転じており、こうした減少傾向を踏まえ、順次、委員及び事務室体制を見直し、効率化を図ってきた。特に、①包括的意見策定後の 24 年 4 月には、委員 684 人、合議体 153、事務室職員 1,158 人に、②さらにその後、全国 50 の地方委員会を 9 の地方委員会へ集約した 25 年 5 月には、委員 263 人、合議体 59、事務室職員 631 人にまで縮減した。

また、平成 26 年度当初は、厚生労働省への業務移行を念頭に、総務省に申し立てられた事案の調査審議を確実に終える体制として、委員 244 人、合議体 57、事務室職員 588 人を確保し、その調査審議に対応した。

(2) 予算

第三者委員会の予算については、事案の調査審議を行う委員及び事務室体制に係る人件費が大半を占めるため、上記（1）で述べた委員及び事務室体制により大きく変動してきた。

発足当初年度である平成 19 年度は、第三者委員会が緊急に総務省に設置されたため、必要となる予算の流用（予算の流用承認額 390,475 千円）及び予備費（1,516,337 千円）により対応し、総額で 1,906,812 千円の予

算額となった。

平成 20 年度には、当初予算額として 4,772,688 千円が措置されたが、19 年度に申し立てられた約 5 万件の事案処理を迅速に完了させるため、予備費により 6,560,139 千円増額し、総額で 11,332,827 千円の予算額となった。

また、平成 21 年度には、申立件数のピークを迎えるが、これに対応するための委員及び事務室体制に必要な予算を措置し、21 年度は 12,364,440 千円、22 年度は 12,588,540 千円の予算が措置された。

平成 23 年度以降については、申立件数は減少傾向に転じており、これを踏まえ、予算額も削減し、全国 50 の地方委員会を 9 の地方委員会へ集約化した 25 年度予算額は、4,524,394 千円が措置された。以降も、予算の効率化を図り、26 年度は 3,061,641 千円、27 年度については、第三者委員会が業務移行するまでの間に総務省に申し立てられた事案の調査審議を確実に行う体制を維持するために必要な 435,987 千円の予算が措置されている。

Ⅲ 第三者委員会の活動の実績

1 委員会・部会の開催実績

(1) 中央委員会

中央委員会が設置された平成19年6月から27年3月までの間に、中央委員会及び中央委員会に置かれる部会（基本部会、国民年金部会、厚生年金部会及び脱退手当金部会）全体で332回の委員会・部会が開催された。

その開催状況についてみると、平成19年度は146回、20年度は113回開催されたが、最初の委員任期（平成21年6月）までに必要となる事案処理の先例の発出をおおむね終了したことから、21年度以降、委員会・部会開催数は減少していった（表Ⅲ－1）。

表Ⅲ－1 中央委員会における委員会・部会の開催実績

（単位：回）

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
開催数	146	113	34	16	13	4	3	3	332

(2) 地方委員会

地方委員会が設置された平成19年7月から27年3月までの間において、地方委員会及び地方委員会に置かれる部会（国民年金、厚生年金及びその他）全体で40,544回の委員会・部会が開催された。

その開催状況についてみると、平成19年度は2,122回であったところ、処理すべき事案の増加に伴う審議体制の強化により、20年度は9,204回、21年度は9,178回の委員会・部会が開催されることとなった。また、23年度以降は、未処理件数の減少並びに申立件数の減少及び年金事務所段階における包括的意見に基づく記録訂正が開始されたことに伴い第三者委員会において処理すべき事案は減少し、24年度には2,523回となった。

さらに、平成25年度には、第三者委員会において処理すべき事案の減少等を受けて行われた地方委員会の集約（平成25年5月）により、効率的に委員会・部会が開催されることとなり、委員会・部会開催数は1,356回まで減少した。（表Ⅲ－2）。

表Ⅲ－２ 地方委員会及び地方委員会に置かれる部会の開催実績

(単位：回)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
開催数	2,122	9,204	9,178	8,703	6,305	2,523	1,356	1,153	40,544

2 受付件数及び処理件数等

(1) 受付件数

総務大臣への年金記録の確認申立ては、第三者委員会が設置された平成19年6月から27年2月の受付終了までに293,618件の申立てを受け付けた(表Ⅲ－3)。

このうち、国民年金事案が96,477件、厚生年金事案が197,141件となっている。

また、年度ごとの受付件数は、平成19年度50,752件、20年度49,807件、21年度60,374件、22年度59,912件、23年度27,607件、24年度17,883件、25年度18,039件、26年度9,244件となっている(表Ⅲ－4及び図Ⅲ－5)。

受付件数の推移を1月当たりの平均受付件数で見ると、受付を開始した平成19年度は約5,600件であったところ、22年度までは、約4,000件から約5,000件となり、その後、申立ては大幅に減少し、23年度には約2,300件となっている。23年度以降も減少傾向にあり26年度には約800件まで減少した(表Ⅲ－4)。

(2) 第三者委員会における処理件数

第三者委員会における処理件数は248,118件であり(注)、このうち、国民年金事案が90,677件、厚生年金事案が157,441件となっている。

また、年度ごとの処理件数は、平成19年度5,796件、20年度53,742件、21年度57,377件、22年度62,505件、23年度42,118件、24年度11,507件、25年度8,190件、26年度6,883件となっている(表Ⅲ－4及び図Ⅲ－5)。

処理件数の推移を1月当たりの平均処理件数で見ると、平成19年度は約600件であったところ、体制の整備や調査能力の向上を図ってきた結果、処理件数は増加し、ピーク時の22年度には約5,200件の処理を行っている。23年度以降は受付件数の減少や年金事務所において包括的意見に基づく記録訂正が開始されたことにより、第三者委員会において処理すべき事案は減少し、26年度には約600件となった(表Ⅲ－4)。

(注) 平成27年3月末時点。以下、件数については注記がない限り同じ。

(3) 日本年金機構段階における処理件数

日本年金機構段階における処理件数は 45,176 件となっており、そのうち日本年金機構段階における記録訂正件数は 32,498 件、申立人からの申出により申立てを取り下げたもの等は 12,678 件となっている。

平成 20 年 4 月に社会保険事務所において年金記録の訂正が開始されて以降、その対象の拡大を推進し、記録訂正件数は徐々に増加した。特に 23 年 10 月に年金事務所における包括的意見に基づく記録訂正が開始されてから日本年金機構における記録訂正件数は大幅に増加し、平成 25 年度には日本年金機構段階における処理件数 (9,586 件) が第三者委員会の処理件数 (8,190 件) を上回っている (表Ⅲ-4)。

(4) 年金記録の回復が図られた件数

第三者委員会における審議及び日本年金機構段階における記録訂正により年金記録の回復が図られたものは 145,731 件となっている。

申立人からの申出により取り下げられた申立て等を除く処理件数 (第三者委員会において年金記録の訂正の要否について判断したもの及び日本年金機構段階において記録訂正を行ったもの) 268,241 件に対するその割合 (年金記録の回復が図られた割合) は約 54% である。

年金制度別にみると、国民年金事案は、34,184 件について年金記録の回復が図られ、取下げ等を除いた処理件数 88,398 件に対する年金記録の回復が図られた割合は約 39% である。一方、厚生年金事案は、111,547 件について年金記録の回復が図られ、取下げ等を除いた処理件数 179,843 件に対する年金記録の回復が図られた割合は約 62% である (表Ⅲ-3)。

第三者委員会及び日本年金機構において年金記録の回復が図られた件数の内訳は以下のとおりである。

① 第三者委員会におけるあっせん件数

上記 (2) で述べたとおり、第三者委員会では 248,118 件の処理が終了し、このうち年金記録の訂正が必要と判断したもの (当該判断を踏まえ、総務大臣から年金記録の訂正が必要である旨のあっせんが行われたもの) が 113,233 件、年金記録の訂正が不要との判断を行ったものが 122,510 件、申立人からの申出により申立てを取下げたもの等が 12,375 件となっている。

申立人による取下げ等を除いた処理件数 (年金記録の訂正が必要又は訂正が不要との判断を行った件数) 235,743 件に占める割合 (あっせん率) は約 48% である。

年金制度別にみると、国民年金事案 90,678 件のうち、年金記録の訂正が必要と判断したものが 32,166 件、年金記録の訂正が不要と判断したものが 54,214 件、申立人からの申出により申立てを取り下げたもの等が 4,298 件あり、あっせん率は約 37%である。一方、厚生年金事案 157,441 件のうち、年金記録の訂正が必要と判断したものが 81,067 件、年金記録の訂正が不要と判断したものが 68,296 件、申立人からの申出により申立てを取り下げたもの等が 8,078 件あり、あっせん率は約 54%である（表Ⅲ－3）。

② 日本年金機構における記録訂正件数

上記（3）で述べたとおり、日本年金機構段階における記録訂正件数は 32,498 件であり、このうち、国民年金事案が 2,018 件、厚生年金事案が 30,480 件となっている（表Ⅲ－3）。

表Ⅲ－3 受付件数及び処理件数（累計）

（単位：件）

受付件数	293,618
国民年金	96,477
厚生年金	197,141
日本年金機構段階における処理件数	45,176
記録訂正	32,498
国民年金	2,018
厚生年金	30,480
取下げ等	12,678
第三者委員会における処理件数	248,118
年金記録の訂正が必要と判断したもの	113,233
国民年金	32,166
厚生年金	81,067
年金記録の訂正が不要と判断したもの	122,510
国民年金	54,214
厚生年金	68,296
取下げ等	12,375
第三者委員会のあつせん率	48%
国民年金	37%
厚生年金	54%
処理合計	293,294
年金記録の回復が図られたもの	145,731
国民年金	34,184
厚生年金	111,547
年金記録の訂正が不要と判断したもの	122,510
国民年金	54,214
厚生年金	68,296
取下げ等	25,053
年金記録の回復が図られた割合	54%
国民年金	39%
厚生年金	62%

（注）平成27年3月末現在の数値である。

表Ⅲ－４ 受付件数及び処理件数（年度別）

（単位：件）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受付件数	50,752	49,807	60,374	59,912	27,607	17,883	18,039	9,244
	(50,752)	(100,559)	(160,933)	(220,845)	(248,452)	(266,335)	(284,374)	(293,618)
1月当たりの平均件数	5,639	4,151	5,031	4,993	2,301	1,490	1,503	840
処理件数	5,796	56,685	61,117	68,795	48,961	20,623	17,776	13,541
	(5,796)	(62,481)	(123,598)	(192,393)	(241,354)	(261,977)	(279,753)	(293,294)
1月当たりの平均件数	644	4,724	5,093	5,733	4,080	1,719	1,481	1,128
日本年金機構 における処理 件数	—	2,943	3,740	6,290	6,843	9,116	9,586	6,658
	—	(2,943)	(6,683)	(12,973)	(19,816)	(28,932)	(38,518)	(45,176)
記録訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	5,871
	—	(692)	(2,095)	(4,553)	(9,616)	(17,762)	(26,627)	(32,498)
取下げ等	—	2,251	2,337	3,832	1,780	970	721	787
	—	(2,251)	(4,588)	(8,420)	(10,200)	(11,170)	(11,891)	(12,678)
第三者委員会 における処理 件数	5,796	53,742	57,377	62,505	42,118	11,507	8,190	6,883
	(5,796)	(59,538)	(116,915)	(179,420)	(221,538)	(233,045)	(241,235)	(248,118)
1月当たりの平均件数	644	4,479	4,781	5,209	3,510	959	683	574
記録訂正が 必要と判断	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132
	(2,397)	(22,765)	(50,327)	(80,708)	(100,339)	(105,793)	(110,101)	(113,233)
記録訂正が 不要と判断	2,938	31,176	26,956	28,879	20,791	5,658	3,506	2,606
	(2,938)	(34,114)	(61,070)	(89,949)	(110,740)	(116,398)	(119,904)	(122,510)
取下げ等	461	2,198	2,859	3,245	1,696	395	376	1,145
	(461)	(2,659)	(5,518)	(8,763)	(10,459)	(10,854)	(11,230)	(12,375)
年度末時点 未処理件数	44,956	38,078	37,335	28,452	7,098	4,358	4,621	324
受付件数に対す る処理率	11.4%	59.2%	72.6%	81.2%	89.2%	87.5%	84.8%	99.8%

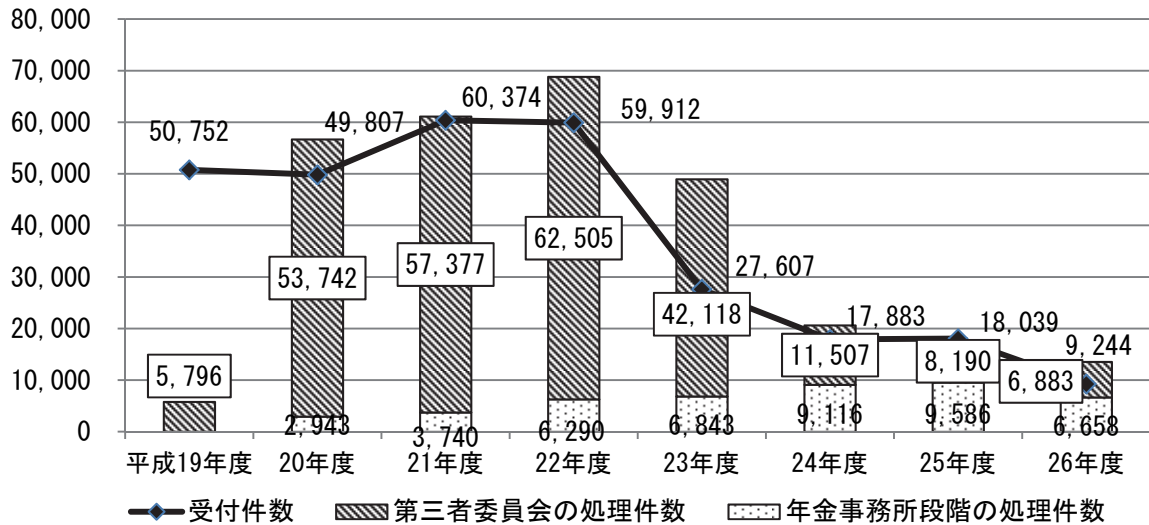
(注) 1 平成19年度における1月当たりの平均件数は、19年7月から20年3月までの9か月として算出。

2 平成26年度における受付件数及び受付件数の平均件数は26年4月から27年2月までの11か月として算出。

3 括弧内の数値は、各年度末時点の累計。

図Ⅲ－５ 年度別の受付件数及び処理件数の推移

(単位：件)



3 その他

(1) 申立て受付から処理が終わるまでに要する期間

第三者委員会は、申立人の主張を汲み取り、国民の立場に立って、公正な判断をすることとしているが、その一方で、迅速に処理することも要請されているところである。

第三者委員会に対する申立てを受け付けてから処理が終わるまでに時間を要しているとの指摘もなされていたことから、今回、処理が終わるまでにどの程度の期間を要しているのかについて調査を行った（注1）。

今回の調査では、年金事務所等で申立人から申立書を受け付けてから処理を終えるまでの平均期間は、全国平均で 144.4 日、また、年金事務所等から転送された事案を各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでの平均期間は、全国平均で 100.7 日となっている。

23 年報告に掲載した調査結果（平成 23 年 3 月 8 日までに処理を終えた事案を対象としたもの。以下「従前の調査結果」という。）では、年金事務所等で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでの平均期間は、全国平均で 163.3 日、また、年金事務所等から転送された事案を各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでの平均期間は、全国平均で 130.2 日であった。

今回の調査結果と従前の調査結果を比較すると、今回の調査結果の方が、それぞれ 18.9 日間及び 29.5 日間短くなっている。

また、今回の調査結果のうち、地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでの平均期間について各地方委員会別にみると、100 日未満の期間と

なっている委員会は9 地方委員会中 4 地方委員会である（注 2）。

（注） 国の地方委員会において、調査日（平成 26 年 12 月 16 日）までに処理を終えた事案のうち、直近のものからさかのぼって、国民年金及び厚生年金に係るあっせん事案及び訂正不要事案それぞれ 5 件ずつ（計 20 件）をサンプルとして抽出し、①年金事務所等で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均値、②年金事務センターから転送されてから第三者委員会で処理を終えるまでに要した期間の平均値を調査した。

（2）申立人等の口頭意見陳述の実施件数

第三者委員会が設置された平成 19 年 6 月から 27 年 3 月末までの間において実施された口頭意見陳述の件数は、7,803 件であり（国民年金事案 4,573 件、厚生年金事案 3,073 件、脱退手当金事案 157 件）、そのうち、317 件（国民年金事案 243 件、厚生年金事案 68 件、脱退手当金事案 6 件）については、口頭意見陳述実施後、委員会又は部会における結論の方向性の判断に変更があった（表Ⅲ－6）。

また、口頭意見陳述は、おおむね、申立人に事務室への来訪を求めて実施してきたところであるが、申立人が遠隔地に居住していたり、申立人と委員との日程調整が困難であった等の場合には、委員会が指名した委員が電話や最寄りの市役所等に出向いて実施するなど柔軟な対応を行ってきた。

表Ⅲ－6 口頭意見陳述の実施状況（平成19年度～26年度）

（単位：件）

	国民年金事案	厚生年金事案	脱退手当金事案	全体計
平成19年度	579	184	4	767
うち口頭意見陳述実施後、 判断の変更があったもの	27	0	0	27
平成20年度	1,770	776	60	2,606
同上	108	12	4	124
平成21年度	978	779	44	1,801
同上	64	24	0	88
平成22年度	632	757	25	1,414
同上	28	13	2	43
平成23年度	383	358	12	753
同上	14	14	0	28
平成24年度	136	114	5	255
同上	0	5	0	5
平成25年度	51	68	6	125
同上	0	0	0	0
平成26年度	44	37	1	82
同上	2	0	0	2
合計	4,573	3,073	157	7,803
うち口頭意見陳述実施後、 判断の変更があったもの	243	68	6	317

（3）関係訴訟件数

平成19年6月の第三者委員会発足以降、27年3月末時点までに、同委員会に関係する訴訟が全国で22件提起されている。このうち、16件については終結し、残りの6件は係争中となっているが、終結した訴訟については、原告が取下げたものを除き、いずれにおいても第三者委員会側の主張を認める判決となっている。

主な訴えの内容は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、第三者委員会の判断の取消しや無効を求めるもの又は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき、調査の過程等において調査員の不適切な発言等により精神的苦痛を受けたなどの不法行為があったと主張して国家賠償を求めるものである（表Ⅲ－7）。

表Ⅲ－７ 第三者委員会に関連する訴訟の状況

根拠となる法律	件数	主な請求内容
行政事件訴訟法関連 (抗告訴訟)	14(4)	・ 審議結果(非あつせん)の通知の取消し ・ 非開示情報の開示請求 ・ 第三者委員会の判断が「基本方針」に違反し、違法であることの確認
国家賠償法	7(2)	・ 第三者委員会職員による暴言、虚偽等があったとして、それによる精神的苦痛に対する慰謝料請求 ・ 第三者委員会職員による適正な審議の妨害があったとして、それにより受けることの出来なかった年金額相当の損害賠償請求
民法	1(0)	・ (特定の)職員による不適切な行為があったとして、それによる苦痛に対する慰謝料請求

(注) 件数欄の括弧内の数値は、係争中の訴訟の件数であり左記数値の内数である。

上記訴訟のうち、第三者委員会の判断の取消しや無効を求める訴訟における判決については、制度上、第三者委員会の判断及び総務大臣のあつせんは個別法令に基づく行政作用ではなく、事実上の行為であることから不適法な訴えとして却下されている。また、国家賠償法に基づく損害賠償請求や慰謝料請求についても、原告が主張する調査員の不適切な発言等の事実はなかったとして請求棄却の判決が下されている。

(4) 情報公開請求・個人情報開示請求件数

平成19年6月の第三者委員会発足以降、27年3月末時点までに、第三者委員会における調査審議の結果を受けて、主に訂正不要と判断された申立人等から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)又は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。)に基づき、第三者委員会が審議に使用した資料等の開示を求める請求は、全国で94件行われた(情報公開法に基づく開示請求10件、個人情報保護法に基づく開示請求84件)。そのうち、開示決定の内容に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがなされたものが13件(情報公開法に基づく開示請求2件、個人情報保護法に基づく開示請求11件)、さらに、不開示に係る処分や審査請求に係る裁決の取消しを求める訴訟が2件ある。

(5) 第三者委員会の判断結果に対する苦情等への対応

第三者委員会においては、国民の立場に立って申立人の申立てを十分に汲み取り、収集した資料を検討の上、年金記録の訂正に関して公正な判断を示してきたが、第三者委員会における調査審議の結果を受けて、主に訂

正不要と判断された申立人等から、第三者委員会の調査審議のやり方、判断理由等に対する苦情が散見された。

これらの苦情に対して第三者委員会においては、申立人等の苦情内容を十分聴取し、できる限り申立人等の意向に沿うよう対応したり、申立人等の納得が得られるよう十分な説明を行うなど適切に対応してきた。

また、第三者委員会における訂正不要の判断結果に納得できない申立人等が事務室等に来所するなどし、事務室職員等を脅迫したり、暴行を加えたりしたほか、凶器を示して訂正不要の判断を覆し、年金記録を訂正するよう要求したこともあった。

このような要求行為等に応じることは、第三者委員会の公正な判断に悪影響を及ぼすばかりか、国民、被保険者全体の年金制度に対する信頼を著しく低下させることとなる。

そのため、第三者委員会においては、このような要求行為等には一切応じず、警察等の関係機関との連携を密にし、対応要領の教示を受けたり、必要により警察官の臨場を要請するなどにより、重大な事件とならないよう毅然とした対応を行ってきた。

IV 処理事案の分析

1 事案内容の分析

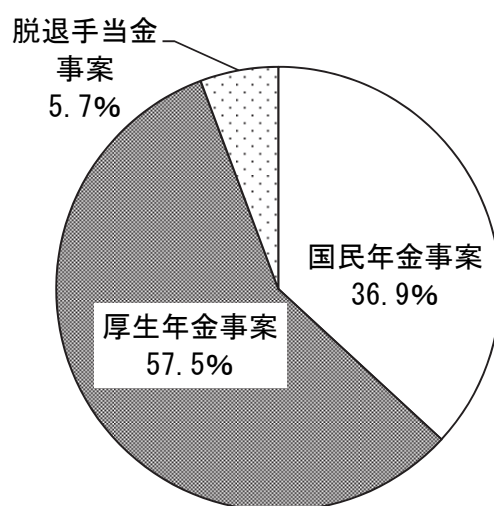
第三者委員会では委員会設置以降の約8年間において、約25万件事案処理を行ってきたところである。今般、第三者委員会の業務を終了するにあたり、申立事案の傾向や審議結果に基づく判断事由などについて分析を行った。

なお、当分析は、分析が可能である第三者委員会の審議開始（平成19年7月）から26年6月までに処理が終了した事案を対象としており、事案の件数は以下のとおりである（図IV-1）。

事案全体	231,588件	(注)
・国民年金事案	85,545件	
・厚生年金事案	133,353件	
・脱退手当金事案	13,196件	

(注) 1つの申立てにおいて厚生年金事案と脱退手当金事案に係る申立てを行っている事案が506件あり、制度別ではそれぞれに計上し、申立全体では1つの厚生年金事案として計上している。

図IV-1 分析対象事案（制度別）

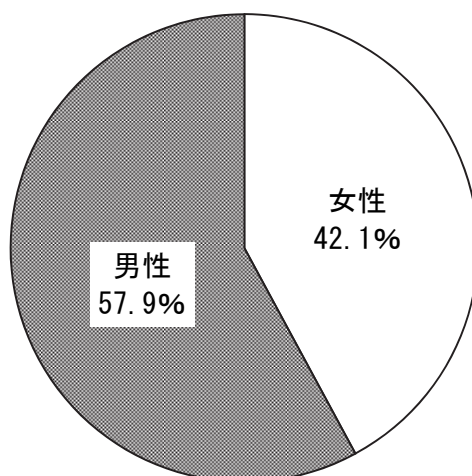


(1) 申立人の属性

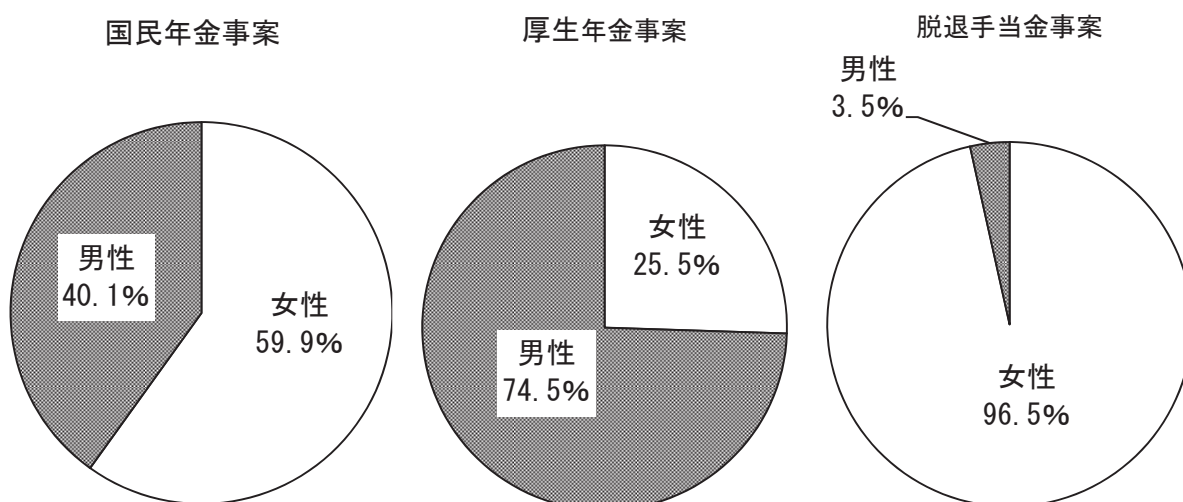
① 男女別

申立人の性別をみると、男性からの申立てが約 58%、女性からの申立てが約 42%となっている（図IV-2、図IV-3）。

図IV-2 男女別の構成（申立事案全体）



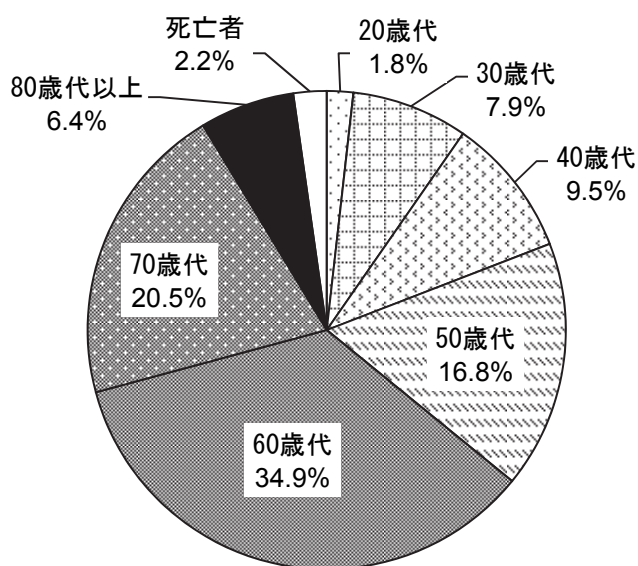
図IV-3 男女別の構成（制度別）



② 年齢別

申立人の申立て当時の年齢をみると、申立人が60歳以上の事案が全体の約60%を占めており、そのうち、申立人が60歳代の事案が最も多くなっている（図IV-4、図IV-5）。

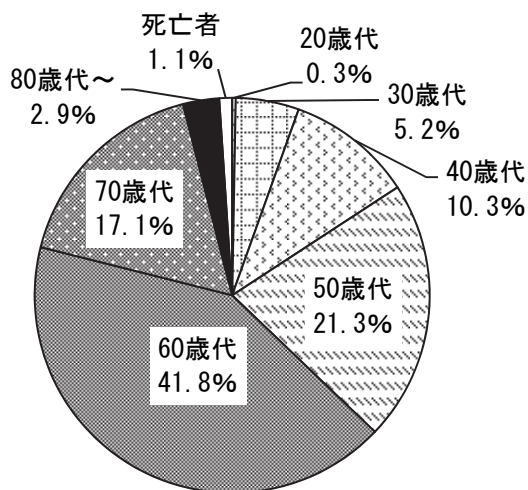
図IV-4 年齢構成（申立事案全体）



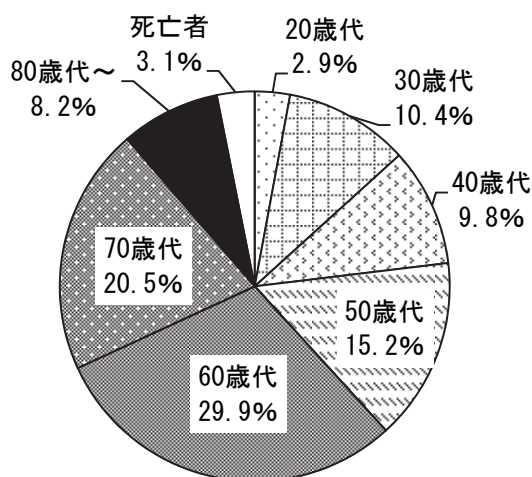
- (注) 1 申立人の年齢は第三者委員会において申立てを受け付けた時点（転送時点）のものである。
- 2 転送時又は厚生労働大臣へのあっせん時に申立人が死亡していることが判明した事案は死亡者に計上している。

図IV-5 年齢構成（制度別）

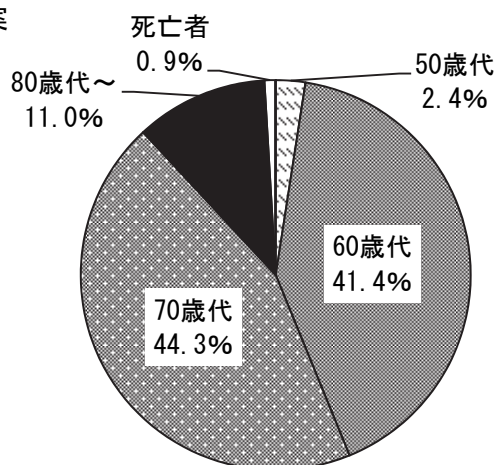
国民年金事案



厚生年金事案



脱退手当金事案

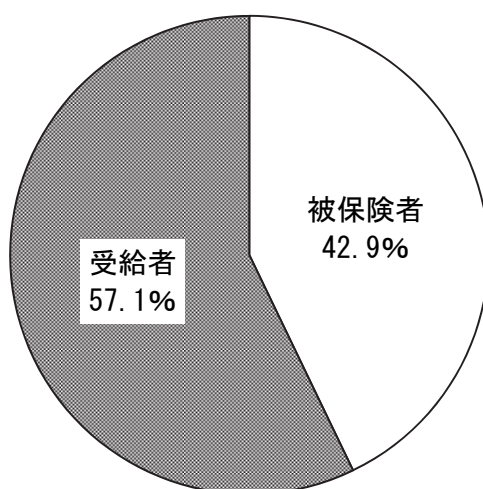


- (注) 1 申立人の年齢は第三者委員会において申立てを受け付けた時点(転送時)のものである。
 2 転送時又は厚生労働大臣へのあっせん時に申立人が死亡していることが判明した事案は死亡者に計上している。

③ 受給者・加入者別

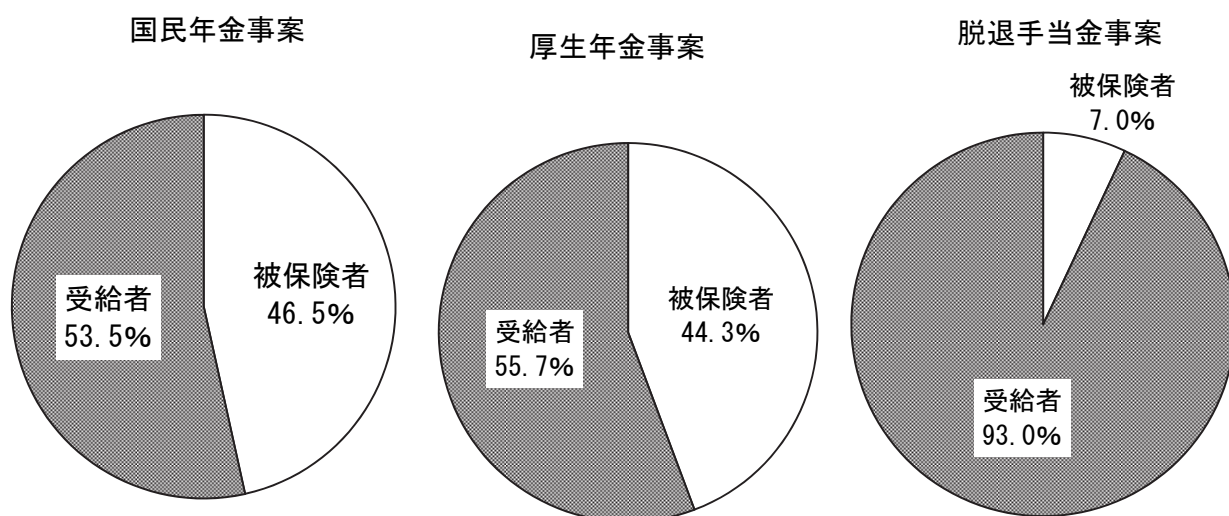
申立人が申立て当時、年金受給者であったか、被保険者であったかについて、平成20年4月以降に受け付けた事案について整理したところ、全体の約57%が年金受給者からの事案となっている（図IV-6、図IV-7）。

図IV-6 受給者・被保険者構成（申立事案全体）



（注）平成19年度に受け付けた事案を除く。

図IV-7 受給者・被保険者構成（制度別）



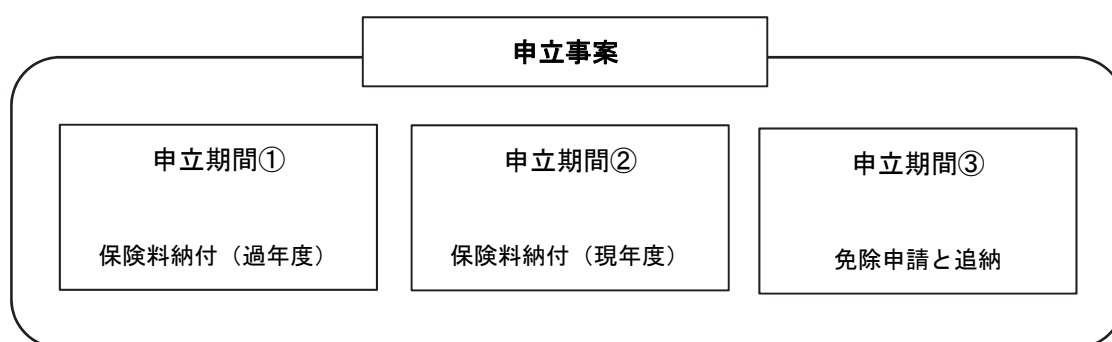
（注）平成19年度に受け付けた事案を除く。

(2) 処理事案内容の分析

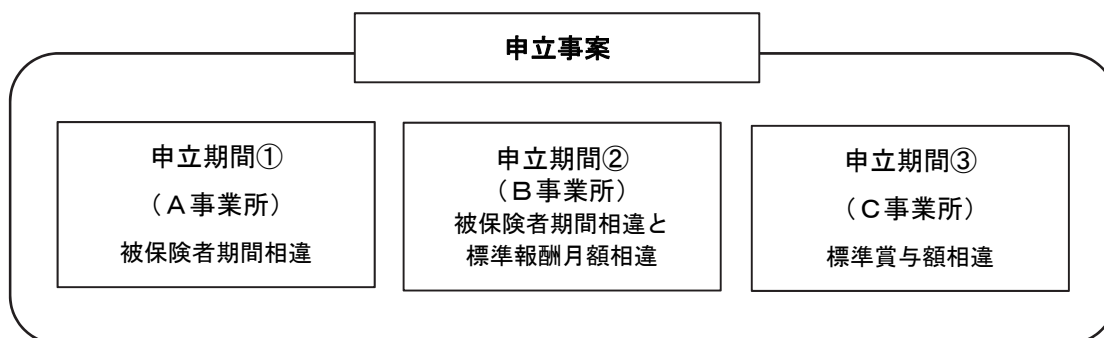
1 (1) の申立人の属性については、前述のとおり事案単位で分析を行っているところであるが、(2) の処理事案内容の分析においては、ひとつの申立事案には申立期間が複数含まれている場合があること、さらに各申立期間には異なる事由による申立てが複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく申立期間単位で分析を行い集計している。

なお、当該事案の具体例については以下のとおりである。

(国民年金事案の例)



(厚生年金事案の例)



(注) 上記国民年金事案の申立期間③と厚生年金事案の申立期間②のように、異なる申立類型が混在している場合については、各々の類型に件数計上している。

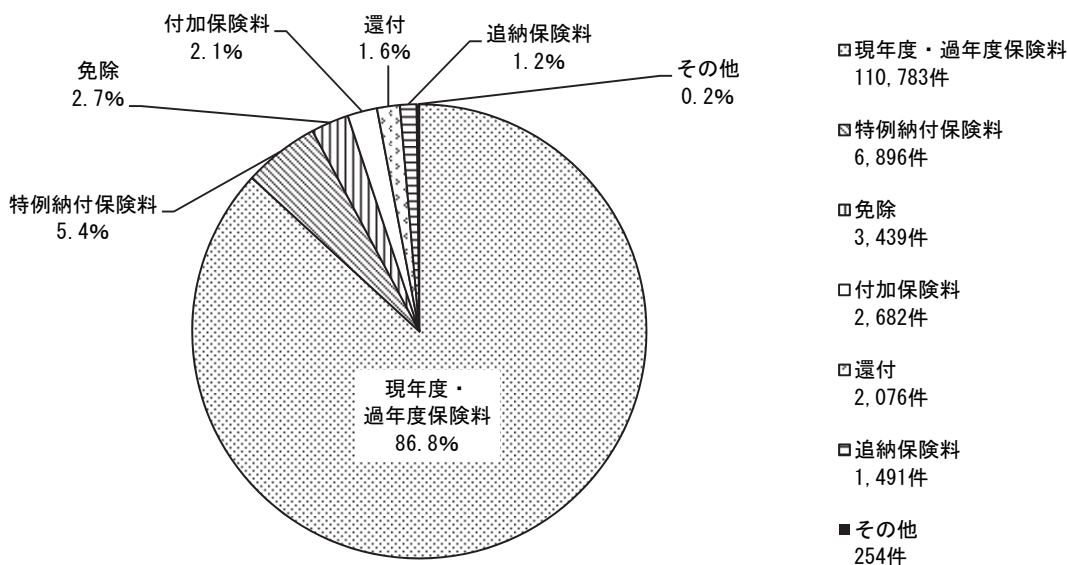
① 申立類型別

【国民年金】

国民年金事案は図IV-8のとおり類型化されるが、大きく分けると保険料納付の申立事案、免除の申立事案、還付記録がある申立事案、その他に分類され、保険料納付の申立事案が約95%を占めている。

また、保険料納付の申立事案を細分すると、現年度・過年度保険料に係る申立て、特例納付保険料に係る申立て、付加保険料に係る申立て、追納保険料に係る申立てに分けられ、このうち「現年度・過年度保険料」が申立期間数127,621件中、110,783件と最も多く、全体の約87%を占めている。

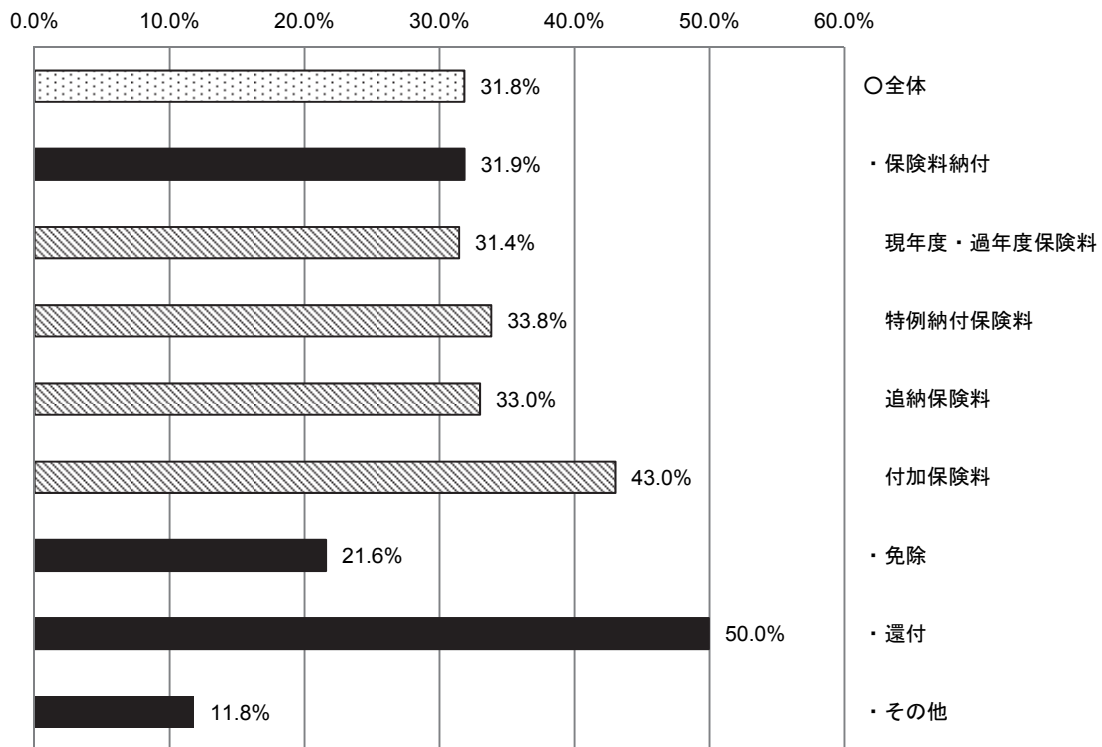
図IV-8 申立類型別割合（国民年金）



さらに、国民年金全体のあっせん率は31.8%であり、類型別では「還付」が50.0%と最も高く、次いで「付加保険料」が43.0%となっている（図IV-9）。

「還付」についてはあっせん率が高いが、これは還付すべき期間ではないにもかかわらず還付した記録となっている、いわゆる誤還付と考えられる事案が多くを占めていたことによる。

図IV-9 申立類型別あつせん率（国民年金）



<申立類型の説明>

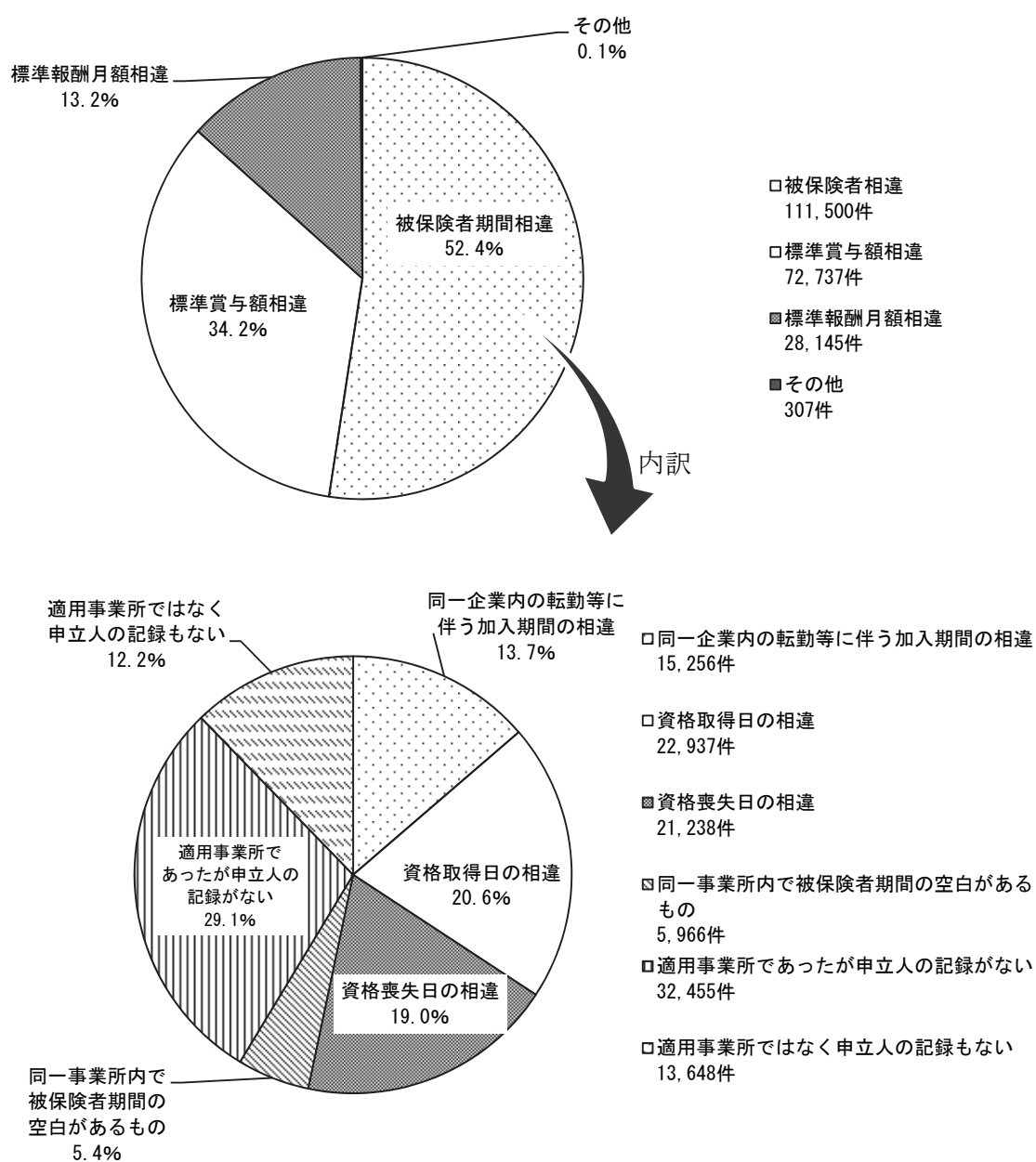
- 現年度保険料 納付期限の属する年度に市町村（H14年度以降は現在の年金事務所）に納付したと申立人が主張する事案
- 過年度保険料 現年度の納付期限経過後、社会保険事務所に納付したと申立人が主張する事案
- 特例納付保険料 時効で納付できなくなった保険料を納付できる特例措置を利用して納付したと申立人が主張する事案
- 免除 所得が低いなど保険料の納付が著しく困難である場合において、保険料の全額又は一部の納付義務が免除される制度の申請を行ったと申立人が主張する事案
- 追納保険料 老齢基礎年金額を増額するため、国民年金保険料の免除又は納付猶予を承認された期間について、遡って後から納付したと申立人が主張する事案
- 付加保険料 付加年金を受給するため、国民年金保険料に加えて付加保険料を納付したと申立人が主張する事案
- 還付 重複納付等の過誤納により国には還付された記録があるものの、還付記録がおかしい又は還付金を受け取っていないと申立人が主張する事案

【厚生年金】

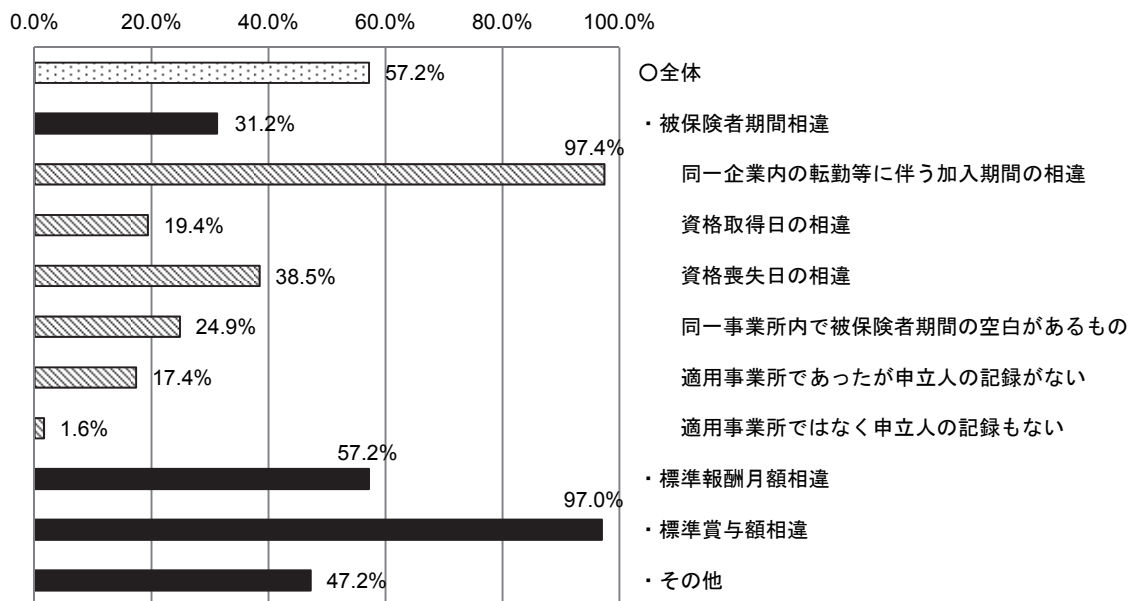
厚生年金事案は図IV-10のとおり類型化されるが、申立期間数 212,689 件のうち、「被保険者期間相違」の 111,500 件が最も多く全体の 5 割以上を占めており、次いで「標準賞与額相違」が多くなっている（図IV-10）。

また、厚生年金全体のあっせん率は 57.2%であり、その中で「被保険者期間相違」のうち「同一企業内の転勤等に伴う加入期間相違」の 97.4%が最も高く、次いで「標準賞与額相違」の 97.0%となっている（図IV-11）。

図IV-10 申立類型別割合（厚生年金）



図IV-11 申立類型別あつせん率（厚生年金）



<申立類型の説明>

- 資格取得日相違 申立人が主張する入社日よりも年金記録の資格取得日が後の日付となっている事案
- 資格喪失日相違 申立人が主張する会社の退職日よりも年金記録の資格喪失日が前の日付となっている事案
- 同一企業内の転勤等に 同一企業内の異動や関連会社への出向及び転籍の際に伴う加入期間の相違 空白期間があり、申立人が主張する期間と年金記録が相違している事案
- 標準報酬月額相違 申立人が主張する標準報酬月額と年金記録の標準報酬月額が相違している事案
- 標準賞与額相違 申立人が主張する標準賞与額と年金記録の標準賞与額が相違している事案

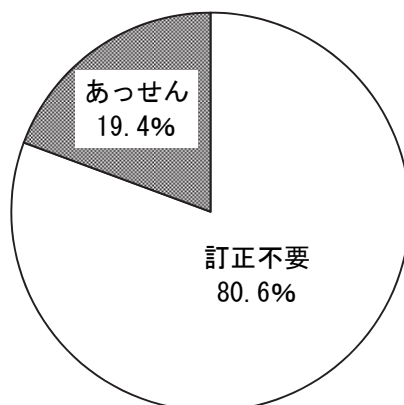
【脱退手当金】

脱退手当金事案は、行政側に支給記録があるが、申立人が受給していないと主張している事案であり、第三者委員会では申立人の受給の有無を支給記録ごとに判断している。申立事案は 13,196 件であるが、一つの申立事案に複数の支給記録を含む場合があり、支給記録の数は 13,424 件となっている。複数の支給記録を同時に受給していないとして申し立てた事案は、224 件あり、最大は 3 つの支給記録を申し立てた事案であった。

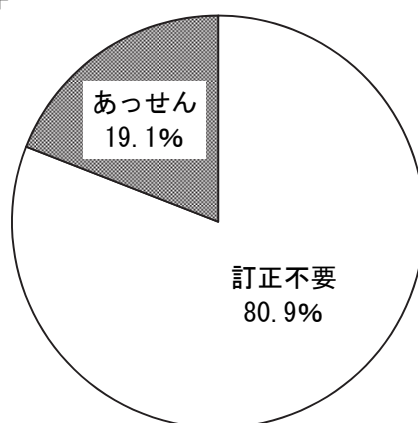
なお、あっせん率は、一部の支給記録のみあっせんした事案があることから、事案全体では 19.4%、支給記録ごとにみると 19.1%となっている(図 IV-12)。

図IV-12 あっせん率（脱退手当金）

事案数 13,196 件



支給記録数 13,424 件



② 処理年度別件数及びあっせん率

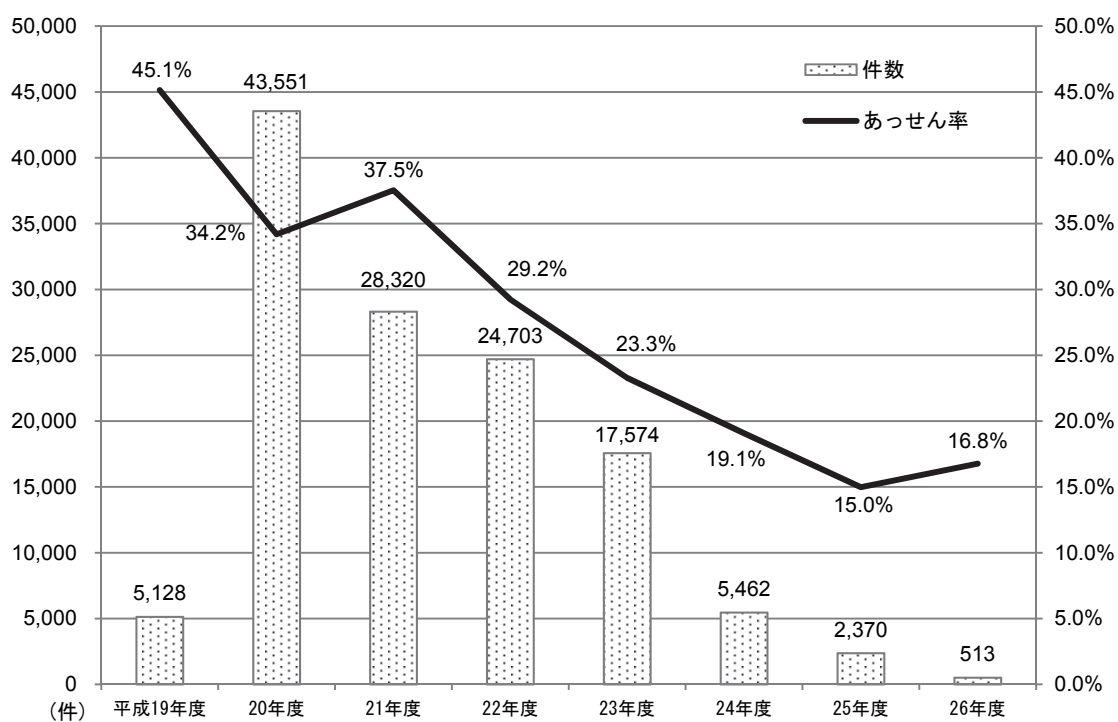
※ 処理年度別件数及びあっせん率については、平成19年度が19年7月から20年3月までの9か月分、平成26年度が26年4月から6月までの3か月分をそれぞれ対象としている。

【国民年金】

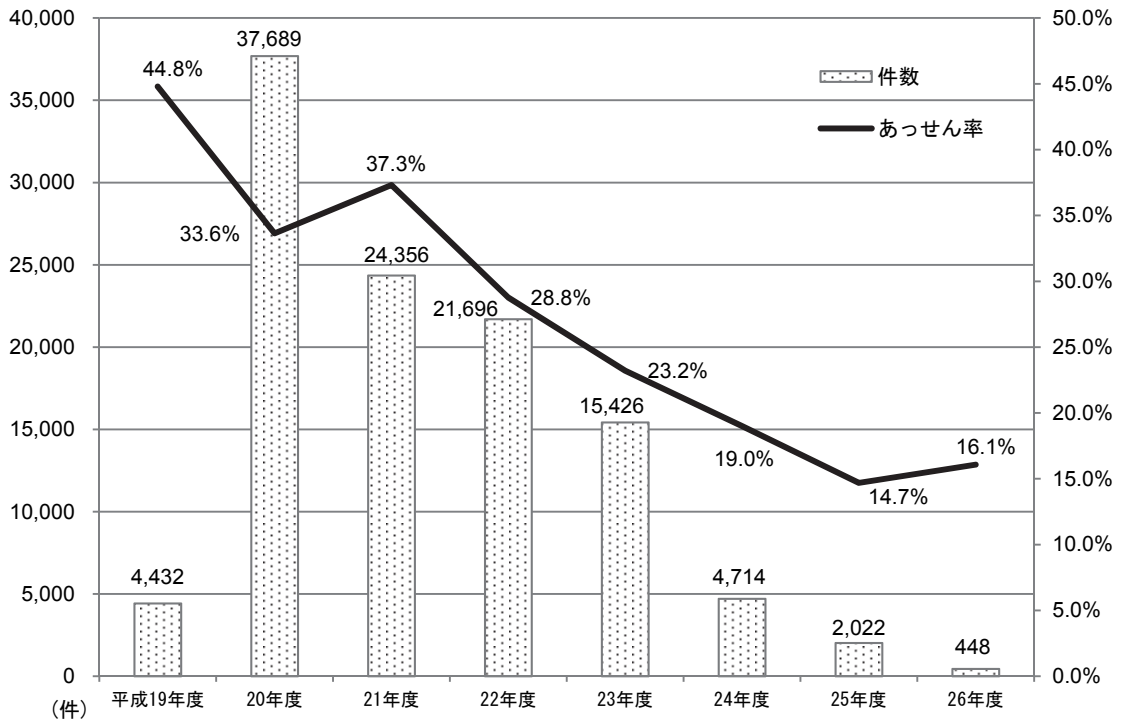
国民年金事案の処理年度別件数とあっせん率については、図IV-13のとおりであり、設立当初に比べ近年は処理件数、あっせん率ともに低下傾向にある。

また、現年度・過年度納付と特例納付事案の処理件数とあっせん率の推移は次の図IV-14及び図IV-15のとおりである。

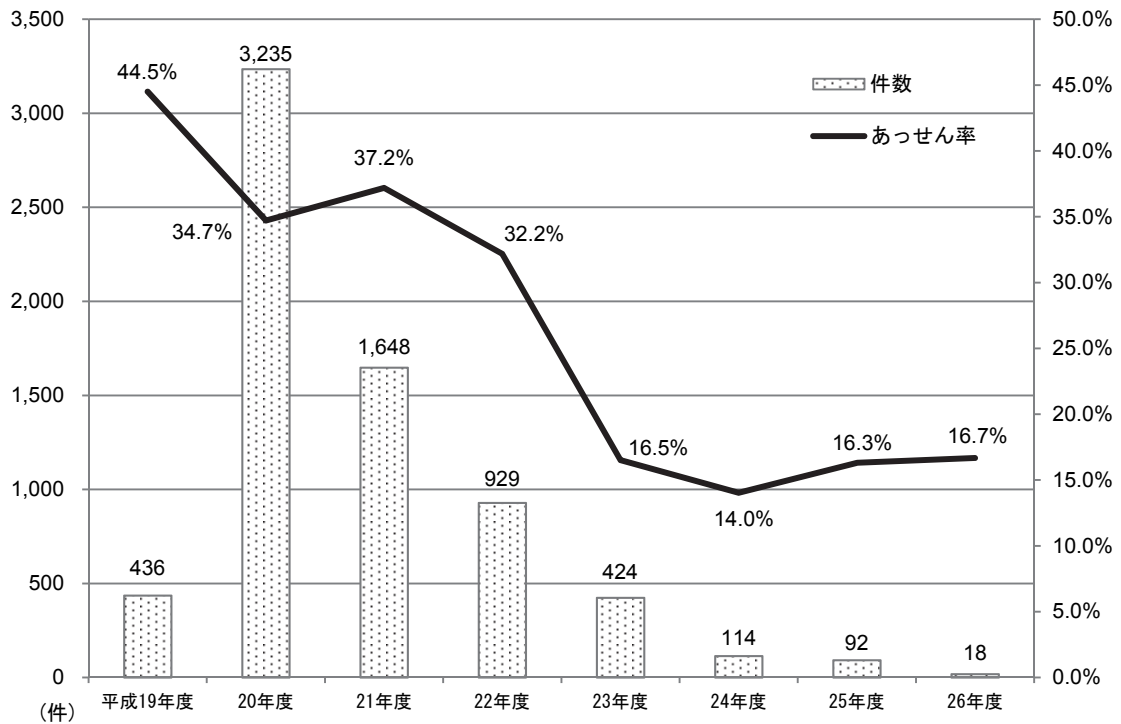
図IV-13 処理年度別件数及びあっせん率（国民年金全体）



図IV-14 処理年度別件数及びあっせん率（国民年金・現年度・過年度納付）



図IV-15 処理年度別件数及びあっせん率（国民年金・特例納付）

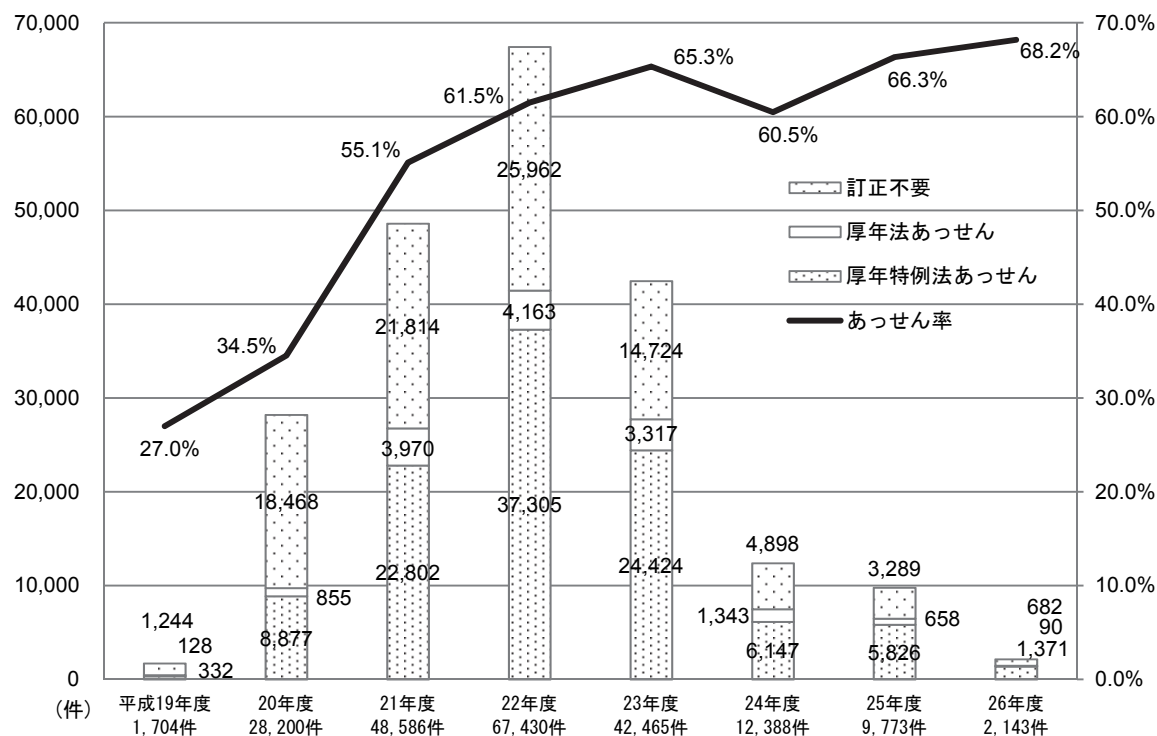


【厚生年金】

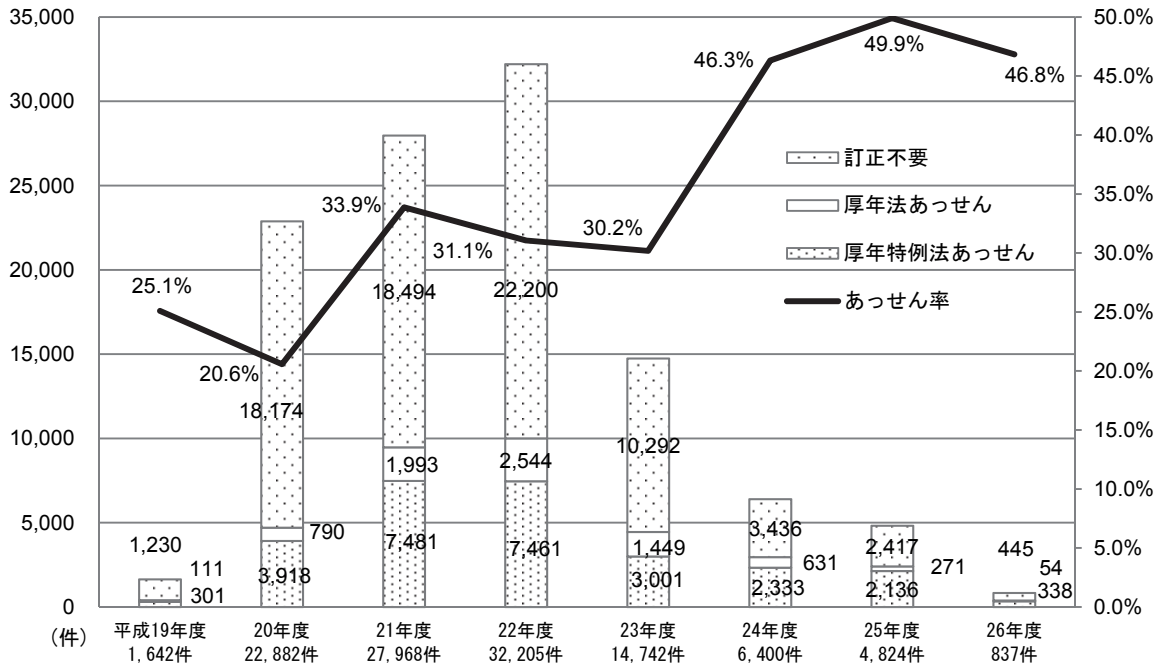
厚生年金事案の処理年度別件数とあっせん率については、図IV-16のとおりであるが、処理件数については平成22年度にピークを迎え、以降の処理件数は年々減少しているが、あっせん率は概ね上昇傾向にあることが伺える。

また、申立類型別で見ると、図IV-17から図IV-20のとおりであるが、平成23年6月の包括的意見の表明により、転勤事案と賞与事案については日本年金機構において記録回復できる事案が増加したことが、24年度以降の第三者委員会処理件数が減少した要因のひとつと考えられる。

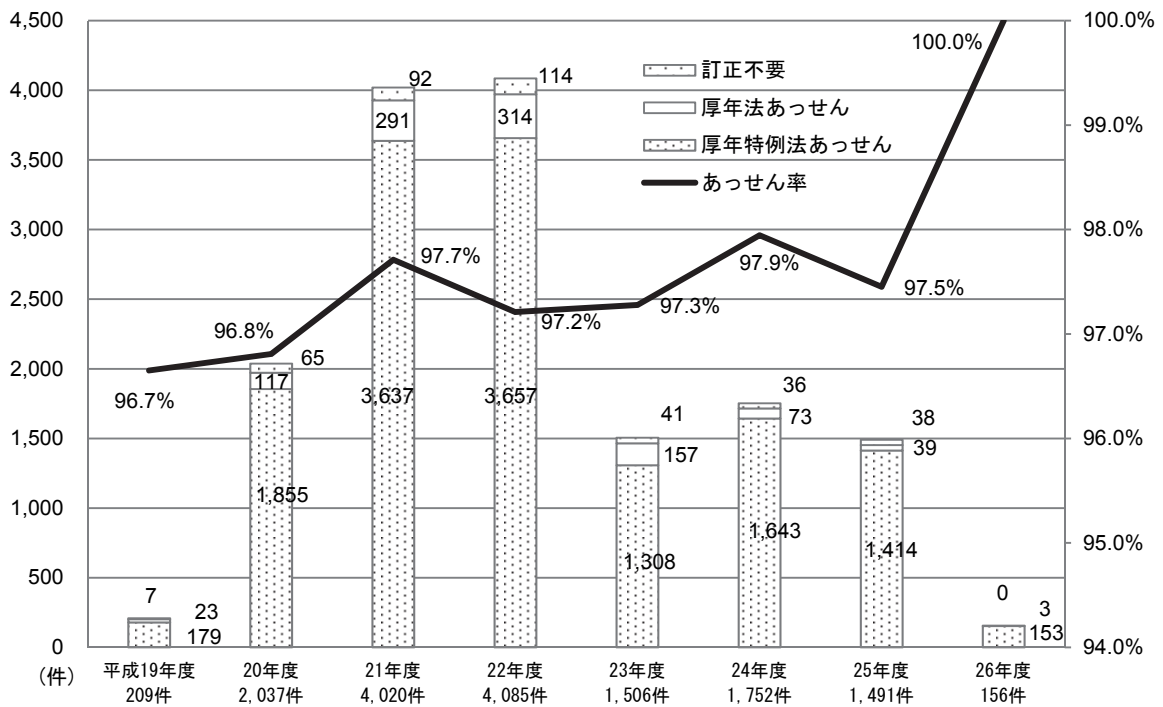
図IV-16 処理年度別件数及びあっせん率（厚生年金全体）



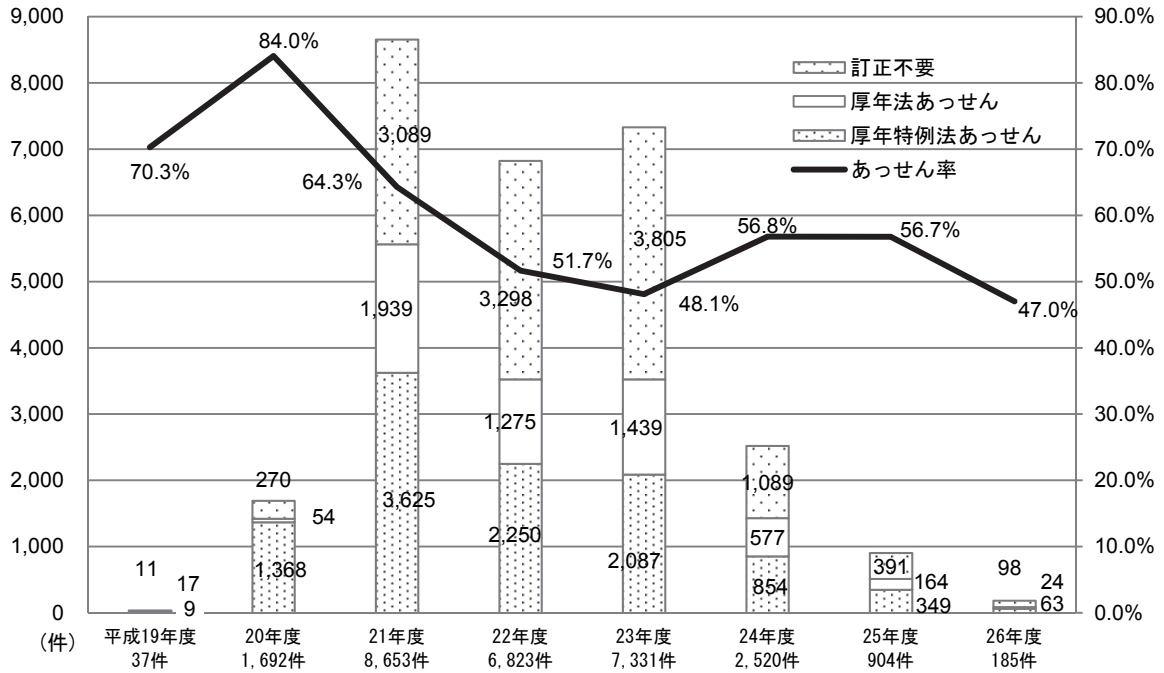
図IV-17 処理年度別件数及びあっせん率（厚生年金・被保険者期間相違）



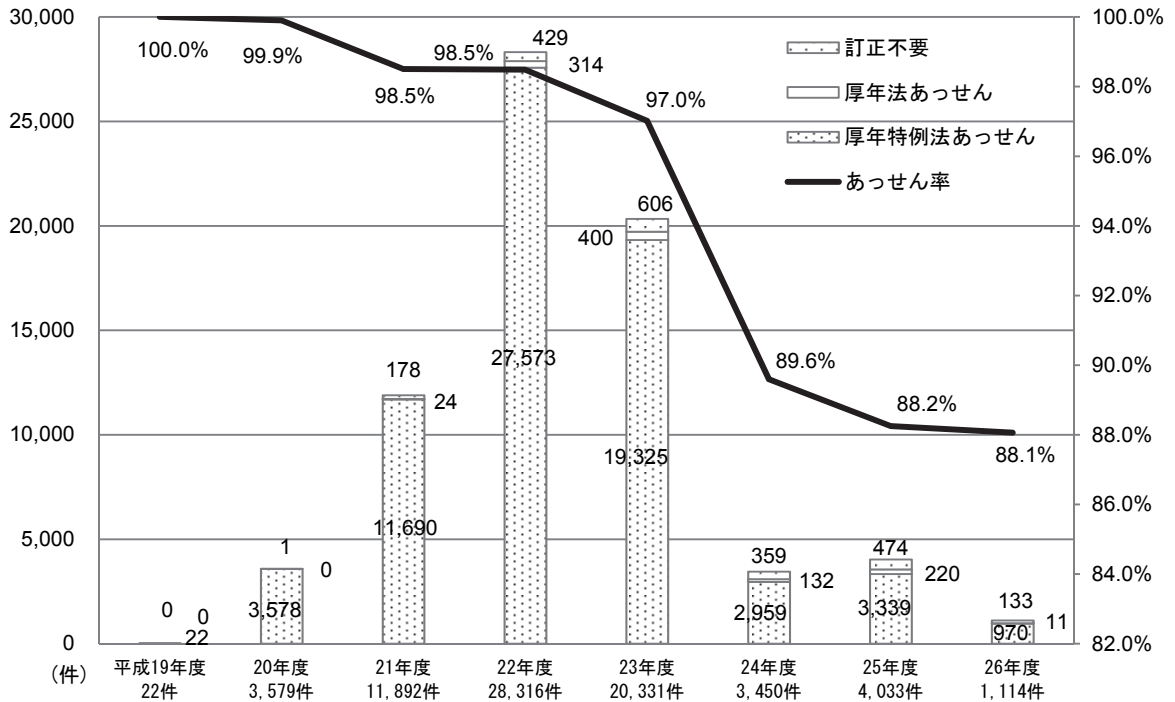
図IV-18 処理年度別件数及びあっせん率（厚生年金・同一企業内の転勤等に伴う加入期間相違） ※図IV-17（被保険者期間相違）の再掲



図IV-19 処理年度別件数及びあっせん率（厚生年金・標準報酬月額相違）



図IV-20 処理年度別件数及びあっせん率（厚生年金・標準賞与額相違）

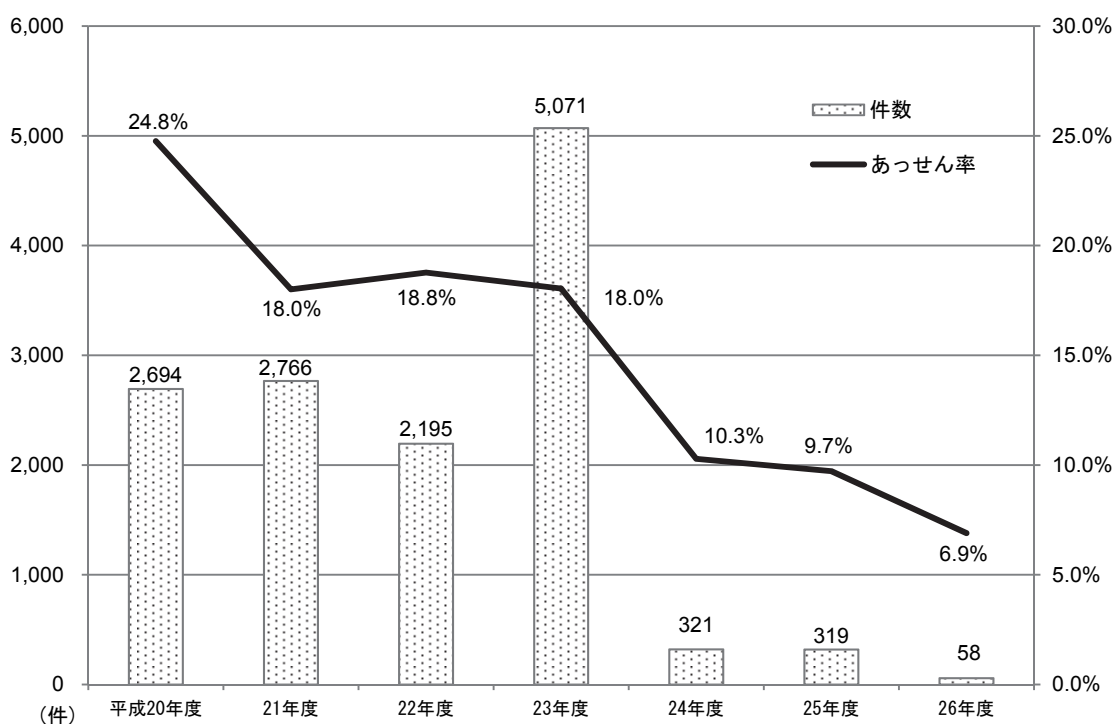


【脱退手当金】

脱退手当金事案の処理年度別の申立件数とあっせん率については、図IV-21 のとおりであり、設立当初に比べ近年は処理件数、あっせん率ともに低下傾向にある。

処理件数のピークは平成 23 年度であり、これは平成 22 年 9 月に脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある事案（いわゆる「まだら事案」）を対象に、日本年金機構が確認のお知らせを送付したことにより申立件数が増加したことによるものである。

図IV-21 処理年度別件数及びあっせん率（脱退手当金）



(注) 脱退手当金の平成 19 年度の処理は、平成 20 年 3 月の 4 件のみであるため、ここでは当該 4 件を 20 年度に含めている。

③ 申立期間の始期別件数及びあっせん率

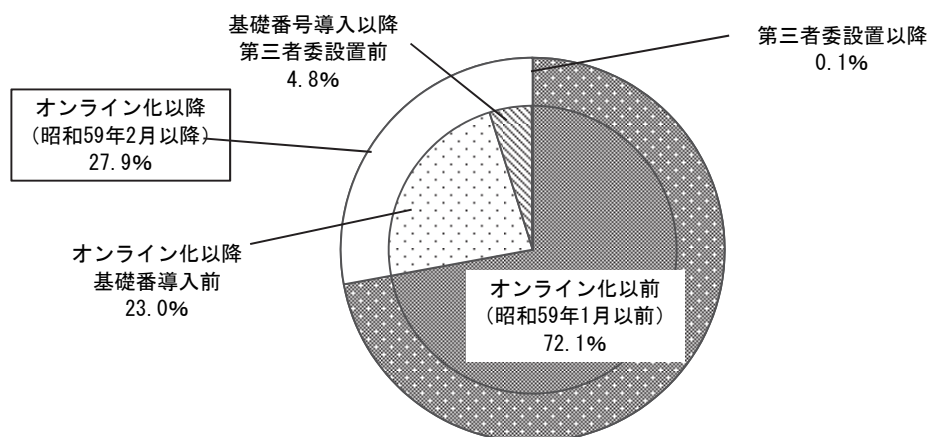
【国民年金】

国民年金事案の申立期間の始期別については、図IV-22 のとおり社会保険庁の記録管理がオンライン化された昭和59年2月前後で大別するとオンライン化以前が72.1%を占めている。

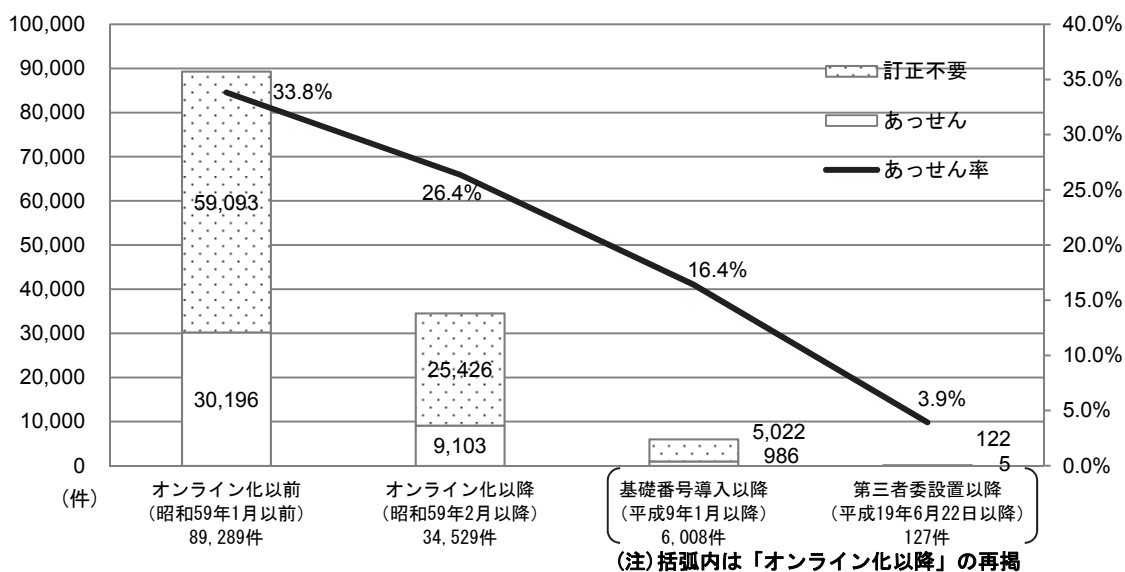
オンライン化以降の期間では、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の申立期間数は全体の4.9%であった。

なお、オンライン化以前の期間ではあっせん率が33.8%であったが、オンライン化以降では26.4%であり、基礎年金番号導入以降期間においてはさらに下降し16.4%となっている（図IV-23）。

図IV-22 申立期間の始期別割合（国民年金）



図IV-23 申立期間の始期別件数及びあっせん率（国民年金）



【厚生年金】

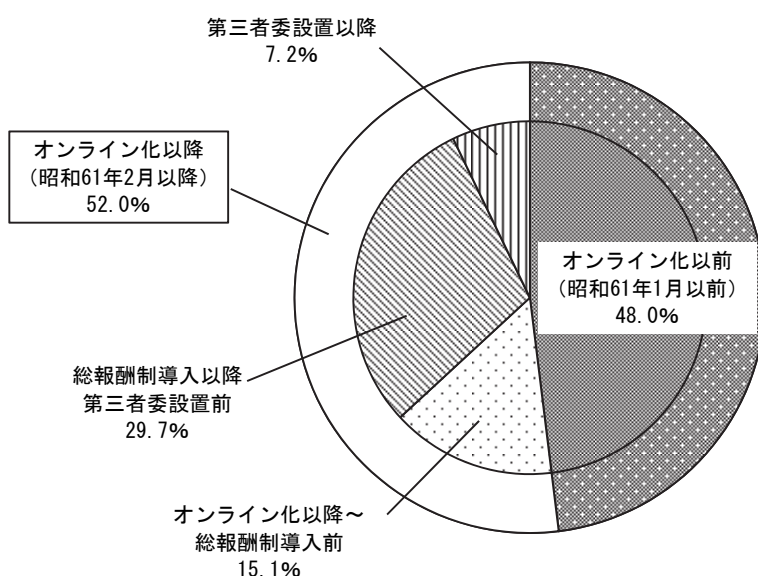
厚生年金事案の申立期間の始期別割合については、図IV-24 のとおり社会保険庁の記録管理がオンライン化された昭和61年2月前後で大別すると概ね半々であるが、平成15年4月の総報酬制（注）導入以降期間の申立期間数は図IV-25 のとおり77,381件あり、オンライン化以降期間の7割を占めている。

平成15年4月の総報酬制導入により、賞与からも厚生年金保険料が控除されることになったため、事業主による賞与支払届の届出漏れによる事案が増加したことなどが要因と考えられ、総報酬制導入以降期間に占める厚生年金特例法あっせんは72,390件で93.6%を占めている（図IV-25）。

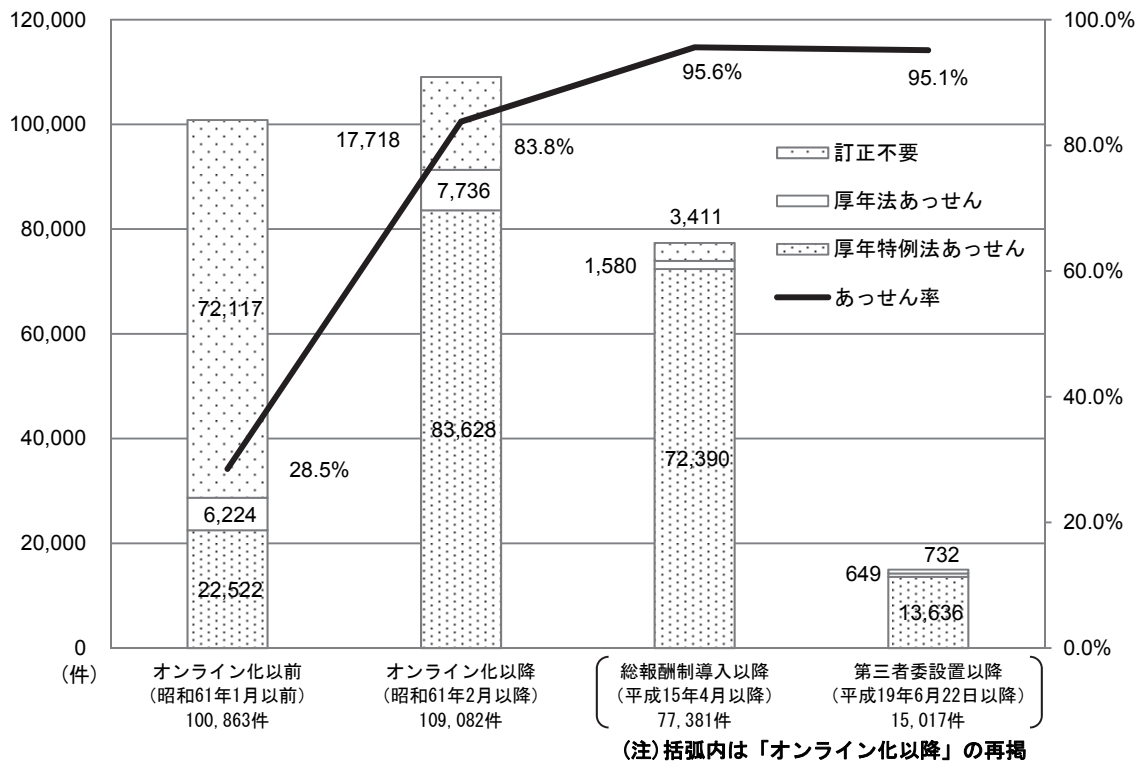
なお、オンライン化以前の期間ではあっせん率が28.5%であったが、オンライン化以降期間においては83.8%となっており、さらに平成15年4月の総報酬制導入以降の期間でみると、あっせん率は95.6%まで上昇していることから、ここでも標準賞与額相違事案が増加していることが起因しているものとする（図IV-25）。

（注） 総報酬制・・・平成15年4月から、毎月の給与のほか賞与からも保険料が徴収されることとなり、総報酬額をベースとして保険料賦課や給付額を算定する仕組みが導入された。

図IV-24 申立期間の始期別割合（厚生年金）



図IV-25 申立期間の始期別件数及びあっせん率（厚生年金）



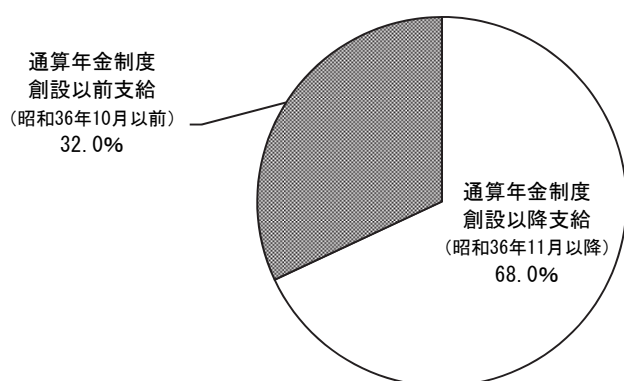
【脱退手当金】

脱退手当金が支給された日を通算年金制度（注）が創設された昭和 36 年 11 月前後で大別すると、図Ⅳ-26 のとおり制度創設以降の件数が約 7 割を占めている。

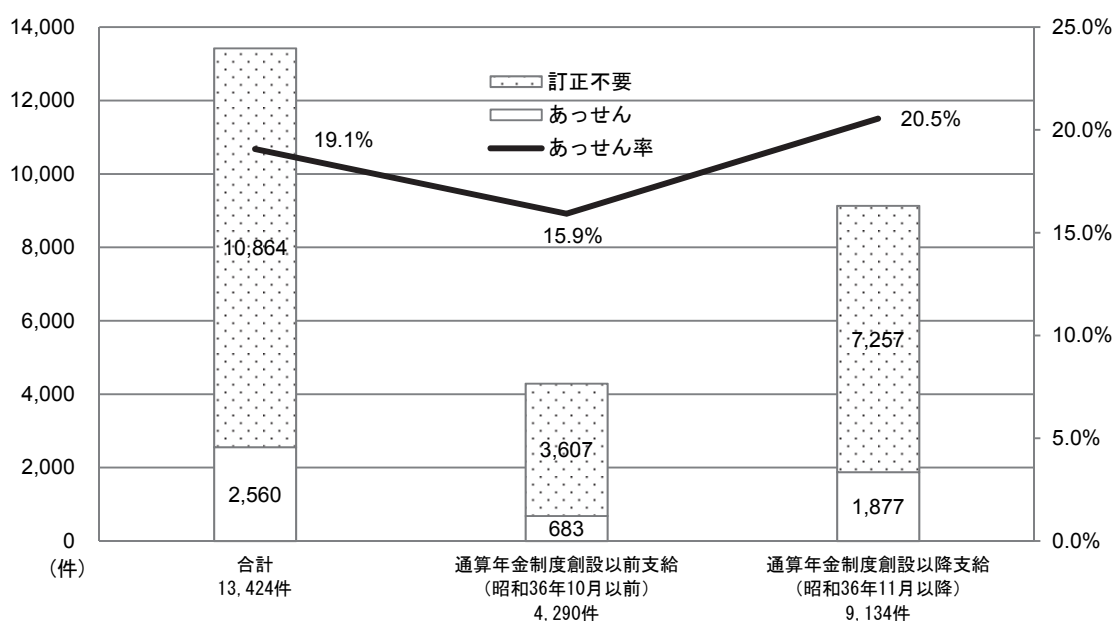
通算年金制度の創設以前は、厚生年金保険被保険者期間のみで要件を満たさなければ年金の受給ができなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはなく、制度創設以降に比べあっせん率が低くなっている（図Ⅳ-27）。

（注） 通算年金制度・・・複数の年金制度に加入し、各々の制度から給付を受けられない場合、各制度の加入期間を通算することにより受給資格要件を満たすことができる制度。

図Ⅳ-26 脱退手当金の支給日別割合



図Ⅳ-27 脱退手当金の支給日別件数及びあっせん率



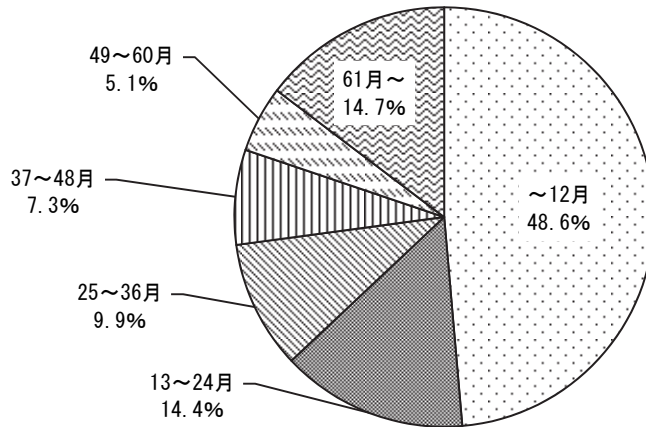
④ 申立月数別件数及びあつせん率

【国民年金】

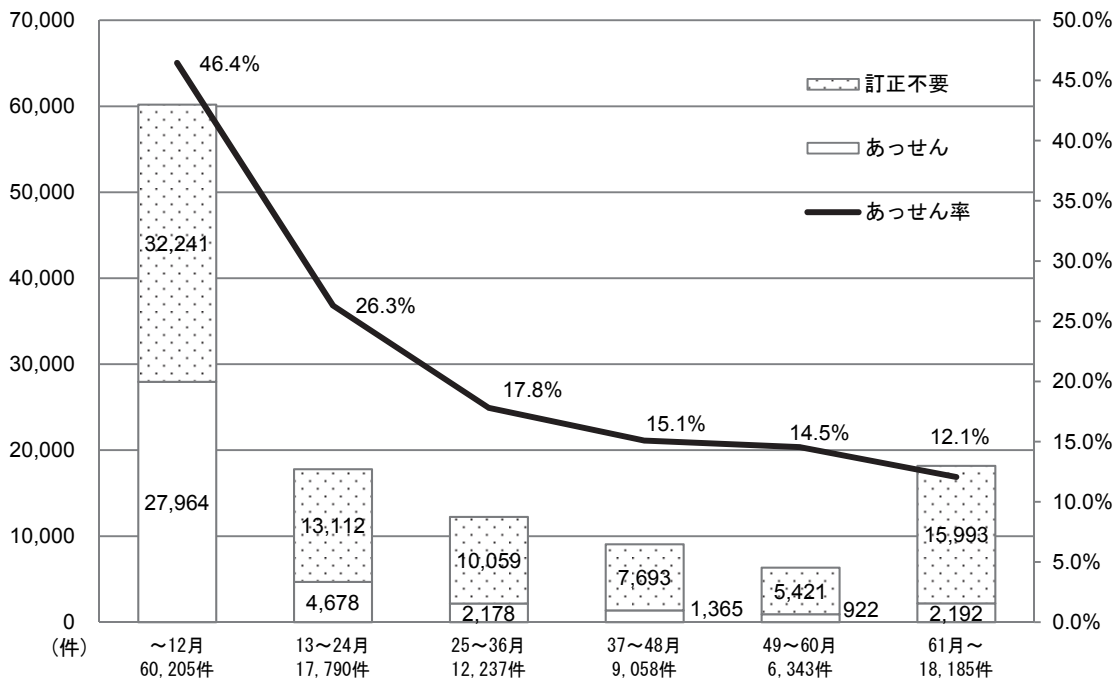
国民年金事案の各申立期間に係る月数別については、12月までのものが48.6%（図IV-28）を占めており、当該期間のあつせん率も46.4%（図IV-29）であるが、申立期間が長期間になるにつれてあつせん率は低下する傾向にある。

また、1事案あたりの平均申立月数は42.8月、最大申立月数は960月（期間重複あり）となっている。

図IV-28 申立月数別割合（国民年金）



図IV-29 申立月数別件数及びあつせん率（国民年金）

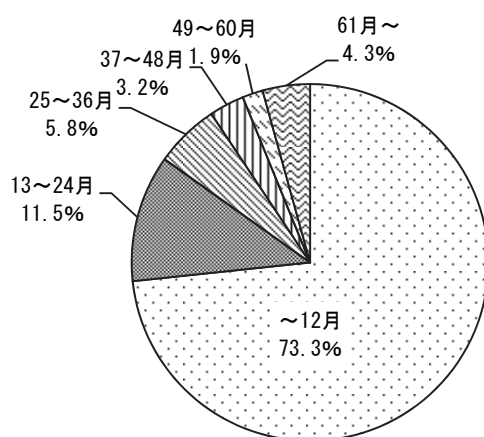


【厚生年金】

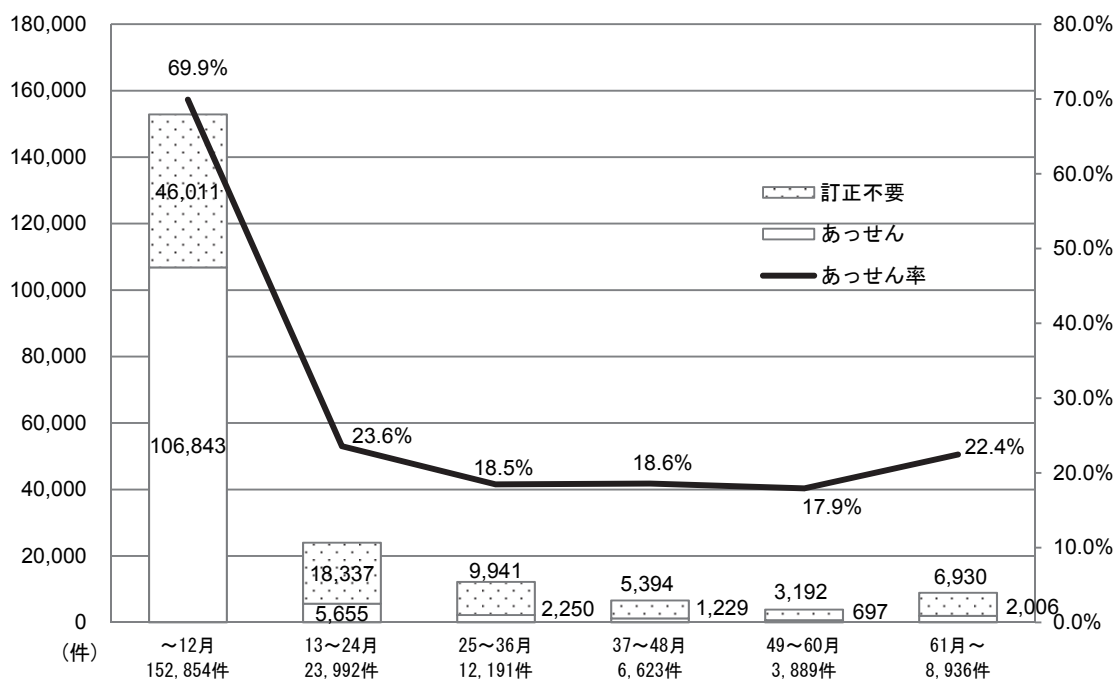
厚生年金事案の各申立期間に係る月数別については、12月までのものが73.3%（図IV-30）を占めており、当該期間のあっせん率は69.9%（図IV-31）であるが、申立期間が長期間になるにつれてあっせん率は低下する傾向にある。

また、1事案あたりの平均申立月数は20.6月、最大申立月数は930月（期間重複あり）となっている。

図IV-30 申立月数別割合（厚生年金）



図IV-31 申立月数別件数及びあっせん率（厚生年金）

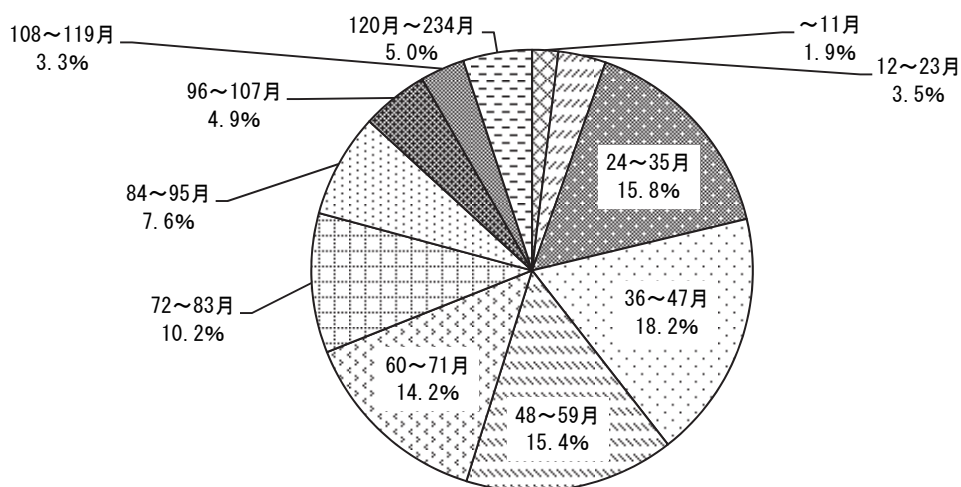


【脱退手当金】

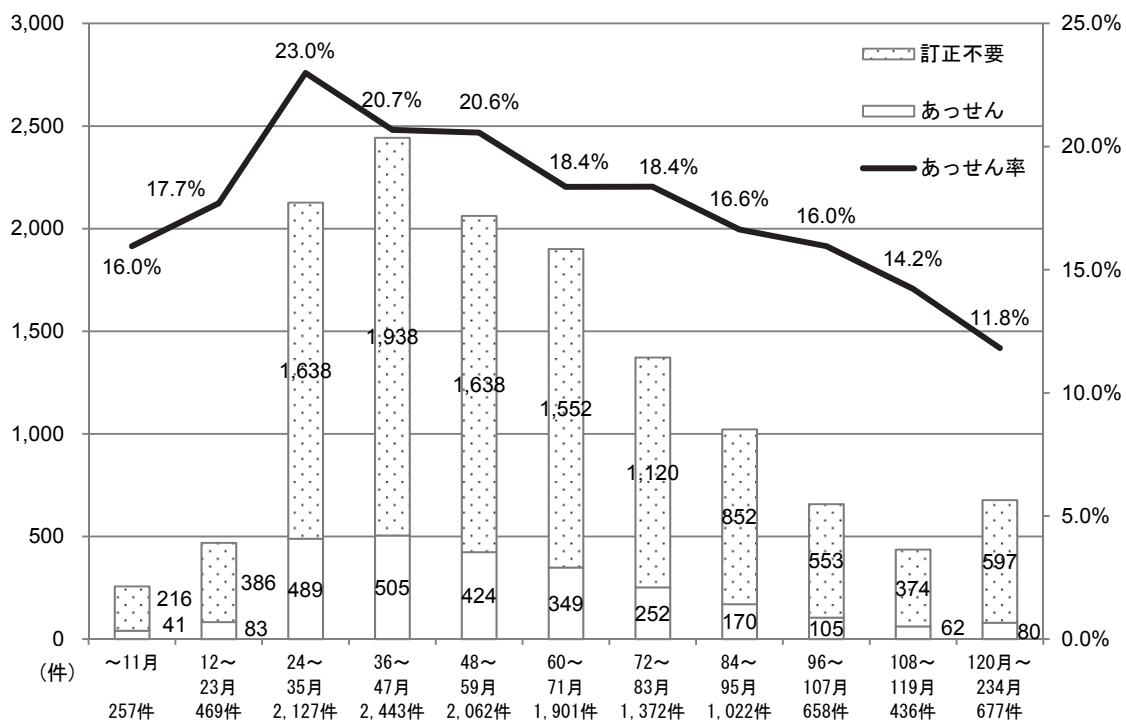
脱退手当金の支給対象となった月数の合計については、24月から59月までの件数が合わせて約5割（図IV-32）を占め、当該期間のあっせん率は20%（図IV-33）を超え、全体の19.1%よりも高い値となっている。

また、支給記録ごとの平均申立月数は60.9月、最大申立月数は234月となっている。

図IV-32 支給記録ごとの申立月数別割合（脱退手当金）



図IV-33 支給記録ごとの申立月数別件数及びあっせん率（脱退手当金）



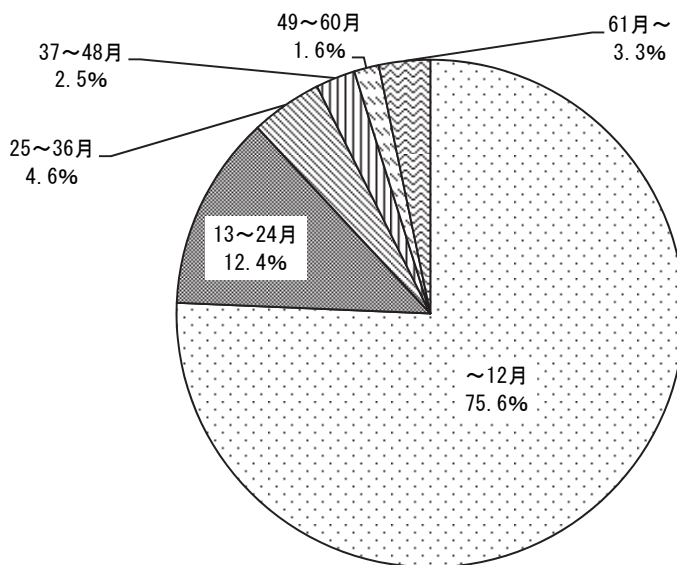
⑤ あっせん月数別件数

【国民年金】

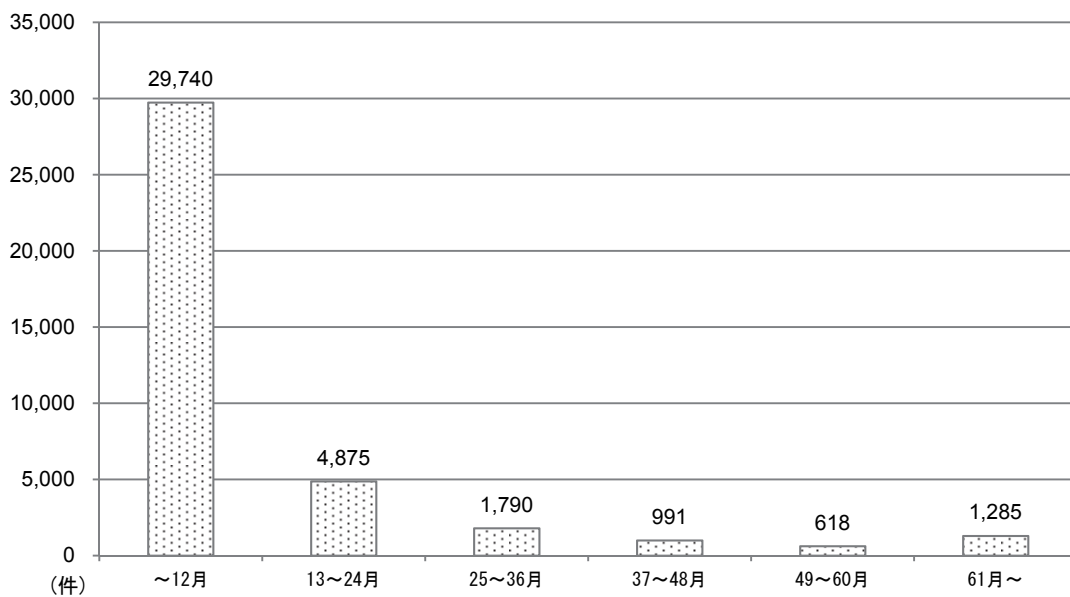
国民年金事案のあっせん期間に係る月数別については、12月までのものが75.6%を占めており、あっせん期間が長期間になるにつれてあっせん件数は減少する傾向にある（図IV-34、図IV-35）。

また、1事案あたりの平均あっせん月数は16.1月、最大あっせん月数は418月となっている。

図IV-34 あっせん月数別割合（国民年金）



図IV-35 あっせん月数別件数（国民年金）

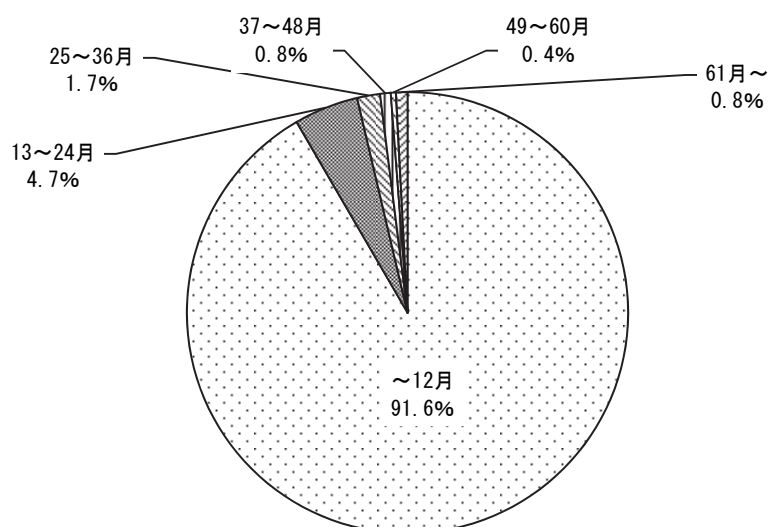


【厚生年金】

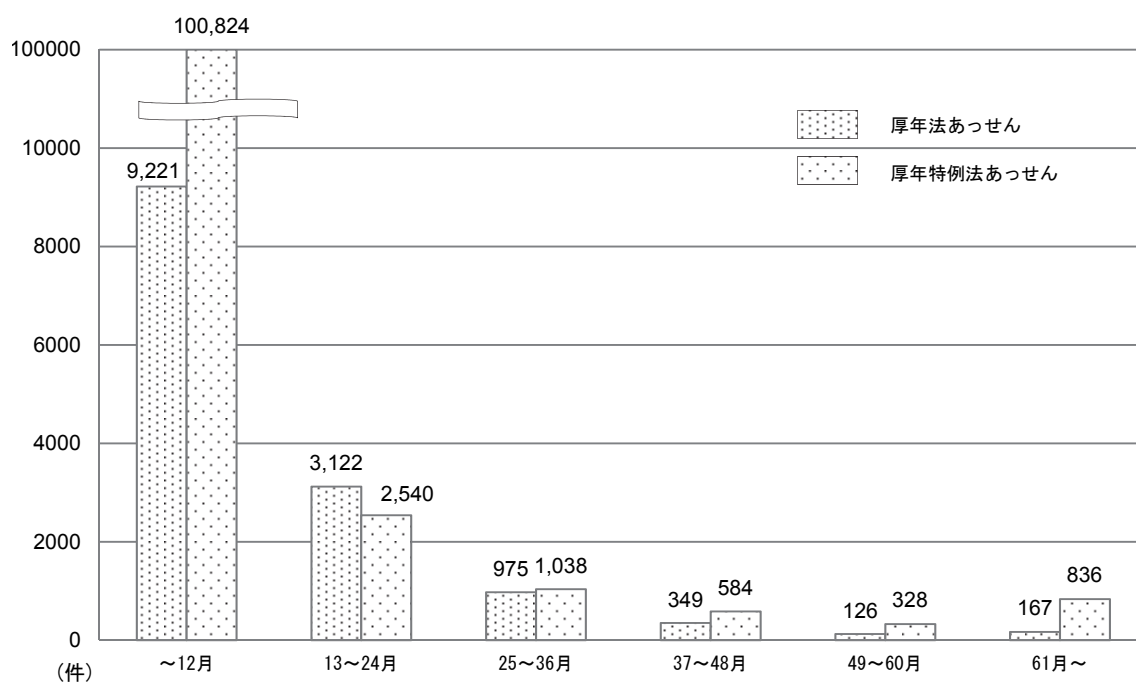
厚生年金事案のあつせん期間に係る月数別については、12月までのものが91.6%を占めており、あつせん期間が長期間になるにつれてあつせん件数は減少する傾向にある（図IV-36、図IV-37）。

また、1事案あたりの平均あつせん月数は6.8月、最大あつせん月数は401月となっている。

図IV-36 あつせん月数別割合（厚生年金）



図IV-37 あつせん月数別件数（厚生年金）



【脱退手当金】

脱退手当金事案のあっせん期間に係る月数別については、36 月から 47 月までが最も多く、次いで 24 月から 35 月までが多くなっている（図 IV-38、図 IV-39）。

また、支給記録ごとの平均あっせん月数は 57.1 月、最大あっせん月数は 194 月となっている。

図 IV-38 支給記録ごとのあっせん月数別割合（脱退手当金）

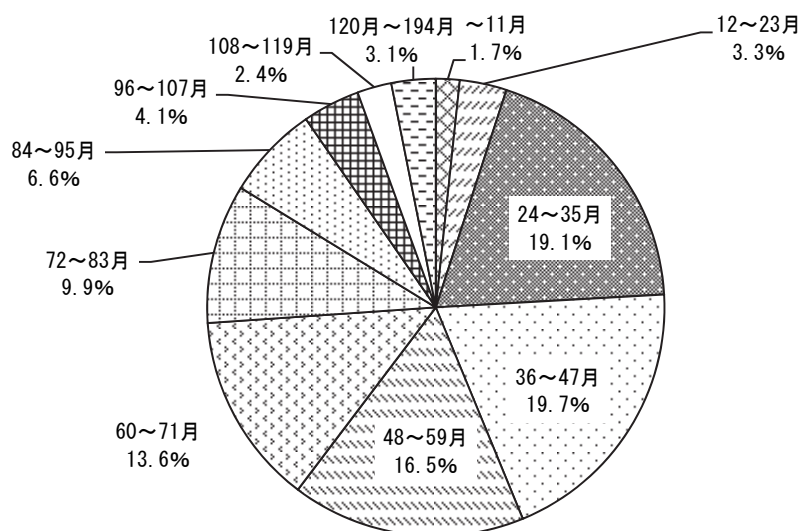
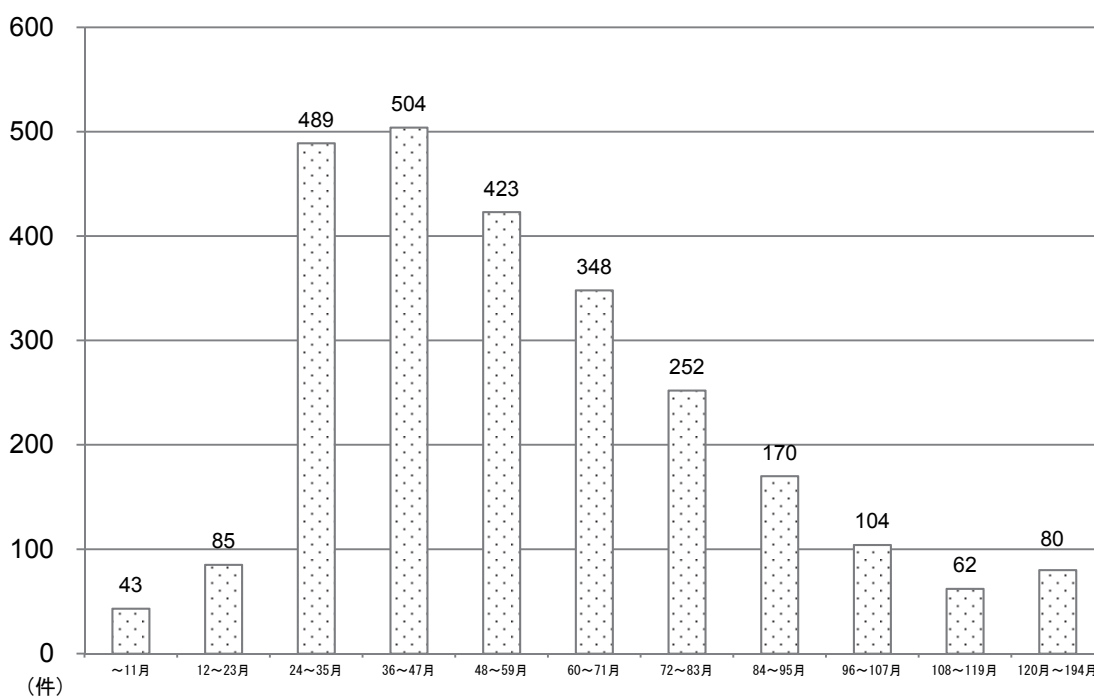


図 IV-39 支給記録ごとのあっせん月別件数（脱退手当金）



⑥ 再申立ての状況

※ 再申立ての状況については、平成19年度が19年7月から20年3月までの9か月分、平成26年度が26年4月から6月までの3か月分をそれぞれ対象としている。

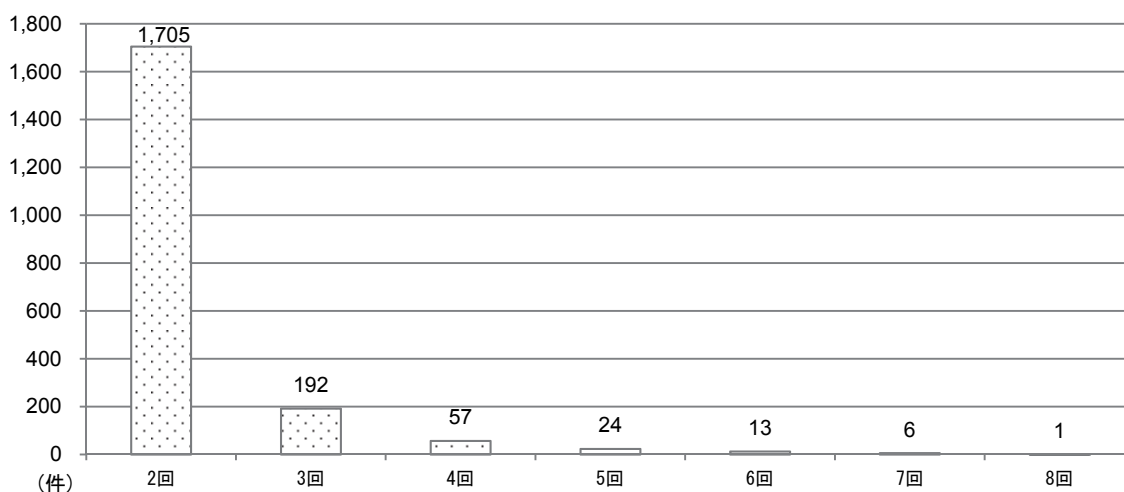
【国民年金】

再申立てを行った事案は1,705件あり、再申立てをしたものの記録訂正が認められず3回目以降も申立てを行った事案もあり延べでは1,998件であった。

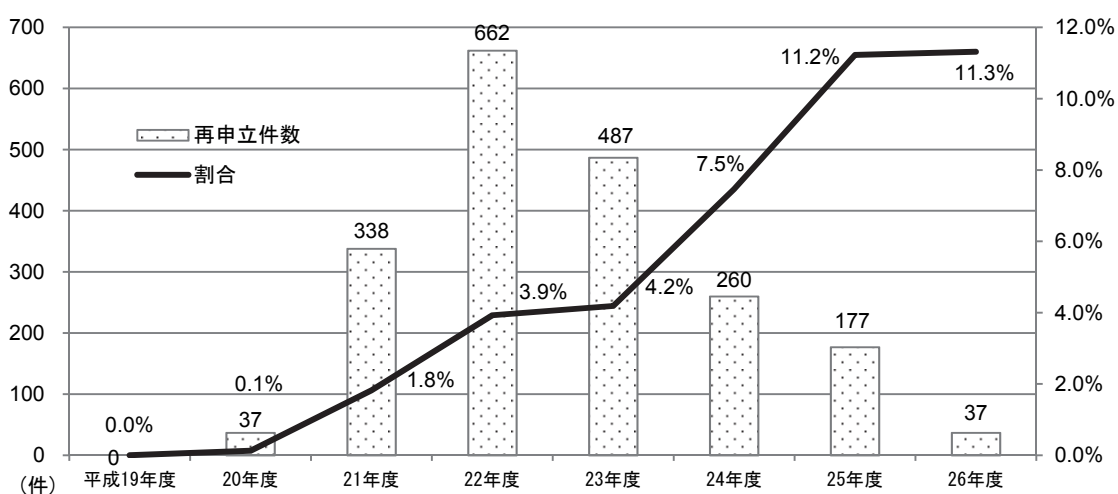
なお、全事案85,545件のうち再申立てを行った事案は2.3%を占めており、最大の申立回数は8回であった(図IV-40)。

また、処理年度別で見ると平成22年度の662件が最多で、事案総件数に占める再申立件数の割合は平成26年度の11.3%が最高である(図IV-41)。

図IV-40 申立回数別件数(国民年金)



図IV-41 処理年度別の再申立件数及び割合(国民年金)



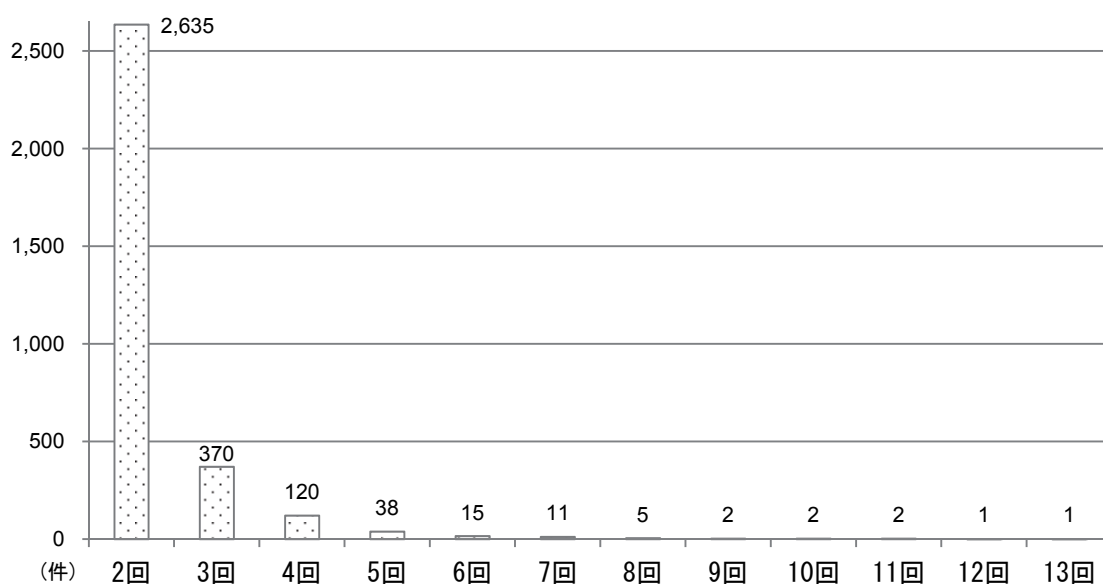
【厚生年金】

再申立てを行った事案は2,635件あり、再申立てをしたものの記録訂正が認められず3回目以降も申立てを行った事案もあり延べでは3,202件であった。

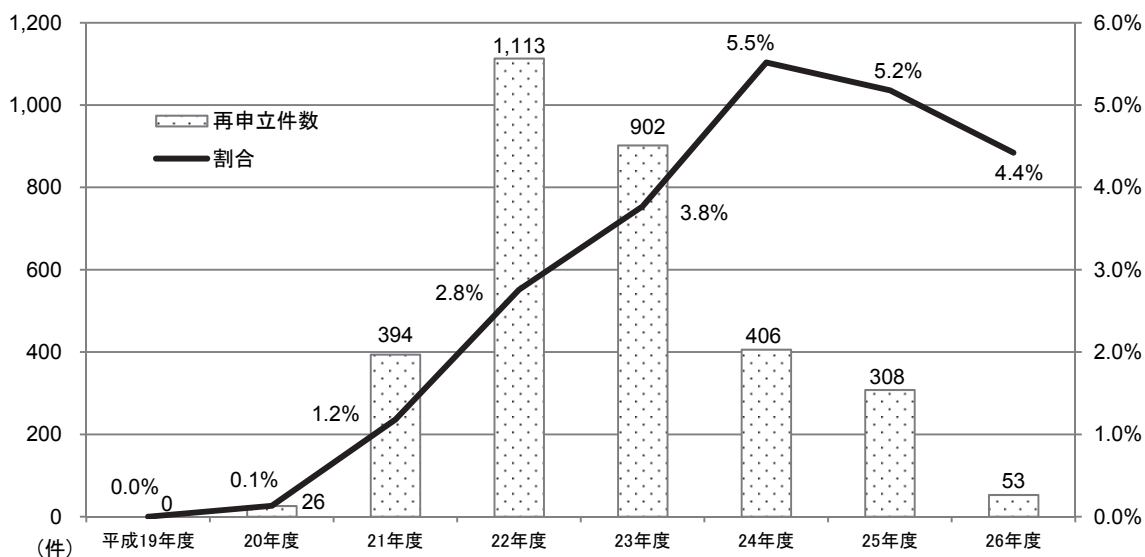
なお、全事案133,353件のうち再申立てを行った事案は2.4%を占めており、最大の申立回数は13回であった(図IV-42)。

また、処理年度別で見ると平成22年度の1,113件が最多で、事案総件数に占める再申立件数の割合は平成24年度の5.5%が最高である(図IV-43)。

図IV-42 申立回数別件数(厚生年金)



図IV-43 処理年度別の再申立件数及び割合(厚生年金)



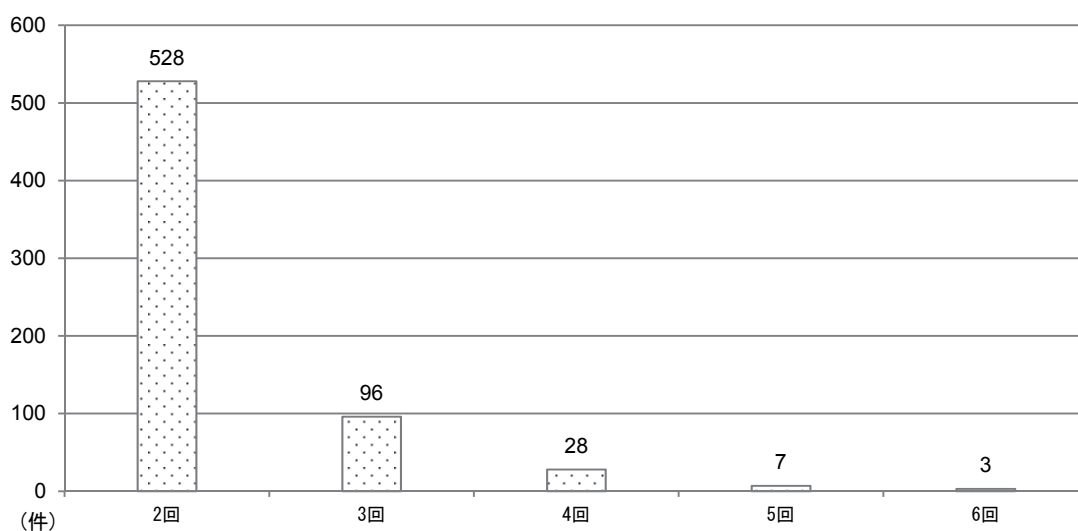
【脱退手当金】

再申立てを行った事案は 528 件あり、再申立てをしたものの記録訂正が認められず 3 回目以降も申立てを行った事案もあり延べでは 662 件であった。

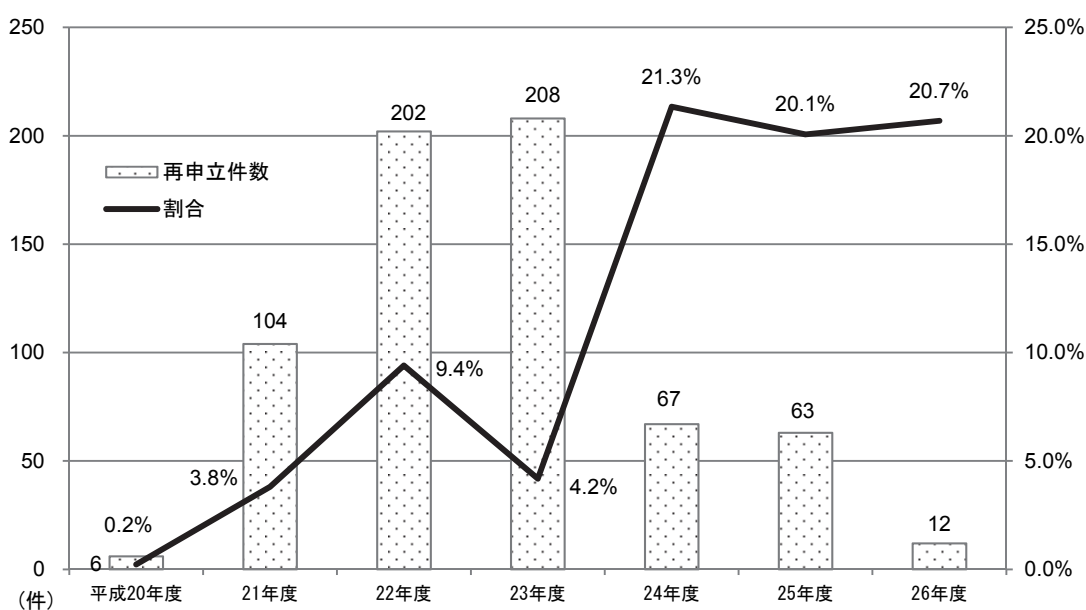
なお、全事案 13, 196 件のうち再申立てを行った事案は 5 % を占めており、最大の申立回数は 6 回であった（図Ⅳ-44）。

また、処理年度別で見ると平成 23 年度の 208 件が最多で、事案総件数に占める再申立件数の割合は平成 24 年度の 21.3% が最高である（図Ⅳ-45）。

図Ⅳ-44 申立回数別件数（脱退手当金）



図Ⅳ-45 処理年度別の再申立件数及び割合（脱退手当金）



⑦ 審議結果に基づく判断事由

審議結果に基づく判断事由については、事案内容について詳細な分析が必要であり、事案総数の約 23 万件を分析対象とすることは困難であることから、層別抽出法（注 1）により処理委員会及び処理年度並びに審議結果について分類し、系統抽出法（注 2）により 10%の事案を抽出し分析することとした。

なお、分析対象件数については以下のとおりである。

・国民年金事案	8,552 件
・厚生年金事案	13,331 件
・脱退手当金事案	1,318 件
（合計）	23,201 件

（注）1 層別抽出法（層化抽出法）：母集団を何らかの基準に基づいて幾つかの層に分けて、各層の構成員に対して単純無作為抽出や系統抽出を行う方法。

2 系統抽出法（等間隔抽出法）：母集団のサンプルを並べたリストから、標本を等間隔で機械的に抽出する方法。たとえば、最初に乱数表などを用いてリストの『5 番目』の人を抽出したら、それ以降は『5, 10, 15, 20, 25, 30……番目』というように機械的に抽出を行う方法。

【国民年金】

（あっせん事由）

第三者委員会では、申立人の主張する申立内容をもとに関連資料及び周辺事情を収集し、それらを総合的に判断することによって、年金記録の訂正にかかるあっせん又は訂正不要の結論を出している。

国民年金事案の大部分を占めている「保険料納付」の申立事案のうち「現年度・過年度納付」及び「特例納付」のあっせんに係る主な判断事由の概要は図Ⅳ－46 及び図Ⅳ－47 のとおりである。いずれも、関連資料等から判断したものの割合は少なく、関連資料が乏しい中で周辺事情を基に判断をしていることがうかがえる。

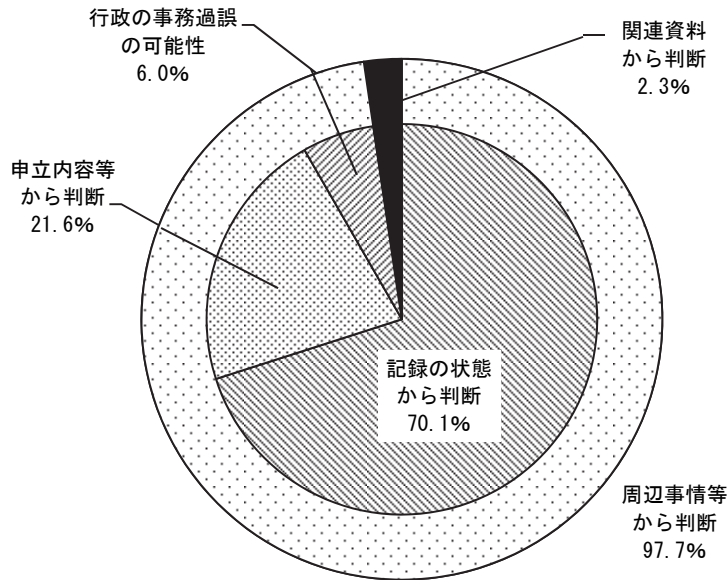
「現年度・過年度納付」については、「申立期間以外の国民年金加入期間に未納がない」、「申立期間が短期間」などの肯定的な周辺事情となる記録の状態を考慮のうえ判断したものが多くなっている。

また、「特例納付」については、記録の状態を考慮のうえ判断したものよりも、申立人の主張が不合理ではないなど申立内容等の状態から判断したものが多くなっている。

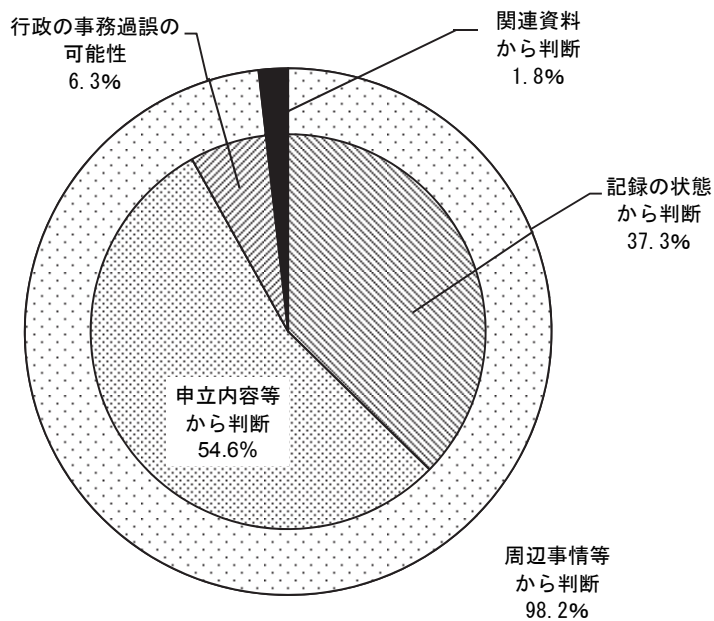
以上のことから、「現年度・過年度納付」については、肯定的な周辺事情が多く存在したことが判断に影響し、「特例納付」については、周辺事情のみならず申立人の主張の信憑性が判断に影響したことがうかがえる。

なお、「現年度・過年度納付」及び「特例納付」のあっせんに係るそれぞれの主な判断事由は、表Ⅳ－48 及び表Ⅳ－49 のとおりである。

図IV-46 現年度・過年度納付のあっせん事由の概要（国民年金）



図IV-47 特例納付のあっせん事由の概要（国民年金）



また、全体の申立件数からみると少数であるが、付加保険料の記録がないと申し立てた事案、保険料を追納したにもかかわらず記録がないと申し立てた事案、免除手続をしたにもかかわらず免除記録がないと申し立てた事案も存在する。それらの事案の判断理由の概要については表IV-50のとおりである。

表Ⅳ－48 現年度・過年度納付のあつせん事由（国民年金）

現年度・過年度納付のあつせんの事由	件数
①記録の状態から判断	7,030
申立期間以外の国民年金加入期間に未納がない	1,850
申立期間が短期間	1,715
申立期間と同期間に配偶者・同居親族が納付済み	1,134
申立期間の前後の国民年金加入期間が納付済み	769
申立期間の直前又は直後の国民年金加入期間が納付済み	429
国民年金と厚生年金の切替手続や種別変更手続等が適正に行われている	422
配偶者・同居親族と納付日が同一日になっている期間がある	286
申立期間以降の国民年金加入期間に未納がない	241
申立期間が任意加入期間	184
②申立内容等から判断	2,171
主張する納付方法・納付場所等が当時の取扱いと一致している	784
申立内容に不自然さがない	420
鮮明・詳細・具体的な記憶がある	399
主張する納付金額がおおむね一致している	392
申立期間の保険料納付を裏付ける関係者の証言がある	176
③行政の事務処理過誤の可能性	599
不自然な事務処理が行われていたことがわかる	357
未納又は未加入期間から納付済期間に訂正された記録がある	172
配偶者・同居親族に記録訂正された形跡や不自然な事務処理が行われていたことがわかる	39
保存される必要のある特殊台帳が保存されていない	31
④関連資料から判断	235
確定申告書（控）等の税務関係書類	80
領収証・預り証	76
家計簿	27
預金通帳等	20
日記・メモ	19
その他の資料	13
計	10,035

表Ⅳ－49 特例納付のあっせん事由（国民年金）

特例納付のあっせんの事由	件数
①記録の状態から判断	332
申立期間以外の国民年金加入期間に未納がない	126
申立期間と同期間に配偶者・同居親族が納付済み	76
申立期間以降の国民年金加入期間に未納がない	45
申立期間の直前又は直後の国民年金加入期間が特例納付済み	32
配偶者・同居親族と納付日が同一日になっている期間がある	26
国民年金と厚生年金の切替手続や種別変更手続等が適正に行われている	16
申立期間の前後の国民年金加入期間が納付済み	11
②申立内容等から判断	486
主張する納付時期が特例納付実施期間内である	142
主張する納付金額がおおむね一致している	141
主張する納付方法・納付場所等が当時の取扱いと一致している	54
鮮明・詳細・具体的な記憶がある	53
申立期間の保険料納付を裏付ける関係者の証言がある	51
申立内容に不自然さがない	45
③行政の事務処理過誤の可能性	56
不自然な事務処理が行われていたことがわかる	33
未納又は未加入期間から納付済期間に訂正された記録がある	9
保存される必要のある特殊台帳が保存されていない	9
配偶者・同居親族に記録訂正された形跡や不自然な事務処理が行われていたことがわかる	5
④関連資料から判断	16
領収証・預り証	8
預金通帳等	5
日記・メモ	2
確定申告書（控）等の税務関係書類	1
計	890

表Ⅳ－50 納付事案以外の事案のあっせん事由（国民年金）

（単位：件）

あっせん事由	付加保険料事案	追納事案	免除事案
①記録の状態から判断	95	102	66
②申立内容等から判断	16	67	45
③行政事務の過誤の可能性	13	7	16
④関係資料から判断	9	10	0
⑤その他の状況から判断	5	0	20
計	138	186	147

（訂正不要事由）

「保険料納付」の申立事案のうち、「現年度・過年度納付」及び「特例納付」の訂正不要に係る判断事由の概要は図Ⅳ－51 及び図Ⅳ－52 のとおりである。

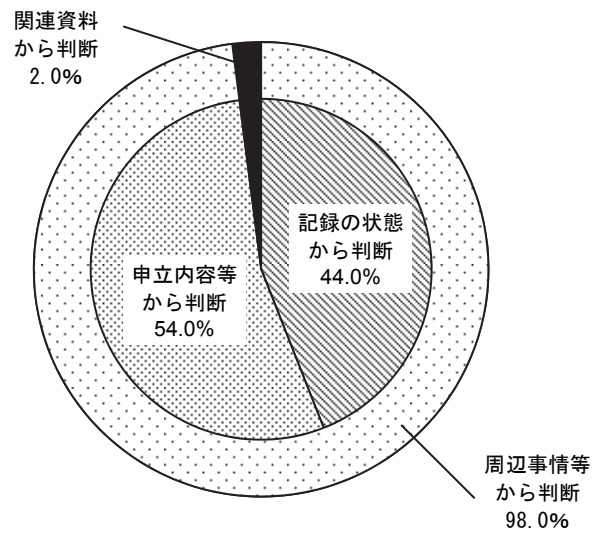
「現年度・過年度納付」については、「納付者の記憶が乏しい・不明確」、「申立内容の矛盾・事実との相違」など、申立内容等から申立人の主張に不合理な点が認められると判断したものが多く、「申立期間の一部又は全部が時効により納付できない」「未加入期間であるため納付できない」などの記録の状態から申立てを否定する周辺事情が存在するものも相当数あった。

また、「特例納付」については、申立内容等から判断したものが記録の状態から判断したものを大きく上回っている。

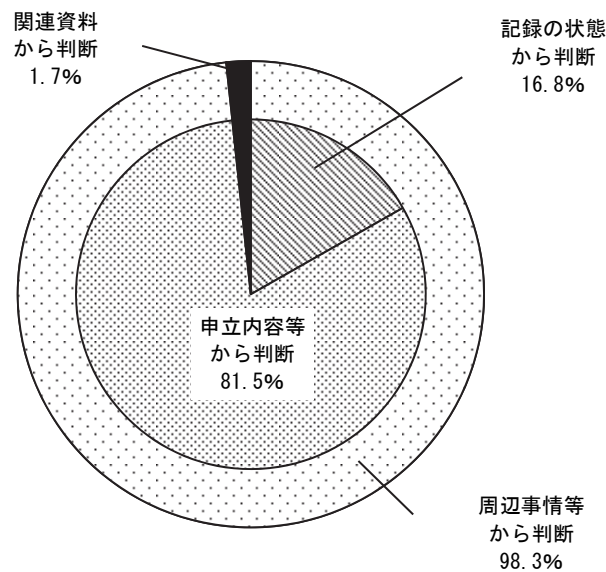
以上のことから、「現年度・過年度納付」については、申立人の主張に不合理な点が認められ、かつ否定的な周辺事情も多く存在したことが判断に影響し、「特例納付」については、申立人の主張の信憑性がより判断に影響したことがうかがえる。

なお、「現年度・過年度納付」及び「特例納付」の訂正不要に係るそれぞれの主な判断事由は、表Ⅳ－53 及び表Ⅳ－54 のとおりである。

図IV-51 現年度・過年度納付の訂正不要事由の概要（国民年金）



図IV-52 特例納付の訂正不要事由の概要（国民年金）



関連資料等が訂正不要の事由となるものとは、たとえば、預金通帳があるが保険料相当額の出金認められないなど、関連資料の内容から保険料納付の事実を否定するものである。

また、全体の申立件数からみると少数であるが、付加保険料の記録がないと申し立てた事案、保険料を追納したにもかかわらず記録がないと申し立てた事案、免除手続をしたにもかかわらず免除記録がないと申し立てた事案も存在する。それらの事案の判断理由の概要については表IV-55のとおりである。

表Ⅳ－53 現年度・過年度納付の訂正不要事由（国民年金）

現年度・過年度納付の訂正不要の事由	件数
①記録の状態から判断	8,101
申立期間の一部又は全部が時効により納付できない	2,678
申立期間が未加入期間であるため納付できない	2,260
申立期間と同期間に配偶者・同居親族は未納又は未加入	1,126
申立期間が長期間	688
申立期間が制度上納付することができない(任意加入期間のため遡って納付できない等)	429
申立期間が複数ある	363
国民年金と厚生年金の切替手続や種別変更手続等が行われていない	204
申立期間以外にも未納・未加入期間がある	194
配偶者・同居親族と一緒に納付したことがうかがえない	159
②申立内容等から判断	9,927
納付者の記憶が乏しい・不明確	2,624
申立内容の矛盾・事実との相違	2,345
申立人は納付に関与していない	1,766
納付者へ調査ができないため詳細不明（死亡・高齢のため等）	1,372
主張する納付方法・納付場所等が当時の取扱いと異なる	1,298
主張する納付金額が相違している	433
納付を否定する関係者の証言あり	89
③関連資料から判断	374
預金通帳等	111
確定申告書（控）等の税務関係書類	101
日記・メモ	61
領収証・預り証	60
家計簿	32
その他の資料	9
計	18,402

表Ⅳ－54 特例納付の訂正不要事由（国民年金）

特例納付の訂正不要の事由		件数
①記録の状態から判断		149
申立期間が未加入期間であるため納付できない		54
申立期間と同期間に配偶者・同居親族は未納又は未加入		47
申立期間が制度上納付することができない（任意加入期間のため特例納付できない等）		25
申立期間以外にも未納・未加入期間がある		14
配偶者・同居親族と一緒に納付したことがうかがえない		7
国民年金と厚生年金の切替手続や種別変更手続等が行われていない		2
②申立内容等から判断		724
納付者の記憶が乏しい・不明確		192
主張する納付金額が相違している		145
申立内容の矛盾・事実との相違		121
主張する納付方法・納付場所等が当時の取扱いと異なる		109
主張する納付時期が特例納付の実施期間外		88
申立人は納付に関与していない		43
納付者へ調査ができないため詳細不明（死亡・高齢のため等）		26
③関連資料から判断		15
日記・メモ		5
確定申告書（控）等の税務関係書類		4
領収証・預り証		3
家計簿		1
その他の資料		2
計		888

表Ⅳ－55 納付事案以外の事案の訂正不要事由（国民年金）

（単位：件）

訂正不要事由	付加保険料事案	追納事案	免除事案
①記録の状態から判断	135	77	264
②申立内容等から判断	69	126	299
③関係資料から判断	28	12	3
④その他の状況から判断	17	0	13
計	249	215	579

【厚生年金】

（あっせん事由）

厚生年金保険法に基づくあっせん事案の判断事由については、表Ⅳ－56のとおり分類できるが、同表①では、保険料を滞納していた事業所において被保険者の資格喪失日や標準報酬月額などの記録訂正を行うなど社会保険事務所の処理が不合理と認めた事由であり、全体の約5割を占めていることがうかがえる。

また、厚生年金特例法に基づくあっせん事案の判断事由については、表Ⅳ－57のとおり分類できるが、事由別にみると①の「保険料控除があったことを裏付ける資料から認めたもの」が10,512件中8,671件と最も多く、そのうち6,638件が「標準賞与額相違」によるものであり、給与明細書などの保険料控除額が確認できる資料から判断している類型であることがうかがえる。

表Ⅳ－56 厚生年金保険法あっせん：事由別件数内訳（厚生年金）

厚生年金保険法あっせんの事由	件数
①申立人に係る記録の遡及訂正による社会保険事務所の不合理処理を認めたもの	643
事業所全喪後に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日に係る記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理と認めたもの	472
遡及して資格取得日等に係る記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理と認めたもの	171
②申立人に係る厚生年金の記録から、社会保険事務所が処理を誤ったと認めたもの	210
③申立人に係る資料や記録から、社会保険事務所への届出が認められたもの	142
厚生年金基金の記録から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認めたもの	75
事業主保管の関連資料から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認めたもの	56
申立人保管の関連資料から、事業主が申立てに係る資格喪失等の届出を行っていたと認めたもの	11
④基礎年金番号へ未統合の被保険者記録等が確認されたもの	186
⑤その他	200
計	1,381

表Ⅳ－57 厚生年金特例法あっせん：保険料控除を認めた主な事由（厚生年金）

（単位：件）

保険料控除を 認めた主な事由	被保険者 期間相違		標準 報酬 月額 相違	標準 賞与 額相 違	その他	計
		同一企業 内転勤等				
① 保険料控除があったことを裏付ける資料（給与明細書など）から認めたもの	1,403	945	630	6,638	0	8,671
② 上記①以外の資料、厚生年金基金等の記録から認めたもの	397	303	389	199	0	985
③ 同僚の給与明細書・厚生年金記録等から認めたもの	568	60	15	0	1	584
④ 事業主の供述（回答）から認めたもの	203	68	0	0	0	203
⑤ 経理担当者、同僚等の供述（回答）から認めたもの	69	38	0	0	0	69
計	2,640	1,414	1,034	6,837	1	10,512

（訂正不要事由）

訂正不要とされた事案の判断事由については、表Ⅳ－58 のとおり分類できるが、事由別にみると⑥の「資料、供述等が得られず、申立事業所への勤務や保険料控除があったと認められないもの」が9,031件中2,637件と最も多く、次いで②の「①以外の資料、雇用保険等の記録状況から判断したもの」が多くなっている。

なお、申立類型別にみると「被保険者期間相違」では⑥の「資料、供述等が得られず、申立事業所への勤務や保険料控除があったと認められないもの」が最も多く、「標準報酬月額相違」及び「標準賞与額相違」では①の「保険料控除がなかったことを裏付ける資料から判断したもの」が最も多い事由となっている。

また、事業所の業務執行責任者として不合理な記録訂正に関与していたにもかかわらず、記録訂正処理の無効を主張した申立事案について、⑧「信義則を適用し記録訂正を認めないと判断したもの」が247件あった。

表Ⅳ－58 訂正不要：事由別件数内訳（厚生年金）

（単位：件）

訂正不要の主な事由 申立類型	被保険者 期間相違		標準 報酬 月額 相違	標準 賞与 額相違	その他	計
		同一企業内 転勤等				
① 保険料控除がなかったことを裏付ける資料（給与明細書など）から判断したもの	327	2	344	145	1	817
② 上記①以外の資料、雇用保険等の記録状況から判断したもの	1,740	6	136	34	2	1,912
③ 同僚に係る資料及び厚生年金記録等から申立事業所への勤務や保険料控除がなかったと判断したもの	1,409	16	162	0	5	1,576
④ 事業主の供述（回答）から申立事業所への勤務や保険料控除がなかったと判断したもの	570	3	41	4	1	616
⑤ 社会保険事務担当者、同僚等の供述（回答）から申立事業所への勤務や保険料控除がなかったと判断したもの	803	6	48	4	1	856
⑥ 資料、供述等が得られず申立事業所への勤務や保険料控除があったと認められないもの	2,468	10	148	21	0	2,637
⑦ 制度上、被保険者期間とならないと判断したもの	308	1	19	16	0	343
⑧ 信義則を適用し記録訂正を認めないと判断したもの	14	0	233	0	0	247
⑨ 厚年特例法1条1項但し書きに該当したことから記録訂正を認めないと判断したもの	5	1	5	17	0	27
計	7,644	45	1,136	241	10	9,031

【脱退手当金】

（あっせん事由）

脱退手当金については、本人又は代理人が請求する場合があります、事案を審議するうえでは、請求行為の有無を本人請求、代理人請求の両面から確認している。そのうえで支給を疑わせる事情があるかどうかを組み合わせあっせんと判断しており、その主な事由については表Ⅳ－59 のとおりである。

事由としては、「未支給期間があり、本人請求が考えがたい」（144 件）が最も多く、次いで「資格喪失後、相当期間経過後に支給されており、代理請求が考えがたい」（114 件）が多くなっている。

表Ⅳ－59 あっせん：事由別件数内訳（脱退手当金）

脱退手当金のあっせんの事由	件数
①代理請求がなされたと考えがたい事情がある事案	249
相当期間経過後の支給（おおむね1年以上）	114
同僚の大部分に支給記録なし	86
同僚・事業主の証言（代理請求を行っていないかった）	47
喪失時に受給権なし	2
②本人請求したとは考えがたい事情がある事案	335
未支給期間あり	144
旧姓により支給	78
支給時又は支給後まもなく国年納付・被用者年金等加入	67
申立内容を裏付ける事情あり	26
申立期間後厚年番号同一	11
支給を疑わせる関係者の証言	9
③支給記録を疑わせる有力な事情がある事案	16
被保険者証に脱表示なし	11
重複取消漏れ	4
性別を男性で記録	1
④事務処理上支給記録を疑わせる事情がある事案	92
支給額相違	30
生年月日相違	10
氏名相違	8
名簿等に申立人のみ脱表示なし	5
旧台帳に回答事績なし	3
社会保険庁の不適切な事務処理（上記以外）	36
計	692

(訂正不要事由)

訂正不要と判断した申立てについては、適正な事務処理が行われたと考えられるものが2,660件と多数を占めていた。このことから支給を疑わせる事情が乏しかったことが主な判断事由になったことがうかがえ、その主な事由については、表IV-60のとおりである。

事由としては、「支給額に計算上の誤りがなく、適正な事務処理が行われたと考えられる」(948件)が最も多く、次に「資格喪失後間もなく支給され、適正な事務処理が行われたと考えられる」(767件)が多くなっている。

表IV-60 訂正不要：事由別件数内訳（脱退手当金）

脱退手当金の訂正不要の事由		件数
①代理請求が行われたと考えられる事情がある事案		543
同僚の大部分に支給記録あり		292
同僚・事業主の証言（代理請求を行っていた）		243
事業所に保管資料あり		8
②本人請求が行われたと考えられる事情がある事案		261
裁定請求書現存		131
支給時期に氏名変更		50
被保険者証に脱表示あり		29
支給時期に重複取消		27
請求・受給を認識、支給決定通知書を所持		18
申立期間と重複して特例納付		6
③複数支給記録等がある事案		150
複数の支給記録がある		80
一つの支給記録事案について、受給を認めている期間がある		70
④適正な事務処理が行われたと考えられる事案		2,660
支給額に計算上の誤りなし		948
喪失後間もなく支給		767
名簿・原簿・払出簿に「脱」表示あり		669
旧台帳に支給に係る事務処理の記録がある		248
支給報告書・受付経過簿等が現存		28
⑤受給することが自然である事案		204
通算年金創設前支給であり、かつ相当期間厚年加入なし		200
支給時期に海外転出等で適用除外となり支給後相当期間公的年金の加入がない		4
⑥その他		133
国民年金に加入及び納付していない		62
申立期間と申立期間後の記号番号が別番号となっている		60
申立内容が変遷しているなど、申立てが信憑性に欠ける		11
計		3,951

2 申立人の主張を裏付ける直接的資料は無いが、第三者委員会の調査審議によってあっせんされた具体例

年金記録確認第三者委員会に申立てされた事案の中には、関連資料や周辺事情が乏しいものも少なくなく、こうした事案の調査に当たっては、申立内容を可能な限り具体的かつ詳細に聴取することはもとより、申立内容を裏付ける関連資料や周辺事情を徹底的に発掘することが必要となる。

さらに、そうした対応によっても有力な関連資料や周辺事情が収集できない場合においては、申立人の申立内容等に基づいて総合的な判断が行われることとなる（基本方針 第3 判断の基準3）。

このようにして、あっせんに結びついた事例については、平成21年報告書でもいくつか挙げられているところであるが、21年報告書で掲載された事例以降において、申立人の主張を裏付ける直接的資料は無いが第三者委員会の調査審議によってあっせんされた事例としては次のようなものがある。

例1（資格取得日相違事案）

《申立内容》 昭和38年4月1日から正社員として勤務していたにもかかわらず、同年11月1日に厚生年金保険に加入した記録となっており、それまでの期間の厚生年金記録がないとの申立事例

《申立期間》 昭和38年4月1日～昭和38年11月1日

《あっせん期間》 昭和38年4月1日～昭和38年11月1日（全期間あっせん）

《勤務実態》

資料 事業主保管の「社員住所録」に入社日は昭和38年3月19日と記載。

他制度記録 雇用保険の記録は昭和38年4月1日に資格取得している。

《積極的事情》

供述

【複数の同僚】 『申立人とは同期で、仕事内容・入社時の待遇も同じであり、会社は採用後一定期間を経て厚生年金に加入させるような慣行は無かった。』

【事務担当者】 『高卒の待遇は同期は皆同じで、会社は同期入社全員を入社後すぐに厚生年金に加入させ、保険料控除していた。』

同僚記録 昭和38年4月1日に厚生年金保険の資格取得をしている者が23名確認できる(複数の同僚が当該23名と申立人は同期である旨供述)。

《消極的事情》

- ・保険料控除を確認できる直接的資料は無い。
- ・健康保険組合の記録はオンライン記録と一致している。
- ・厚生年金基金の加入員記録原簿の入社日の記録は、オンライン記録と一致している。

【判断事由】

申立人の主張を裏付ける直接的資料は無く、健康保険組合や厚生年金基金が保管する記録もオンライン記録と一致しているものの、事務担当者を含む複数の同僚供述や同期入社 of 複数の同僚に係る厚生年金保険の加入状況など、周辺事情を総合的に判断し、申立内容どおりの勤務実態と厚生年金保険料の控除が認められるとしてあっせんされた事案である。

例2 (適用事業所であったが申立人の記録がない事案)

《申立内容》 申立期間にA社に勤務していたにもかかわらず、その全期間の厚生年金記録がないとの申立事例

《申立期間》 昭和50年9月頃～昭和54年10月頃

《あっせん期間》 昭和52年6月1日～昭和54年10月16日(一部あっせん)

《勤務実態》

他制度記録 雇用保険の記録は昭和52年6月1日に資格取得し、昭和54年10月15日に離職している。

供述

【複数の同僚】『申立人は昭和52年5月頃から勤務していた。』

《積極的事情》

供述

【事務担当者】『申立期間当時、全ての従業員を厚生年金に加入させており、雇用保険と厚生年金保険はセットで加入させていた。』

同僚記録 ・複数の同僚が供述する当時の従業員数は、健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる被保険者数と概ね一致している。

- ・ 申立人の前任者及び後任者には、厚生年金保険の加入記録があり、雇用保険の記録とも一致している。

《消極的事情》

- ・ 保険料控除を確認できる直接的資料は無い。
- ・ 申立期間のうち、昭和 52 年 6 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録が確認できない。

【判断事由】

申立人の主張を裏付ける直接的資料は無く、申立事業所は既に破産し当時の事業主も死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができないものの、事務担当者の供述や申立人の前任者及び後任者に係る厚生年金保険の加入状況など、周辺事情を総合的に判断し、申立期間の一部について勤務実態と厚生年金保険料の控除が認められるとしてあっせんされた事案である。

V 新たな年金記録確認体制の構築

1 21年報告と23年報告

新たな年金記録確認体制の構築については、21年報告において、今後の年金記録確認体制の構築について政府における検討を期待する旨を述べた。

また、23年報告においては、その後の状況について、「政府において、年金記録確認体制について総務省と厚生労働省との間で協議が重ねられてきたものの、具体的な結論を得るに至らず、現時点においても引き続き調整が続けられている状況にある」としている。さらに、この間の2年間の状況変化について、①事案処理の先例の発出が終了し20万件を超える事案処理が蓄積され、②過去の年金記録の確認のための中心的手段である「ねんきん特別便」を契機とした申立て及びその処理は、おおむね終了したものである状況となっており、第三者委員会は、総務省に臨時のものとして緊急に設置された機関としての役割は十分に果たしてきたと考えられるとしている。その上で、23年報告は、新たな年金記録確認体制の構築の必要性について言及している。具体的には、次の3点の各項目を踏まえた新たな年金記録確認体制の構築について政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう強く要請している。

① 一層迅速かつ効率的な事案処理

一義的には行政機関が記録訂正の要否を判断し、それに不服がある場合には合議制機関に判断を求める二審制的な仕組みを導入することで、最終的な判断の公正・中立性、第三者性を現状と同様に担保しつつ、一義的な結論を出すまでの期間を現状より短縮。

② 体制の一元化による効果的な取組

総務省及び厚生労働省の2省にまたがる二元体制を、年金行政の体系の下に一元化することで、年金記録確認の取組全体をより効率的・効果的に実施。

③ 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組み

新たな体制の構築により司法手続も考慮に入れた仕組みとすることも可能。

一方、21年報告において新たな年金記録確認体制の構築が指摘された後の、第三者委員会の事務局である総務省行政評価局を取り巻く状況変化をみると、第三者委員会の設置以降、年金記録問題への対応が極めて重要な課題であることから、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、行政評価局調査等の本体業務要員を第三者委員会の事務局業務にシフトして取り組んできた。この間の政治情勢等については、平成21年8月の第45

回衆議院議員総選挙により同年9月に民主党が中心の新政権が発足した。新政権発足により、同年11月に行政刷新会議による事業仕分けにおいて行政評価等が取り上げられ、抜本的な機能強化を求められ、機能強化策の適切かつ効果的な実施に当たっては、第三者委員会の事務局業務について、早期にめどを付けることが不可欠である状況となった。

これらの状況を踏まえた第三者委員会の位置付けをめぐる状況をみると、平成21年に当時の原口総務大臣のイニシアティブの下、第三者委員会の機能を早期に厚生労働省へ移行する方針を決定した。しかし、厚生労働省は、省の信頼回復が途上にあり、また、紙台帳記録とオンライン記録の全件照合など個別問題ごとの記録確認を向こう4年間の平成25年度まで優先的に実施する必要があることから、第三者委員会業務の早期移行が困難な状況であった。このため、両省の大臣以下、断続的に事務方も含めた協議が進められたが、平成23年度予算編成過程においても結論を得るに至らず、24年度予算編成過程も含めて移行の目途をつけるべく協議を進めた。しかし、その後、いわゆる運用3号問題や東日本大震災の発生により、厚生労働省の準備が整わない状況が続いた。

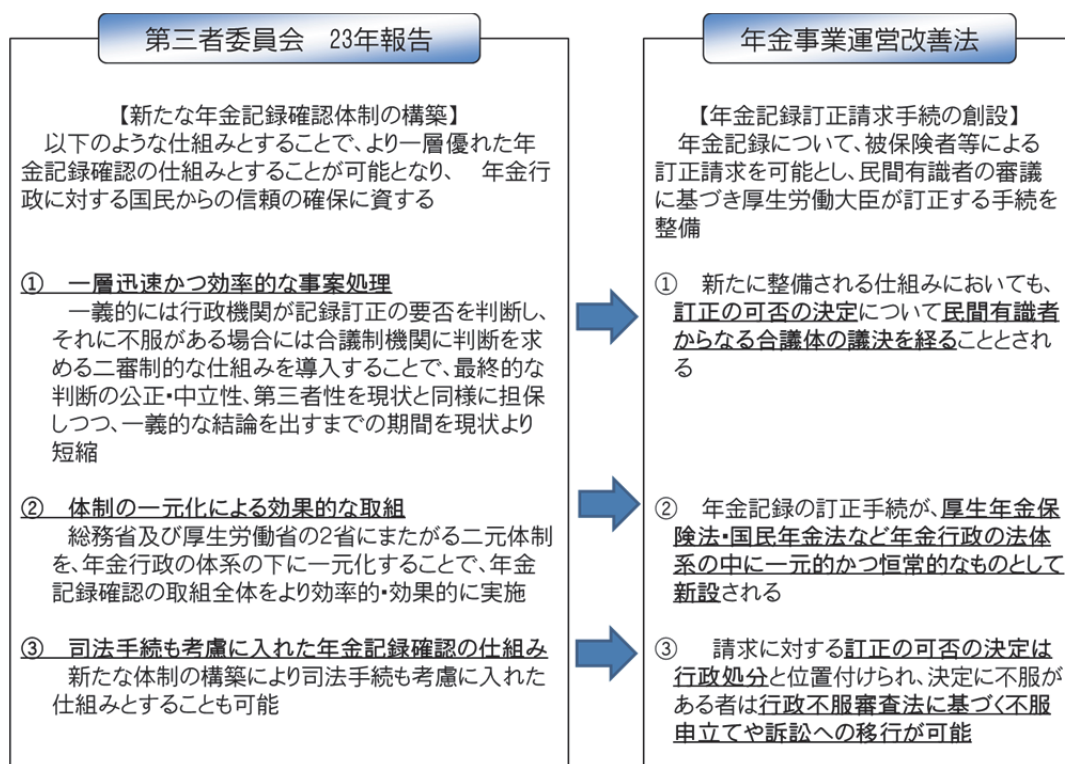
その後、平成23年6月の23年報告において前述の①から③の要請がなされ、新たな年金記録確認の仕組みのあり方、実施体制、移行の時期等の検討課題について、23年8月以降、両省による実務的な協議を開始することとなった。当該協議については、新たな年金記録確認の仕組みは国民にとって現在より一層メリットのあるものとしていく方向で断続的に議論された。一方、政治情勢をみると、24年10月に内閣改造、11月に衆議院解散、12月に第46回衆議院議員総選挙により、自民党と公明党による第2次安倍内閣が発足した。その後、新政権における両省間協議により、厚生労働省が新たな年金記録確認の仕組み等を検討する場を立ち上げ、検討結果を踏まえて関係法案を提出することなどについて合意に至った。加えて、第三者委員会の体制について、申立件数等業務量減少に見合った効果的・効率的な体制整備を図るため、25年5月から委員会体制をブロック単位に集約することとした。

2 年金事業運営改善法の成立

平成25年4月、社会保障審議会年金部会の下に、年金個人情報専門委員会が設置され、年金個人情報の適正な管理や訂正の手続きのあり方等が議論されることとなった。同委員会は、6回にわたり審議し、同年12月に取りまとめを行い、恒常的に発生し得る年金記録の誤り事案に対応できる訂正の仕組みを年金制度に整備することが必要との報告を行った。具体的には、①

被保険者等が、厚生労働大臣に対し、年金の原簿記録の訂正を請求することができる手続を年金制度に創設、②訂正決定に係る客観性・合理性を確保するため、民間有識者からなる合議体（審議会）の審議を踏まえて、厚生労働大臣は訂正決定を行う、③訂正請求が処分性のある行政手続として整備されるため、処分に不服があれば、不服申立手続や司法手続への移行が可能等などの内容であった。本取りまとめに基づき、26年2月には、23年報告の要請内容を盛り込んだ年金事業運営改善法案が第186回国会（常会）に提出された。

（参考）23年報告の要請事項と年金事業運営改善法との比較



本法案は、平成26年5月から衆議院において審議入りし、その過程の参議院において附帯決議がなされた。その内容は、「年金記録の訂正手続については、民間有識者からなる合議体の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を創設するに当たって、年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うとともに、未統合記録のうち未解明な年金記録については、今後も解明に向けた継続的な取組を実施すること」という内容であった。その後、同法は、同年6月4日に可決・成立し、11日に公布された。

(参考) 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金事業運営改善法案)の国会審議の状況

審議経過等	附帯決議(抜粋)
<p>平成26年 2月14日(金) 閣議決定 衆議院に法案提出(閣法第33号)</p> <p>5月16日(金) 衆議院厚生労働委員会で提案理由説明 5月21日(水) 衆議院厚生労働委員会で質疑①(4時間) 5月23日(金) 衆議院厚生労働委員会で質疑②(5時間)、採決 修正案(共産党提案) ⇒ 賛成少数(共、無)で否決 原案 ⇒ 賛成多数(自公民維結共無)、反対(み) 5月27日(火) 衆議院本会議で可決 ※みんなの党を除く賛成多数</p> <p>5月28日(水) 参議院本会議で趣旨説明、質疑(1時間) 5月29日(木) 参議院厚生労働委員会で趣旨説明、質疑(6時間) 6月03日(火) 参議院厚生労働委員会で採決、附帯決議 原案 ⇒ 賛成多数(自公民維結共社)、反対(み) 附帯決議案(全会派提案) ⇒ 全会一致 6月4日(水) 参議院本会議で可決、成立 ※みんなの党を除く賛成多数(賛成222、反対13)</p> <p>6月11日(水) 年金事業運営改善法公布(平成26年法律第64号)</p>	<p>年金事業運営改善法案に対する 附帯決議</p> <p>平成26年6月3日 参議院厚生労働委員会</p> <p>政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 (略)</p> <p>三、年金記録の訂正手続については、民間有識者からなる合議体の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を創設するに当たって、年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うとともに、未統合記録のうち未解明な年金記録については、今後も解明に向けた継続的な取組を実施すること。 (以下、省略)</p>

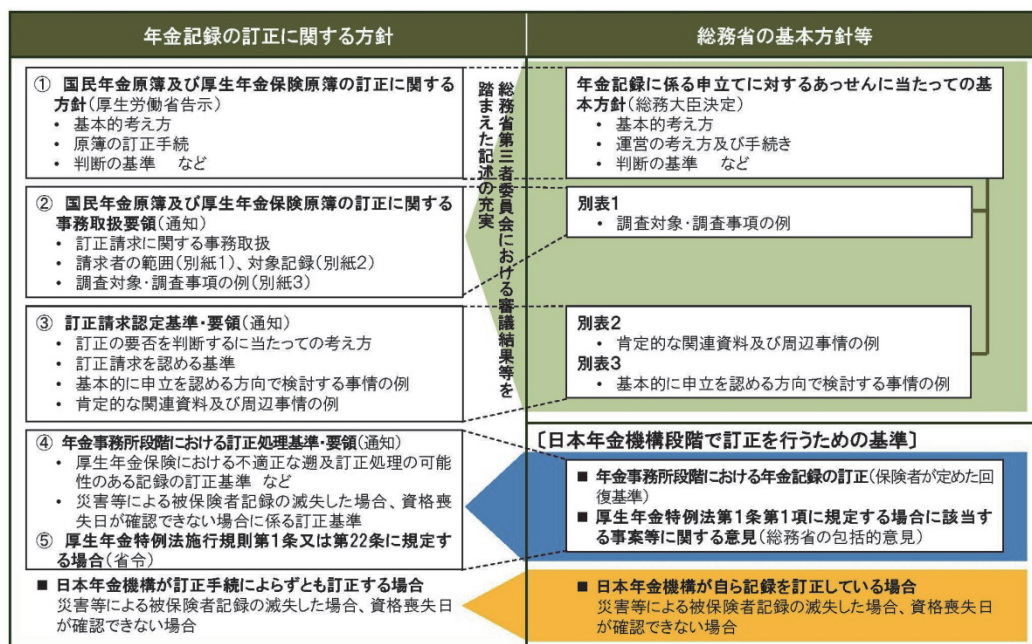
3 訂正請求手続の施行に向けた体制整備と第三者委員会業務の終了

年金事業運営改善法(平成26年法律第64号)の成立により、平成27年4月から厚生労働省に設けられた新たな年金記録の訂正手続は、①法律に基づく手続として位置付け、年金行政の体系の下に、恒常的なものとして設けられ、②訂正請求に対する可否の決定が行政処分となることで、行政不服審査手続や司法手続への移行が可能となるなど、第三者委員会の仕組みと同等以上の機能を持つものとなる。26年7月に開催した年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長等合同会議では、新藤大臣、厚生労働省年金管理審議官も出席の下、各地方委員長から、新たな訂正手続について活発に意見交換がなされた。主な意見としては、①国民から見て信用できるものとなるのかといった疑念を払拭するためにも、現在のやりかたをシステムとしてきちんと引き継ぐべき、②申立件数も減って申立内容も変わってきている中で、効率性の視点も必要、③今回創設される新しい訂正手続に期待、④新しい訂正手続がうまくいくためには、その中立性・公平性を、いかに国民に分かってもらうかということから、これまでの委員を引き継ぐということが、国民への説明になるのではないかと、⑤これまでの事例をしっかりと引き

継ぐべき。そのことが、第三者性の確保につながる。また、これまでの委員や職員・調査員も引き継ぐことが必要といったものであった。

その後、厚生労働省において関係政省令等の制定など施行準備が進められてきた。平成 26 年 11 月からは、総務省から厚生労働省へ円滑に事案の切替を行い、国民の利便性向上のため、第三者委員会で審議中の事案を新たな訂正手続への切替を行う事前申込手続を開始した。27 年 1 月に、厚生労働省は、社会保障審議会の下に年金記録訂正分科会を設置し、委員 10 名のうち、中央委員会委員から 6 名と元地方委員会委員から 1 名が就任した。同分科会は、年金記録の訂正に関する方針（基本的考え方、運営の考え方及び手続、判断の基準など）、審議に当たって調査する対象と調査事項、訂正の可否にあたっての認定基準などについて審議を開始した。同年 2 月には、年金記録の訂正に関する方針等について、厚生労働大臣から社会保障審議会に諮問、当日に答申され、厚生労働大臣告示第 42 号として公布された。年金記録の訂正に関する方針の内容は、基本方針を踏襲することを基本的考え方として、「第三者委員会による手続と比較して国民に不利益が及ぶことがないようにしなければならない」、「国民の立場に立って、公平かつ公正な訂正決定等を行う」とされ、判断の基準は、「訂正請求の内容が、社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしいものであること」とされた。

(参考) 年金記録の訂正に関する方針と総務省の基本方針等の関係(厚生労働省資料)

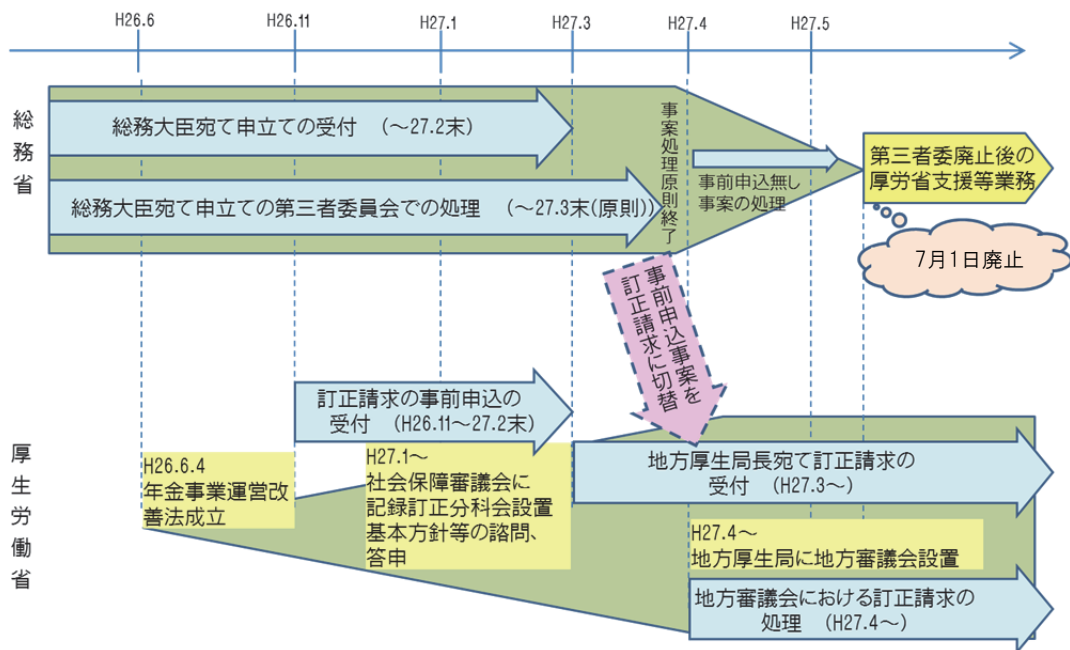


その後、平成 27 年 3 月 1 日から年金事務所において年金記録の訂正請求

の受付を開始し、同年4月から地方厚生局（7か所）に地方年金記録訂正審議会を設置し審議を開始した。厚生労働省は、新しい訂正手続を円滑に軌道に乗せるため、地方審議会委員のうち約7割程度は地方委員会委員の経験者が就任し、事務方である職員や非常勤職員についても、地方委員会事務室に勤務している経験者を、採用することなどにより体制を整えた。

新たな訂正手続の創設に伴い、総務省の第三者委員会は、平成27年2月末で総務大臣宛ての申立ての受付を終了し、同年3月末で第三者委員会の処理を原則として終了することとし、同年4月からの新たな年金記録の訂正請求の処理開始後、同年4月以降残った事案の最終処理を終え、速やかに業務を終了することとした。第三者委員会は、同年4月21日に、最終の大臣あつせんを終え、同年5月14日に、年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長等合同会議を開催し、同年7月1日に廃止する。

（参考） 第三者委員会の廃止までのスケジュール



4 おわりに ～ 訂正請求手続の誠実・円滑な運用に対する期待

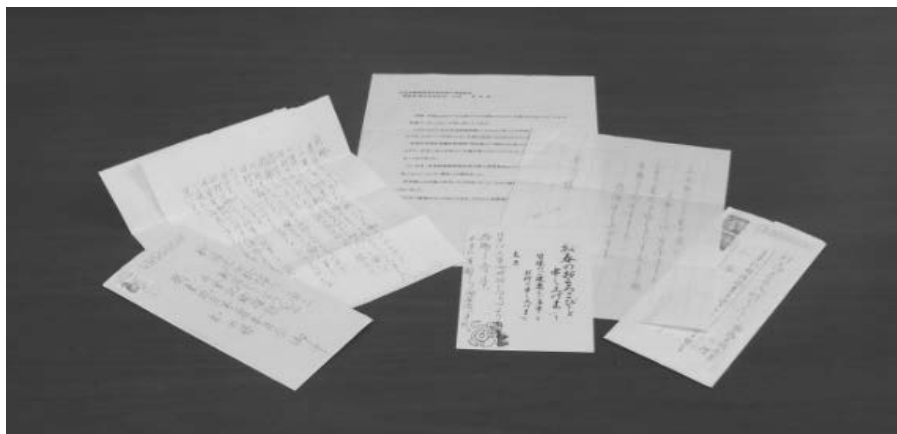
わが国の年金制度は、社会保険方式を原則としており、給付を受けるためには、一定期間の保険料納付が必要である。年金制度は、国民の安心や生活の基盤となる重要な柱であることから、年金記録の管理が年金制度の根幹に関わる重要な事務であることは論を待たない。平成19年に発覚した年金記録問題は、国民の公的年金制度に対する信頼を失墜させ、大きな社会問題と

なった。第三者委員会は、その設置から約8年間、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とし、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的として活動してきた。発足以来、約30万件の申立てのうち、約半数の記録が訂正されたが、臨時の機関として緊急に設置された第三者委員会の実績は、年金制度に対する国民の信頼回復の一翼を担ったと自負できるものであったと考えている。第三者委員会の判断の結果、年金記録の訂正を不要と判断した事案であっても、申立人から謝意が述べられたケースが少なからずあった。このことは、第三者委員会は、一件一件の事案に対して、納付事実等の直接的な証拠を持たない方々のために、できる限りの調査審議や個々の対応を真摯に行ってきたことによるものといえる。

厚生労働省に設けられた新たな年金記録の訂正手続については、全国の地方年金記録訂正審議会が平成27年4月から審議が開始されている。前述のとおり、判断の基準となる訂正方針については、第三者委員会の基本方針が踏襲され、また、実施体制である同審議会の委員、職員等については、第三者委員会の体制が多く引継がれ、そのノウハウについても引き継ぎいかされることとなった。

今後の新たな年金記録の訂正手続については、第三者委員会のこれまでの活動に基づく誠実な姿勢を引き継いでいただくことを切望する。

(参考) 申立人からの謝意のお手紙等



VI 活動を終えるに当たって

活動を終えるに当たって

年金記録確認中央第三者委員会
委員長 高野 利雄

平成19年6月末に年金記録確認第三者委員会（以下「委員会」という。）がスタートしてこの6月に8年になりますが、過ぎてみるとあっという間の8年というのが実感です。

委員会設置に当たり安倍総理大臣は「委員会は国民の立場に立って対応し、国民の信頼を回復する」との方針を出されました。中央委員会メンバーは、安倍総理の右の方針を体し、梶谷委員長の下、連日連夜議論し策定したのが「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針（以下「基本方針」という。）」でした。なかでも、行政機関の年金記録管理の不手際に起因した深刻な問題を、真面目に年金を納めてきた国民に不利益を及ぼすことがあってはならないとの強い思いで苦心したのが判断基準でした。適切な先例も無い中で国民の立場にたって判断するための基準として「申立ての内容が、社会通念に照らし明らかに不合理ではなく、一応確からしい」という場合はあっせんするとしたのです。民事裁判における疎明より少し緩いという気持ちを込めたものでしたが、初めは、地方委員の皆さんには、必ずしも分かり易くはなかったようでした。

総務大臣により基本方針が決定され、同年7月に地方委員会において受付が開始されるや、次々に多数の申立てがなされ、怒涛のような調査・審議が始まりました。申立て受理件数も平成19年度から同21年度までの間は、年間5万～6万件とうなぎ上りに増え、それに伴って全国で約4万回もの地方委員会・部会が開催され、平成26年までに約24万件を処理し、そのうち約半数の11万件をあっせんすることが出来ました。当初の膨大な受理を考えますと、このように、着実に調査・審議して処理することが出来たのは奇跡に近く、これも各委員と事務室職員の皆さんが、委員会設置の経緯に思いを致し、国民の期待に応えたいとの強い使命感があったからであり、改めて皆様方のご努力に敬意と謝意を表します。

さて、委員会はその使命を終え、今後の申立て事案は、厚生労働省に設置される新しい組織により、調査・審議されることとなります。全国の委員長の皆さん方は、これまでの全国委員長会議の席上などにおいて、当委員会の基本方針がどこまで新組織に引き継がれるのか心配しておられました。しかし、新組織の判断基準の基本部分は当委員会のもを実質的に継承し、当委員会の多くの委員が、新組織の委員に就任されるので、間違いなくそのDNAは引き継がれるものと期

待します。

終わりに、行政当局には、再びこのような不手際により、国民に不利益や不安を与えることのないよう、確りとした仕事をしていただきたいと願うばかりです。

活動を終えるに当たって

年金記録確認中央第三者委員会
委員長代理 奈良 道博

皆さん同じ思いだと思いますが、やっと終わった！というのが実感です。

当初お引き受けしたときは、まさか8年間務めるとは思ってもいませんでしたが、同僚の委員、事務局に支えられ、きわめて中身の濃い8年間でした。

「申立の内容が、社会通念に照らし、明らかに不合理ではなく、一応確からしい」との判断基準に基づき、国民・申立人の立場に立って判断する、との基本方針はすばらしい考え方だったと自負していますが、実際この基準に基づき運用するとなると困難な場面も多々あり、特に私の所属した中央委員会国民年金部会での活動は、先例作りの趣旨もあったため、個々の結論にはかなり気を遣いました。当初からしばらくは週に1回の部会の開催ペースでしたが、案件が多いこともあり、1件の審議時間を20分と予定して進めました。しかし、当該案件の妥当な解決を目指すだけでなく、今後の先例として耐えうるか等々の配慮もしながら、多数決ではなく、短い時間の中で部会の全員の意思が合致するまでとことん議論を尽くすという綱渡り的な運営をする必要がありました。その中で、弁護士、税理士、社会保険労務士、あるいは窓口経験の豊かな実務経験者が、各々の立場から意見を出し合い、補い合って一定の方向性を模索しながら議論を進めていきました。また、年金制度の知識に乏しいところは事務局に補ってもらいながら、部会員・調査員の皆さんが一緒になって議論を進めたその一体感はかけがいのない経験でした。

超多忙な時期には音を上げそうになったときもありましたが、逆に緊密かつ濃密な議論の中で部会全体の共通の感覚が培われたと思います。それだけにその後部会の開催回数が減ったことにより、せつかくの感覚がさび付き、勘を取り戻すのに苦労した時期もありましたが。

改めて部会の委員各位はもちろん、苦労をともにし、部会を支えていただいた事務局の皆さんに感謝申し上げます。

活動を終えるに当たって

年金記録確認中央第三者委員会
厚生年金部会長 瀬川 徹

1、はじめに

私は、第1期（設置～平成21年6月）の途中である平成21年2月に山岸委員（前日本弁護士連合会会長）の後任として委員に就任し、早や6年以上が経過しました。この間、当委員会に課せられた役割の一端を担うことができ、間もなく、終焉を迎えることができることは、感無量の一言に尽きます。

2、活動の印象と今後に望むこと

(1) 私は、基本部会及び厚生年金部会に所属し、梶谷・初代委員長（元日本弁護士連合会会長、前日本司法支援センター理事長）、高野・現委員長、奈良現委員長代理、並びに、衛藤・前厚生年金部会長の各指導の基活動を行い、その後、厚生年金部会を任されましたが、間もなく、その任を終えることができホッとしております。

(2) この間の活動の中で特に印象に残った事が二つあります。

①当委員会の使命

当委員会は、厚生年金特例法の必要性を唱えその制定に尽力し、又、包括的意見を含む年金記録訂正制度の在り方に切り込んだ意見を発信し、その結果、年金記録訂正範囲の拡大を容易にし、又、大量の申立てに対し、最前線において、迅速、適切、かつ、統一した処理を可能にしました。個別事案の処理の枠を超えたこうした活動も、当委員会の使命であることを再認識しました。

②一事不再理の原則は？

同一人が、実質同一事案について、脱退手当金と厚生年金に跨る合計3回に亘る年金記録訂正を求める申し立てを行いました。審理に際しては、一事不再理の原則の適用はないのか等の議論まで出ましたが、結局、毎回の申立てごとに、丁寧な聞き取りと資料の収集の調査活動を行い、それを基に部会で慎重な議論を行い、結論を出し、かつ、より丁寧な決議書を起案しました。委員全員が、今度こそ、申立人に納得してほしいとの思いからでした。それにしても、毎回、丁寧な調査にあたられた担当者の並々な御努力と熱心な審議にあたられた全ての委員に改めて敬意を表します。

(3) 当委員会の設置から8年にならんとしております。当委員会の活動のこれまでの努力と成果は、今後、より広範な視野から新たな制度として発展していくべきものと考えます。いわゆる年金事業運営改善法の実施に際し、この努力と成果が承継され発展して行くことを期待します。

空前絶後の第三者委員会

年金記録確認中央第三者委員会

脱退手当金部会長 松倉 佳紀

私は、当初中央委員会の国民年金第二部会長、その後脱退手当金（脱手）部会長として活動させてもらいました。印象に深いのは、脱手部会の活動です。脱手部会の当初の使命は、全国の脱手事案の審議の参考にするための先例作りでした。東京委員会に係属した 300 件余を引取り、毎週 1 回開催を原則に 1 年以内に全件終了をめざし、11 か月で目標をクリアしました。私は仙台在住なので、毎週新幹線で東京小石川（中央委員会）まで往復しました。

脱手事案は、殆どが女性の申立てでした。事案の背景には、女性が生涯職場で働き続けるのではなく、適齢期に結婚して家庭に入るのが一般とされる時代環境がありました（「寿退職」）。職場で加入した厚生年金の掛け捨て損を防止するために、脱退手当金が支給される仕組みになっていました。

申立人は 70 歳前後の年齢層が多く、当時の適齢期を 25 歳としても、脱手金の受け取りは約 45 年前のことになります。受領を直接証明する資料は保存されておらず、間接的資料や遠のいた本人の記憶が判断材料でした。資料収集が困難な中で、事務局は大変奮闘して、少しでも参考になる資料を根気よく拾ってきてくれました。毎回の審議に結構厚い参考資料を提出して、担当者が詳細な説明を行い、判断事例が集積したころには参考となる先例も引用して、担当者としての判断の意見も添えられるようになってきました。

今振り返ってみますと、事務局の支えが非常に大きな力になったと思います。事務局は厚生労働省などいくつもの省庁からの出向者で構成されていましたが、チームワークがよく、時々開かれる懇親会でも明るい雰囲気になっていました。私は懇親会でのある発言が忘れられません。その発言の趣旨は、これまでは与えられた職場での職務を無難にこなすだけでさしてやりがいなどを感じたことはなかったが、ここにきて初めて自分が国民を救済するために仕事をしているという実感とやりがいを持って、積極的に仕事に取り組めたというものです。たしかに審議で年金の記録訂正が認められた場合は、担当者がその結論を申立人にすぐに電話連絡をしているようですから、感謝の喜びに直に接する機会も多かったに違いありません。長い公務員生活の中で、この事務局に籍を置いたことは今後のためにも貴重な経験になったものと思います。

この第三者委員会は全国の都道府県にくまなく地方委員会が組織され、最大時には 950 名の委員で構成されました。平成 25 年 4 月 1 日現在のデータで 24 万 2,463 件（取下げ 1 万 1,000 件を含む）が処理され、記録訂正のあっせん率は

47.8%（国民年金 37.5%、厚生年金 53.9%）になります。委員の数においても処理した事務量においても、空前絶後の第三者委員会であると断言できます。政治問題にもなった国の機関の事務手続きの大失態を、第三者委員会というにわか作りの機動的体制が見事に短期間で適正に補完しフォローしたことは、歴史に記されるべき偉業といっても過言ではないと思います。

活動を終えるに当たって

年金記録確認中央第三者委員会
委員 南 砂

長年にわたり年金を納めてきたにもかかわらず、記録に不備があり支払いが受けられない、と訴える市民からの申し立てに端を発した「年金記録漏れ問題」が、国を揺るがす社会問題にまで発展した平成 19 年 6 月、「年金記録確認第三者委員会」は、年金行政への国民の信頼を回復するという大きな期待の中で発足しました。中央委員会の作業が動き出した当初、梶谷委員長が、「一人でも多くの国民に、この委員会があつて本当によかったと言って頂けるような、そんな委員会を目指したい」と言われたものです。

とはいえ、記録漏れの実態は深刻で、国民一人一人の立場に立って丁寧に事情を汲み取り、当人の記憶や関連資料などを丁寧に検討して記録回復へのあつせんにつなげるという委員会の役割は、途方もなく大変なものに思われました。発足当初しばらくの間、あつせんのための「基本方針」を策定するために頻りに議論を重ねる中で、判断基準として示された文言は忘れられません。「申し立ての内容が社会通念に照らして明らかに不合理でなく一応確からしいこと」というものです。この「一応確からしい」という言葉が当初、私にはずいぶんあいまいな基準のように思われたものでした。民事裁判の仮処分等の「疎明」に準拠する概念、と説明されても、正直のところ、完全には納得できていたわけではありませんでした。ですが、具体的な事例の検討を重ねていくに従い、この「疎明」という概念、すなわち「疎」と言う文字が示す「曖昧さ、柔軟性」こそが意味があることが判るようになったのです。

特に、地方委員会の委員の方々は、直接的証拠がなく、関連する資料も関係者の話もおぼつかない古い話を、本人の曖昧な記憶を頼りに時間をかけ、時には足を運んで古い事情を調べたり、記録に繋がる痕跡を探し求めたり、と臨機応変に活動されたのです。そうしてようやく判断基準に到達する事例も少なくなかったと伺いました。そうしてみると、約 24 万件の申し立てを処理した 8 年の作業は、

作業の量もさることながらその中身に、特筆すべき価値があると思いつくと思いません。今般、作業を終えて解散する第三者委員会の末席に参加させて頂くことができましたことを光栄に感じるとともに、感謝を新たにするばかりです。全国の委員の皆様のご尽力、昼夜苦勞をいとわず奉仕的に尽くされた事務局の方々のお骨折りに、心からのお礼を申しあげたいと思います。

活動を終えるに当たって

年金記録確認中央第三者委員会
委員 久禮 和彦

年金記録確認中央第三者委員会の役割は厚生労働省へ移管し、現委員会は終了しようとしている。前に見ず知らずの方からお礼を言われたことがある。

その方は申立てを行い、結果は非幹旋だったが「具体的、真摯に丁寧な調査を受け、そこまで調べて結論を出したのだから満足しており、ありがとうございます。」と感謝された。事務局の心労は大変なものがあったと思う、常々敬服するものがあり、感謝致します。

さて、申立てには、それぞれの問題が内在している。難解な規則の問題であり、行政窓口の取扱であり、会社の諸々の間違いであり、また申立て本人の勘違いや記憶違いがあった。第三者委員会の役割はその問題への対処ではなく、それを踏まえて申立て内容が正しい記録への蓋然性が認められるかの判断が求められる。

今、第三者委員会の終わりに当たり、再びこの様な多くの問題の再発防止の観点から、課題を整理し対策を講じることが重要であると痛感している。

学校や会社での制度への啓蒙であり、正しい届出手続きである。しかし、何よりも複雑化した制度のなかで、新たな問題発生要因が起きているように感じている。とりわけ実務に関する点は時代の変化のなかで大幅な改善を要すると感じている。

一例として「年金定期便」について、国民の理解度がそうだ。

聞くと、特に標準報酬と給与との関係は「難しい」との声が多い。

標準報酬の仕組みはあまりにも理解しがたく、フルタイム労働者以外も被保険者になる時代では、近年の雇用における給与支払形態が多様化していることに対応しきれていない。そろばんの時代の方法はいまや足かせでしかない。

随時改定は、大きく賃金が変更になった場合に、5か月目の給与で保険料が変更になること事態が今の時代に合わない。

また、昨今は標準報酬特例措置が多く創設されている。

育児休業復帰時の特例、算定時期に特段の高額賃金になる場合の特例、取得時設定に対する取得時訂正の在り方、60歳以降の取扱いの特例等である。

産前産後の保険料免除制度も出来て、届出が正しく出来ていないと、被保険者の不利益につながることもある。

このままでは、標準報酬の記録問題が再度発生するのではないかと懸念している。給与実額の取り扱いに移行すべきだろう。

賞与では年度合計実額を12分の1して加算する方法になっている。

労災保険の給付でも給与実額で判断しており、企業にも定着している。

これらの改善策は検討、実施するまで時間がかかることでもあり、早急に取り組むべきであると感じている。

年金制度の信頼回復に携わって

年金記録確認中央第三者委員会
委員 神津 信一

平成19年6月に、総務大臣より年金記録確認中央第三者委員会委員を拝命しましたが、任務終了と同時に、本年1月に厚生労働大臣より社会保障審議会臨時委員を拝命しました。

平成19年は第一次安倍内閣で総務大臣は菅義偉大臣、本年は第二次安倍内閣で高市早苗大臣と8年有余の年月が経過していますが、ご縁の幾星霜を感じます。

社会保険に関する業務は、社会保険労務士の独占業務ですが、税理士は税理士法に規定された業務の付随業務として、社会保険の業務に携わることができるとされており、関与先の社会保険の加入等については、職業経験を生かした実務感でお役に立てればと思いましたが、当初任命を受けた時には、勉強して理解を深めなければならないことばかりでした。

年金記録が国民に信頼されるに至らなかったことは、行政機関の管理に起因することであり、第三者委員会の基本的考え方は

1. 保険料を納めてきた国民に不利益を及ぼしてはならない。第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するように努める。
2. 社会保険庁に記録がなく、領収書等の証拠を持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
3. 申立人の申し立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

とされています。

私は脱退手当金部会に所属し、松倉佳紀部会長の下、当初は週一ペースでタフに事案をこなしつつも、膨大な申立人の皆様を前に、「本当にこの委員会の役目が終了することがあるのか。」という思いの中で仕事を進めていましたが、事例の積み重ねの効果もあって、中央委員会の任務も徐々に少なくなって参りました。

第三者委員会の事務方の皆様は国税職員、社保庁職員が多く携われられて、市区町村、勤務先での記録の調査、申立人の同僚の方々など様々な周辺調査をされるわけですが、その優秀さに大いに助けられました。この紙面をお借りしてお礼を申し上げます。

税務では不服申立て機関として、国税不服審判所があり、審判所での採決には原処分庁は従わなければなりません。審査請求人は、裁決の結果に不服がある場合には、訴えを提起することができます。第三者委員会の「あっせん」はこの制度に近い感があり、任務遂行の、重要性を感じておりましたが、今回ある程度の達成感の下、無事に終えることができほっとしております。

今年から厚生労働省に移管され再度そこで再び委員としての業務を行います。原簿の訂正という新しいステージで、国民のお役に立てることが出来れば幸いです。

活動を終えるに当たって

行政相談委員
年金記録確認北海道地方第三者委員会
委員 星 政良

委員就任の依頼を受けた頃は、国会・報道機関等で消えた年金問題がクローズアップされ、行政相談委員にも相談が多くなっておりました。

総務省行政評価局では、第三者委員会の発足に合わせて「年金記録確認第三者委員会」に係る対応マニュアルを行政相談委員に配布・周知し、相談者への準備を進めておりました。

国民の相談者である行政相談委員には、第三者委員会は大変気になり、審議に参加できた貴重な経験は、これからの行政相談活動に大いに役立つと思います。

委員会がスタートしますと、爆発的な申立て件数のため、毎回の審議は時間外の連続、また、部会に報告される調査資料は、あらゆる方向から検証されており、調査員の方々の苦労が滲み出ておりました。

審議事案の結論を出す時は、私は必ず逆の可能性を考え、出した判断は一度は

疑い、僅かな疑問でも追加調査の依頼をすることに徹しました。

申立人とお会いするのは口頭意見陳述の機会だけです。申立人は皆切実に訴えます。委員側もあつせんの可能性を求めて聴き取りするのですが、申立てどおりの結論にならないこともあります。それでも、申立人から納得できたとお礼の報告を聞くと、委員会の判断にご理解頂けたとホッとしました。

記録の誤りの原因は事業主側にある場合、社会保険事務所（当時）側にある場合等様々です。審議を重ねると事業主側の不適切な届出が驚くほど多くあります。

時間が経過するとどんなに調査してもわからない記録もあるし、申立人に実証を求めても不可能な場合もある。年金事務を直接取扱う事業主には制度を十分に理解して頂き、適切な届出をしてもらう必要がある。また、被保険者にも年金記録を自己管理して頂きたい。そして、日本年金機構等には、事業主への指導、被保険者への細かな情報の提供をお願いしたい。

更に、年金事務所には、第三者委員会で蓄積された審議結果を活用し、被保険者のため、迅速・効率的に訂正手続を行うよう要望いたします。

年金は老後の人生を左右します。誤った記録が発生しない仕組みが確立されることを期待いたします。

活動を終えるに当たって

年金記録確認北海道地方第三者委員会
委員長 小田 勝

平成 19 年当時に社会問題となった宙に浮いた年金記録の発覚を受け、誤った記録による不利益を救済するため、総務省に年金記録確認第三者委員会が設置され、これまでに 7 年以上の活動を行ってきたところです。

事案の審議は、事務室調査員の丁寧な調査結果を受けて行うわけですが、何十年も前の事案など判断に迷うものは調査員に追加調査をお願いすることもしばしばありました。一例ですが、ご夫婦共に約 4 年間の納付記録が無いという事案では、道南の町まで出張調査をお願いし、申立人が当時住んでいた町内の方々、年金業務を担当していた町職員から詳細に話を聞き、当時の納付組織の仕組み、保険料納付管理の実態等を明らかにし、苦労の末、あつせんに繋がったこともあります。また、委員間の判断が分かれる事案もあり、このような場合は、「あつせんに当たっての基本方針」などの考えに沿った結論は何かということを常に意識して判断に努めてきたつもりです。

審議を通じて、当初問題となった宙に浮いた年金記録の救済につながったもの

がどれだけあったのか、また、真に申立てがされなければならなかったものがどれだけあったのかは何とも言えないところですが、約半数の申立てが認められたという結果は、総務省に第三者委員会を設置した意味があったと考えており、国民の年金問題に対する信頼の回復に寄与できたものと自負しております。

今後、総務省の第三者委員会業務は、本来の公的年金所管省庁である厚生労働省に移行するわけですが、昨今は別にしても、過去においては厚生年金保険・国民年金についての制度の仕組みや国民自らが行わなければならないことなどについて、どこまで国民に周知徹底されてきたのか、そこがしっかり行われていたのであればこのような年金問題は起こらなかったのではないかと考えます。このことから、厚生労働省においては、再びこのような問題が起こらない制度の確立、また、年金記録訂正の相談などについては丁寧に対応していただくことを切に願うところであります。

振り返れば長かったようで短かった期間のように感じます。第三者委員会活動は委員だけでできるものではなく、申立人と直接面談などをし、丁寧に調査していただいた事務室調査員の皆さんのご労苦とご活躍によるところが大であり、事務室の方々にはこの場を借りて心より感謝申し上げる次第です。

活動を終えるに当たって

年金記録確認東北地方第三者委員会
委員長 穴澤 成巳

年金記録確認第三者委員会の委員を務めてきて、この制度を利用しようとする国民の意識の中に次のような問題点があることに気付く。これは、いわゆる「宙に浮いた年金5千万件」の問題が発生したことから、国民の国の機関（旧社会保険庁、現日本年金機構、以下「社保」という。）に対する信頼が極度に低下したことにより国民の権利意識が**いびつ**（非合理）になった結果であると言える。

その一つは、第三者委員会を社保に対して何でも命令できる上部機関として絶対化していることである。申立人の中には、極めて無理な要求をし、私があなた方を説き伏せるか、あなた方が私を説き伏せるかと行政不信に満ちた口調で迫ってきた者もいる。更にある申立人は、民主党政権の「仕分け」がもてはやされていた当時、「こちらの主張が認められないなら第三者委員会を仕分けにかけて消滅させなければならない。」と主張した。これらの主張はすべて第三者委員会の設置の根拠を正當に理解しない**いびつな**権利主張であり、国民の国家機関に対する信頼失墜の大きさを物語るものと言えよう。

もう一つは、このような強い権利主張とは正反対に、いわゆる「駄目もと」と思われる申立てである。例えば、かなり古い時期（昭和 20 年代や 30 年代の案件も少なくない。）にわずか数か月かそこらの期間どここの事業所に勤務したことがあるが、この期間の年金記録があるかどうか調査してほしいという趣旨の申立てなどがそうである。当の申立人はこの期間に年金の保険料をかけていたという意識はおろか年金に加入していたという意識も全く無いのである。まさに認められなくて元々という気持ちである。そして、この種の申立ては、そのほとんどが訂正不要となっている。このような申立ては、本来の第三者委員会制度の趣旨に合致しない。したがって、この種の申立ても国民のいびつな権利主張であると言ってよい。

第三者委員会の任務は、あくまでも「消えた年金」の捜索・発見・確認であり、すなわち年金の存在が前提となるものである。少なくとも年金に加入していたという意識が申立人に無くてはならない。社保は、この年金問題が自分らの不手際によるものであるという強い自責の念にかられ、この種の申立てもそのまま受理しているようである。しかし、申立ての受理の段階でもう少しふりいにかける必要があるのではないか。今や、社保の後身たる日本年金機構は徐々に信頼を回復しつつあるので、何も萎縮することなく、申立ての受理の段階で一定の要件を課し、それに該当しない場合は受理せず、国民にもこれを理解してもらおうという運用が望ましい。この種の申立ては最近非常に多く、これでは第三者委員会の処理案件が減少せず、第三者委員会のような制度が今後も永く存続せざるを得ないことになろう。

活動を終えるに当たって

年金記録確認関東地方第三者委員会
委員長 池澤 幸一

私は、平成 19 年の第三者委員会発足当初から年金記録確認埼玉地方第三者委員会委員長を務めさせていただきましたが、委員長就任当初は 2、3 年の臨時業務ではないかと想像していたところ、思いのほか申立件数が多く、新たな組織で不慣れであったこともあり、当時の様々な苦労が思い出されます。

しかしながら、この間、年金記録問題という社会的な問題の解決のため、国民の年金制度に対する信頼を回復すべく、委員、調査員一丸となって調査、審議を尽くしてきました。

その結果、1 万 5 千件を超える事案を審議し、約半数をあっせんするに至り、

申立人からは感謝の言葉を多数いただきました。

また、非あつせんとなった申立人からも、申立人自身で行うことが困難な調査に力を尽くした結果をご理解いただき、その努力に感謝されたということもありました。

いずれにしても、関係者一同が第三者委員会の使命を全うすべく努力した結果であり、十分にその役割を果たしたのではないかと感じております。

今日まで第三者委員会の運営にご尽力いただいた関係者の皆様にはあらためて感謝申し上げます。

今年からは、第三者委員会を引き継ぐ形で年金制度本来の所管官庁である厚生労働省において年金記録訂正業務が始まったところですが、同業務においては是非とも第三者委員会の「志」を受け継いでいただき、国民の立場に立って引き続きさらなる信頼回復に努めていただくことを望みます。

委員会活動を終えるに当たって

年金記録確認関東地方第三者委員会
委員長代理（千葉部会担当） 高橋 馨

- 1 年金記録確認第三者委員会は、約8年にわたり活動し、その任務を終了することとなる。設立当初からこの活動に携わった千葉の一委員として、若干の感想等を述べたい。
- 2 千葉の委員会での審議は、初期においては、部会制もなく委員事務方全員で議論を交わした。当然のことながら事案処理の蓄積も具体的判断基準も無かったので、激論が交わされることも多く、審議予定時間が大幅に超過することも少なくなかったと記憶している。
その後、委員会内での議論と全国での処理事案の積み重ねによって、具体的判断基準が形成され共有されていった。また委員数も増加し部会制となって、膨大な審議事案を処理することが可能となったのである。
後半になると、審議事案の処理も進み、事案数は徐々に減少した。委員数も減り、一事案に要する審議時間も減少して、審議事案の適切な処理という委員会の所期の任務をほぼ達成したものと思われる。
- 3 委員が審議する時間と能力には限界があり、他方、審議には詳細かつ適切な調査が必要である。委員会の任務を遂行するにあたっては、調査員等事務方の役割が極めて大きかったことは言うまでもない。

委員と事務方との協働の結果、所期の任務を遂行し活動を終えることができ

ることは、大袈裟ではあるが慶賀の至りと言うべきである。

ただし、振り返ってみると、今後への課題がないとはいえない。第1に、年金記録に関する真実の発見と申立人の権利救済との関係である（真実発見と権利救済と調和）。数十年前の事実についてその真実を発見するのは至難の業である。申立人の権利救済のため真実発見をどこまで追求することができたかということである。第2に、結論が比較的明らかな事案についてまで膨大な資料を作成することは、調査員の負担を過大にしているのではないかという疑問である（重点審議の要請）。第3に、再申立ての問題。権利救済の観点からも不服申し立てが必要不可欠なことは言うまでもない。しかし、新しい主張も証拠もないものにまでも再申立てを無制限に認めるのにも問題があると思われる（不服申し立て制度の適正化の要請）。

4 今後、年金記録確認の仕事は厚生労働省に移行することとなる。

私としては、第三者委員会においてこの8年間に形成された調査審議の方法、具体的判断基準等が、今後への課題をも含めて新組織に承継発展されることを期待したい。

活動を終えるに当たって

年金記録確認関東地方第三者委員会
委員長代理（東京部会担当） 富田 秀実

私は、第1次安倍内閣の下で設置された年金記録確認第三者委員会の東京地方第三者委員会の委員長に平成19年7月13日に就任し、そして、本年5月には委員としての任務が終了しますので、この間、民主党政権を挟んで足掛け8年間にわたる委員の活動が第3次安倍内閣の下で終えることとなります。

私が委員長に就任した当時は、年金記録の不備が大きな社会問題となっており、マスコミの関心も強く、委員長として委員会の審理を軌道に乗せていくことのみならず、マスコミ対応も委員長の役目で、委員会開催日にテレビカメラが入り取材を受けたり、報道機関のインタビュー取材を受けるなど、弁護士会からの推薦で、年金問題の専門家ではない新米委員長としては、やや荷の重い役回りでした。また、その当時の安倍内閣メールマガジン（第39号）に、委員長として「国民の立場に立って、一人の不利益者も出さないために」と題する文章を書いて掲載されたのも思い出です。

年金記録確認東京地方第三者委員会は、当初、10人の委員体制で発足したのですが、申立件数が急増していったため（全国の申立件数の2割程度を占める状

況)、委員の数が20人(平成19年10月)、30人(平成20年1月)、64人(同年4月)、96人(同年7月)、120人(同年9月)と増員され、部会も平成20年9月には30部会(1部会4人)となり、委員会(部会)開催場所の事務室も、当初は、大塚(豊島区)1ヶ所であったものが、大塚は廃止されて、平成20年4月からは、西新宿、百人町(新宿区)及び小石川(文京区)の3か所となったのです。

私は、委員が急激に増員され、部会数も増えていったことにより、東京地方第三者委員会内での各部会ごとの判断内容に大きな差が出ないようにするため、また委員同志の交流を図るために、平成20年1月から毎月1回の委員による意見交換会兼懇親会を開催することにしました。この意見交換会兼懇親会は、参加自由の会費制で、午後6時頃から開かれ、各部会で生じた問題や審理の方法そして判断基準の問題などを意見交換し、それぞれの問題を委員間で共有すると同時に、委員同志の親睦の実も上がり、委員会事務室の室長や次長の参加もあって、東京地方第三者委員会の委員会としての一体感を醸成する場ともなりました。この意見交換会兼懇親会は、平成22年6月頃からは2か月に1回程度の開催となりましたが、この意見交換会は、委員会として定期的で開催した部会長会議などと相俟って、東京地方第三者委員会の委員の先生方が、一体感を持ち、委員会全体に共通する判断基準の下で、「一人の不利益者も出さない」との熱意と確信を持って審理に臨むことができたのではないかと思います。

年金記録確認東京地方第三者委員会(平成25年5月からは、年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室)は、委員会が発足した平成19年7月から同27年2月までの間に、全国の申立件数の2割近くの5万7,600件を超える申立てがあり、その内の処理済み件数の約53%にあたる2万2,700件を超える記録訂正のあっせんをしています。東京地方第三者委員会(東京地方事務室)がこのような成果を上げ、少しでも国民の年金制度に対する信頼を回復するための一助となることができたとすれば、委員の先生方による年金記録の回復に向けての熱心かつ真剣な取り組みがあったからこそと感謝するものであります。また、委員会の各部会の審理が円滑に遂行できたのも、調査員の方々の事案についての丁寧かつ十分な調査結果があったからであって、改めて、調査員や事務室の方々に対してお礼を申し上げる次第です。

活動を終えるに当たって

年金記録確認関東地方第三者委員会
委員長代理（神奈川県担当） 鈴木 繁次

1 申立件数が急増した後、減少した時の処理体制縮小の苦勞

私は、年金記録確認神奈川県第三者委員会（以下「神奈川県第三者委員会」という）に委員長として最初から関与していて、総務省管轄のこの制度は平成27年5月までが任期であるが、その前に厚生労働省管轄の同種制度に代わることになっているから、総務省管轄の制度には最初から最後まで約7年間関与してきた事になる。

その間、最初の2～3年は申立件数が急激に増加し、神奈川県第三者委員会は2部会から15部会まで組織が拡大した。組織が拡大するのに対応するのは比較的やり易いのであるが、現在の5部会まで縮小するのには気を使った。

第三者委員会の委員の方々に、任期中、事案が少なくなったから辞任して頂いて結構ですとも言いきく、誰から順番に辞任して頂くかも選択しづらい。結局、委員は全員任期が同じでなく、都合よく約60人中10人位ずつずれていたので、その任期満了の時に後任を選任しないこととして減員した。また、辞任して頂くにしても、毎週1回の部会で10件以上の事案を審議するハードな委員を継続して頂いたのに、何の御礼もなく辞めていただくのも申し訳ないと思い、神奈川県第三者委員会では「感謝状」を贈呈して労をねぎらう形をとりました。

2 今後の年金記録確認体制についての思い

年金記録確認は「年金だけで生活している方」にとっては、毎日の生活がかかっているから、非常に重要であり「正確」であるべきで、国としては、「年金記録確認」をしなければならないような記録管理の杜撰さはあってはならないことである。しかし、公務員の仕事も人間がやることであるから今回のような事態が生じることも有り得ることである。

従って、今後の「年金記録確認体制」も、これまでの「第三者性」を担保出来るように配慮し、申立人の目線で判断して、「年金制度」に対する国民の信頼が失われないように心掛けながら運営していくことを切に希望したい。

活動を終えるに当たって

年金記録確認中部地方第三者委員会
委員長 山田 博

1 初めの印象

平成19年6月頃、愛知県弁護士会を通じて私に年金記録確認地方第三者委員への就任依頼があったときは、驚いた。なぜ私が？というのが、率直な印象だったが、事務局担当者から色々な話を聞き、また委員会で事案の審議を進めていく中で、そのうち、案外と私に向いているかもしれない、と思うようになった。

なぜかというと、私は、法曹になった初めの10年間は、裁判官をしていた。裁判官の仕事は、双方当事者の主張が食い違う中で、何が事実（真実）かを証拠によって認定し、それに基づいて判決を出すというのが基本であるが、通常は、直接証拠はないので（あれば普通は裁判にならない）、間接証拠（周辺事情も含む）からの合理的推認という事実認定の手法をとる。

当委員会でも間接証拠等から推認して記録の有無という事実認定をするわけで、それは、私にとっては昔とった杵柄で懐かしい感じの仕事だった。

但し、率直に言うと、事実認定の判断基準は、裁判所のそれよりは、本委員会のそれの方が緩やかである。しかし、それは、行政側における記録管理の不備が指摘され、それを是正するための役割が本委員会に課されていることからすれば、国民救済の観点上、ある程度はやむを得ないところであろう。

2 当初のマスコミ対応

当初は慣れないマスコミ記者の方へのブリーフと質疑応答などで、テレビカメラを浴びせられ、記者の方からの色々な質問に答えるのが大変だった。

テレビを見た知人から、見たよ、と言われたのも過去にない経験だったが、そのうち慣れてきて、もっとどうぞ聞いて下さい、という感じで余裕が出てきた。次第に取材もなくなったが、当時のマスコミ対応は得難い経験だった。

3 今後について

年金記録確認問題の所管が、総務省から本来の厚労省に移されることは、大変結構なことであるが、今後は、決定が行政処分性を有することになり、裁判所の司法審査を受けることになるので、裁判所が当委員会の緩やかな判断基準をどこまで維持、採用してくれるのか、が気になるところである。

行政側の記録管理不備の問題や、当年金記録確認第三者委員会による過去の多くの救済事例との間の公平性等も考慮して、裁判所が当委員会の判断基準を維持してくれることを期待している。

神は細部に宿る

年金記録確認近畿地方第三者委員会

委員長 川口 富男

標題の「神は細部に宿る」は、大阪委員会発足当時に、私が職員に話したキーワードで、その後も折に触れて語ってきました。有名な建築家ミース・ファン・デル・ローエが広めた言葉として知られています。

芸術作品では、破綻のない細部こそが人を感動させる形を作り出すというのが本来の意味ですが、芸術作品に限らず別の分野でも使われるようになりました。裁判の基本とされる言葉でもあります。

公的記録はそれ自体が証明力を持っていて、容易に覆すことのできないものですが、年金記録には根本的な疑問が生じ国民の信を失いました。その是正のために第三者委員会が発足したのですが、制度設計の上で、事実確定の心証の程度として、疑問の余地のない「証明」までは求めずに、「確からしい」という「疎明」の程度の確度で結論を出すことになりました。

そうはいつでも、あいまいな、或いは雑な処理が許されるはずがありません。そんなことをすると、国民の不信を倍増させることになるでしょう。扱う対象は古いことばかりで、記録や証拠のない、茫洋としていて見通しもきかない世界ですが、「神は細部に宿る」の語るところを信じて、能うかぎり細部をつめていくと、思いがけず隠れた真実が姿を見せることがあるから、一見無駄に見えてもとことんまで細部をつめようではないか、という訳です。案件についての最終的な結論は、「疎明」によるとしても、それまでの調査は力の限りを尽くすのは当然のことです。細部をつめるには根気がいりますし、手数もかかりますが、結果として、周辺の事情も含めていろんなことが見えるようになりました。そしてそこからまた、新たな手法を見いだせたという風に発展していきました。

この関係で威力を発揮したのが第三者委員会を所管する行政評価局の職員の文章作成能力の高さです。行政評価局は、行政のやり方等について評価をし、改善を勧告することを主な任務とするところですが、調査にしても評価にしても勧告にしても、それは文章で行わざるをえません。権力とか、政治力とか、根回しに頼るところではないからです。当然文章は完成度が高くなければなりません。聞くと、職員は入局当初から文章力を鍛えに鍛えられるそうです。ですから、職員の文章力は、おそらく全行政機関の中で突出しているのではないかと思います。文章力が優れているということは、混沌としていて複雑な事柄でも論理的な整理、組み立てができるということです。職員がその文章力を背景にして、臨時的に採用された調査員の調査や報告の仕方の指導をしましたから、調査と報告の能力は

発足後日を経ずして大変優れたものになり、委員会の審理に多大の貢献をしたのです。

感 想

年金記録確認中国地方第三者委員会
委員長 高面 治美

当初より、年金記録確認広島地方第三者委員会委員を仰せつかり、途中より同委員長、続いて、年金記録確認中国地方第三者委員会委員長を仰せつかって今日に至り、この活動も終わりを迎えている。

何か、感想でも書けとのことであるが、特段の感想もない。

ただ、委員のお話を戴いた時、この委員会は郷土の宰相安倍第1次内閣の置き土産のような性格もあったので、安倍総理とは、広島山口県人会で親しくお話をさせて頂いた経験もあったこと等から、何となく親しみを感じて委員就任をお引受したように記憶している。

委員会審議に際しては、審議は、既に、調査員の方で詳細な調査が成された上であるので、結論を導くために必要な論点を整理して、議論の的を絞って進めるよう心掛けたつもりではあるが、果して・・・？

一つ、一つの案件については、嬉しかったことも残念に思ったこともあったと思うが、忘れっぽい性格の故、殆ど覚えていない。

制度の趣旨に沿って、いくらかは、お役に立てたであろうと勝手に考えている。

調査員の方々初め、関係者の方々には大変お世話になりました。御礼を申し上げます。

有り難うございました。

委員会活動を終えるに当たって

年金記録確認四国地方第三者委員会
委員長 大谷 義雄

平成19年7月からこの第三者委員会で年金記録の確認と訂正に携わることができたことを誇りに思う。そして、記憶と記録の乖離を訴えて回復を求める申立

人に正面から向かい合い、それぞれの事案の資料や周辺事情の収集、証言の聴取に懸命に取り組んでいただいた事務室の調査員、職員、全てのスタッフに心から謝意を表したい。

当初、私の関わった委員会は、先例も少なく1案件に数回の審議を要するなど早期回復を望む申立人の期待に添えなかった感があったが、中央第三者委員会の先行審議や回復基準作りを経て、事案の核心部分へのアプローチが効率的になり、事案の処理スピードは格段に向上した。印象深い事案もあった。源泉徴収票の給与額から給料・賞与の仮説を立て、仮説に基づき標準報酬額と保険料を検証して仮説が成り立つことを立証することで標準報酬の訂正を導く手法をとった事案、同僚事案の積み上げで判断要素を補強し回復できた事案、文献・研究論文を周辺事情に加えることで訂正した事案などである。

徳島・香川・愛媛・高知の各第三者委員会においては、平成25年5月までの5年9か月で延べ1,541回の委員会・部会を開催し、7,000件を超える事案を処理、年金記録確認四国地方第三者委員会においても、本年度末までに300件を超える事案を処理してその役割を終える。

今後は、年金記録訂正審議会が役割を担うことになるが、記録不整合の原因が保険者側にあるような事案にあっては、先例・回復基準に加えて、より申立人に寄り添う判断を期待したい。

年金記録確認第三者委員会における活動を振り返って

年金記録確認九州地方第三者委員会
委員長 津田 聡夫

総務省の年金記録確認第三者委員会委員になったのは、僕が以前に学生無年金関係の事件を担当したことから年金制度に詳しいのではないかと誤解した福岡県弁護士会の推薦を受けたことによる。しかし、僕が年金問題に少し関与したのは障害年金の受給要件という分野に過ぎず、実際は国年や厚年の制度及び記録についての知識は殆ど持っていなかった。

この職務の終わり頃になって、申立ての審査にあまり困難を感じなくなったのは、ひとえに事案の審査を重ねていく中で、事務室調査員の方々の説明を聞いて知識を増やしたことによる。

この分野は、高齢市民の生活に直結するので、僕の残り少ない弁護士人生にとって年金記録確認第三者委員会における今までの経験は貴重な財産になるに違いない。

数多くの事案を見てきたが、今思い出してもすごい解決だと思う事案がある。その事案は、神戸方面で製靴会社に勤めていたが、その名前も稼動期間も分からない。ただ、近くの交番で何かの相談をしたことがあるので、そこに聞いてもらえば分かる、という申立てだった。そんなあやふやな情報では、とてもあつせんは難しいと思っていたのだが、担当調査員は、申立人が憶えていた社長の名前を手がかりに、社長の厚年記録を発見し、その結果、埋もれていた申立人の厚年記録を見つけた。担当調査員の大ホームランが印象に残った。

年金記録確認九州地方第三者委員会が設置されてから今日までの間、弁護士会から推薦を受けて10人ほどの弁護士がこの職務に携わった。特に、始めの頃に就任した4名は、結局、総務省の年金記録確認第三者委員会が終了する最後まで務めることになった。その中で、腰を痛めて歩行すら困難になった同僚委員が、3月までは頑張るといって、責任を完遂したのには頭が下がった。また、私を含め3人が今度の機会に引かせていただいた。しかしながら、もう一人は、経験者が全て辞めては新しい組織の運営に困難を来すという配慮から引き続き職務に携わることになられた。その犠牲的精神にも敬意を表したい。

ともあれ、この間、この業務を楽しくやらせていただいた。全ての関係者に感謝の意をささげたい。

活動を終えるに当たって

年金記録確認沖縄地方第三者委員会
委員長 竹下 勇夫

年金記録確認沖縄地方第三者委員会は、国（厚生労働省）側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料等を検討し、年金の記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務として、平成19年7月から約8年間にわたり前任の与世田兼稔委員長をはじめ良識ある委員及び優秀な事務局職員と共に力を合わせて活動を行ってきた。

これまでの活動を顧みると、多種多様な事例の審議に携わってきたが、その中でも印象深いものとして、沖縄の本土復帰前、当時、米国の施政権下にあった社会的歴史を背景にした事例が挙げられ、これらの調査・検討に当たっては、様々な視点・方向性からの調査に努め、収集した資料を基に、各委員による活発な意見が交わされたことを思い出す。

特に、本土復帰前に米軍基地で勤務する元軍雇用員の事例では、本土復帰後に米軍が元軍雇用員の関係書類を本国に持ち帰っていたため、沖縄県公文書館から「軍雇用員カード」を探し出し、これを基に米国公文書館に照会して当時の雇用関係書類を入手したケース、集団就職等で本土の事業所で勤務していた期間の厚生年金保険の記録なし又は脱退手当金の事例などでは、本土復帰前、沖縄から本土への渡航に際してはパスポートが必要とされていたことから、沖縄と本土間の渡航記録が記された「出入域名簿」等を同県公文書館から入手したケース、及び昭和 36 年の国民年金法施行から 9 年遅れて制度が発足した沖縄では、その本土との格差を是正するため本土復帰後に 2 回にわたり沖縄特別措置が実施され、当該特別措置期間における特例納付記録の漏れを申し立てたケースなどは、当第三者委員会ならではの特徴的なものと言える。

当第三者委員会では、常にきめ細かな調査・検討に心掛け、委員全員が一丸となり、綿密かつ的確な事案の審議に努めたものと考えており、国民の公的年金業務に対する信頼回復の一端を担うという我々の職責は、一定の成果を成し遂げることができたものと自負している。

今後は、厚生労働省において新たに年金記録の訂正請求の審議が開始されるころ、是非、同省においては、第三者委員会においてこれまでに蓄積された年金記録確認の業務に関するノウハウを十分に活用していただき、これまで以上に、国民の立場に立って、円滑かつ迅速な年金記録の訂正請求の審議・運営の実施体制が構築されることを切に望むものである。

活動当初を振り返って

年金記録確認中央第三者委員会
前委員長 梶谷 剛

年金記録確認第三者委員会は平成 19 年 6 月発足より 8 年を経過し、今般、その業務を厚生労働省に移管することになった。その間、膨大な時間と労力をかけて年金記録回復に取り組み、約 25 万件の審査と、11 万件余の記録訂正の「あっせん」を行うという成果を上げ、国民の正当な権利の確保をされ、立派に役割を果たされた。この間尽力された高野利雄委員長をはじめとする中央及び全国の委員会委員、事務局並びに関係者の皆様に深甚の敬意と感謝の意を表す。

私は、発足以来中央第三者委員会の委員長に就任し、4 年間努めた。それだけに、思い出はあまりに多く、語り尽くせないものがある。

発足当時、年金記録についての信頼性が大きく揺らぎ、社会的、政治的大問題となっていた。私に就任の打診があった時、大任を努め得る自信もなかったが、

本委員会がいわば準司法的役割を担うことに鑑み、長年司法改革に取り組み、「法の支配」が社会に根付くことを使命として弁護士会活動をしてきた私の使命の延長として受け止めお受けした。

各分野の権威からなる素晴らしい仲間と共に心血を注いだ有意義な4年間であった。

発足当初、社会・国民の当委員会への期待に応えるために、可及的速やかに基本方針・判断基準を策定すると共に適切な事案につき具体的判断を行う必要があった。判断基準は、申立の内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とし柔軟な判断を行うこととしたが、「一応確からしい」の文言が、マスコミ等から不明確であるとの評価があった。本基準は、民事裁判の仮処分等の「疎明」に準拠したのであり、委員会独自の概念ではないことを何度も説明したが、十分な理解を得られなかったのは残念であった。しかし、審理を進める中で、具体的事例を数多く提示した実績により、一般に理解されたと思われる。

厚生年金関係の特例法の成立は画期的な事項である。会社が従業員の給与から保険料を天引したにも拘わらず、国に納付しない例が多数存在した。年金が保険システムを採っている以上、保険料が不納付では年金の支払いは不可能である。このような事例は多数に上り、真の救済は出来ない結果となる。政府及び国会は、本問題の重要性を理解され、僅か3か月余で特例法が成立し、多くの方々への救済の途が大きく開かれたが、政府、与野党一体となつての迅速な法律成立には心より感動した。

本委員会の基本姿勢は、申立てを十分に汲み取り判断し、国民の立場に立って正当な権利の実現をするものであるが、元々領収書等の直接的証拠がない事案であり、資料収集は極めて困難であった。その中で、委員は柔軟な判断に努められ、また職員は資料が乏しい場合には、現地を訪問し何十年も前の事実を探り、保険料支払いの痕跡を探求しようと努力をされた。11万件余の記録訂正は、関係者の熱い思いと努力の積み重ねの結晶であるとしみじみ感ずる。記録を回復された多くの方々からの感謝は、本委員会の役割と成果を示すものといえよう。

本第三者委員会が年金についての国民の正当な権利を回復し、年金制度の信頼回復の役割を果たしつつ幕を閉じることを慶賀し、任期中、協働した皆様に心から感謝するものである。

活動を終えるに当たって

年金記録確認中央第三者委員会
前厚生年金部会長 衛藤 博啓

1. 熱気に満ちたスタートダッシュ

発足時のダイアリーをめくると、平成 19 年 6 月下旬から 7 月末にかけて出席した委員会・部会の数はなんと 20 回に及ぶ。基本方針の策定、厚労省に滞留していた事例の調査・審議など関係者一同のエネルギーギッシュな取組、スタートダッシュは特筆ものであった。

熱気でムンムンの記者会見は、全メディアのカメラの放列、記者達が発する鋭い質問など、世の最大の関心事が年金問題であることを象徴する注目度の高いものであった。

2. 部会の運営で心掛けたこと

部会は、一回あたり 3 時間をかけ、事例のあっせん、非あっせんの決定は多数決でなく、委員全員が賛同することを前提とした。じっくり時間をかけ議論を尽くすことが、先例づくりへの責務と考えたからである。このことは、回り道であったが委員の知見の着実な向上、支えるスタッフの練度の上昇につながり、回を重ねるごとに核心をつく議論が展開されるようになり、結果として決定の急速なスピードアップに結実していった。

3. 思い出深い二つの事例

一つは、いわゆる特例法の制定を促すきっかけとなった事例である。昭和 30 年代、集団就職した事業所で、年金記録はないが、申立人が保険料控除を明記した給与明細書を所持していた事案である。ケースとしては単純であるが、委員一同驚いたのは、44 年前の職業安定所が発行した、ガリ版刷りの「赴任の心得」や、給与明細書を全て大切に保管していたことである。かかるケースで記録が回復できなければ、年金制度への信頼は完全に失墜するという懸念と、併せて、厚生年金の記録問題は、事業主の責めに起因するものが多いことを示唆するものであった。

二つは、被保険者名簿が戦災により全て焼失し、現存する名簿は、戦後、在籍者のみを対象に復元した不完全なものであることが、部会の出張調査により判明した事例である。数多くの申立人が救われたが、名簿の焼失、紛失などにより記録の不完全性が明らかな場合、実情にあった適切な取扱基準を定めて対応すべきことを促したケースである。

4. 今後の課題への思い

本年 3 月には、記録訂正請求などの体制が、総務省から厚労省へ移行するこ

とになった。

思うに、第三者委員会が設置されたあとに記録された、新たな年金記録への確認申立てが依然として続いていることをどう評価するかである。即ち、引き続き事業主からの届出の漏れやミスにより、誤った年金記録が今なお生じていることへの対応である。

これは、つまるところ厚生年金の届出に関する制度や仕組が、極めて複雑であることに起因するのだと思う。平成 23 年の報告書に、委員の意見を詳細記しているが、零細事業所を含む全ての事業所において、「ミス、誤りは絶対に起こり得ない仕組」を再構築することに尽きる。

また、厚生年金の特殊性は、事業主は従業員のために適正な届出をする責務がある一方で、届出内容に応じた保険料を納付する義務を負うことにある。行政は、景気の浮沈に経営リスクをもつ事業者が、この心理的に利害対立する側面をもつことを恒に認識し、肌理細かな対応を心掛けて頂きたいと思う。

5. 活動を終えて

ビジネスマン生活の終盤で、6年間年金記録確認の仕事に取り組み、年金制度への信頼回復の一端を担うことが出来たのは、貴重な経験であった。関係した方々の課題解決へのひたむきな姿勢は忘れることが出来ない。特に、部会を支えて頂いたスタッフの皆さんは、委員からの追加調査の要請をしっかりと受けとめ、真相の究明に全力で取り組んで頂いた。感謝の気持ちで一杯である。活動を終わるにあたって、最も印象に残ることであった。

年金記録確認第三者委員会と行政評価局

行政評価局長 新井 豊

年金記録確認第三者委員会が設置された平成 19 年 6～8 月、私は行政評価局の行政相談課長として中央・地方の委員会の立上げ、「基本方針」策定、最初の「あっせん」と怒涛のようなかつ濃密な 2 か月を過ごしました。現在、行政評価局長として第三者委員会の活動終了に立ち会うことができることを幸いに思っています。

第三者委員会の活動を通じて行政評価局の活動も大きな刺激と影響を受けたと考えます。

まず第 1 は、従来考えられないほどの組織をグリップして活動を回していく経験をしたことです。これまで本省、管区局・事務所を合わせても 1,000 人強の組織が短期間のうちに 2,200 人規模の事務室職員を擁し、これまで審議会にほとん

ど縁がなかったところを 50 の地方委員会、240 の合議体（委員会・部会）、120 億を超える予算の執行を回していくこととなり、元々現場で行政相談や評価監視に従事していた職員にとっては、それだけでも大きな経験だったと思います。

第 2 に、その活動が広く国民を相手にするものであったということです。行政相談は広く一般の相談者を対象としていたところですが、それも限定的なもので、評価監視のように役所を向いて仕事をするのが行政評価局だったと思います。第三者委員会ではまさに申立人と対面で、さまざまな関係資料や周辺事情をもとに判断していく、そこには当然申立人との関係で責任を求められることとなります。特に審議の迅速化を求められ、厳格な一定期限内に結論を出すということも当たり前のことでも従来の行政評価局になかったことと思います。

第 3 に、国民にきわめて身近な問題であるとともに、政治問題的な側面があり、マスコミや政治の重大な関心事を取り扱うということで、厳しい説明責任を求められるということです。私自身も役人生活の中でワイドショーのインタビューを受けたのはこのときだけでしたし、また政治の世界からも何回もお叱りや励ましを受けたところです。これも行政評価局の普通の活動からはなかなか得られない経験だったと思います。

一方で、本省・管区局・事務所一丸となって第三者委員会に取り組んだ結果、本業たる行政評価局調査については犠牲にせざるを得なかったという問題も生じました。もともと OJT を通じた職員の育て方をしていた行政評価局にとってこの 7～8 年の空白は極めて大きな影響があり、今後全力を挙げて調査能力のアップに取り組む必要があると考えています。

第三者委員会業務で培った経験を生かしつつ、今後は本来業務において、その持てる力を 100% 発揮していくことが行政評価局の使命と考えております。

総務省年金記録確認第三者委員会の活動を終えるに当たって

年金記録確認中央第三者委員会
事務室長 讃岐 建

私が年金記録確認第三者委員会の事務室に初めて着任したのは、平成 20 年 7 月でした。

設立からほぼ 1 年を経過した当時の状況としては、全国で 1 年間にほぼ 5 万件にのぼった受付事案を年度末までに処理するという政府目標をいかに実現するか、ということでした。

申立てに至るまでの経緯や事情が 1 件 1 件それぞれ異なる案件の審議のため

には、委員会での審議はもとより、そこに至るまでの調査や資料の収集にもかなりの時間を要するものです。案件によっては何十年も前の申立人の勤務先のご同僚を探し、当時の事情をお伺いしないといけない場合もあります。

一方で、申立人の方々、この中にはすでに年金の受給をされている方も少なくなく、これらの方々の権利の救済は一刻も早く行わなければいけないという要請は深刻なものであったと思います。

機械的に行うことができず職員一人ひとりの根気のいる調査と整理によらなければいけない作業を期限内に終わらせるべく、全国 50 か所に置かれた総務省第三者委員会においては、取り扱う案件数に応じて急ピッチで体制の拡充が図られていました。これらの各委員会の中で、調査の質や審議結果にばらつきが生じないよう、随時、中央委員会とその事務局を介した確認や質疑応答、考え方の整理など、一時も気を抜けない状況がありました。

とくに案件の集中した大都市部の委員会では大人数の体制が短期間に立ち上がったこともあり、しっかりとしたマネジメントを確立することも急務であったと思います。

また、申立てを行った、あるいは行おうとする広範な方々の権利利益に直接結びつく切実な問題であるだけに、各方面の関心も高く、個別のケースを念頭に、むしろ救済に至らない事案の理由、考え方について納得いくような説明を対外的に求められることもしばしばあったことを記憶しています。

その後、あるいはこの前、さらに現在に至る経緯は、本章にある各位の回顧の文章とこの報告書の本文編に詳らかにされていると思います。

私としては、この委員会の締めくくりの時期に再度戻ってきた立場から、これまで活動に携わった委員各位、事務局職員をはじめ、関係者の皆様にこの場をお借りして心から感謝を申し上げたいと思います。

また、平成 20 年当時のこの委員会事務局の一員として、国民の信頼を大きく損なう事態を生じた年金記録問題について、信頼回復のための活動の一端を担った経験を今後の糧として、これからも職務に努めていきたいと感じています。

始めと終わり

行政評価局
前局長 渡会 修

平成 19 年 6 月、第三者的な立場から年金記録の正確性を確認するため総務省に委員会を設置せよ、との安倍総理の指示が菅総務大臣に下りた。そのとき私は、官房総務課長であった。法令案の実際の作成作業は行政評価局が汗をかいたが、官房総務課は、当時、総務省の組織管理を統括する任にあったため、私も第三者委員会の立ち上げに関与することになった。

6 月 13 日、根拠政令を 19 日に閣議決定するよう、大臣から指示があった。閣議決定は全閣僚の合意が必要であってそれなりの期間を要するのが一般的なもので、異例の短期勝負を迫られたことになる。私は、各省の官房総務課長に電話をかけまくって協力を要請した。幸い指示どおり閣議決定にこぎ着けることができたのも各省の御理解・御協力の賜である。

7 月 10 日、私は、官房会計課長に転じた。組織管理から経費執行へと立場を変えて第三者委員会に関与することになった。何しろ突然の組織立ち上げであり、当初予算には積算されていない。省内の既定経費を節約して第三者委員会に振り向けなければならない。同じ年金記録関係と言っても、相次いで設置された「検証委員会」や「監視委員会」とは異なり、全国に地方委員会を設けるため、委員・事務局員の人件費や執務場所の借料など、膨大な額に上る。省内各部局に協力を依頼するだけでなく、財務省にも何かと相談し、多大な協力を頂いた。胃が痛くなるような思いにかられながらも何とか乗り切れたのは、オール霞が関の協力の賜である。

それから 6 年を経過した平成 25 年 6 月、行政評価局長に就任した。前任からの最重要の引継事項が年金記録確認業務の厚生労働省への移行である。根拠法案の国会提出に当たり、厚生労働省に同道して菅官房長官に説明に行った。奇しくも発足当時の総務大臣である。私の顔を見た菅官房長官は、当時の苦労談にしばし花を咲かせた。今の安倍総理は発足時も総理であった。私が第三者委員会に関わったのは発足当初と卒業準備時だけであるが、そのふた時共に、安倍、菅両氏にお仕えするという奇縁に恵まれた。

活動を終えるに当たって

年金記録確認中央第三者委員会
元事務室長 新井 英男

○ お礼と感謝

- ・ 歴代の委員、事務室職員、その他関係者の皆さん、国民の立場に立って、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を図るとともに、年金制度に対する信頼の回復に大いに貢献され、年金記録問題の最後の砦としての役割を無事果たされ、本当に感謝しているところです。
- ・ また、私としては、当時、批判にさらされた行政、霞ヶ関に対する信頼の回復にも貢献されたと思っています。

○ 課題山積

- ・ しかし、委員会設立当初から携わったものとしては、無事に終了してほっとしているというのが正直な感想です。
- ・ 通常は、委員会の設置をもって、一区切りとなるところですが、緊急に対応する必要から法律ではなく、政令での設置となったこともあり、当初から越えなければならない大きな課題がいろいろとありました。
- ・ そして、今だから言えますが、その課題を無事クリアーし、かつ、国民の信頼を得ていなければ、最後の砦の崩壊であり、当時の状況としては、取り返しのつかないような大きな痛手を負うことにもなったと思います。
- ・ 以下にその超えなければならなかった主な課題について申し上げたいと思います。

○ 適否に係る判断基準等

- ・ まずは、なんといっても、適否の判断の基準となるものを早急に決める必要がありました。
- ・ 記録の管理が適切になされていなかった面があることを前提とし、判断すべき主たる時期は、何十年も昔であり、申立人や関係者の記憶も確かでなく、根拠となる記録も失われていることも考えつつ、申立人の申し立てを十分に汲み取って行う判断はいかにあるべきかについて、参考となる過去の事例もないなか、中央第三者委員会の法曹関係委員を中心としてご議論をいただき、「証明」ではなく、「疎明」という考え方で行くことが決まりました。
- ・ また、考え方が決まりましたが、それで自ずと結論が出るものではなく、個々の事案についてその考えを具体的にどう適用していくのかが次の課題でした。
- ・ 記録問題のどこがポイントかも初めは不明ななか、手探り状態で記録漏れ事案を検証し、年金の種類や徴収・支払い・記録管理の方法、時期による違い、また、個々の事案による失われたとする記録の量や長さなど考慮すべき要素が

いろいろと出てきました。そうしたなか、個々の事案に沿って、また、類型化しつつ判断の基準となるものを速やかに作成していくとともにいわば先例となるものを速やかに積み上げていく必要がありました。

- ・ さらに、委員会間に裁判所のような一審、二審のような仕組みはありませんので、申請した委員会によって記録の回復に差がでないよう、全国に50近くある委員会の理解を得つつ整合性を図ることも必要でした。
- ・ 結果として、これまで、判断基準や個々の判断が国民から受け入れられ、誤りなく行われたことは、当時を思えば奇跡に近いことと思います。

○ 委員会事務室の整備・充実

- ・ 委員会として判断を行うにはそのための材料が適切に収集・整理されてなければ、誤った判断が行われることとなります。そのための事務を行い、非常勤である委員の補助を行うのが委員会事務室です。事務室では、申立人から丁寧に記録に係る説明を聴取し、関係資料を集め、周辺状況を踏まえ、委員会の判断に資する資料を作成・提供する必要があります。
- ・ 行政評価局は、行政相談や行政評価・監視を所掌しており、申立人の話をよく聞き、必要な調査を行うことは、従来から行ってきましたが、特に地方の事務所では、このような委員会を開催するような事務はこれまで経験がほとんどなく、年金に関する知識については、専門家ではありませんし、勉強をしながら実施するのでは喫緊の課題には応えられません。また、なにより、本来業務を実施しつつ、委員会事務を実施するには、体制がはなはだ不十分でした。
- ・ そのなか、速やかに、各地方事務所に委員会を立ち上げ、年金事務にくわしい人材を集め、円滑な事務の遂行を図ることが求められました。
- ・ 専門的な人材としては、特に、社会保険労務士の方々には大変な戦力としてお世話になりました。社会保険庁（後、日本年金機構）の職員の方々も立場を離れ、その知識と能力を十分に発揮していただきました。
- ・ いずれにしても、従前の職員数の数倍のいろいろな出身の人々からなる事務室を抱え、初めてといってもいい委員会を運営し、速やかに結果を出していくことは、大変な努力が必要だったと思います。
- ・ また、申立件数の急増とともに処理の促進が大きく求められました。そのため、当初室員約500人弱から1年後には約2,000人と急速に増大を図りつつ、一人当たりの事務の効率化を進めました。また、あつせんした事案の中には、形式的要件で判断が可能なものがあり、これらは、日本年金機構において職権で訂正を行うことといたしました。最近では、処理件数の約半数がこの方式で行われております。
- ・ なお、本件は、年金という生活に直結する問題であり、また、納付したか否かという名誉にかかる問題でもあり、あつせんが難しい場合などでは、なかに

は事務室に有形・無形の形で圧力をかけてくるケースもあります。この点に関しては、警察関係のご協力を得て、適切な対処の方法についてご示唆をいただきました場合によっては立会い等により、大きな問題もなく終了することが出来ました。

○ あっせん率

- ・ 本件は、記録漏れが発端でしたので、記録の回復がやはり一番の眼目であり、どれだけあっせんできるかが大きな問題でした。
- ・ 結果としては、委員会への申し立てのうち、50%を超えて記録の回復が図られ、その点からも大きな成果を挙げたと思います。
- ・ しかし、当初は、あっせん率は上がり、いろいろと難しい問題に突き当たりました。
- ・ 設立間もないころ、あっせん案件について公表を行ったところ、あっせんの根拠となった資料を入手したマスコミが別の視点から問題を提起するという出来事があり、あっせんをすれば受け入れられるというわけではなく、慎重な判断が求められ、審議を難しくしたことを記憶しています。
- ・ また、当初、あっせんをすべき事例について、法制度上の問題からあっせんが出来ないということもありました。厚生年金について、被保険者の問題というより事業所が社会保険事務所に保険料を納付していないなどから記録の回復が現行制度上できないという問題であり、議員立法により解決を図っていただきましたが、約半年間は審議ができず、記録の回復が遅れるという事態も生じました。
- ・ なお、記録問題という点からみると、あっせんが出来ない場合でも、申立人に納得していただくということも重要であると考えており、この点においては、国会議員等からいろいろとご指摘を受け、審議や運営、結果の透明性の確保などによって申立人との信頼関係の醸成が図れたと思います。

資料編

1 年金記録確認第三者委員会一覧

平成27年3月31日現在

第三者委員会名	郵便番号	住 所
中央	112-0002	文京区小石川1-28-1 フロンティア小石川ビル1階
北海道	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目 野村不動産札幌ビル3階
東北	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎2階
関東	330-9717	さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館19階
千葉部会	260-0026	千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター 地下1階
東京部会	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル21階
神奈川部会	231-0023	横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎
中部	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館4階
近畿	540-8517	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪法務第2合同庁舎5階
中国	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館13階
四国	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎6階
九州	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-35 博多プライムイースト2階
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階

平成25年5月16日に廃止された年金記録確認地方第三者委員会一覧

平成25年5月15日現在

第三者委員会名	郵便番号	住 所
函館	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎6階
旭川	078-8501	旭川市宮前通東4155-31 旭川合同庁舎西館5階
釧路	085-0022	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎2階
青森	030-0801	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階
岩手	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階
茨城	310-0061	水戸市北見町1-1-1 水戸地方合同庁舎2階
栃木	320-0043	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎3階
群馬	371-0026	前橋市大手町2-10-5 前橋合同庁舎5階
新潟	951-8104	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方合同庁舎3階
山梨	400-0031	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎9階
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第一合同庁舎4階
富山	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎5階
石川	920-0962	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎4階
岐阜	500-8114	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎2階
静岡	420-0853	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階
三重	514-0033	津市丸之内26-8 津合同庁舎3階
福井	910-0859	福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎2階
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎7階
京都	604-0043	京都市中京区御池通西洞院西入石橋町438-1 京都地方合同庁舎5階
兵庫	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎2階
奈良	630-8213	奈良県奈良市登大路町81 奈良合同庁舎4階
和歌山	640-8155	和歌山市九番丁11
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎3階
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
岡山	700-0984	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎3階
山口	753-0088	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館2階
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎5階
愛媛	790-0808	愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階
高知	780-0870	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎2階
佐賀	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎3階
長崎	852-8106	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎5階
熊本	860-0008	熊本市中央区二の丸1-2 熊本合同庁舎1号館5階
大分	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎4階
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎3階

2 年金記録確認中央第三者委員会委員名簿

役職	氏名	肩書	在任期間	備考
	石倉正仁	埼玉県社会保険労務士会会長	H25.7.9 ~ H27.6.30	
	内野 覚	元神奈川県社会保険労務士会副会長	H19.7.9 ~ H27.6.30	
	大山昭久	全国社会保険労務士会連合会専務理事	H25.7.9 ~ H27.6.30	
	片岡正光	税理士（行政相談委員）	H19.7.9 ~ H27.6.30	
	久禮和彦	前東京都社会保険労務士会副会長	H19.7.9 ~ H27.6.30	
	神津信一	東京税理士会会長	H19.7.9 ~ H27.6.30	
	児島信弘	元春日部市総務部長	H19.7.9 ~ H27.6.30	
	瀬川 徹	弁護士	H21.1.30 ~ H27.6.30	
◎	高野利雄	弁護士（元名古屋高等検察庁検事長）	H19.6.25 ~ H27.6.24	委員長代理： H19.6.25～H23.6.24 委員長： H23.7.11～H27.6.24
	戸内洋二	元川崎市健康福祉局地域福祉部長	H19.7.9 ~ H27.6.30	
	内藤信子	税理士	H19.7.9 ~ H27.6.30	
○	奈良道博	元日本弁護士連合会副会長	H19.6.25 ~ H27.6.24	委員長代理： H23.7.11～H27.6.24
	能田宗建	税理士	H19.7.9 ~ H27.6.30	
	橋本宏子	神奈川大学名誉教授	H19.6.25 ~ H27.6.24	
	松倉佳紀	元日本弁護士連合会副会長	H19.7.9 ~ H27.6.30	
	南 砂	読売新聞東京本社 取締役調査研究本部長	H19.6.25 ~ H27.6.24	

(注) 1 平成27年4月1日現在、在任中の委員を掲載している。

2 「◎」は委員長、「○」は委員長代理を表す。

3 年金記録確認地方第三者委員会委員名簿

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
北海道		赤塚 明 美	北海道行政書士会経理部理事	H20. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		荒 千 鶴	社会保険労務士	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
		五十嵐 政 三	元行政相談委員	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
		伊 藤 順 一	行政書士	H20. 6. 16 ~ H27. 6. 30	
		江 川 昇	税理士	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
		大 平 禮 司	税理士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		奥 山 栄 治	税理士	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
	◎	小 田 勝	元日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長: H19. 7. 17~H27. 6. 30
		北 川 悟	社会保険労務士	H21. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		小 林 信 也	社会保険労務士	H20. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		佐 藤 玲 子	社会保険労務士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		澤 野 隆 子	社会保険労務士	H20. 6. 16 ~ H27. 6. 30	
		篠 原 賢 吾	行政書士	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
		澁 田 勲	社会保険労務士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		上 仙 学	元札幌市厚別区西連絡所長	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
		千 田 都茂美	社会保険労務士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		中 田 克 己	弁護士	H22. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
		長 太 義 雄	行政相談委員	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
		星 政 良	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		本 間 裕 邦	弁護士	H21. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
		前 田 千恵子	税理士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		舩 田 雅 彦	元札幌弁護士会副会長	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30	
○	三 木 明	札幌弁護士会司法制度調査会副委員長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長代理: H19. 7. 17~H27. 6. 30	
	水 野 佐	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30		
	宮 元 仁	北海道行政書士会副会長	H20. 1. 15 ~ H27. 6. 30		
東 北	◎	穴 澤 成 巳	弁護士	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	委員長: H23. 7. 13~H27. 6. 30
		阿 部 陽 子	社会保険労務士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		太 田 和 伊	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		門 脇 昭 子	税理士	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		坂 本 光 右	弁護士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長: H19. 7. 12~H23. 7. 11
		佐々木 寅 男	弁護士	H20. 7. 18 ~ H27. 6. 30	
		庄 谷 保	元社会保険委員	H20. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
		鈴 木 清 智	社会保険労務士	H20. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
		高 木 孝 子	税理士	H20. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
		高 橋 靖 祐	行政書士	H20. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
	○	竹 村 達 也	元東北税理士会常務理事広報部長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長代理: H19. 7. 12~H27. 6. 30
		千 葉 末 男	税理士	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
	根 本 秀 夫	元仙台市若林区保険年金課長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
東北		野村 満	元宮城県社会保険委員会連 合会副会長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		平山 鈴子	税理士	H20. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
		三上 久美	社会保険労務士	H20. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
関東 (埼玉)		秋田 純子	埼玉県社会保険労務士会理 事	H23. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		荒川 功	元埼玉県社会保険労務士会 副会長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
	◎	池澤 幸一	弁護士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長: H19. 7. 12~H27. 6. 30
		石川 博康	弁護士	H20. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		井畑 寛隆	元川口市市民部国民年金課 課長補佐	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		大澤 一司	弁護士	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		大沢 昌太郎	行政相談委員、税理士	H21. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
		岡本 弘哉	弁護士	H20. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		奥田 雄一	埼玉県社会保険労務士会理 事	H21. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
		川上 悦男	税理士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		久島 巖	税理士	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		甲原 裕子	弁護士	H22. 9. 24 ~ H27. 6. 30	
		金野 俊男	弁護士	H22. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		塩澤 トミエ	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		高野 工	埼玉県社会保険労務士会理 事	H20. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		千島 康紀	元社会保険委員	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		豊岡 清朗	税理士	H20. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		中村 明弘	税理士、公認会計士	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		西片 實	税理士	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		長谷川 秀夫	税理士	H20. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		日向 裕道	元埼玉県社会保険労務士会 理事	H20. 4. 11 ~ H27. 6. 30	
		福田 英機	元行政相談委員	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		宮澤 工枝	元社会保険委員	H21. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
	武藤 成子	埼玉県社会保険労務士会理 事	H23. 11. 26 ~ H27. 6. 30		
○	森川 征男	前埼玉県社会保険労務士会 副会長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長代理: H23. 7. 12~H27. 6. 30	
	山田 正雄	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30		
関東 (千葉)		荒 孝一	税理士	H25. 5. 16 ~ H27. 5. 15	千葉委員会委員: H21. 4. 1~H25. 5. 15
		荒木 友雄	弁護士	H25. 5. 16 ~ H27. 5. 15	千葉委員会委員: H22. 4. 11~H25. 5. 15
		飯田 弘一	千葉県社会保険労務士会副 会長	H25. 5. 16 ~ H27. 5. 15	千葉委員会委員: H23. 7. 12~H25. 5. 15
		板倉 賢幸	税理士	H25. 5. 16 ~ H27. 5. 15	千葉委員会委員: H19. 7. 12~H25. 5. 15
		井村 進	行政相談委員	H25. 5. 16 ~ H27. 5. 15	千葉委員会委員: H21. 4. 1~H25. 5. 15

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
関東 (千葉)		粕谷 ちい	元市川市国民年金課長	H25.5.16 ~ H27.5.15	千葉委員会委員： H19.11.26~H25.5.15
		上吉 司郎	元千葉県社会保険労務士会 会長	H25.5.16 ~ H27.5.15	千葉委員会委員： H23.11.26~H25.5.15
		関谷 廣	千葉県社会保険労務士会副 会長	H25.5.16 ~ H27.5.15	千葉委員会委員： H22.4.11~H25.5.15
	○	高橋 馨	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	委員長代理： H25.5.16~H27.5.15 千葉委員会委員： H19.7.12~H25.5.15
		藤代 諭	元船橋市国民年金課長	H25.5.16 ~ H27.5.15	千葉委員会委員： H19.7.12~H25.5.15
		森 ユリ子	行政相談委員	H25.5.16 ~ H27.5.15	千葉委員会委員： H20.4.11~H25.5.15
		渡會 久実	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	千葉委員会委員： H20.4.11~H25.5.15
関東 (東京)		安藤 英雄	元東京都社会保険労務士会 理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.4.11~H25.5.15
		石和 信人	東京都社会保険労務士会理 事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H22.9.24~H25.5.15
		伊東 順三	元葛飾区区民部長	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		植西 信博	TOHOヒューマンセンター事 務局長	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H19.10.1~H25.5.15
		薄井 洋介	行政相談委員、社会保険労 務士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.1.15~H25.5.15
		大石 誠	元東京都社会保険労務士会 理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.4.11~H25.5.15
		大島 修司	元東京都社会保険労務士会 理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		大平和 男	元荒川区福祉部保護課長	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H21.7.12~H25.5.15
		大箭 勲	元武蔵野市都市整備部参事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.9.24~H25.5.15
		金子 尚道	行政書士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H19.10.1~H25.5.15
		栢割 秀和	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H22.9.24~H25.5.15
		川崎 秀明	東京都社会保険労務士会常 任理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.4.11~H25.5.15
		熊谷 英雄	元足立区福祉部福祉管理課 長	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		佐々川 直幸	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.4.11~H25.5.15
		嶋津 正美	紀文健康保険組合統括部長	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		高澤 文俊	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		田川 修二	東京税理士会会則等審議委 員会委員長	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H19.10.1~H25.5.15
	竹内 奈津子	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H21.7.12~H25.5.15	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
関東 (東京)		田島 誠	元港区教育委員会庶務課長	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.4.11~H25.5.15
	○	富田 秀実	元東京弁護士会副会長	H25.5.16 ~ H27.5.15	委員長代理： H25.5.16~H27.5.15 東京委員会委員： H19.7.12~H25.5.15
		野村 博	社会保険労務士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.9.24~H25.5.15
		福岡 一雄	東京都社会保険労務士会常任理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		藤原 健次郎	東京都社会保険労務士会理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.4.11~H25.5.15
		布施 謙吉	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		前田 昭博	東京都社会保険労務士会副会長	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		吉田 公明	東京都社会保険労務士会常任理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
		吉村 誠	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H22.6.16~H25.5.15
		渡邊 和洋	東京都社会保険労務士会理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	東京委員会委員： H20.7.18~H25.5.15
関東 (神奈川)		荒井 三和子	元神奈川県社会保険労務士会常任理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H19.7.12~H25.5.15
		石井 洋子	元神奈川県社会保険労務士会理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H21.4.1~H25.5.15
		石井 洋二郎	元川崎市健康福祉局理事兼次長	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H19.7.12~H25.5.15
		石澤 一英	元日本税理士会連合会調査研究部副部長	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H19.11.26~H25.5.15
		上原 英二	税理士	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H21.6.1~H25.5.15
		岡村 生世	税理士	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H19.7.12~H25.5.15
	○	鈴木 繁次	元横浜弁護士会副会長	H25.5.16 ~ H27.5.15	委員長代理： H25.5.16~H27.5.15 神奈川委員会委員： H19.7.12~H25.5.15
		関原 彰子	元神奈川県社会保険労務士会財務委員会副委員長	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H19.11.26~H25.5.15
		高荒 敏明	元横浜弁護士会副会長	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H19.11.26~H25.5.15
		高藤 杏花	弁護士	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H19.7.12~H25.5.15
		滝本 太郎	元横浜弁護士会副会長	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H21.4.1~H25.5.15
		建部 覚	元神奈川県社会保険労務士会常任理事	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H19.11.26~H25.5.15
		寺岡 英吉	行政書士	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H21.6.1~H25.5.15
		富永 賢次	社会保険労務士	H25.5.16 ~ H27.5.15	神奈川委員会委員： H21.6.1~H25.5.15

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
関東 (神奈川)		原 清 助	元東京地方税理士会副会長	H25. 5. 16 ～ H27. 5. 15	神奈川委員会委員： H21. 4. 1～H25. 5. 15
		辺 見 武 士	元横浜市鶴見区福祉保健センター保険年金課長	H25. 5. 16 ～ H27. 5. 15	神奈川委員会委員： H19. 7. 12～H25. 5. 15
		正 岡 郷 子	元神奈川県社会保険労務士会理事	H25. 5. 16 ～ H27. 5. 15	神奈川委員会委員： H19. 11. 26～H25. 5. 15
		松 浦 光 明	元横浜弁護士会筆頭副会長	H25. 5. 16 ～ H27. 5. 15	神奈川委員会委員： H21. 6. 1～H25. 5. 15
		宮 島 和比古	前東京地方税理士会常務理事	H25. 5. 16 ～ H27. 5. 15	神奈川委員会委員： H21. 4. 1～H25. 5. 15
		村 木 朝 一	元藤沢市環境部石名坂環境事業所長	H25. 5. 16 ～ H27. 5. 15	神奈川委員会委員： H19. 11. 26～H25. 5. 15
		柳 下 剛	社会保険労務士	H25. 5. 16 ～ H27. 5. 15	神奈川委員会委員： H21. 4. 1～H25. 5. 15
		横 田 英 明	元神奈川県社会保険労務士会副会長	H25. 5. 16 ～ H27. 5. 15	神奈川委員会委員： H19. 7. 12～H25. 5. 15
中部		飛鳥井 武	税理士	H20. 4. 11 ～ H27. 6. 30	
		磯 貝 正 夫	税理士	H21. 4. 1 ～ H27. 6. 30	
		伊 藤 邦 彦	弁護士	H20. 4. 11 ～ H27. 6. 30	
	○	大 西 國 夫	税理士	H19. 7. 12 ～ H27. 6. 30	委員長代理： H23. 7. 14～H27. 6. 30
		岡 田 繁 隆	愛知県行政書士会相談役	H19. 11. 26 ～ H27. 6. 30	
		及 部 雅 仁	愛知県社会保険労務士会副会長	H23. 11. 26 ～ H27. 6. 30	
		河 合 治 彦	愛知県行政書士会監事	H20. 6. 16 ～ H27. 6. 30	
		北 野 正 一	愛知県行政書士会相談役	H20. 6. 16 ～ H27. 6. 30	
		國 田 武二郎	弁護士	H20. 4. 11 ～ H27. 6. 30	
		佐 合 恭 治	社会保険労務士	H23. 11. 26 ～ H27. 6. 30	
		笹 本 淳 子	弁護士	H20. 6. 16 ～ H27. 6. 30	
		高 木 幸 仁	社会保険労務士	H23. 7. 12 ～ H27. 6. 30	
		田 中 和 美	元名古屋市瑞穂区総務課長	H20. 6. 16 ～ H27. 6. 30	
		蜂須賀 太 郎	弁護士	H23. 4. 1 ～ H27. 6. 30	
		平 野 順 夫	元名古屋市児童福祉センター所長	H19. 7. 12 ～ H27. 6. 30	
		堀 田 千津子	弁護士	H22. 6. 16 ～ H27. 6. 30	
		森 晃	愛知県社会保険労務士会副会長	H23. 7. 12 ～ H27. 6. 30	
		森 田 辰 彦	弁護士	H20. 4. 11 ～ H27. 6. 30	
◎	山 田 博	元愛知県弁護士会副会長	H19. 7. 12 ～ H27. 6. 30	委員長： H19. 7. 13～H27. 6. 30	
近畿		飯 田 政 信	大阪府社会保険労務士会会長	H21. 4. 1 ～ H27. 6. 30	
		石 谷 隆 子	大阪府社会保険労務士会監事	H19. 7. 12 ～ H27. 6. 30	
		大 野 潤	元大阪弁護士会副会長	H21. 4. 1 ～ H27. 6. 30	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
近畿		角田 禮子	行政相談委員、NPO法人関西消費者連合会理事長	H19.7.12 ~ H27.6.30	
	◎	川口 富男	元高松高等裁判所長官、弁護士	H19.7.12 ~ H27.6.30	委員長： H19.7.12~H27.6.30
		河村 潤子	前大阪府社会保険労務士会常任理事	H19.11.26 ~ H27.6.30	
		川村 哲二	弁護士	H21.4.1 ~ H27.6.30	
		岸本 由起子	弁護士	H21.7.12 ~ H27.6.30	
	○	児玉 憲夫	元大阪弁護士会会長	H20.4.11 ~ H27.6.30	委員長代理： H20.4.14~H27.6.30
		塩 雅晴	元読売新聞サービス株式会社代表取締役社長	H19.7.12 ~ H27.6.30	
		島川 勝	大阪市立大学大学院非常勤教員、弁護士、元判事	H19.7.12 ~ H27.6.30	委員長代理： H19.7.12~H20.4.13
		鈴木 哲	大阪府行政書士会専務理事	H21.11.1 ~ H27.6.30	
		高熊 重勝	元大阪府行政書士会理事	H20.9.24 ~ H27.6.30	
		田中 雅子	元大阪府行政書士会理事	H21.4.1 ~ H27.6.30	
		谷山 良子	元大阪府行政書士会副会長	H20.9.24 ~ H27.6.30	
		樽谷 かず子	大阪府社会保険労務士会副会長	H20.1.15 ~ H27.6.30	
		中川 喜美子	司法書士	H21.4.1 ~ H27.6.30	
		中嶋 廣美	元大阪府社会保険労務士会常任理事	H21.4.1 ~ H27.6.30	
		那須 厚郎	大阪府社会保険労務士会代表監事、行政相談委員	H19.11.26 ~ H27.6.30	
		南部 久夫	税理士	H20.1.15 ~ H27.6.30	
		早澤 照一	税理士	H19.7.12 ~ H27.6.30	
		藤本 正人	行政相談委員、税理士	H19.11.26 ~ H27.6.30	
		溝渕 一也	税理士	H21.4.1 ~ H27.6.30	
		山下 大	税理士	H19.7.12 ~ H27.6.30	
		吉井 寛	大阪司法書士会副会長	H21.4.1 ~ H27.6.30	
		吉岡 奈美	税理士、社会保険労務士	H20.9.24 ~ H27.6.30	
	米子 ふくみ	前大阪府社会保険労務士会常任理事	H20.1.15 ~ H27.6.30		
	渡辺 善雄	税理士、社会保険労務士	H20.9.24 ~ H27.6.30		
中国	○	伊藤 義隆	税理士	H19.7.12 ~ H27.6.30	委員長代理： H19.7.12~H27.6.30
		臼田 耕造	弁護士	H20.4.1 ~ H27.6.30	
		畝田谷 栄子	社会保険労務士	H19.7.12 ~ H27.6.30	
		江口 由紀	元広島県社会保険労務士会副会長	H19.11.26 ~ H27.6.30	
		柏 信憲二	税理士	H20.4.1 ~ H27.6.30	
		木脇 淳一	税理士	H20.1.15 ~ H27.6.30	
		河野 清隆	社会保険労務士	H20.4.1 ~ H27.6.30	
	◎	高面 治美	弁護士	H19.11.26 ~ H27.6.30	委員長： H23.7.13~H27.6.30
		酒井 秀芳	行政書士	H20.1.15 ~ H27.6.30	
		島方 時夫	弁護士	H20.1.15 ~ H27.6.30	
	瀬川 徳子	社会保険労務士	H20.4.1 ~ H27.6.30		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
中国		秦 清	弁護士	H23. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		藤川 宏子	社会保険労務士	H20. 4. 1 ~ H27. 6. 30	
		藤澤 良之	元広島市西区保険年金課長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		三浦 宏司	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		箕野 春人	元行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
四国		大内 智隆	四国税理士会専務理事	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
	◎	大谷 義雄	香川県社会保険労務士会会長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長代理： H19. 7. 17~H23. 7. 12 委員長： H23. 7. 13~H27. 6. 30
		塩田 節子	香川県社会保険労務士会副会長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		西山 正寛	香川県司法書士会名誉会長	H25. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		藤目 暢之	四国税理士会相談役	H21. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
	○	堀井 茂	元香川県弁護士会会長	H23. 11. 26 ~ H27. 6. 30	委員長代理： H25. 7. 17~H27. 6. 30
		吉井 幸子	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
	吉田 茂	元香川県弁護士会会長	H25. 7. 12 ~ H27. 6. 30		
九州		石立 修	元福岡県社会保険労務士会副会長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		上村 常憲	九州北部税理士会相談役	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		大久保 眞照	元福岡市交通局総務部長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		尾島 正明	福岡県社会保険労務士会副会長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		片野 明子	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		小島 幸江	行政相談委員	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		新庄 多嘉吉	元北九州市保健福祉局理事	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
		末松 宏	福岡県社会保険労務士会副会長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		田中 常實	前福岡県社会保険労務士会副会長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		田村 襄	九州北部税理士会顧問	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	
	◎	津田 聰夫	元福岡県弁護士会会長、元日本弁護士連合会副会長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長： H19. 7. 12~H27. 6. 30
		中島 繁樹	元福岡県弁護士会副会長、元九州弁護士会連合会事務局長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		中嶋 一美	元穂波町(現飯塚市)福祉課長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
	○	藤井 克巳	元福岡県弁護士会会長、元日本弁護士連合会副会長	H19. 7. 12 ~ H27. 6. 30	委員長代理： H19. 7. 12~H27. 6. 30
		漕上 茂	行政相談委員	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
		堀江 新	元久留米市監査委員事務局長	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30	
	山出 和幸	元福岡県弁護士会副会長、元九州弁護士会連合会理事	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30		
	米村 國男	九州北部税理士会相談役	H19. 11. 26 ~ H27. 6. 30		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
沖 縄		大 城 覚	元那覇市市民部国民年金課長	H19. 7. 12 ～ H27. 6. 30	
		古波鮫 勝 美	行政相談委員	H19. 7. 12 ～ H27. 6. 30	
	◎	竹 下 勇 夫	元沖縄弁護士会会長	H23. 4. 1 ～ H27. 6. 30	委員長： H23. 4. 13～H27. 6. 30
		当 山 恵 子	税理士、司法書士	H23. 7. 12 ～ H27. 6. 30	
	○	富 川 泰 幸	特定社会保険労務士	H19. 7. 12 ～ H27. 6. 30	委員長代理： H23. 7. 22～H27. 6. 30

(注) 1 平成27年4月1日現在、在任中の委員を掲載している。

2 「◎」は委員長、「○」は委員長代理を表す。

4 年金記録確認中央第三者委員会退任委員名簿

役職	氏名	肩書	在任期間	備考
	本 木 巖	元大宮市役所福祉部副参事	H19. 7. 9 ~ H20. 7. 17	
	山 岸 憲 司	前日本弁護士連合会事務総長	H19. 7. 9 ~ H21. 1. 29	
	相 原 佳 子	弁護士	H19. 7. 9 ~ H21. 7. 8	
	柏 木 弘 文	東京都社会保険労務士会副会長	H19. 7. 9 ~ H21. 7. 8	
	庄 司 稔	元東京都社会保険委員	H19. 7. 9 ~ H21. 7. 8	
	山 本 萬 造	東京都社会保険委員会連合会副会長	H19. 7. 9 ~ H21. 7. 8	
◎	梶 谷 剛	元日本弁護士連合会会長	H19. 6. 25 ~ H23. 6. 24	委員長： H19. 6. 25~H23. 6. 24
	関 口 一 郎	社団法人全国行政相談委員連合協議会理事	H19. 6. 25 ~ H23. 6. 24	
	辻 本 京 朔	中央大学常任理事、元東京都社会保険委員	H19. 7. 9 ~ H23. 7. 8	
	橋 本 副 孝	弁護士	H19. 7. 9 ~ H23. 7. 8	
	丸 山 富美江	前東京都社会保険労務士会副会長	H19. 7. 9 ~ H23. 7. 8	
	石 井 宏 尚	前日本税理士会連合会副会長	H19. 6. 25 ~ H25. 6. 24	
	衛 藤 博 啓	みずほ信託銀行顧問	H19. 6. 25 ~ H25. 6. 24	
	小 澤 勇	全国社会保険労務士会連合会副会長	H19. 6. 25 ~ H25. 6. 24	
	中 村 喜 信	元千代田区総務部長	H19. 6. 25 ~ H25. 6. 24	
	鈴 木 孝	税理士	H19. 7. 9 ~ H25. 7. 8	
	鈴 木 暢	元東京都社会保険委員	H19. 7. 9 ~ H25. 7. 8	

- (注) 1 上記名簿は、平成27年3月31日までに退任された委員を掲載している。
 2 「◎」は委員長、「○」は委員長代理に就任していたこと表す。
 3 肩書は、各委員の退任時点のもの。
 4 任満了による退任又は辞職による退任年月日の順に掲載している。

5 年金記録確認地方第三者委員会退任委員名簿

委員会名欄の（ ）は、平成25年5月16日の体制見直し(※)前の名称を表している。

※ 地方第三者委員会は、平成25年5月16日に、体制見直しを行い、全国50か所の委員会を管区行政評価局、行政評価支局及び沖縄行政評価事務所に置かれる9か所の委員会に集約した。これに伴い、管区行政評価局等に置かれる委員会（北海道、沖縄を除く。）は名称を変更している。

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
北海道		樋川 恒一	前札幌弁護士会業務改革推進委員会副委員長	H20.1.15 ~ H20.3.31	
		加藤 恭嗣	元北海道弁護士会連合会理事	H20.4.11 ~ H21.3.31	
		武田 一昭	社会保険労務士	H19.7.12 ~ H21.7.11	
		森越 壮史郎	前札幌弁護士会刑事弁護センター運営委員会副委員長	H20.4.11 ~ H22.1.14	
		池田 茂徳	元札幌弁護士会副会長	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		石黒 信一	社会保険労務士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		市川 隆之	札幌弁護士会非弁護士取締委員会副委員長	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		上田 勝啓	札幌弁護士会業務改革推進委員会副委員長	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		小阪 裕	社会保険労務士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		小林 貢	社会保険労務士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		篠原 誠	社会保険労務士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		関藤 和子	行政書士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		前田 英治	社会保険労務士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		市川 善明	税理士	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		鷹巢 弘幸	税理士	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		三澤 志津	行政書士	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		森 隆幸	社会保険労務士	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		青木 豪	弁護士	H20.7.18 ~ H24.7.17	
	芥藤 宏信	弁護士	H20.7.18 ~ H24.7.17		
函館	○	石田 勉	社会保険労務士	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長代理： H19.7.13~H25.5.15
		餌取 優	行政相談委員	H19.7.12 ~ H25.5.15	
		高田 健二	北海道税理士会理事	H19.7.12 ~ H25.5.15	
		外崎 晋也	社会保険労務士	H19.7.12 ~ H25.5.15	
	◎	山崎 英二	元函館弁護士会会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長： H19.7.13~H25.5.15
旭川	○	小関 健三	公認会計士	H19.7.12 ~ H21.3.31	委員長代理： H19.7.12~H20.4.8
		瀬古 和子	行政相談委員	H19.7.12 ~ H23.3.31	
		榎又 政浩	北海道行政書士会旭川支部長	H20.4.1 ~ H24.3.31	
	○	林 孝幸	前旭川弁護士会会長	H20.4.1 ~ H24.3.31	委員長代理： H20.4.9~H24.3.31

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
旭川		舟田英敏	北海道社会保険労務士会 常任理事	H20.4.1 ~ H24.3.31	
		伊藤末吉	社会保険労務士	H19.7.12 ~ H25.5.15	
	○	小木田儀和	北海道税理士会常務理事	H20.4.1 ~ H25.5.15	委員長代理： H24.4.12~H25.5.15
	◎	金昌宏	旭川弁護士会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長： H19.7.12~H25.5.15
		富田典子	行政相談委員	H23.4.1 ~ H25.5.15	
		皆川 忍み子	社会保険労務士、行政書士	H19.7.12 ~ H25.5.15	
釧路	◎	小笠原 寛	前釧路弁護士会会長	H19.7.12 ~ H21.7.11	委員長： H19.7.12~H21.7.11
	○	丹羽芳広	社会保険労務士	H19.7.12 ~ H21.7.11	委員長代理： H19.7.12~H21.7.11
		吉松貴俊	税理士	H19.7.12 ~ H23.7.11	
		海野秀明	特定社会保険労務士	H20.4.1 ~ H24.3.31	
		甲谷哲也	税理士	H20.4.1 ~ H24.3.31	
		北川幸也	社会保険労務士、行政書士	H20.4.1 ~ H24.3.31	
	◎	小野塚 聰	元釧路弁護士会会長	H21.7.12 ~ H25.5.15	委員長： H21.7.16~H25.5.15
		川村 清	行政相談委員、社会保険 労務士	H19.7.12 ~ H25.5.15	
		田中義之	前北海道税理士会釧路支 部長	H23.7.12 ~ H25.5.15	
	○	宗岡隆一	社会保険労務士、行政書士	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長代理： H21.7.16~H25.5.15
	安田正二	特定社会保険労務士	H21.7.12 ~ H25.5.15		
東北 (宮城)		岩井康俱	弁護士	H20.4.1 ~ H20.6.15	
		沼波義郎	弁護士	H20.4.1 ~ H20.7.17	
		鎌田千恵子	弁護士	H20.7.18 ~ H23.12.13	
		大堀幸一	行政相談委員	H19.7.12 ~ H24.6.15	
		吉田 徹	弁護士	H19.11.26 ~ H26.6.15	
		鹿野智子	社会保険労務士	H19.11.26 ~ H26.9.23	
青森		戸澤 恪	元弘前市民生環境部国保 年金課課長補佐	H19.11.26 ~ H24.6.15	
		根井力夫	社会保険労務士	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		磯 裕一郎	弁護士	H20.7.18 ~ H24.7.17	
		猪原 健	弁護士	H19.11.26 ~ H25.5.15	
		鎌田國雄	元青森県社会保険委員会 連合会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	
	○	倉成美納里	日本公認会計士協会東北 会青森県会会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長代理： H19.7.13~H25.5.15
		榊 秀雄	元青森県社会保険労務士 会会長、元全国社会保険 労務士会連合会理事	H19.11.26 ~ H25.5.15	
	◎	竹本真紀	弁護士	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長： H19.7.13~H25.5.15
		成田俊弘	税理士	H19.7.12 ~ H25.5.15	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
青森		山岸孝行	元青森県社会保険労務士会副会長	H19.7.12～H25.5.15	
岩手		青山賢二	税理士	H20.6.16～H25.5.15	
		浅沼隆	岩手県社会保険委員会連合会理事	H19.7.12～H25.5.15	
		伊東満知子	岩手県社会保険労務士会常務理事	H20.6.16～H25.5.15	
		菅野八重子	岩手行政相談委員協議会理事	H19.7.12～H25.5.15	
		齋藤のり子	岩手県社会保険労務士会副会長	H19.7.12～H25.5.15	
	◎	菅原瞳	元岩手弁護士会会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長： H19.7.13～H25.5.25
		高橋勝芳	税理士	H19.11.26～H25.5.15	
		田村邦夫	社会保険労務士	H19.11.26～H25.5.15	
	○	藤澤孝則	税理士	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.13～H25.5.25
		松下壽夫	元岩手弁護士会会長	H20.6.16～H25.5.15	
		水本紘一	行政相談委員	H20.6.16～H25.5.15	
	村井三郎	弁護士	H19.11.26～H25.5.15		
秋田		面山恭子	元秋田弁護士会会長	H19.11.26～H21.11.25	
		柴田一宏	元秋田弁護士会会長	H20.6.16～H22.3.31	
		木元慎一	元秋田弁護士会会長	H20.6.16～H22.6.15	
		遠藤隆一	税理士	H20.6.16～H23.5.31	
		伊勢昌弘	前秋田弁護士会会長	H22.6.16～H24.6.15	
		猿田正幸	秋田県社会保険労務士会理事	H20.6.16～H24.6.15	
		杉山重直	秋田県社会保険労務士会副会長	H20.6.16～H24.6.15	
		古田重明	行政相談委員	H20.6.16～H24.6.15	
		湊貴美男	元秋田弁護士会会長	H22.4.1～H24.6.15	
		児玉傳一郎	前秋田県司法書士会会長	H20.7.18～H24.7.17	
		千葉一明	秋田県行政書士会会長	H20.7.18～H24.7.17	
	◎	虻川高範	元秋田弁護士会会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長： H19.7.12～H25.5.15
		工藤憲夫	秋田県社会保険労務士会理事	H19.11.26～H25.5.15	
		後藤鐵男	税理士	H19.7.12～H25.5.15	
	○	舘岡睦彦	秋田県社会保険労務士会会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.12～H25.5.15
		永田慶伸	元社会保険委員	H19.7.12～H25.5.15	
		牧野正弘	行政相談委員	H19.7.12～H25.5.15	
	三浦弘	税理士	H19.11.26～H25.5.15		
山形		山口政吉	山形県行政書士会副会長	H20.4.1～H22.3.31	
	○	安孫子博	弁護士	H20.4.1～H24.3.31	委員長代理： H20.4.10～H24.3.31
		縮修二	山形県行政書士会会長	H22.4.1～H24.3.31	
		山内健	前山形県社会保険労務士会会長	H20.4.1～H24.3.31	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
山形	◎	設楽作已	弁護士	H19.7.12～H25.5.15	委員長： H19.7.13～H25.5.15
		土屋 講	前山形県社会保険労務士 会副会長	H19.7.12～H25.5.15	
		長谷川 千代子	元山形市市民課国民年金 総括主幹	H19.7.12～H25.5.15	
	○	山本 富夫	税理士	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.13～H20.4.9 H24.4.25～H25.5.15
		渡部 秀一	行政相談委員	H19.7.12～H25.5.15	
福島		為永 均	行政書士	H19.11.26～H20.7.17	
		佐藤 和彦	弁護士	H19.7.12～H21.7.11	
		成田 守	税理士	H19.7.12～H21.7.11	
	◎	安斎 利昭	元福島県弁護士会会長	H19.7.12～H23.7.11	委員長： H19.7.12～H23.7.11
		高橋 富子	行政相談委員	H19.11.26～H24.3.31	
		浅井 嗣夫	弁護士	H20.4.1～H24.3.31	
		荒木 貢	元福島県弁護士会会長	H21.7.12～H25.5.15	
		大内 久子	行政相談委員	H20.4.1～H25.5.15	
	○	小宅 厚	福島行政相談委員協議会 会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H23.7.12～H25.5.15
	○ ◎	鈴木 健夫	福島県社会保険労務士会 会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.12～H23.7.11 委員長： H23.7.12～H25.5.15
		鈴木 靖子	元福島市市民生活部国民 年金課長	H19.7.12～H25.5.15	
		高野 博	税理士	H20.4.1～H25.5.15	
		高橋 隆	税理士	H21.7.12～H25.5.15	
		菱沼 直子	社会保険労務士	H20.4.1～H25.5.15	
	平松 敏郎	元福島県弁護士会会長	H23.7.12～H25.5.15		
	渡辺 裕之	元福島県行政書士会会長	H20.7.18～H25.5.15		
関東 (埼玉)		飯塚 英明	弁護士	H19.7.12～H21.7.11	
		飯塚 肇	弁護士	H19.11.26～H22.4.10	
		野呂 久美子	弁護士	H20.4.11～H22.9.23	
	○	渡部 孝	元埼玉県社会保険労務士 会副会長	H19.7.12～H23.7.11	委員長代理： H19.7.12～H23.7.11
		内藤 壮 侑	元埼玉県社会保険労務士 会副会長	H19.11.26～H23.11.25	
		朝日 健一	社会保険委員	H19.11.26～H24.4.10	
		稲野 正明	弁護士	H21.4.1～H24.4.10	
		尾田 敏子	元さいたま市市民局生活 文化部男女共生推進課長	H19.11.26～H24.4.10	
		権田 陸奥雄	弁護士	H21.7.12～H24.4.10	
		藤倉 哲夫	元川越市政策担当理事	H19.7.12～H24.4.10	
		赤坂 稔	元社会保険委員	H20.4.11～H24.4.10	
		志村 昭夫	元埼玉県社会保険労務士 会理事	H20.4.11～H24.4.10	
	春原 貞雄	埼玉県社会保険労務士会 理事	H20.4.11～H24.4.10		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
関東 (埼玉)		高村 五男	埼玉県社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		柘植 大樹	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		永島 常男	元社会保険委員	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		貫井 俊孝	行政相談委員	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		長谷川 祐司	元埼玉県社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		福島 忠正	行政相談委員	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		宗像 英明	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		山上 正雄	元埼玉県行政書士会副会長	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		木村 忠幸	税理士	H20. 4. 11 ~ H24. 6. 30	
		猪木 あすか	弁護士	H20. 4. 11 ~ H26. 4. 10	
茨城		北村 悦子	元関東信越税理士会水戸支部副支部長	H19. 7. 12 ~ H24. 3. 31	
		草柳 茂春	行政相談委員	H19. 11. 26 ~ H24. 3. 31	
		會澤 克男	元茨城県弁護士会副会長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		小倉 啓一郎	茨城県社会保険労務士会専門部会社会保険部会長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		荒木 雅江	関東信越税理士会茨城県支部連合会調査研究部員	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15	
		井原 誠	元茨城県社会保険労務士会理事	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15	
		大谷 努	元ひたちなか市経済部副部長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		大貫 富二	元水戸市保健福祉部長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		大貫 道夫	前茨城県立こども福祉医療センター事務局長	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15	
	○	小野 勝久	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H19. 7. 13~H25. 5. 15
		神長 和美	元茨城県社会保険労務士会理事	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		木名瀬 修一	元茨城県弁護士会副会長	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15	
		齋藤 敬徳	特定社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	◎	杉下 弘之	元茨城県弁護士会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 13~H25. 5. 15
		飛田 京子	関東信越税理士会太田支部支部長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	松崎 保元	元茨城県弁護士会会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15		
栃木	◎	渡辺 力	弁護士	H19. 7. 12 ~ H21. 3. 31	委員長： H19. 7. 12~H21. 3. 31
		加藤 勝也	税理士	H19. 11. 26 ~ H21. 7. 11	
		小針 達宏	元宇都宮市職員	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	
		松浦 良雄	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H21. 11. 25	
		橋本 弥江子	弁護士	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		蓬田 勝美	弁護士	H22. 6. 16 ~ H24. 3. 31	
		杵渕 徹	社会保険労務士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		大久保 照江	行政相談委員	H19. 11. 26 ~ H24. 6. 15	
○	安納 宏和	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H19. 7. 12~H25. 5. 15	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
栃木		大越 清	元宇都宮市国民年金課長	H19.11.26～H25.5.15	
		唐木田 有作	行政相談委員	H19.7.12～H25.5.15	
		見目 佳宥	税理士	H21.7.12～H25.5.15	
		渋川 孝夫	弁護士	H21.4.1～H25.5.15	
	◎	高橋 信正	元栃木県弁護士会会長	H19.11.26～H25.5.15	委員長： H21.4.8～H25.5.15
		田中 徳	社会保険労務士	H19.7.12～H25.5.15	
		寺岡 威	元栃木県人事委員会事務局長	H21.7.12～H25.5.15	
		森田 孝子	社会保険労務士	H21.11.26～H25.5.15	
群馬		矢田 健一	群馬弁護士会個人情報保護委員会委員長	H19.11.26～H20.4.10	
		保坂 文子	群馬県社会保険労務士会年金業務専門委員会委員長	H19.11.26～H21.11.25	
		竹原 正貴	弁護士	H20.4.1～H22.3.31	
	◎	飯塚 理	弁護士	H19.7.12～H23.7.11	委員長： H19.7.13～H23.7.11
		鈴木 智之	弁護士	H20.4.11～H23.11.25	
		高橋 襄一	元高崎市保健福祉部長	H19.11.26～H23.11.25	
		原澤 春代	関東信越税理士会前橋支部監事	H19.7.12～H24.3.31	
		伊早坂 裕子	税理士	H20.4.1～H24.3.31	
	◎	市場 和政	弁護士	H23.7.12～H25.5.15	委員長： H23.7.12～H25.5.15
		木村 隆志	行政相談委員	H20.4.1～H25.5.15	
	○	小林 智昭	弁護士	H22.4.1～H25.5.15	委員長代理： H23.7.12～H25.5.15
		田中 忠志	社会保険労務士	H19.7.12～H25.5.15	
		眞塩 みどり	社会保険労務士	H21.11.26～H25.5.15	
		丸橋 剛	行政相談委員	H19.7.12～H25.5.15	
	○	峰岸 祥子	群馬県社会保険労務士会専務理事	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.13～H23.7.11
	宮田 忠次	社会保険労務士	H20.4.1～H25.5.15		
千葉		川野辺 充子	弁護士	H19.11.26～H21.5.31	
		市川 康男	前千葉県税理士会常務理事	H19.7.12～H21.7.11	
	○	内田 徹	千葉県社会保険労務士会監事	H19.7.12～H23.7.11	委員長代理： H19.7.12～H23.7.11
		野田 修司	社会保険労務士	H19.7.12～H23.7.11	
		青木 稔	元千葉県社会保険労務士会副会長	H19.11.26～H23.11.25	
		須藤 淳也	税理士	H21.7.12～H24.4.10	
	◎	福嶋 登	弁護士	H19.7.12～H24.4.10	委員長： H19.7.12～H24.4.10
		雨宮 幸雄	前千葉県税理士会理事	H20.4.11～H24.4.10	
		伊与久 美子	行政相談委員	H22.4.11～H24.4.10	
	加藤 徳彦	元千葉市中央区役所保険年金課長	H20.4.11～H24.4.10		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
千 葉		鈴木 美 昭	千葉県社会保険労務士会 副会長	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		高 橋 宏	前千葉県社会保険労務士 会監事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		竹 内 正 臣	元八街市国保年金課長	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		武 田 麻美子	税理士	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		野 崎 薫 子	弁護士	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		横 田 安 弘	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		渡 部 靖 夫	前千葉県社会保険労務士 会理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		青 木 昌 隆	弁護士	H20. 4. 11 ~ H25. 3. 31	
		遠 藤 英 一	千葉県税理士会常務理事	H19. 11. 26 ~ H25. 3. 31	
		大 味 実枝子	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H25. 3. 31	
		小 野 和 夫	千葉県社会保険労務士会 副会長	H22. 4. 11 ~ H25. 3. 31	
		○ 小 林 秀 男	千葉県社会保険労務士会 理事	H21. 4. 1 ~ H25. 3. 31	委員長代理： H24. 4. 12~H25. 3. 31
		佐久間 豊	元千葉市保健福祉局参事	H19. 7. 12 ~ H25. 3. 31	
		櫻 井 政 司	税理士	H22. 4. 11 ~ H25. 3. 31	
		野 崎 守	弁護士	H21. 6. 1 ~ H25. 3. 31	
		坂 野 嘉 彦	千葉県社会保険労務士会 理事	H23. 7. 12 ~ H25. 3. 31	
		藤 井 哲 有	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H25. 3. 31	
		村 田 達 生	弁護士	H21. 6. 1 ~ H25. 3. 31	
		山 本 毅 一	行政相談委員	H19. 11. 26 ~ H25. 3. 31	
		荒 孝 一	税理士	H21. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
		荒 木 友 雄	弁護士	H22. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		飯 田 弘 一	千葉県社会保険労務士会 副会長	H23. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		板 倉 賢 幸	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		井 村 進	行政相談委員	H21. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
		粕 谷 ち い	元市川市国民年金課長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		上 吉 司 郎	元千葉県社会保険労務士 会会長	H23. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		関 谷 廣	千葉県社会保険労務士会 副会長	H22. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		○ ◎ 高 橋 馨	弁護士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H23. 7. 12~H24. 4. 11 委員長： H24. 4. 12~H25. 5. 15
		藤 代 諭	元船橋市国民年金課長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		森 ユリ子	行政相談委員	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
	渡 會 久 実	弁護士	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15		
東 京		三 浦 徹	元北区健康福祉部参事	H20. 4. 11 ~ H20. 6. 15	
		今 井 博 子	税理士	H20. 1. 15 ~ H20. 9. 23	臨時委員： H20. 1. 15~H20. 4. 10
		白 井 長 男	東京都社会保険労務士会 常任理事	H20. 7. 18 ~ H20. 9. 23	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
東京		田 倉 初 男	行政相談委員	H20. 7. 18 ~ H20. 9. 23	
		富 永 安 夫	元荒川区選挙管理委員会事務局長	H20. 7. 18 ~ H21. 7. 11	
		八 木 清 文	弁護士	H20. 4. 11 ~ H21. 7. 11	
	○	大 野 実	東京都社会保険労務士会常任理事	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	委員長代理： H19. 7. 13~H21. 7. 11
		谷 口 公 次	東京都社会保険労務士会常任理事	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	
		安 藤 建 治	弁護士	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		大清水 善 信	東京都社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		相 馬 郁 男	東京都社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		日比谷 皖 司	東京都社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		森 部 和 彦	東京都社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		山 本 卓 也	弁護士	H20. 1. 15 ~ H22. 4. 10	臨時委員： H20. 1. 15~H20. 4. 10
		小 松 勉	弁護士	H20. 7. 18 ~ H22. 7. 17	
		芝 昭 彦	弁護士	H20. 7. 18 ~ H22. 7. 17	
		杉 山 清二郎	東京都社会保険労務士会理事	H20. 7. 18 ~ H22. 7. 17	
		金 綱 久 夫	東京都社会保険労務士会理事	H20. 9. 24 ~ H22. 9. 23	臨時委員： H20. 9. 24~H22. 9. 23
		永 島 賢 也	弁護士	H20. 9. 24 ~ H22. 9. 23	
		森 岡 誠	弁護士	H20. 9. 24 ~ H22. 9. 23	
		坂 本 宏 昭	元江戸川区福祉部長	H20. 6. 16 ~ H23. 3. 31	
		藤 原 宏 高	弁護士	H20. 4. 11 ~ H23. 3. 31	
		高 木 秋 雄	行政相談委員	H20. 9. 24 ~ H23. 3. 31	臨時委員： H20. 9. 24~H23. 3. 31
		飯 塚 守	練馬社会保険委員会会長	H19. 10. 1 ~ H23. 4. 26	専門委員： H19. 10. 1~H19. 10. 31
		森 萩 忠 義	社会保険労務士	H19. 10. 1 ~ H23. 5. 31	専門委員： H19. 10. 1~H19. 10. 31
		豊 崎 寿 昌	元日本弁護士会常務理事	H19. 10. 1 ~ H23. 10. 31	専門委員： H19. 10. 1~H19. 10. 31
		明 河 正 一	社会保険委員	H20. 7. 18 ~ H24. 4. 10	
		板 橋 英 之	行政相談委員	H20. 9. 24 ~ H24. 4. 10	臨時委員： H20. 9. 24~H24. 4. 10
		歌 津 年 高	元中野区国民年金課長	H19. 7. 12 ~ H24. 4. 10	
		榎 本 均	元東京都社会保険労務士会常任理事	H20. 9. 24 ~ H24. 4. 10	
	大 野 英 一	東京都社会保険労務士会代議員	H20. 9. 24 ~ H24. 4. 10	臨時委員： H20. 9. 24~H24. 4. 10	
	川 合 晋太郎	弁護士	H20. 9. 24 ~ H24. 4. 10		
	久 保 英 幸	弁護士	H20. 7. 18 ~ H24. 4. 10		
	小 林 芳 夫	元大田区区民生活部国保年金課長	H20. 7. 18 ~ H24. 4. 10		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
東京		齊藤 充弘	東京都社会保険労務士会理事	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		真見 敬	行政相談委員	H23.4.1 ~ H24.4.10	臨時委員: H23.4.1~H24.4.10
		島崎 英郎	行政相談委員	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		須藤 アヤ子	元東京都社会保険労務士会常任理事	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		関根 国弘	元小平市健康福祉部高齢者福祉課長	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		玉田 壤三	東京都社会保険労務士会理事	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		茶谷 豪	弁護士	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		津田 文江	元東京税理士会理事	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		寺田 晃	東京都社会保険労務士会理事	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		當間 昭治	行政相談委員	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		内木 和富巳	東京都社会保険労務士会常任理事	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		永井 哲也	東京都社会保険労務士会理事	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		柳 楽久司	弁護士	H22.7.18 ~ H24.4.10	
		花崎 宏	東京都社会保険労務士会理事	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		福岡 正昭	カナケイ東京株式会社監査役	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		三浦 靖壽	東京都社会保険労務士会理事	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		味園 公一	東京都社会保険労務士会理事	H20.9.24 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.9.24~H24.4.10
		森 利明	弁護士	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		山本 政子	行政相談委員	H19.7.12 ~ H24.4.10	
		山本 洋一	東京都社会保険労務士会理事	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		吉田 一郎	東京都社会保険労務士会常任理事	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		吉山 敦子	東京都社会保険労務士会理事	H20.7.18 ~ H24.4.10	
		浅野 晋	弁護士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		井田 健	東京都社会保険労務士会理事	H20.4.11 ~ H24.4.10	
	内田 力	東京都社会保険労務士会理事	H20.1.15 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.1.15~H20.4.10	
	笠原 修一	東京都社会保険労務士会常任理事	H20.4.11 ~ H24.4.10		
	金光 秀郎	元株式会社高島屋東京店総務担当部長	H20.1.15 ~ H24.4.10	臨時委員: H20.1.15~H20.4.10	
	金子 誠四郎	水野産業株式会社経営管理本部長	H20.4.11 ~ H24.4.10		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
東京		川崎 真樹子	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		吉瀬 君江	東京都社会保険労務士会 常任理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		久保原 和也	弁護士	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		小池 敏夫	日本情報機器健康保険組 合常務理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		小松 紀子	社会保険労務士	H20. 1. 15 ~ H24. 4. 10	臨時委員： H20. 1. 15~H20. 4. 10
		坂本 正幸	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		高木 康彦	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		高根 佳宏	東京都社会保険労務士会 理事	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		高野 浩一	東京都社会保険労務士会 理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		永井 健三	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		福田 貴也	弁護士	H23. 4. 1 ~ H24. 4. 10	
		益田 耕二	東京都社会保険労務士会 理事	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		松岡 建志	東京都社会保険労務士会 理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		南 靖武	行政相談委員	H23. 4. 1 ~ H24. 4. 10	
		吉澤 幸子	鳳自動車株式会社常務取 締役	H20. 1. 15 ~ H24. 4. 10	臨時委員： H20. 1. 15~H20. 4. 10
		渡邊 敏	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		中野 光恵	弁護士	H23. 4. 1 ~ H25. 3. 31	
		石川 民雄	元渋谷区議会事務局長	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		岩城 嘉直	社会保険労務士	H20. 9. 24 ~ H25. 5. 15	臨時委員： H20. 9. 24~H24. 4. 10
		海老原 敏	元目黒区保健衛生部健康 課長	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		大島 宏	元田無市福祉部保険年金 課長	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		岡部 佳子	行政相談委員	H23. 6. 1 ~ H25. 5. 15	
		奥住 勝英	東京都年金受給者協会理 事	H20. 9. 24 ~ H25. 5. 15	臨時委員： H20. 9. 24~H22. 7. 17
		小栗 功久	元品川区区民生活事業部長	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15	
		小名 弦	弁護士	H20. 7. 18 ~ H25. 5. 15	
		恩田 和明	東京都社会保険労務士会 理事	H20. 7. 18 ~ H25. 5. 15	
		勝本 京子	元東京都社会保険労務士 会理事	H19. 10. 1 ~ H25. 5. 15	専門委員： H19. 10. 1~H19. 10. 31
		加納 明夫	社会保険労務士	H22. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		小磯 優子	社会保険労務士	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		齊藤 誠司	元東京都社会保険労務士 会理事	H20. 9. 24 ~ H25. 5. 15	臨時委員： H20. 9. 24~H24. 4. 10
	笹山 隆	元東京都監察員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15		
	新村 博子	元東京都社会保険労務士 会理事	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15		
	鈴木 由美	弁護士	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15		
	清野 順一	弁護士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
東京		高野 邦一	社会保険労務士	H23. 6. 1 ~ H25. 5. 15	
		高橋 一郎	弁護士	H20. 9. 24 ~ H25. 5. 15	
		滝田 治夫	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		手串 宅志	社会保険労務士	H22. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		豊田 彦治	元大崎電気工業株式会社顧問	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		中垣 美紀	弁護士	H20. 9. 24 ~ H25. 5. 15	
		中澤 幸雄	元世田谷区在宅サービス部管理課長	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		中島 ひろみ	社会保険労務士	H20. 9. 24 ~ H25. 5. 15	臨時委員: H20. 9. 24~H24. 4. 10
		中田 満徳	元豊島区区民部長	H20. 1. 15 ~ H25. 5. 15	臨時委員: H20. 1. 15~H20. 4. 10
		西村 義明	東京都社会保険労務士会理事	H20. 7. 18 ~ H25. 5. 15	
		松阪 健治	弁護士	H23. 11. 1 ~ H25. 5. 15	
		松崎 直彦	東京都社会保険労務士会理事	H22. 7. 18 ~ H25. 5. 15	臨時委員: H22. 7. 18~H24. 4. 10
		松山 正光	元東京都社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		三井田 信二	全国社会保険労務士連合会常任理事	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		南淵 聡	弁護士	H19. 10. 1 ~ H25. 5. 15	専門委員: H19. 10. 1~H19. 10. 31
		宮野 暲彦	元墨田区厚生部障害者福祉課長	H20. 7. 18 ~ H25. 5. 15	
		安田 勝治	元日本税理士会連合会理事	H19. 10. 1 ~ H25. 5. 15	専門委員: H19. 10. 1~H19. 10. 31
		山岡 永知	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		山岸 徹	税理士	H20. 1. 15 ~ H25. 5. 15	臨時委員: H20. 1. 15~H20. 4. 10
		山本 孝	弁護士	H20. 1. 15 ~ H25. 5. 15	臨時委員: H20. 1. 15~H20. 4. 10
		横山 玲子	社会保険労務士	H19. 10. 1 ~ H25. 5. 15	専門委員: H19. 10. 1~H19. 10. 31
		和田 慎一郎	弁護士	H22. 9. 24 ~ H25. 5. 15	
		安藤 英雄	元東京都社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		石和 信人	東京都社会保険労務士会理事	H22. 9. 24 ~ H25. 5. 15	臨時委員: H22. 9. 24~H24. 4. 10
		伊東 順三	元葛飾区区民部長	H20. 7. 18 ~ H25. 5. 15	
		植西 信博	TOHOヒューマンセンター事務局長	H19. 10. 1 ~ H25. 5. 15	専門委員: H19. 10. 1~H19. 10. 31
		薄井 洋介	行政相談委員、社会保険労務士	H20. 1. 15 ~ H25. 5. 15	臨時委員: H20. 1. 15~H20. 4. 10
	大石 誠	元東京都社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H25. 5. 15		
	大島 修司	元東京都社会保険労務士会理事	H20. 7. 18 ~ H25. 5. 15		
	大平和 男	元荒川区福祉部保護課長	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
東京		大 箭 勲	元武蔵野市都市整備部参事	H20.9.24 ~ H25.5.15	臨時委員： H20.9.24~H24.4.10
		金 子 尚 道	行政書士	H19.10.1 ~ H25.5.15	専門委員： H19.10.1~H19.10.31
		栢 割 秀 和	弁護士	H22.9.24 ~ H25.5.15	
		川 崎 秀 明	東京都社会保険労務士会常任理事	H20.4.11 ~ H25.5.15	
		熊 谷 英 雄	元足立区福祉部福祉管理課長	H20.7.18 ~ H25.5.15	
		佐々川 直 幸	弁護士	H20.4.11 ~ H25.5.15	
		嶋 津 正 美	紀文健康保険組合統括部長	H20.7.18 ~ H25.5.15	
		高 澤 文 俊	弁護士	H20.7.18 ~ H25.5.15	
		田 川 修 二	東京税理士会会則等審議委員会委員長	H19.10.1 ~ H25.5.15	専門委員： H19.10.1~H19.10.31
		竹 内 奈津子	弁護士	H21.7.12 ~ H25.5.15	
		田 島 誠	元港区教育委員会庶務課長	H20.4.11 ~ H25.5.15	
		◎ 富 田 秀 実	元東京弁護士会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長： H19.7.13~H25.5.15
		野 村 博	社会保険労務士	H20.9.24 ~ H25.5.15	臨時委員： H20.9.24~H24.4.10
		福 岡 一 雄	東京都社会保険労務士会常任理事	H20.7.18 ~ H25.5.15	
		藤 原 健次郎	東京都社会保険労務士会理事	H20.4.11 ~ H25.5.15	
		布 施 謙 吉	弁護士	H20.7.18 ~ H25.5.15	
		○ 前 田 昭 博	東京都社会保険労務士会副会長	H20.7.18 ~ H25.5.15	委員長代理： H21.7.13~H25.5.15
		吉 田 公 明	東京都社会保険労務士会常任理事	H20.7.18 ~ H25.5.15	
		吉 村 誠	弁護士	H22.6.16 ~ H25.5.15	
	渡 邊 和 洋	東京都社会保険労務士会理事	H20.7.18 ~ H25.5.15		
神奈川		木 下 尚 実	税理士	H19.7.12 ~ H21.3.31	
		永 井 崑 朗	元横浜弁護士会会長	H20.4.11 ~ H21.5.31	
		久 保 博 道	弁護士	H20.7.18 ~ H22.4.10	
		庄 司 道 弘	元横浜弁護士会会長	H20.4.11 ~ H22.4.10	
		田 中 治	弁護士	H21.6.1 ~ H22.4.10	
		松 本 浩 司	税理士	H20.7.18 ~ H22.7.17	
		岩 橋 宣 隆	元横浜弁護士会副会長	H22.4.11 ~ H23.5.31	
		眞 鍋 誠 一	元東京地方税理士会副会長	H19.7.12 ~ H23.7.11	
		會 田 努	元横浜弁護士会副会長	H19.11.26 ~ H24.3.31	
		碓 井 良 成	前神奈川県社会保険労務士会年金研究委員会副委員長	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		大久保 博	元横浜弁護士会副会長	H20.4.11 ~ H24.4.10	
	大 山 英 雄	東京地方税理士会戸塚支部相談役	H20.4.11 ~ H24.4.10		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
神奈川		小川 恵一	神奈川県行政書士会理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		黒木 泰夫	弁護士	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		小林 フミエ	元神奈川県社会保険労務士会監査役	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		佐藤 邦朗	元神奈川県行政書士会経理部副部長	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		佐藤 博一	行政相談委員	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		須須木 永一	元日本弁護士連合会副会長	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		寺田 嘉明	神奈川県社会保険労務士会理事	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		中村 由明	元神奈川県社会保険労務士会年金研究委員会委員	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		長谷川 武雄	元横浜弁護士会副会長	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		高橋 稔	元日本税理士会連合会委員	H19. 11. 26 ~ H24. 6. 15	
		瀧澤 輝雄	元横浜市南区役所福祉部長	H19. 11. 26 ~ H24. 6. 15	
		池内 忠弘	社会保険労務士	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		伊藤 麻由美	社会保険労務士	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		大田 泰巳	神奈川県行政書士会理事	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		大谷 豊	元横浜弁護士会副会長	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		小城 勇	社会保険労務士	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		佐伯 剛	弁護士	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		杉崎 明	弁護士	H23. 7. 12 ~ H24. 7. 17	
		杉澤 友晴	社会保険労務士	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		高橋 富雄	元横浜弁護士会副会長	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		西井 重浪	元東京地方税理士会常務理事	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		濱田 茂	税理士	H22. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		細谷 由美子	社会保険労務士	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		堀川 幸夫	神奈川県行政書士会理事	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		森 雅弘	社会保険労務士	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		渡辺 勝	行政相談委員	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		渡辺 康民	社会保険労務士	H20. 7. 18 ~ H24. 7. 17	
		藤庭 達雄	元東京地方税理士会常務理事	H19. 11. 26 ~ H24. 9. 23	
		早川 義裕	元神奈川県行政書士会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		澤田 茂	税理士	H23. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		荒井 三和子	元神奈川県社会保険労務士会常任理事	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		石井 洋子	元神奈川県社会保険労務士会理事	H21. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
		石井 洋二郎	元川崎市健康福祉局理事兼次長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	石澤 一英	元日本税理士会連合会調査研究部副部長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15		
	上原 英二	税理士	H21. 6. 1 ~ H25. 5. 15		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考	
神奈川県		岡村 生世	税理士	H19.7.12 ~ H25.5.15		
	◎	鈴木 繁次	元横浜弁護士会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長: H19.7.13~H25.5.15	
		関原 彰子	元神奈川県社会保険労務士会財務委員会副委員長	H19.11.26 ~ H25.5.15		
		高荒 敏明	元横浜弁護士会副会長	H19.11.26 ~ H25.5.15		
		高藤 杏花	弁護士	H19.7.12 ~ H25.5.15		
		滝本 太郎	元横浜弁護士会副会長	H21.4.1 ~ H25.5.15		
		建部 覚	元神奈川県社会保険労務士会常任理事	H19.11.26 ~ H25.5.15		
		寺岡 英吉	行政書士	H21.6.1 ~ H25.5.15		
		富永 賢次	社会保険労務士	H21.6.1 ~ H25.5.15		
		原 清助	元東京地方税理士会副会長	H21.4.1 ~ H25.5.15		
		辺見 武士	元横浜市鶴見区福祉保健センター保険年金課長	H19.7.12 ~ H25.5.15		
		正岡 郷子	元神奈川県社会保険労務士会理事	H19.11.26 ~ H25.5.15		
		松浦 光明	元横浜弁護士会筆頭副会長	H21.6.1 ~ H25.5.15		
		宮島 和比古	前東京地方税理士会常務理事	H21.4.1 ~ H25.5.15		
		村木 朝一	元藤沢市環境部石名坂環境事業所長	H19.11.26 ~ H25.5.15		
		柳下 剛	社会保険労務士	H21.4.1 ~ H25.5.15		
	○	横田 英明	元神奈川県社会保険労務士会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長代理: H19.7.13~H25.5.15	
新潟県	○	坂西 輝男	新潟県社会保険労務士会会長	H19.7.12 ~ H19.11.25	委員長代理: H19.7.12~H19.11.25	
		土屋 俊幸	弁護士	H20.4.1 ~ H22.3.31		
		伊藤 恵	新潟県行政書士会副会長	H19.11.26 ~ H23.4.6		
		倉島 敏弘	元新潟市市民局参事	H19.7.12 ~ H23.7.11		
		岡田 一久	元新潟市区長	H23.7.12 ~ H24.3.31		
		多川 稔	行政相談委員	H19.11.26 ~ H24.3.31		
		近江 一男	税理士	H20.4.1 ~ H24.3.31		
		大縫 一秀	新潟県社会保険労務士会理事	H20.4.1 ~ H24.3.31		
		大橋 泰子	行政書士	H20.4.1 ~ H24.3.31		
		金口 忠司	弁護士	H20.4.1 ~ H24.3.31		
		鈴木 高志	弁護士	H22.4.1 ~ H24.3.31		
		高木 裕子	元新潟県社会保険労務士会新潟支部幹事	H20.4.1 ~ H24.3.31		
		間藤 勉	税理士	H20.4.1 ~ H24.3.31		
		吉田 耕二	弁護士	H20.4.1 ~ H24.3.31		
		◎	伊津 良治	元新潟県弁護士会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長: H19.7.12~H25.5.15
			笠井 修作	行政相談委員	H19.7.12 ~ H25.5.15	
	○	兒玉 武雄	元新潟県弁護士会副会長	H19.11.26 ~ H25.5.15	委員長代理: H19.11.26~H25.5.15	
		瀬賀 弥平	税理士	H19.11.26 ~ H25.5.15		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
新潟		竹田 多津子	元新潟県行政書士会新潟支部長	H23. 6. 1 ~ H25. 5. 15	
		辻川 明美	元新潟県社会保険労務士会新潟支部副支部長	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
		藤田 英樹	新潟県社会保険労務士会新潟支部長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		前澤 哲	税理士	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
		水戸 伸朗	新潟県社会保険労務士会専務理事	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		渡邊 信子	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
山梨		小泉 久司	前東京地方税理士会常務理事	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	
		原田 正明	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H23. 3. 31	
		嶋田 和雄	元甲府市福祉部健康衛生課管理主幹	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		田中 茂樹	前東京地方税理士会山梨県会会長	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	◎	中込 博	弁護士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長: H19. 7. 12~H25. 5. 15
	○	堀之内 幸三	前山梨県社会保険労務士会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H19. 7. 12~H25. 5. 15
長野		大門 嗣二	弁護士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		小林 勉	社会保険労務士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		高井 新太郎	弁護士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		平野 忠男	元須坂市建設部長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		古山 一郎	元長野市参事兼長野広域連合事務局長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		三ツ井 吉次	元飯綱町住民課長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		山口 正人	特定社会保険労務士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		吉岡 たき子	元千曲市健康福祉部長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		大瀬 順三	税理士	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		近藤 賢治	長野県社会保険労務士会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		清水 健吾	元上田地域広域連合事務局長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		清水 貴男	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	◎	武田 芳彦	元長野県弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長: H19. 7. 13~H25. 5. 15
	○	中山 修	元長野県弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H19. 7. 13~H25. 5. 15
		福島 邦子	社会保険労務士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	町田 勇	元長野市環境部長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15		
中部 (愛知)		青木 弘雄	元アイホン株式会社常務取締役管理本部長	H19. 11. 26 ~ H20. 7. 17	
		渡邊 宗男	税理士	H19. 11. 26 ~ H21. 3. 31	
		榊原 政美	社会保険労務士	H20. 6. 16 ~ H21. 4. 29	
		杉浦 秀一	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H21. 6. 25	
		大松 巍	社会保険労務士	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		田中 智之	弁護士	H20. 6. 16 ~ H22. 6. 15	
	手塚 稔	弁護士	H19. 11. 26 ~ H23. 3. 31		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
中部 (愛知)		小 鳶 招 啓	前愛知県社会保険労務士 会副会長	H19. 7. 12 ~ H23. 7. 11	
	○	南 部 勝	前愛知県社会保険労務士 会会長	H19. 7. 12 ~ H23. 7. 11	委員長代理： H19. 7. 13~H23. 7. 11
		舟 山 誠	行政相談委員	H21. 7. 12 ~ H23. 7. 11	
		市 川 育 生	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H23. 11. 25	
		関 芳 雄	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H23. 11. 25	
		村 瀬 憲 士	弁護士	H19. 11. 26 ~ H24. 3. 31	
		杉 田 貴 信	社会保険労務士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		墨 華 代	社会保険労務士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		高 木 康 彦	社会保険労務士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		鳥 居 陽	税理士	H20. 4. 11 ~ H24. 6. 15	
		天 野 勝 治	社会保険労務士	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		武 讓 二	社会保険労務士	H21. 6. 1 ~ H24. 6. 15	
		山 田 昌 敏	元日本ガイシ厚生年金基 金常務理事	H20. 7. 18 ~ H24. 9. 23	
		梅 田 忠	行政相談委員	H23. 7. 12 ~ H25. 7. 11	
		野木森 鐘 治	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 7. 11	
		山 本 明 利	元名古屋市北区民生課長	H19. 7. 12 ~ H25. 7. 11	
		高 木 戰 征	税理士	H19. 11. 26 ~ H25. 11. 25	
		今 枝 靖 夫	元シーケーデイ株式会社 取締役人事部長	H19. 7. 12 ~ H26. 4. 10	
		篠 田 篤 志	税理士	H20. 4. 11 ~ H26. 4. 10	
		鈴 木 誠 吉	元岡崎市市民文化部国保 年金課長	H19. 11. 26 ~ H26. 4. 10	
	成 瀬 伸 子	元愛知県弁護士会副会長	H19. 7. 12 ~ H26. 4. 10		
	宮 崎 晃 吉	税理士	H20. 4. 11 ~ H26. 4. 10		
	山 田 浩 子	社会保険労務士	H22. 4. 11 ~ H26. 4. 10		
	横 糸 鈞	元豊田市保険年金課長	H19. 11. 26 ~ H26. 4. 10		
	村 瀬 桃 子	弁護士	H20. 6. 16 ~ H26. 6. 15		
	野 村 秀 樹	元一宮市立市民病院事務 局長	H20. 6. 16 ~ H27. 3. 31		
富 山		大 塚 謙 二	富山県行政書士会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	◎	大 坪 健	元富山県弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 12~H25. 5. 15
	○	高 嶋 博	元富山県社会保険労務士 会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H19. 7. 12~H25. 5. 15
		永 森 秀 樹	元富山市役所市民生活部 長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		林 巖	元北陸税理士会理事	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
石 川		茅 野 勇 平	石川県行政書士会会長	H19. 7. 12 ~ H19. 9. 30	
		坂 井 美紀夫	弁護士	H19. 11. 26 ~ H21. 11. 25	
		徳 野 幸 子	行政相談委員	H19. 11. 26 ~ H23. 3. 31	
		長 井 和 秀	石川県社会保険労務士会 理事	H20. 4. 1 ~ H23. 3. 31	
		早 川 晃 治	公認会計士	H19. 7. 12 ~ H23. 3. 31	
		山 本 良 男	行政相談委員	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		織 田 明 彦	弁護士	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
石川	○	久 乗 政 勝	前石川県社会保険労務士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H19. 7. 13~H25. 5. 15
		関 戸 秀 次	石川県社会保険労務士会副会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		高 畠 外志雄	北陸税理士会石川県支部連絡協議会金沢支部幹事	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	◎	東 巖	弁護士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 13~H25. 5. 15
		廣 川 茂 義	元小松市役所保険年金課長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		的 場 晴 次	石川県行政書士会副会長	H19. 10. 1 ~ H25. 5. 15	
岐 阜		樫 詰 庄 二	元日本行政書士連合会副会長	H20. 6. 16 ~ H22. 6. 15	
		大 熊 和 子	元瑞浪市収入役室会計課長	H19. 7. 12 ~ H24. 3. 31	
		武 川 利八郎	行政書士	H22. 6. 16 ~ H24. 3. 31	
		平 野 博 史	元岐阜県弁護士会副会長	H20. 6. 16 ~ H24. 3. 31	
		三 浦 敏 博	税理士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		市 原 正 隆	行政相談委員、大学講師	H19. 7. 12 ~ H24. 9. 23	
	○	稲 垣 浩	岐阜県社会保険労務士会副会長	H19. 7. 12 ~ H24. 9. 23	委員長代理： H19. 7. 12~H24. 9. 19
		清 伸 二	税理士	H19. 11. 26 ~ H24. 9. 23	
		古 橋 時 子	岐阜県行政書士会副会長	H20. 6. 16 ~ H24. 9. 23	
		市 川 睦 英	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	◎	浦 田 益 之	元岐阜県弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 12~H25. 5. 15
		小 川 和 彦	岐阜県社会保険労務士会理事	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
		佐々木 辰 雄	税理士	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
		清 水 清 隆	前岐阜県社会保険労務士会副会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	○	鈴 木 雅 雄	元岐阜県弁護士会副会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H24. 9. 20~H25. 5. 15
	寺 本 和佳子	弁護士	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15		
	古 田 さよ子	前岐阜県社会保険労務士会理事	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15		
静 岡	○	望 月 正 敏	元静岡市教育委員会教育部長	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	委員長代理： H19. 7. 12~H21. 7. 11
		川 上 里 見	弁護士	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		竹 川 弘 子	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H24. 3. 31	
		中 畑 美 保	社会保険労務士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		石 割 誠	弁護士	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		杉 本 護	税理士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		鈴 木 紀 子	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		次 廣 達 摩	税理士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		梅 村 直	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		大 橋 正 孝	司法書士	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
	岡 村 雅 裕	前東海税理士会静岡支部副支部長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
静岡		奥山浩行	静岡県行政書士会常任理事	H20.4.1 ~ H25.5.15	
		北村壽一	元静岡県社会保険労務士会副会長	H20.4.1 ~ H25.5.15	
	◎	小林達美	元静岡県弁護士会会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長: H19.7.12~H25.5.15
		櫻井祥代	行政相談委員	H19.11.26 ~ H25.5.15	
		杉村武司	前静岡県社会保険労務士会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	
		諏訪部史人	弁護士	H20.4.11 ~ H25.5.15	
		富田敦夫	税理士	H19.11.26 ~ H25.5.15	
	○	西尾和広	元静岡県弁護士会副会長	H19.11.26 ~ H25.5.15	委員長代理: H21.7.12~H25.5.15
		法月二三夫	税理士	H20.4.11 ~ H25.5.15	
		久松啓子	社会保険労務士	H19.11.26 ~ H25.5.15	
		村田信一	元静岡市教育委員会教育次長	H21.7.12 ~ H25.5.15	
三重	◎	高橋寛	元東京高等検察庁検事	H19.7.12 ~ H21.7.11	委員長: H19.7.12~H21.7.11
	◎	渡辺伸二	元三重弁護士会会長	H20.6.16 ~ H22.6.15	委員長: H21.7.16~H22.6.15
		今村元宣	元東海税理士会理事	H19.7.12 ~ H23.7.11	
		早川忠宏	元三重弁護士会会長	H20.4.1 ~ H24.3.31	
		小岸米子	行政相談委員	H20.6.16 ~ H24.6.15	
	○	芦田紘一	元三重県社会保険労務士会理事	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長代理: H19.7.12~H25.5.15
		雨夜由美	前三重県行政書士会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	
	◎	伊藤誠基	元三重弁護士会会長	H22.6.16 ~ H25.5.15	委員長: H22.6.17~H25.5.15
		岡美子	元津市市民部保険年金課副主幹	H19.11.26 ~ H25.5.15	
		葛山秀子	元三重県社会保険労務士会理事	H21.7.12 ~ H25.5.15	
		北彌壽彦	元三重県伊賀福祉事務所長	H20.6.16 ~ H25.5.15	
		中谷悦子	税理士	H23.7.12 ~ H25.5.15	
		人見克弘	社会保険労務士	H19.7.12 ~ H25.5.15	
		松澤加重子	司法書士	H19.11.26 ~ H25.5.15	
	百北勝	行政相談委員	H19.11.26 ~ H25.5.15		
近畿 (大阪)		石田法子	元大阪弁護士会副会長	H19.7.12 ~ H21.7.11	
		北山孝次	大阪府行政書士会会長	H20.9.24 ~ H21.10.31	
		中井洋恵	弁護士	H20.4.11 ~ H22.4.10	
		中川克己	元大阪弁護士会副会長	H20.4.11 ~ H22.4.10	
		氷室淳一	元大阪司法書士会理事	H20.4.11 ~ H22.4.10	
		田中弘	元大阪府社会保険労務士会常任理事	H20.4.11 ~ H23.6.1	
		天野勝介	元大阪弁護士会副会長	H19.11.26 ~ H23.11.25	
		久米川良子	弁護士	H19.11.26 ~ H23.11.25	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
近畿 (大阪)		岡西豊博	大阪府社会保険労務士会顧問、前大阪府社会保険労務士会会長	H20.1.15 ~ H24.1.14	
		大西健造	大阪府社会保険労務士会会長、行政相談委員	H19.7.12 ~ H24.4.10	
		佛性徳重	弁護士	H19.7.12 ~ H24.4.10	
		矢野政雄	元大阪府行政書士会副会長	H20.9.24 ~ H24.4.10	
		岩崎雅己	弁護士	H22.4.11 ~ H24.4.10	
		植田喜一	元大阪司法書士会会長	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		岡政徳	財団法人田附興風会医学研究所北野病院社会貢献部長、関西経済連合会理事	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		片山久江	弁護士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		香山恭慶	元大阪司法書士会常任理事	H22.4.11 ~ H24.4.10	
		桐山忠士	元大阪司法書士会副会長	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		草尾光一	弁護士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		黒田愛	弁護士	H22.4.11 ~ H24.4.10	
		小亀哲治	弁護士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		小西ふみ子	前大阪府社会保険労務士会副会長	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		小牧美江	大阪司法書士会理事	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		櫻井恵子	司法書士	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		竹本欣司	前大阪府社会保険労務士会常任理事	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		田中義久	前大阪府社会保険労務士会常任理事	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		中林史枝	前大阪府社会保険労務士会常任理事	H20.4.11 ~ H24.4.10	
		坂東公子	大阪府社会保険労務士会理事	H20.4.11 ~ H24.4.10	
	松本啓子	行政相談委員	H20.4.11 ~ H24.4.10		
	渡邊肇	税理士、社会保険労務士	H20.4.11 ~ H24.4.10		
	右原正卓	税理士	H21.4.1 ~ H25.3.31		
	竹内靖夫	元大阪府中央区長	H19.11.26 ~ H26.9.23		
福井	○	八木宏	弁護士	H19.7.12 ~ H21.7.11	委員長代理： H19.7.13~H21.7.11
		木村美妙子	元福井市保険年金課長	H19.7.12 ~ H25.5.15	
	◎	小酒井好信	元福井弁護士会会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長： H19.7.13~H25.5.15
		佐々木智世	税理士	H19.7.12 ~ H25.5.15	
	○	戸嶋哲也	福井県社会保険労務士会副会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長代理： H21.7.15~H25.5.15
	乗竹年尾	元行政相談委員	H19.7.12 ~ H25.5.15		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
滋賀	○	物江和子	前全国社会保険労務士会連合会常任理事	H19.7.12～H21.7.11	委員長代理： H19.7.13～H21.7.11
		中川知博	税理士	H19.11.26～H21.11.25	
		阪口大視	弁護士	H20.6.16～H22.6.15	
		青山茂和	税理士	H21.11.26～H23.11.25	
		羽座岡広宣	元滋賀弁護士会会長	H19.11.26～H23.11.25	
		十二里守	行政相談委員	H19.7.12～H24.6.15	
		後藤康幸	滋賀県社会保険労務士会副会長	H20.6.16～H24.6.15	
		藤川悦子	税理士	H20.6.16～H24.6.15	
		松本則夫	弁護士	H22.6.16～H24.6.15	
		横江孚彦	司法書士	H20.6.16～H24.6.15	
	◎	岩崎敏郎	弁護士	H19.7.12～H25.5.15	委員長： H19.7.13～H25.5.15
		川辺恵子	税理士	H19.7.12～H25.5.15	
	○	中岡研二	滋賀県社会保険労務士会会長	H19.11.26～H25.5.15	委員長代理： H21.7.14～H25.5.15
		古田司	前滋賀県社会保険労務士会副会長	H21.7.12～H25.5.15	
	盛武隆	滋賀県行政書士会会長	H19.7.12～H25.5.15		
京都		田中照敏	京都府社会保険労務士会副会長	H19.7.12～H21.7.11	
		長澤正範	元京都弁護士会副会長	H20.4.11～H22.4.10	
		藤本純也	税理士	H20.4.11～H22.4.10	
		赤井勝治	弁護士	H19.7.12～H23.7.11	
		前野芳子	公認会計士	H19.7.12～H23.7.11	
		海沼芳晴	税理士	H19.11.26～H23.11.25	
		小林一郎	京都府社会保険労務士会副会長	H20.4.11～H24.4.10	
	○	寺田武彦	元京都弁護士会会長	H20.4.11～H24.4.10	委員長代理： H20.4.11～H24.4.10
		松浦多江子	近畿税理士会上京支部副支部長	H20.4.11～H24.4.10	
		森澤康光	京都府社会保険労務士会常任理事	H20.4.11～H24.4.10	
		石側亮太	弁護士	H20.4.11～H25.5.15	
		井村丈夫	京都府社会保険労務士会副会長	H19.11.26～H25.5.15	
		岩本昌信	行政書士	H19.11.26～H25.5.15	
		香川恭子	税理士	H19.7.12～H25.5.15	
		加藤羨一	税理士	H22.4.11～H25.5.15	
		川村暢生	弁護士	H20.4.11～H25.5.15	
	○	日下部和弘	元京都弁護士会副会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.13～H25.5.15
	佐竹康男	京都府社会保険労務士会常任理事	H20.4.11～H25.5.15		
	佐藤邦友	元京都弁護士会副会長	H19.11.26～H25.5.15		
	澤田孝	元京都弁護士会副会長	H19.11.26～H25.5.15		
	清水谷善海	行政相談委員	H19.7.12～H25.5.15		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
京 都		下坂 高 弘	弁護士	H22. 4. 11 ~ H25. 5. 15	
		仙波 啓 孝	弁護士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		内藤 信 之	京都府社会保険労務士会 会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		中村 幸 弘	京都府社会保険労務士会 副会長	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		林 伸 三郎	元日本税理士会連合会評 議員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		前田 裕 子	京都府社会保険労務士会 副会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	◎	松浦 正 弘	元京都弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 13~H25. 5. 15
兵 庫		中尾 英 夫	弁護士	H19. 11. 26 ~ H20. 1. 15	
		込山 敏 昭	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H21. 3. 31	
		吉岡 勝 男	社会保険労務士	H20. 4. 11 ~ H21. 3. 17	
		安藤 猪平次	弁護士	H19. 11. 26 ~ H21. 7. 11	
		安原 武 志	税理士	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	
		中野 利 宏	税理士	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		橋本 恭 典	税理士	H21. 7. 12 ~ H23. 7. 11	
		坂東 洋太郎	税理士	H19. 11. 26 ~ H23. 11. 25	
		古澤 克 彦	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H24. 4. 10	
		森田 隆 志	税理士	H20. 1. 15 ~ H24. 4. 10	
		亀岡 幹 雄	元裁判官	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		坂下 雅 一	税理士	H22. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		鳥飼 英 助	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		南木 二 郎	税理士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		福井 隆	社会保険労務士	H21. 6. 1 ~ H24. 4. 10	
		藤田 耕 二	社会保険労務士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		藤田 晃 三	税理士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		前田 貢	弁護士	H20. 4. 11 ~ H24. 4. 10	
		石原 利 男	社会保険労務士	H21. 6. 1 ~ H25. 5. 15	
		大川原 紀 子	社会保険労務士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		緒方 博 文	税理士	H23. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	◎	笠井 昇	弁護士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 12~H25. 5. 15
	○	小越 芳 保	弁護士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H19. 7. 12~H25. 5. 15
		武田 雄 三	弁護士	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		田中 やす子	元姫路市市民活動部長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		田原 徹 典	年金委員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		出口 侑 宏	社会保険労務士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	中尾 健	税理士	H23. 7. 12 ~ H25. 5. 15		
	橋本 忠 明	年金委員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15		
	樋口 典 明	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
兵庫		平田 隆夫	前神戸市健康保険組合常務理事	H19.7.12 ~ H25.5.15	
		宮村 文隆	行政相談委員	H19.7.12 ~ H25.5.15	
奈良		谷野 芳枝	税理士	H19.7.12 ~ H21.7.11	
		須賀 泰弘	奈良県社会保険労務士会副会長	H19.11.26 ~ H21.11.25	
		平櫛 恵美子	元奈良県行政書士会副会長	H20.6.16 ~ H22.6.15	
		原 孝	奈良県行政書士会相談役	H22.6.16 ~ H23.11.1	
		下村 敏博	元奈良弁護士会会長	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		武野 勝文	税理士	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		千阪 直比古	前奈良県社会保険労務士会副会長	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		景山 良一	税理士	H19.7.12 ~ H25.5.15	
	◎	北岡 秀晃	元奈良弁護士会会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長： H19.7.13~H25.5.15
		腰岡 實	行政相談委員	H19.7.12 ~ H25.5.15	
		中井 智恵子	元奈良市経済部参事	H19.7.12 ~ H25.5.15	
		中川 和男	元奈良弁護士会会長	H19.11.26 ~ H25.5.15	
		野村 晶子	税理士	H21.7.12 ~ H25.5.15	
		服部 永次	奈良県社会保険労務士会会長	H21.11.26 ~ H25.5.15	
○	森村 和枝	前奈良県社会保険労務士会会長	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長代理： H19.7.13~H25.5.15	
和歌山		江川 行哉	行政相談委員	H20.6.16 ~ H21.1.6	
		馬場 啓二	元行政相談委員	H19.7.12 ~ H21.7.11	
		富山 信彦	元和歌山弁護士会副会長	H20.6.16 ~ H22.3.31	
		中 弘	元日本司法書士会連合会副会長	H19.7.12 ~ H22.3.31	
		石倉 誠也	元和歌山弁護士会副会長	H22.4.1 ~ H24.6.15	
		鵜島 幸夫	税理士	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		上代 克彦	元和歌山県社会保険労務士会副会長	H20.6.16 ~ H24.6.15	
		泉谷 恭史	元和歌山弁護士会副会長	H19.11.26 ~ H25.5.15	
		岩井 信彦	元和歌山県社会保険労務士会副会長	H21.7.12 ~ H25.5.15	
		篠 功	社会保険労務士	H19.11.26 ~ H25.5.15	
	◎	田中 繁夫	元日本弁護士連合会常務理事	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長： H19.7.12~H25.5.15
		津田 幸	元行政相談委員	H19.11.26 ~ H25.5.15	
	○	的場 良三	元全国社会保険労務士会連合会常任理事	H19.7.12 ~ H25.5.15	委員長代理： H19.7.12~H25.5.15
	水城 実	税理士	H19.7.12 ~ H25.5.15		
中国(広島)		大野 俊浩	元広島市安芸区役所保険年金課長	H19.7.12 ~ H20.3.31	
	◎	立岩 弘	弁護士	H19.7.12 ~ H23.7.11	委員長： H19.7.12~H23.7.11
鳥取		平木 智恵子	行政相談委員	H19.7.12 ~ H20.3.31	
		塩田 仁子	前株式会社コタニ取締役専務	H20.4.1 ~ H25.5.15	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
鳥取	○	松井幹雄	税理士	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.13～H25.5.15
	◎	松本光寿	元日本弁護士連合会副会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長： H19.7.13～H25.5.15
		山田晴夫	鳥取県社会保険労務士会副会長	H19.7.12～H25.5.15	
		渡辺勘治郎	元鳥取市福祉部次長	H19.7.12～H25.5.15	
島根		原田伴子	元出雲市総務部長	H19.11.26～H23.11.25	
		池田良夫	税理士	H19.11.26～H25.5.15	
		板垣文江	社会保険労務士	H19.11.26～H25.5.15	
		井上晴夫	弁護士	H19.11.26～H25.5.15	
	○	金森允美	税理士	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.12～H25.5.15
	◎	岸田和俊	弁護士	H19.7.12～H25.5.15	委員長： H19.7.12～H25.5.15
		佐々木和子	元松江市市民課長、行政相談委員	H19.7.12～H25.5.15	
		高尾正治	行政相談委員	H19.7.12～H25.5.15	
	常松みどり	社会保険労務士	H19.7.12～H25.5.15		
岡山		種田和英	弁護士	H19.11.26～H21.11.25	
		関康雄	弁護士	H20.4.1～H23.11.25	
		石原十三子	税理士	H20.4.1～H24.3.31	
		浦上晴顯	元岡山県社会保険労務士会理事	H20.4.1～H24.3.31	
		岡喜久雄	社会保険労務士	H20.4.1～H24.3.31	
		小串典介	弁護士	H20.4.1～H24.3.31	
		近藤洋士	元岡山市市民局市民サービス部長	H20.4.1～H24.3.31	
		平松清志	元中国税理士会岡山県支部連合会副会長	H20.4.1～H24.3.31	
		森千春	岡山県行政書士会理事	H20.4.1～H24.3.31	
		江原和之	行政相談委員	H19.7.12～H25.5.15	
	○	奥田稔	元岡山県社会保険労務士会会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長代理： H19.7.13～H25.5.15
		桑原一	中国税理士会理事・公益活動対策部部長	H19.7.12～H25.5.15	
		小寺立名	弁護士	H21.11.26～H25.5.15	
		近藤雅文	行政相談委員	H19.11.26～H25.5.15	
		笹井義郎	元岡山県社会保険労務士会副会長	H19.11.26～H25.5.15	
	◎	林俊夫	弁護士	H19.7.12～H25.5.15	委員長： H19.7.13～H25.5.15
	藤井映子	岡山県社会保険委員会連合会理事	H19.7.12～H25.5.15		
山口		川崎潔	山口県社会保険労務士会副会長	H19.11.26～H22.3.31	
	○	清水茂美	元山口県弁護士会会長	H19.7.12～H22.3.31	委員長代理： H19.7.13～H22.3.31
		田中敏之	行政相談委員	H19.7.12～H22.3.31	
		大賀治代	元萩市住民課長	H19.7.12～H22.7.17	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
山口		小田 優子	元阿武町役場宇田郷支所 長補佐	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
	○	津田 賛平	弁護士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	委員長代理： H22. 4. 1~H24. 3. 31
		林 克好	税理士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		品川 稀郎	山口県社会保険労務士会 理事	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		高村 七男	弁護士	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		藤井 保夫	元山口市経済部長	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		山内 利明	税理士	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		桑原 望	山口県社会保険労務士会 会長	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
		長岡 文江	元下関市役所豊浦総合支 所市民課課長補佐	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	○	永田 信明	元山口県弁護士会会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H24. 4. 1~H25. 5. 15
		正木 圭子	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
◎	村田 拓代	元全国社会保険労務士会 連合会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 13~H25. 5. 15	
四国 (香川)		大前 香	四国税理士会香川県支部 連合会会長	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	
		高嶋 英之	香川県司法書士会相談役	H20. 6. 16 ~ H23. 7. 11	
	◎	吉田 正己	元香川県弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H23. 7. 11	委員長： H19. 7. 17~H23. 7. 11
	○	武田 安紀彦	元日本弁護士連合会副会 長	H19. 11. 26 ~ H23. 11. 25	委員長代理： H21. 7. 22~H23. 11. 25
		常谷 薫	香川県社会保険労務士会 副会長	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		西井 榮一	行政相談委員	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
	○	松本 修二	元日本弁護士連合会副会 長	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	委員長代理： H23. 7. 13~H24. 6. 15
	○	植木 修一	弁護士	H23. 7. 12 ~ H25. 7. 11	委員長代理： H24. 6. 27~H25. 7. 11
		間島 康博	元高松市市民部長	H19. 7. 12 ~ H25. 7. 11	
	新藤 勝利	元香川県司法書士会副会 長	H23. 7. 12 ~ H25. 11. 25		
徳島		杉 秀夫	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H20. 7. 17	
	◎	高田 憲一	元徳島弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	委員長： H19. 7. 12~H21. 7. 11
		松尾 正一	四国税理士会徳島県支部 連合会会長	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	
	◎	枝川 哲	元徳島弁護士会会長	H19. 11. 26 ~ H21. 11. 25	委員長： H21. 7. 15~H21. 11. 25
	◎	津川 博昭	元徳島弁護士会会長	H21. 7. 12 ~ H23. 7. 11	委員長： H21. 12. 2~H23. 7. 11
	◎	井内 秀典	元徳島弁護士会会長	H21. 11. 26 ~ H23. 11. 25	委員長： H23. 7. 13~H23. 11. 25
	○	佐野 美佐子	徳島県社会保険労務士会 会長	H19. 7. 12 ~ H24. 7. 17	委員長代理： H19. 7. 12~H24. 7. 17
	竹原 大輔	徳島弁護士会会長	H23. 11. 26 ~ H24. 7. 17		

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
徳島		泉 隆 治	行政相談委員	H20. 7. 18 ~ H25. 5. 15	
		坂 本 浩 章	元徳島市第二助役	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		新 見 和 男	前四国税理士会登録調査 委員長	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		八 幡 甫	元徳島市総務部長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	◎	吉 成 務	元徳島弁護士会会長	H23. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長: H23. 12. 7~H25. 5. 15
	○	米 澤 和 美	徳島県社会保険労務士会 副会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H24. 7. 25~H25. 5. 15
愛媛	○	宇都宮 嘉 忠	元愛媛弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H20. 3. 31	委員長代理: H19. 7. 12~H20. 3. 31
		森 孝 三	四国税理士会副会長	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	
	◎	仲 渡 衛	弁護士	H19. 7. 12 ~ H24. 1. 16	委員長: H19. 7. 12~H24. 1. 16
		浜 崎 友 二	四国税理士会常務理事	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		三 神 弘 平	元松山市公衆衛生課長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		横 本 恭 弘	社会保険労務士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		上 田 恭 子	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		竹 内 巖	元松山市企画財政部長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		田 坂 信 雄	元愛媛県社会保険労務士 会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		土 居 修 二	愛媛県社会保険労務士会 会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	○ ◎	真 木 啓 明	元愛媛弁護士会会長	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H20. 4. 1~H24. 2. 6 委員長: H24. 2. 7~H25. 5. 15
	○	山 崎 宏	弁護士	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H24. 2. 7~H25. 5. 15
	山 本 貞 夫	元松山市小野支所次長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15		
高知	○	森 木 將 雄	四国税理士会高知県支部 連合会会長	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	委員長代理: H19. 7. 13~H21. 7. 11
		岩 井 利 彦	高知県社会保険委員会連 合会会長	H19. 7. 12 ~ H22. 3. 31	
		松 岡 章 雄	元高知弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H24. 3. 31	
		南 正	元高知弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H24. 3. 31	
		岩 尾 研 介	元高知弁護士会副会長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		横 田 隆 雄	高知県社会保険労務士会 副会長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
	○	長 崎 英 弘	高知県金融広報委員会金 融広報アドバイザー	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H21. 7. 15~H25. 5. 15
		中 島 敏 彦	高知県社会保険委員会連 合会会長	H22. 4. 1 ~ H25. 5. 15	
	◎	橋 本 充 好	高知県社会保険労務士会 会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長: H19. 7. 13~H25. 5. 15
		南 九 壽 彦	元四国税理士会高知県支 部連合会会長	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
九州 (福岡)		市 丸 信 敏	元福岡県弁護士会副会長	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	
		高 橋 隆	弁護士	H20. 4. 11 ~ H22. 4. 10	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
九州 (福岡)		山本紀夫	元福岡県弁護士会副会長	H20.4.11～H22.4.10	
		岡崎晃	行政相談委員	H19.7.12～H23.3.31	
		牟田哲朗	元福岡県弁護士会副会長	H20.4.11～H23.3.31	
		板井謙次	福岡県社会保険労務士会常任理事	H20.4.11～H24.4.10	
		北原勉	福岡県社会保険労務士会常任理事	H20.4.11～H24.4.10	
		佐藤至	元福岡県弁護士会副会長	H22.4.11～H24.4.10	
		武部道孝	九州北部税理士会常務理事	H20.4.11～H24.4.10	
		野上隆三	元福岡県社会保険労務士会副会長	H20.4.11～H24.4.10	
		半田裕一	福岡県社会保険労務士会理事	H20.4.11～H24.4.10	
		村井正昭	元福岡県弁護士会副会長	H22.4.11～H24.4.10	
		村山博俊	弁護士	H22.4.11～H24.4.10	
		吉椿信太郎	九州北部税理士会専務理事	H20.4.11～H24.4.10	
		野田武輝	九州北部税理士会相談役	H19.11.26～H25.11.25	
佐賀	○	市丸基	元佐賀県社会保険労務士会副会長	H19.7.12～H22.3.31	委員長代理： H19.7.13～H22.3.31
		蜂谷尚久	元佐賀県弁護士会会長	H20.6.16～H24.3.31	
		石丸新	九州北部税理士会相談役	H19.7.12～H25.5.15	
	○	河西龍太郎	元九州弁護士会連合会理事 会長	H19.11.26～H25.5.15	委員長代理： H22.4.14～H25.5.15
		倉谷勝英	元脊振村助役、行政相談委員	H20.6.16～H25.5.15	
		古藤浩	元行政相談委員、元佐賀県出納長	H19.7.12～H25.5.15	
		柴田藤男	元多久市総務部長	H19.11.26～H25.5.15	
		田中進	九州北部税理士会相談役	H20.6.16～H25.5.15	
		西山滋朗	前佐賀県社会保険労務士会専務理事	H20.6.16～H25.5.15	
		野田喜昭	元佐賀市総務部長、交通局長	H19.7.12～H25.5.15	
		林五郎	前佐賀県社会保険労務士会会長	H19.11.26～H25.5.15	
	◎	本多俊之	元佐賀県弁護士会会長	H19.7.12～H25.5.15	委員長： H19.7.13～H25.5.15
長崎	◎	佐藤研二	前長崎県社会保険労務士会副会長	H19.7.12～H22.3.31	委員長： H19.7.13～H21.7.11
		塩飽志郎	元長崎県弁護士会会長	H19.11.26～H21.11.25	
		松尾躬	前長崎県行政書士会副会長	H20.4.1～H22.3.31	
		浦川一孝	長崎県司法書士会会長	H20.4.1～H24.3.31	
		近藤正敏	九州北部税理士会長崎支部長	H20.4.1～H24.3.31	
		中島政博	長崎県社会保険労務士会副会長	H20.4.1～H24.3.31	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
長崎		迫 光 夫	弁護士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		村 田 久 雄	前長崎県社会保険労務士会専務理事	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		脇 坂 俊 博	前九州北部税理士会会長崎支部副支部長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		池 田 國 廣	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	◎	伊 東 讓 二	長崎県弁護士会監事	H20. 4. 1 ~ H25. 5. 15	委員長： H21. 7. 13~H25. 5. 15
		谷 向 利 幸	元九州北部税理士会理事	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		松 本 信 幸	九州北部税理士会理事	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		溝 口 健 司	元長崎市市民生活部次長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		森 優 伸	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	○	山 口 裕 介	弁護士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H19. 7. 12~H25. 5. 15
熊本		藏 原 維 範	熊本行政相談委員協議会会長	H19. 7. 12 ~ H22. 9. 23	
		川 村 範 男	税理士	H19. 11. 26 ~ H24. 6. 15	
		那 須 礼 子	行政相談委員	H23. 6. 1 ~ H24. 6. 15	
		原 啓 章	前熊本県弁護士会副会長	H19. 11. 26 ~ H24. 6. 15	
	○	伊 東 毅	元熊本県社会保険労務士会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H19. 7. 12~H25. 5. 15
	◎	衛 藤 二 男	熊本県弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 12~H25. 5. 15
		富 田 英 二	元熊本市健康福祉局次長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		前 田 徹	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		松 田 哲 也	社会保険労務士	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
大分	○	野 田 敏 伸	前大分県社会保険労務士会会長	H19. 7. 12 ~ H23. 7. 11	委員長代理： H19. 7. 13~H23. 7. 11
		久米野 妙 子	大分県社会保険委員会連合会理事	H19. 11. 26 ~ H24. 3. 31	
		千 葉 勝 也	大分県社会保険労務士会副会長	H23. 7. 12 ~ H24. 3. 31	
		村 岡 正 文	元大分県行政書士会副会長	H19. 11. 26 ~ H24. 3. 31	
		安 部 信 孝	元大分市市民部長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		古 田 邦 夫	元大分県弁護士会会長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		良 藤 英 幸	前大分県社会保険労務士会副会長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		渡 邊 利 親	税理士	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		井 上 太香美	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		井 上 泰 行	元別府市生活環境部長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	◎	岩 崎 哲 朗	元大分県弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長： H19. 7. 13~H25. 5. 15
		中 山 敬 三	元大分県弁護士会会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	○	森 昭 人	税理士	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理： H19. 7. 13~H25. 5. 15
宮崎		大 崎 渙 司	前全国社会保険労務士会連合会副会長	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	委員長代理： H19. 7. 13~H21. 7. 11
		鳥 谷 益 己	行政相談委員	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	

委員会名	役職	氏名	肩書	在任期間	備考
宮崎	◎	橋口 律 男	弁護士	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	委員長: H19. 7. 13~H21. 7. 11
		土 持 望	前南九州税理士会税務支 援対策副部長	H20. 6. 16 ~ H22. 6. 15	
		小 倉 文 雄	元宮崎市福祉部長	H19. 7. 12 ~ H24. 6. 15	
	◎	郷 俊 介	弁護士	H20. 1. 15 ~ H24. 6. 15	委員長: H21. 7. 14~H24. 6. 14
		村 田 智 子	行政相談委員	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		川 越 照 彦	税理士	H20. 1. 15 ~ H25. 5. 15	
	◎	黒 木 昭 秀	弁護士	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H21. 7. 14~H24. 6. 14 委員長: H24. 6. 20~H25. 5. 15
		遠 山 喜一郎	南九州税理士会常務理事 制度部長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		中 西 永二郎	宮崎県社会保険労務士会 副会長	H20. 6. 16 ~ H25. 5. 15	
	○	藤 原 昭 公	宮崎県社会保険労務士会 会長	H20. 1. 15 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H24. 6. 20~H25. 5. 15
鹿児島		柿 内 弘一郎	行政相談委員、弁護士	H19. 7. 12 ~ H21. 7. 11	
		橋 口 矩 雄	行政相談委員	H20. 4. 1 ~ H22. 3. 31	
		新 西 洋 一	元鹿児島市公平委員会事 務局長	H19. 7. 12 ~ H23. 11. 25	
		橋 口 和 博	前南九州税理士会紛議調 停委員会副委員長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		福 永 千鶴子	行政相談委員	H22. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		山 崎 智 健	鹿児島県社会保険労務士 会副会長	H20. 4. 1 ~ H24. 3. 31	
		牛ノ濱 健 作	弁護士	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
		上 川 清	弁護士	H20. 6. 16 ~ H24. 6. 15	
	○	江 口 喜 剛	元鹿児島県社会保険労務 士会副会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長代理: H19. 7. 13~H25. 5. 15
		上久木田 尋美	元鹿児島県社会保険労務 士会会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
	◎	蔵 元 淳	元鹿児島県弁護士会会長	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	委員長: H19. 7. 13~H25. 5. 15
		黒 沢 佐和美	弁護士	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15	
		田 中 勝 男	南九州税理士会鹿児島県 連合会監事	H19. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
		餅 原 正 徳	行政相談委員	H21. 7. 12 ~ H25. 5. 15	
	横 山 誠 二	元鹿児島県社会保険労務 士会会長	H19. 11. 26 ~ H25. 5. 15		
沖縄	◎	与世田 兼 稔	弁護士	H19. 7. 12 ~ H23. 3. 31	委員長: H19. 7. 17~H23. 3. 31
	○	八 幡 繁 信	税理士	H19. 7. 12 ~ H23. 7. 11	委員長代理: H19. 7. 17~H23. 7. 11

- (注) 1 上記名簿は、平成27年3月31日までに退任された委員を掲載している。
2 「◎」は委員長、「○」は委員長代理に就任していたことを表す。
3 肩書は、各委員の退任時点のもの。
4 任期満了による退任又は辞職による退任年月日の順に掲載している。

6 年金記録確認地方第三者委員会 歴代委員長及び事務室長一覧

北海道

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
小田 勝	H19.7.12~H27.6.30 (H19.7.17~H27.6.30)	友利 誠 鈴木 賢二 山下 公明 杉林 聖 藤井 啓造	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H21.7.14 H21.7.14~H23.7.14 H23.7.14~H25.7.16 H25.7.16~H27.7.1

函館

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
山崎 英二	H19.7.12~H25.5.15 (H19.7.13~H25.5.15)	吉田 善一 稲川 吉一 小池 敦郎 梅津 重幸 片山 誠 垂石 幸治	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H22.4.1 H22.4.1~H23.7.1 H23.7.1~H24.3.31 H24.4.1~H25.3.31 H25.4.1~H25.5.15

旭川

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
金 昌 宏	H19.7.12~H25.5.15 (H19.7.12~H25.5.15)	中 昌 寛 司 後 藤 敏 克 五井野 兼 之 越 野 功 一	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H22.4.1 H22.4.1~H24.4.1 H24.4.1~H25.5.15

釧路

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
小笠原 寛 小野塚 聡	H19.7.12~H21.7.11 (H19.7.12~H21.7.11) H21.7.12~H25.5.15 (H21.7.16~H25.5.15)	垂石 幸治 原 敬仁 山田 昇 片山 誠 竹内 優礼	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H21.4.1 H21.4.1~H23.7.1 H23.7.1~H24.4.1 H24.4.1~H25.5.15

東北(宮城)

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
坂本 光右 穴澤 成巳	H19.7.12~H27.5.15 (H19.7.12~H23.7.11) H19.11.26~H27.6.30 (H23.7.13~H27.6.30)	佐藤 武男 大野 廣志 森田 正樹 小山 孝治 山家 孝義 菅原 健行 落合 純 山家 義行 浜東 一彦 後藤 宏	H19.7.12~H19.12.1 H19.12.1~H20.4.1 H20.4.1~H21.4.1 H21.4.1~H21.7.14 H21.7.14~H21.7.17 H21.7.17~H22.4.1 H22.4.1~H23.7.1 H23.7.1~H25.4.1 H25.4.1~H27.4.1 H27.4.1~H27.7.1

青森

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
竹本 真紀	H19.7.12~H25.5.15 (H19.7.13~H25.5.15)	工藤 尚彦 大野 廣志 鈴木 康弘 小池 敦郎 野呂 義樹	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H22.3.31 H22.4.1~H23.7.1 H23.7.1~H25.4.1 H25.4.1~H25.5.15

岩手

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
菅原 瞳	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	佐々木 俊郎 小沼 孝則 佐藤 武男 鈴木 康弘 青木 厚夫	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H23. 6. 30 H23. 7. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

秋田

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
虻川 高範	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	宮嶋 義之 佐藤 司敏 高野 和敏 櫻井 吉一 稲川 兼一 五井野 之 佐々木 亨	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 7. 1 H23. 7. 1～H24. 4. 1 H24. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

山形

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
設楽 作巳	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	赤坂 仁平 大塚 喜清 齋藤 義行 山家 慎弥 高橋 一彦 白浜 一彦	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H23. 7. 1 H23. 7. 1～H24. 8. 27 H24. 8. 27～H25. 5. 15

福島

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
安斎 利昭 鈴木 健夫	H19. 7. 12～H23. 7. 11 (H19. 7. 12～H23. 7. 11) H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H23. 7. 12～H25. 5. 15)	齋藤 清 高崎 清 大塚 喜平 高野 和敏 林 雄作 白金 久生	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H23. 6. 30 H23. 7. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

関東(埼玉)

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
池澤 幸一	H19. 7. 12～H27. 6. 30 (H19. 7. 12～H27. 6. 30)	佐藤 昌治 菅 宜紀 茂垣 栄一 熊埜御堂 武敬 角田 祐一	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H20. 7. 4 H20. 7. 4～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H26. 7. 22 H26. 7. 22～H27. 7. 1

茨城

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
杉下 弘之	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	篠原 健司 川口 平 板垣 元 白金 久生 井坂 利記	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

栃木

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
渡辺 力 高橋 信正	H19. 7. 12～H21. 3. 31 (H19. 7. 12～H21. 3. 31) H19. 11. 26～H25. 5. 15 (H21. 4. 8～H25. 5. 15)	椎 名 郁 夫 折 山 芳 夫 大ヶ島 照 夫 駒 崎 勝 櫻 井 豊 羽 賀 満 雄	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H23. 7. 1 H23. 7. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

群馬

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
飯塚 理 市場 和政	H19. 7. 12～H23. 7. 11 (H19. 7. 13～H23. 7. 11) H23. 7. 12～H25. 5. 15 (H23. 7. 12～H25. 5. 15)	並 木 豊 平 山 静 雄 川 口 平 野 呂 義 樹 根 津 正	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

千葉

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
福嶋 登 高橋 馨	H19. 7. 12～H24. 4. 10 (H19. 7. 12～H24. 4. 10) H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H24. 4. 11～H25. 5. 15)	見 田 正 雄 秋 山 繁 安 田 修 一 川 口 平 和 田 浩 樹 (地方事務室長) 和 田 浩 樹 太 田 卓 夫	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15 H25. 5. 16～H26. 3. 31 H26. 4. 1～H27. 7. 1

東京

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
富田 秀実	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	折 山 芳 夫 茂 垣 栄 一 庄 司 賢 一 丸 山 論 小 園 秀 樹 犬 伏 守 榎 本 泰 士 梶 原 正 房 (地方事務室長) 梶 原 正 房 田名邊 賢 治 羽 室 雅 文	H19. 7. 12～H19. 12. 1 H19. 12. 1～H20. 7. 4 H20. 7. 4～H21. 7. 14 H21. 7. 14～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H24. 3. 31 H24. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15 H25. 5. 16～H26. 3. 31 H26. 4. 1～H27. 4. 1 H27. 4. 1～H27. 7. 1

神奈川

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
鈴木 繁次	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	和 田 浩 樹 千 住 透 小 川 正 博 犬 伏 守 岩 田 博 羽 室 雅 文 (地方事務室長) 羽 室 雅 文 林 雄 作	H19. 7. 12～H20. 3. 31 H20. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15 H25. 5. 16～H27. 4. 1 H27. 4. 1～H27. 7. 1

新潟

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
伊津良治	H19.7.12~H25.5.15 (H19.7.12~H25.5.15)	阿藤英行 桜井今朝利 熊野知哲 大ヶ島照夫	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H22.3.31 H22.4.1~H23.3.31 H23.4.1~H25.5.15

山梨

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
中込博	H19.7.12~H25.5.15 (H19.7.12~H25.5.15)	中野充人 高野和敏 梶原正房 太田卓夫 澤村民哉	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H21.4.1 H21.4.1~H23.4.1 H23.4.1~H25.4.1 H25.4.1~H25.5.15

長野

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
武田芳彦	H19.7.12~H25.5.15 (H19.7.13~H25.5.15)	山田真一 田中俊夫 折山芳治 佐藤昌治 山崎久雄 藤井賢二	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H22.3.31 H22.4.1~H24.3.31 H24.4.1~H25.3.31 H25.4.1~H25.5.15

中部(愛知)

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
山田博	H19.7.12~H27.6.30 (H19.7.13~H27.6.30)	岩城栄一 中村浩樹 伊藤正誠 友利好史 岡本和久 内藤久薫 畑佐	H19.7.12~H20.3.31 H20.4.1~H22.4.1 H22.4.1~H23.3.31 H23.4.1~H24.4.1 H24.4.1~H25.3.31 H25.4.1~H26.12.1 H26.12.1~H27.7.1

富山

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
大坪健	H19.7.12~H25.5.15 (H19.7.12~H25.5.15)	宮腰昭治 国友啓治 横田信男 日比野均 四十川修 三宅浩二	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H21.3.31 H21.4.1~H22.4.1 H22.4.1~H23.3.31 H23.4.1~H25.3.31 H25.4.1~H25.5.15

石川

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
東巖	H19.7.12~H25.5.15 (H19.7.13~H25.5.15)	中田公巳 神谷泰徳 小園秀樹 菅沼史典 渡邊和重	H19.7.12~H20.4.1 H20.4.1~H21.1.1 H21.1.1~H22.4.1 H22.4.1~H24.4.1 H24.4.1~H25.5.15

岐阜

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
浦田 益之	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 12～H25. 5. 15)	武内 秀男 大野 隆 清水 智之 中島 政幸 梅田 欽也 小池 敦郎	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

静岡

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
小林 達美	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 12～H25. 5. 15)	船戸 英嗣 伊藤 正樹 平山 静雄 松尾 和彦 原 敬仁	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

三重

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
高橋 寛 渡辺 伸二 伊藤 誠基	H19. 7. 12～H21. 7. 11 (H19. 7. 12～H21. 7. 11) H20. 6. 16～H22. 6. 15 (H21. 7. 16～H22. 6. 15) H22. 6. 16～H25. 5. 15 (H22. 6. 17～H25. 5. 15)	堀部 真治 友利 誠 横田 信男 金沢 郁 畑 佐薫	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

近畿 (大阪)

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
川口 富男	H19. 7. 12～H27. 6. 30 (H19. 7. 12～H27. 6. 30)	藤里 伸男 中村 俊幸 桜沢 保一 溝口 賢一 乳井 圭介 鈴木 秀和 角田 祐一 吉富 淳 内藤 和久	H19. 7. 12～H20. 2. 1 H20. 2. 1～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H26. 7. 22 H26. 7. 22～H26. 12. 1 H26. 12. 1～H27. 7. 1

福井

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
小酒井 好信	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	久保 正之 鈴木 秀和 原 敬仁 澤田 稔	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H24. 4. 1 H24. 4. 1～H25. 5. 16

滋賀

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
岩崎 敏郎	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	藤井 史郎 浅野 雄三 鹿子 照孝 出野 孝志 藤里 伸男 溝口 幸男	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H24. 3. 31 H24. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

京都

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
松 浦 正 弘	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	大 野 喜久夫 丸 山 諭 岩 田 一彦 田名邊 賢治 角 田 祐一 鈴 木 秀 和	H19. 7. 12～H20. 3. 31 H20. 4. 1～H21. 7. 14 H21. 7. 14～H22. 8. 10 H22. 8. 10～H23. 7. 22 H23. 7. 22～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

兵庫

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
笠 井 昇	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 12～H25. 5. 15)	北 村 佐千雄 川 崎 仁 成 森 田 正 樹 干 田 重二郎 乳 井 圭 介 林 雄 作	H19. 7. 12～H20. 3. 31 H20. 4. 1～H21. 3. 31 H21. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

奈良

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
北 岡 秀 晃	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	森 田 康 司 戸 田 進 鈴 木 秀 和 中 村 俊 幸 原 敬 仁 和 氣 淑 郎	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H24. 3. 31 H24. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

和歌山

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
田 中 繁 夫	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	平 原 洋 一 鹿 子 照 孝 出 野 孝 志 中 村 俊 幸 和 氣 淑 郎 中 山 功	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 4. 1 H23. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

中国（広島）

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
立 岩 弘 高 面 治 美	H19. 7. 12～H23. 7. 11 (H19. 7. 12～H23. 7. 11) H19. 11. 26～H27. 6. 30 (H23. 7. 13～H27. 6. 30)	佐々木 護 干 田 重二郎 高 橋 潤 一 高 安 田 修 一 神 谷 泰 徳 高 橋 慎 弥	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H24. 3. 31 H24. 4. 1～H26. 4. 1 H26. 4. 1～H27. 7. 1

鳥取

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
松 本 光 寿	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	松 浦 弘 年 梶 原 正 房 山 瀬 徹 夫 佐々木 護 矢 野 耕 三	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H24. 3. 31 H24. 4. 1～H25. 5. 15

島根

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
岸 田 和 俊	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 12～H25. 5. 15)	釜野 昇 板垣 元 松木 義 武田 敏 山田 昌 谷口 博	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H24. 4. 1 H24. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

岡山

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
林 俊 夫	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	元田 龍 次 高橋 潤 一 松本 義 幸 金津 一 男 吉富 淳 武田 敏 彦	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H24. 3. 31 H24. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

山口

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
村 田 拓 代	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	河元 猛 正宗 武 彦 山瀬 徹 夫 西川 茂 藤井 昭 彦	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

四国 (香川)

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
吉 田 正 己 大 谷 義 雄	H19. 7. 12～H23. 7. 11 (H19. 7. 17～H23. 7. 11) H19. 7. 12～H27. 6. 30 (H23. 7. 13～H27. 6. 30)	中村 敏 孝 浅野 雄 三 濱田 稔 博 阿部 元 博 茂垣 栄 一 和田 浩 樹 山田 昌 二 上村 司	H19. 7. 12～H19. 9. 1 H19. 9. 1～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H23. 3. 31 H23. 4. 1～H23. 7. 1 H23. 7. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H26. 4. 1 H26. 4. 1～H27. 7. 1

徳島

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
高 田 憲 一 枝 川 哲 津 川 博 昭 井 内 秀 典 吉 成 務	H19. 7. 12～H21. 7. 11 (H19. 7. 12～H21. 7. 11) H19. 11. 26～H21. 11. 25 (H21. 7. 15～H21. 11. 25) H21. 7. 12～H23. 7. 11 (H21. 12. 2～H23. 7. 11) H21. 11. 26～H23. 11. 25 (H23. 7. 13～H23. 11. 25) H23. 7. 12～H25. 5. 15 (H23. 12. 7～H25. 5. 15)	黒原 秀 夫 大久島 照 夫 板垣 元 山田 昌 二 井坂 利 記 小野 武 司	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 4. 1 H22. 4. 1～H24. 4. 1 H24. 4. 1～H25. 4. 1 H25. 4. 1～H25. 5. 15

愛媛

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
仲 渡 衛 真 木 啓 明	H19. 7. 12~H24. 1. 16 (H19. 7. 12~H24. 1. 16) H20. 4. 1~H25. 5. 15 (H24. 2. 7~H25. 5. 15)	澤 田 真 信 松 本 義 幸 田 中 寛 芝 茂 芳 武 田 敏 彦 平 原 洋 一	H19. 7. 12~H20. 4. 1 H20. 4. 1~H21. 4. 1 H21. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H24. 3. 31 H24. 4. 1~H25. 4. 1 H25. 4. 1~H25. 5. 15

高知

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
橋 本 充 好	H19. 7. 12~H25. 5. 15 (H19. 7. 13~H25. 5. 15)	重 松 修 二 中 村 敏 孝 三 島 肇 藤 田 大 基 大 田 保 秀	H19. 7. 12~H20. 4. 1 H20. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H24. 3. 31 H24. 4. 1~H25. 3. 31 H25. 4. 1~H25. 5. 15

九州 (福岡)

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
津 田 聰 夫	H19. 7. 12~H27. 6. 30 (H19. 7. 12~H27. 6. 30)	中 村 誠 小 園 秀 樹 柏 木 健 二 溝 口 賢 一 濱 田 稔 梶 原 正 房 吉 田 勝 弘 龍 宮 克 宏	H19. 7. 12~H20. 4. 1 H20. 4. 1~H21. 1. 1 H21. 1. 1~H22. 3. 31 H22. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H24. 3. 31 H24. 4. 1~H25. 4. 1 H25. 4. 1~H27. 4. 1 H27. 4. 1~H27. 7. 1

佐賀

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
本 多 俊 之	H19. 7. 12~H25. 5. 15 (H19. 7. 13~H25. 5. 15)	山 口 徹 宮 村 豊 山 下 英 則 山 内 重 利 樋 口 和 義	H19. 7. 12~H20. 4. 1 H20. 4. 1~H21. 3. 31 H21. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H24. 3. 31 H24. 4. 1~H25. 5. 15

長崎

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
佐 藤 研 二 伊 東 讓 二	H19. 7. 12~H21. 7. 11 (H19. 7. 13~H21. 7. 11) H20. 4. 1~H25. 5. 15 (H21. 7. 12~H25. 5. 15)	小 川 昭 久 熊 野 知 哲 友 利 誠 植 村 和 男	H19. 7. 12~H20. 4. 1 H20. 4. 1~H22. 4. 1 H22. 4. 1~H23. 4. 1 H23. 4. 1~H25. 5. 15

熊本

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
衛 藤 二 男	H19. 7. 12~H25. 5. 15 (H19. 7. 12~H25. 5. 15)	山 下 英 則 山 田 健 悟 森 田 壽 美 落 合 純 上 村 司	H19. 7. 12~H20. 4. 1 H20. 4. 1~H23. 3. 31 H23. 4. 1~H23. 7. 1 H23. 7. 1~H24. 3. 31 H24. 4. 1~H25. 5. 15

大分

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
岩 崎 哲 朗	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	中 村 正 人 松 木 義 幸 榎 並 孝 至 山 崎 久 雄 小 松 靖	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H24. 4. 1 H24. 4. 1～H25. 5. 15

宮崎

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
橋 口 律 男 郷 俊 介 黒 木 昭 秀	H19. 7. 12～H21. 7. 11 (H19. 7. 13～H21. 7. 11) H20. 1. 15～H24. 6. 15 (H21. 7. 14～H24. 6. 15) H20. 6. 16～H25. 5. 15 (H24. 6. 20～H25. 5. 15)	森 永 一 行 榎 並 孝 至 林 中 雅 作 田 中 雅 一 金 子 英 次	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H23. 7. 1 H23. 7. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

鹿児島

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
蔵 元 淳	H19. 7. 12～H25. 5. 15 (H19. 7. 13～H25. 5. 15)	立 花 隆 幸 中 村 誠 上 野 和 芳 金 城 安 政 照 屋 規 舒	H19. 7. 12～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H24. 4. 1 H24. 4. 1～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 5. 15

沖縄

委員長	在任期間 (委員長在任期間)	事務室長	在職期間
与世田 兼 稔 竹 下 勇 夫	H19. 7. 12～H23. 3. 31 (H19. 7. 17～H23. 3. 31) H23. 4. 1～H27. 6. 30 (H23. 4. 13～H27. 6. 30)	上 田 清 秀 山 崎 久 雄 上 田 清 秀 高 崎 清 史 岡 本 好 史 友 利 誠 夫 大ヶ島 照 夫 山 田 昌 二	H19. 7. 12～H19. 7. 16 H19. 7. 17～H20. 4. 1 H20. 4. 1～H21. 4. 1 H21. 4. 1～H22. 3. 31 H22. 4. 1～H24. 4. 1 H24. 4. 1～H26. 3. 31 H26. 4. 1～H27. 3. 31 H27. 4. 1～H27. 7. 1

7 年金記録確認第三者委員会関係者名簿

(1) 総務省幹部

内閣	大臣 在職期間	副大臣 在職期間		大臣政務官 在職期間			事務次官 在職期間	総務審議官 在職期間
第1次 安倍	菅 義偉 18.9-19.8	大野 松茂 18.9-19.8	田村 憲久 18.9-19.8	河合 常則 18.9-19.8	土屋 正忠 18.9-19.8	谷口 和史 18.9-19.8	松田 隆利 18.7-19.7	瀧野 欣彌 18.7-19.7
第1次 安倍改造	増田 寛也 19.8-20.9	魚住裕一郎 19.8-19.9	佐藤 勉 19.8-20.8	秋葉 賢也 19.8-20.8	二之湯 智 19.8-20.8	岡本 芳郎 19.8-20.8	瀧野 欣彌 19.7-21.7	戸谷 好秀 19.7-21.7
福田								
福田改造	鳩山 邦夫 20.9-21.6	倉田 雅年 20.8-21.9	石崎 岳 20.8-21.9	坂本 哲志 20.8-21.9	中村 博彦 20.8-21.9	鈴木 淳司 20.8-21.9	鈴木 康雄 21.7-22.1	福井 良次 21.7-23.8
麻生								
鳩山	原口 一博 21.9-22.9	渡辺 周 21.9-22.9	内藤 正光 21.9-22.9	階 猛 21.9-22.9	小川 淳也 21.9-22.9	長谷川憲正 21.9-22.9	岡本 保 22.1-24.9	
菅								
菅改造	片山 善博 22.9-23.9	鈴木 克昌 22.9-23.9	平岡 秀夫 22.9-23.9	内山 晃 22.9-23.6	逢坂 誠二 22.9-23.9	森田 高 22.9-24.12	小笠原 倫明 24.9-25.6	田中 順一 24.9-26.7
野田	川端 達夫 23.9-24.10	黄川田 徹 23.9-24.4	松崎 公昭 23.9-24.10	浜田 和幸 23.6-23.9	福田 昭夫 23.9-24.6	村木 裕隆 23.8-24.9		
野田 第1次改造	野田 第2次改造	大島 敦 24.4-24.12		加賀谷 健 24.4-24.10	稲見 哲男 24.7-24.12			
野田 第3次改造								
野田 第2次安倍	新藤 義孝 24.12-26.9	坂本 哲志 24.12-25.9	柴山 昌彦 24.12-25.9	片山 さつき 24.12-25.9	北村 茂男 24.12-25.9	橘 慶一郎 24.12-25.9	岡崎 浩巳 25.6-26.7	戸塚 誠 26.7-
第2次 安倍改造	高市 早苗 26.9-	二之湯 智 26.9-	西銘 恒三郎 26.9-	武藤 容治 26.9-	あかま 二郎 26.9-	長谷川 岳 26.9-		
第3次 安倍								

(2) 行政評価局幹部

行政評価局長		第三者委員会担当審議官		総務課長		行政相談課長	
氏名	在職期間	氏名	在職期間	氏名	在職期間	氏名	在職期間
熊谷 敏	18.7-19.7	新井 英男	19.1-23.8	若生 俊彦	18.7-20.7	新井 豊	19.4-20.7
関 有一	19.7-21.7	上村 進	23.8-24.9	新井 豊	20.7-21.7	讃岐 建	20.7-21.7
田中 順一	21.7-23.8	岩田 一彦	24.9-27.1	讃岐 建	21.7-23.7	白岩 俊	21.7-24.8
新井 英男	23.8-24.9	讃岐 建	27.1-	三宅 俊光	23.7-25.6	田名邊 賢治	24.8-26.4
宮島 守男	24.9-25.6			白岩 俊	25.6-	吉開 正治郎	26.4-
渡会 修	25.6-27.1						
新井 豊	27.1-						

(3) 第三者委員会事務室の歴代幹部

室長		次長		次長	
氏名	在職期間	氏名	在職期間	氏名	在職期間
新井 英男	19.7-23.8	若生 俊彦	19.7-20.7	関 博之	19.7-19.9
上村 進	23.8-24.9	新井 豊	20.7-21.7		
岩田 一彦	24.9-27.1	讃岐 建	21.7-23.7		
讃岐 建	27.1-	三宅 俊光	23.7-25.6		
		白岩 俊	25.6-		

首席主任調査員		首席主任調査員		首席主任調査員	
氏名	在職期間	氏名	在職期間	氏名	在職期間
新井 豊	19.7-20.7	原田 淳志	19.7-19.9	三石 博之	19.7-21.6
讃岐 建	20.7-21.7	松本 敦司	19.8-20.4	向山 輝人	21.7-22.7
白岩 俊	21.7-24.8	明渡 将	20.7-23.7	柳樂 晃洋	22.1-23.7
田名邊 賢治	24.8-26.4	河合 暁	23.7-24.8	坂本 大輔	23.7-
吉開 正治郎	26.4-	永留 世悟	24.8-		

8 年金記録確認第三者委員会の主要活動年表

年月日	事 項
19. 6. 11	安倍総理大臣から菅総務大臣に対し、年金記録確認を行う第三者委員会を総務省に設置することを指示
19. 6. 22	「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金記録確認第三者委員会令」公布・施行 年金記録確認第三者委員会 総務省に設置
19. 6. 25	第1回年金記録確認中央第三者委員会 開催（梶谷委員を委員長に選出）
19. 7. 10	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」総務大臣決定
19. 7. 12~	各地方委員会における第1回委員会の開催（～17日の間に順次）
19. 7. 17	年金記録確認申立ての受付開始 総務大臣から社会保険庁長官への第1回目のあっせん
19. 7. 18	第1回年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議 開催
19. 9. 10~	年金記録確認地方第三者委員会委員長会議の開催（～25日の間に全国5か所の地方ブロックで開催）
19. 10. 19	「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第1回会合（以降、現在まで計8回開催）
19. 10. 26	「年金記録確認第三者委員会令」の一部改正（地方委員の上限10人⇒20人以内）
19. 12. 19	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（厚生年金特例法）の公布・施行
19. 12. 26	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」一部改正（厚生年金特例法の施行に伴う改正等）
20. 1. 24	「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第2回会合（19年度申立事案の政府目標の決定）
20. 3. 27	「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について」を決定、社会保険庁に通知（国民年金事案の職権訂正）
20. 4. 11	「年金記録確認第三者委員会令」の一部改正（大都市地域13委員会の委員数の上限引き上げ）
20. 7. 1	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第1回）
20. 7. 8	第2回年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議 開催
20. 12. 17	「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」を決定、社会保険庁に通知（厚生年金事案の職権訂正）
21. 1. 16	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第2回）
21. 3. 31	「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第8回会合（19年度申立事案の政府目標達成、20年度事案の政府目標の決定）
21. 4. 13	年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議 開催

年月日	事 項
21. 6. 2	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」一部改正（一般的な調査事項の例の明示、肯定的な関連資料及び周辺事情の例の追加等）
21. 6. 24 21. 7. 1	「年金記録確認第三者委員会報告書－これまでの活動を振り返って－」公表 第9回年金記録確認中央第三者委員会 開催（梶谷委員長を委員長に選出(再選)）
21. 7. 28	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第3回）
21. 12. 24	第11回年金記録確認中央第三者委員会基本部会 開催（平成20年度申立事案の政府目標達成）
21. 12. 28	「年金記録確認第三者委員会令」一部改正（日本年金機構の設立に伴う改正）（平成22年1月1日施行）
22. 1. 1	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」一部改正（日本年金機構の設立に伴う改正）
22. 1. 26	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第4回）
22. 7. 27	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第5回）
23. 1. 25	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第6回）
23. 6. 14	「年金記録確認第三者委員会報告書－信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題－」公表
23. 6. 20 23. 7. 11	年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議 開催 第10回年金記録確認中央第三者委員会 開催（高野委員長代理を委員長に選出）
23. 7. 26	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第7回）
24. 1. 27	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第8回）
24. 7. 27	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第9回）
24. 9. 18 25. 1. 25	年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議 開催 「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第10回）
25. 3. 11 25. 5. 16	年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議 開催 「総務省組織令」、「年金記録確認第三者委員会令」の一部改正（年金記録確認地方第三者委員会の体制見直し（50委員会を9委員会に集約）に伴う改正）（同日施行）
25. 7. 17	第11回年金記録確認中央第三者委員会 開催（高野委員長を委員長に選出(再選)）

年月日	事 項
25. 7. 26	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第 11 回）
26. 1. 28	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第 12 回）
26. 7. 25	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第 13 回）
26. 7. 29	年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長等合同会議 開催
27. 1. 27	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第 14 回）
27. 2. 28	年金記録確認申立ての受付終了
27. 4. 21	総務大臣から厚生労働大臣への第 368 回あっせん（最終）

9 総務省組織令（平成十二年六月七日政令第二百四十六号）（抄）
（平成二十六年十月二十九日最終改正）

附 則

（行政評価局の所掌事務の特例）

第三条 行政評価局は、第六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（行政評価局行政相談課の所掌事務の特例）

第八条 行政評価局行政相談課は、第四十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（年金記録確認中央第三者委員会）

第二十二条 当分の間、本省に、年金記録確認中央第三者委員会（以下この条において「中央委員会」という。）を置く。

2 中央委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の求めに応じ、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあつせん（以下「年金記録に係る苦情のあつせん」という。）に当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあつせんに関する重要事項を調査審議すること。

二 総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんであって他の年金記録に係る苦情のあつせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が前号の中央委員会の調査審議の結果に従って策定した基本方針（次条第二項において「基本方針」という。）に基づき、あつせん案を作成すること。

3 前項に定めるもののほか、中央委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第百八十六号）の定めるところによる。

（年金記録確認地方第三者委員会）

第二十三条 当分の間、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局に、それぞれ一の年金記録確認地方第三者委員会（以下この条において「地方委員会」という。）を置く。

2 地方委員会は、総務大臣の求めに応じ、年金記録に係る苦情のあつせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あつせん案を作成する。

- 3 前項に定めるもののほか、地方委員会に関し必要な事項については、年金記録確認第三者委員会令の定めるところによる。

10 年金記録確認第三者委員会令（平成十九年六月二十二日政令第百八十六号） （平成二十五年五月十六日最終改正）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、関東管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員百五十人以内で組織し、中部管区行政評価局及び近畿管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員四十人以内で組織し、北海道管区行政評価局に置かれる地方委員会は、委員三十人以内で組織する。

4 中央委員会及び地方委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 中央委員会及び地方委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第四条 中央委員会及び地方委員会に、それぞれ、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、それぞれ、中央委員会又は地方委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第五条 中央委員会及び地方委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 中央委員会及び地方委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって中央委員会又は地方委員会の議決とすることができる。

(議事)

第六条 中央委員会及び地方委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 中央委員会及び地方委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(資料の提出等の要求)

第七条 中央委員会又は地方委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本年金機構に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 中央委員会の庶務は、総務省行政評価局行政相談課において処理する。

- 2 地方委員会の庶務は、当該地方委員会が置かれる各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所又は行政評価支局において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央委員会又は地方委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、委員長が中央委員会又は地方委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年十月二十六日政令第三百十九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年四月十一日政令第三百三十四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年十二月二十八日政令第三百十号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十五年五月十六日政令第四百四十二号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(年金記録確認地方第三者委員会の委員の任期に関する経過措置)

2 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に置かれている年金記録確認地方第三者委員会のうち第一条の規定による改正後の総務省組織令附則第二十三条第一項の規定により施行日以降引き続き置かれるもの以外のものの委員である者の任期は、年金記録確認第三者委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

11 総務省組織規則（平成十三年一月六日総務省令第一号）（抄）
（平成二十六年五月二十九日最終改正）

附 則

（管区行政評価局の行政相談課の所掌事務の特例）

第十六条 管区行政評価局（北海道管区行政評価局、関東管区行政評価局及び近畿管区行政評価局を除く。）の行政相談課は、第二百二十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）の庶務に関する事務をつかさどる。

（管区行政評価局の総務部の所掌事務の特例）

第十七条 管区行政評価局の総務部は、第二百三十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（管区行政評価局の行政相談部の所掌事務の特例）

第十八条 管区行政評価局の行政相談部は、第二百三十二条に規定する事務のほか、当分の間、地方委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（管区行政評価局の総務部の行政相談課の所掌事務の特例）

第十九条 管区行政評価局の総務部の行政相談課は、第二百三十九条に規定する事務のほか、当分の間、地方委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（管区行政評価局の行政相談部の行政相談課の所掌事務の特例）

第二十条 管区行政評価局の行政相談部の行政相談課は、第二百四十三条に規定する事務のほか、当分の間、地方委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（四国行政評価支局行政相談課の所掌事務の特例）

第二十一条 四国行政評価支局行政相談課は、第二百五十四条に規定する事務のほか、当分の間、地方委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（沖縄行政評価事務所行政相談課の所掌事務の特例）

第二十三条 沖縄行政評価事務所行政相談課は、第二百六十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

12 年金記録確認中央第三者委員会事務室設置規程（平成 19 年 6 月 27 日総務省訓令第 26 号）

○総務省訓令第 26 号

年金記録確認中央第三者委員会事務室設置規程を次のように定める。

平成 19 年 6 月 27 日

総務大臣 菅 義偉

年金記録確認中央第三者委員会事務室設置規程

第 1 条 行政評価局に、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会事務室（以下「事務室」という。）を置く。

第 2 条 事務室は、年金記録確認中央第三者委員会に関する事務をつかさどる。

第 3 条 事務室に、室長、次長、主任調査員及び調査員並びに専門官又は専門職を置く。

2 室長は、事務室の事務を統括する。

3 次長は、命を受けて、室長を助ける。

4 主任調査員は、命を受けて、事務室が処理する調査事務を分掌する。

5 調査員は、命を受けて、事務室が処理する調査事務に係る専門的事項の調査に関する事務を分担処理する。

6 専門官又は専門職は、命を受けて、事務室の事務のうち専門的事項を処理する。

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、事務室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

13 年金記録確認地方第三者委員会事務室設置規程（平成19年7月5日総務省訓令第27号）

○総務省訓令第27号

年金記録確認地方第三者委員会事務室設置規程を次のように定める。

平成19年7月5日

総務大臣 菅 義偉

年金記録確認地方第三者委員会事務室設置規程

第1条 各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局（以下別表第1において「管区行政評価局等」という。）に、当分の間、年金記録確認地方第三者委員会事務室（以下「事務室」という。）を置く。

第2条 事務室の名称は、別表第1のとおりとする。

第3条 事務室は、各年金記録確認地方第三者委員会に関する事務をつかさどる。

第4条 事務室に、室長を置く。

2 室長は、事務室の事務を統括する。

第5条 関東管区行政評価局に置かれる事務室の事務を分掌させるため、千葉行政評価事務所、東京行政評価事務所及び神奈川行政評価事務所に、当分の間、年金記録確認地方第三者委員会地方事務室（以下「地方事務室」という。）を置く。

2 地方事務室の名称は、別表第2のとおりとする。

3 地方事務室に、地方事務室長を置く。

4 地方事務室長は、地方事務室の事務を統括する。

第6条 事務室及び地方事務室に、次長又は主任調査員を置くことができる。

2 次長は、命を受けて、室長又は地方事務室長を助ける。

3 主任調査員は、命を受けて、事務室又は地方事務室が処理する調査事務を分掌する。

第7条 事務室及び地方事務室に、調査員を置く。

2 調査員は、命を受けて、事務室又は地方事務室が処理する調査事務に係る専門的事項の調査に関する事務を分担処理する。

第8条 事務室及び地方事務室に、専門官又は専門職を置くことができる。

2 専門官又は専門職は、命を受けて、事務室又は地方事務室の事務のうち専門的事項を処理する。

第9条 この訓令に定めるもののほか、事務室又は地方事務室の運営に関し必要な事項は、室長又は地方事務室長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年7月12日から施行する。

附 則（平成25年5月16日総務省訓令第22号）

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

別表第1（第2条関係）

管 区 行 政 評 価 局 等	名 称
北海道管区行政評価局	年金記録確認北海道地方第三者委員会事務室
東北管区行政評価局	年金記録確認東北地方第三者委員会事務室
関東管区行政評価局	年金記録確認関東地方第三者委員会事務室
中部管区行政評価局	年金記録確認中部地方第三者委員会事務室
近畿管区行政評価局	年金記録確認近畿地方第三者委員会事務室
中国四国管区行政評価局	年金記録確認中国地方第三者委員会事務室
九州管区行政評価局	年金記録確認九州地方第三者委員会事務室
沖縄行政評価事務所	年金記録確認沖縄地方第三者委員会事務室
四国行政評価支局	年金記録確認四国地方第三者委員会事務室

別表第2（第5条関係）

管 区 行 政 評 価 局 等	名 称
千葉行政評価事務所	年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室
東京行政評価事務所	年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室
神奈川行政評価事務所	年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室

14 年金記録確認中央第三者委員会運営規則（平成19年6月25日年金記録確認中央第三者委員会委員長決定）

年金記録確認第三者委員会令（平成19年政令第186号）第9条の規定に基づき、年金記録確認中央第三者委員会運営規則を次のように定める。

平成19年6月25日

（部会）

第1条 年金記録確認中央第三者委員会（以下「委員会」という。）に、6つ以内の部会を置くことができる。

（事案の分配）

第2条 委員長は、年金記録に係る苦情のあつせんに当たつての基本方針その他重要事項の調査審議及び年金記録に係る苦情のあつせんに関する事案の調査を求められたときは、各部会の部会長の意見を聴いて、当該事項の調査審議を特定の部会に付議することができる。

（会議の招集等）

第3条 委員会又は部会の会議は、委員会にあつては委員長が、部会にあつては部会長が招集する。

2 委員長又は部会長は、委員会又は部会の会議の議長となり、議事を整理する。

3 第2条の規定に基づき、部会に付議された事項については、委員長との協議により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（意見書等の提出）

第4条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、年金記録に係る苦情の申出人に対し、意見書又は参考資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 委員会又は部会の会議は、非公開とする。

（議事録の作成）

第6条 委員会又は部会の議事の経過は、議事録に記載するものとする。

2 議事録は非公開とする。

3 委員長又は部会長は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が定める。

15 年金記録確認中央第三者委員会事務手続要領（平成19年7月25日年金記録確認中央第三者委員会委員長決定）

年金記録確認中央第三者委員会運営規則（平成19年6月25日年金記録確認中央第三者委員会決定）第7条の規定に基づき、年金記録確認中央第三者委員会事務手続要領を定める。

平成19年7月25日

（平成20年2月5日一部改正）

（平成22年1月1日一部改正）

年金記録確認中央第三者委員会委員長決定

1 利害関係委員の除斥の手続

年金記録確認中央第三者委員会（以下「委員会」という。）は、事案につき利害関係を有する委員（臨時委員及び専門委員を含む。）については、委員会又は部会における当該事案に係る調査審議に参加させないこととする。

2 調査審議等の手続

（1）関係行政機関の長又は日本年金機構に対する資料提出及び意見表明の求め

委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本年金機構に対し、年金記録確認第三者委員会令第7条の規定による資料の提出及び意見の表明（口頭での説明を含む。以下同じ。）を求めるものとする。

（2）関係法人等に対する資料提出及び意見表明の求め

委員会又は部会は、関係法人等（事業主及び事業主の廃業等の場合に係る元役員を含む。）から資料の提供及び説明等を受ける必要があると認めるときは、関係法人等に対し、資料の提出及び意見の表明を求めるものとする。

（3）日本年金機構を通じた関係行政機関、関係法人等の調査

委員会又は部会は、上記（1）及び（2）の場合において、関係行政機関、関係法人等から資料の提供及び意見の聴取を日本年金機構（事務センター、年金事務所）に依頼することができるものとする。

（4）申立人に対する資料提出及び意見表明の求め

委員会又は部会は、必要があると認めるときは、申立人に対し、相当の期間を定め、資料の提出又は意見の表明を求めるものとする。

（5）申立人又は関係法人等による口頭意見陳述の求め

委員会又は部会は、申立人又は関係法人等から口頭により意見を述べたい旨の申立てがあったときは、その必要性について検討し、必要性が認められる場合には、

申立人又は関係法人等からの口頭による意見陳述を聴取するものとする。

(6) 指名委員による意見陳述の聴取

委員会又は部会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、上記(2)、(4)及び(5)の申立人又は関係法人等の意見の陳述を聴取させるものとする。

この場合、指名を受けた委員は、申立人又は関係法人等の口頭意見陳述の要旨を記載した書面を作成し、委員会又は部会において、その結果を報告するものとする。

3 総務大臣への報告等の手続

(1) 委員会は、年金記録の訂正が必要と判断し、あつせん案を決定した場合又は年金記録の訂正が必要ないと判断した場合は、その旨を総務大臣に報告するものとする。

(2) 委員会は、あつせん案を決定し、又は年金記録の訂正が必要ないと判断し、総務大臣に報告した場合には、その旨を公表できるものとする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、委員会における事務手続の詳細に関する事項は、別に定める。

16 部会の設置について（平成 19 年 7 月 9 日年金記録確認中央第三者委員会決定）

（平成 19 年 7 月 25 日一部改正）

（平成 20 年 2 月 18 日一部改正）

（平成 21 年 7 月 1 日一部改正）

年金記録確認第三者委員会令（平成 19 年政令第 186 号）第 5 条第 1 項及び年金記録確認中央第三者委員会運営規則第 1 条の規定に基づき、年金記録確認中央第三者委員会に下記の 4 部会を置く

記

部会名	所 掌 事 務
基本部会	年金記録に係る苦情のあっせんに当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあっせんに関する重要事項の調査審議に関すること
国民年金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（国民年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）
厚生年金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（厚生年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）
脱退手当金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（厚生年金に関するもののうち脱退手当金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）

以上

17 年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成 19 年 7 月 10 日 総務大臣決定
平成 19 年 12 月 26 日 一部改正
平成 21 年 6 月 25 日 一部改正
平成 22 年 1 月 1 日 一部改正

はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という）は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。

第 1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する旧社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、国（厚生労働省）側に記録がなく、直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

第 2 運営の考え方及び手続き

- 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘って、「第 1 基本的考え方」を踏まえ対応する。

- 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、別表 1 に掲げる調査事項を踏まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実等を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、日本年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第 3 判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。
- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な運用がなされるよう努める。

第 3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表 2 に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表 3 に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

第 4 その他

- 1) 厚生年金（脱退手当金に係るものを除く。）において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、国（厚生労働省）の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、あっせん案の作成を行う。
- 2) 別表 1 から別表 3 までについては、今後とも、必要に応じ追加等の見直しを行う。

(別表1)

この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案に応じて、これら以外についても調査が必要な場合や、これらのうちの一部を省略できる場合もある。

国民年金	
調査対象	調査事項
申立人	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立てに至った経緯、申立期間の保険料の納付状況等(納付時期、場所、方法、金額、一緒に納付していたとする者の有無等) ・ 国民年金の加入及び納付状況(加入の契機、加入手続の状況、申立期間以外の保険料の納付状況) ・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金手帳及び年金手帳 ・ 預貯金通帳等 ・ 確定申告書(控)等税務関係資料 ・ 領収証書及び預り証(申立期間以外のもも含む。) ・ 家計簿等 ・ 日記及びメモ
配偶者、親族、知人等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の納付状況、申立期間当時の生活状況、一緒に納付していたか否か等
集金人、自治会の役員等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の納付状況、当時の集金実態等
市町村	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 ・ 国民健康保険の加入及び納付状況 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者名簿等 ・ 戸籍謄本、住民票等 ・ 課税証明書等地方税関係資料 ・ 広報誌等
事務センター等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン記録 ・ 国民年金手帳記号番号払出簿 ・ 特殊台帳等
第三者委員会の先例等	<p>(確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと近接する時期の同じ旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村における類似申立ての有無

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
調査対象	調査事項
申立人	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立てに至った経緯、申立期間当時の勤務実態（業務内容、勤務形態、入退社の時期等）及び保険料控除の状況 ・ 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況 ・ 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、申立期間当時の状況に関する証言を得られる同僚の有無等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書 ・ 源泉徴収票 ・ 確定申告書（控）等税務関係資料
事業主等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の勤務実態及び保険料控除の有無 ・ 申立人に係る届出及び保険料納付の有無 ・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、厚生年金への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金の被保険者に関する資料 ・ 人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等
同僚等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の勤務実態及び厚生年金への加入状況 ・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、給与の支給実態等
国民健康保険組合、健康保険組合又は厚生年金基金	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の加入状況
都道府県労働局等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の加入状況
法務局	<p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記簿の謄本
市町村	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の加入状況 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン記録 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）及び被保険者台帳（旧台帳）
第三者委員会の先例等	<p>（確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

脱退手当金	
調査対象	調査事項
申立人	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立てに至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等(退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事業所における退職者への慣行等) ・ 申立期間当時の年金に対する意識等(脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、厚生年金等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等) ・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳 ・ 国民年金手帳 ・ 退職金の支給明細書
配偶者、親族、知人等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人から脱退手当金に関することを聞いたか否か等
事業主等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等 ・ 退職金支給の有無、その金額等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金請求に関する資料 ・ 厚生年金の被保険者に関する資料 ・ 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規程等
同僚等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等
厚生年金基金	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金規約上の脱退一時金の支給規定の有無、申立人に対する支給の有無等
市町村	<p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン記録 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者台帳(旧台帳) ・ 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料 ・ 国民年金手帳記号番号払出簿
第三者委員会の先例等	<p>(確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

(別表2)

この表に掲げる関連資料及び周辺事情は例示であり、個別事案に応じて、考慮すべき他の関連資料及び周辺事情が加わることがあり得る。

国民年金	
保険料納付の有無	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがある。・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間の回数が、少数にとどまる。・ 申立期間が短期間である。・ 申立期間以外の残余の期間は納付済みである。・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない。・ 申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。・ 納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集金の実態が確認できる。・ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できる。・ 申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。・ 加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。・ 国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。・ 国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

<p>特例納付保険料の納付の有無</p>	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されている。 ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。 ・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例納付を行ったとする時期は納付できる期間内である。 ・ 特例納付で納付したとする金額は、実際に申立期間について納付した場合に必要な金額におおむね一致している。 ・ 特例納付を行ったとする時期において、申立期間は強制加入期間と記録されていた。 ・ 特例納付を行ったとする時期以後は、未納期間が存在しない。 ・ 特例納付を行ったとする場所は、当時納付できる場所であった。 ・ 申立人が申立期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける関係者の証言がある。 ・ 申立人が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に係る記事が掲載されている。 ・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。
----------------------	---

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
<p>加入期間の相違 全部記録なし （適用事業所あり）（注1）</p>	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な資格得喪に係る届出書等が確認できる。 ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立期間に係る届出が行われていたことが確認できる。 ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立人に係る保険料が納付されたことが確認できる。 <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する資格得喪が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期において、国（厚生労働省）の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額の変更の記録がある場合等、申立人に係る国（厚生労働省）の記録から、旧社会保険事務所（年金事務所）が処理を誤ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたか。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。 <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録において、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 ・ 申立期間において保険料が控除されていたとする事業主、同僚等の証言がある。 ・ 申立人と同時期に入社し、同種の業務を行っていた同僚に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 ・ 申立期間に勤務していた同僚のおおむね全員に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 ・ 事業主、同僚の証言等により、申立人の勤務形態及び業務内容は勤務期間中変更がないことが確認できる。 ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できる。

<p>全部記録なし (適用事業所なし)(注2)</p>	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さかのぼって事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除され、かつ、当該事業所が適用要件を満たしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。
<p>標準報酬月額等の相違(注3)</p>	<p>○ 事業主が、申立期間において、適切な標準報酬月額等に係る届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な標準報酬月額等に係る届出書等が確認できる。 ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る標準報酬月額等の届出が行われていたことが確認できる。 ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が納付されたことが確認できる。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期において、国(厚生労働省)の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 ・ さかのぼって従業員の標準報酬月額等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が控除されていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料控除が確認できる。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事記録、事業主の証言等により、申立てに対応する給与額の支給等が確認できる。 ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立てに対応する給与額の支給が確認できる。 ・ 同僚の給与明細書等により、当該同僚に標準報酬月額等に基づく保険料を上回る保険料の控除が確認できる。

脱退手当金	
脱退手当金の受給の有無	<p>○ 申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失後おおむね1年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。 ・ 同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給記録がない。 ・ 事業主、同僚等の証言により、当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことが確認できる。 <p>○ 申立人本人が請求したとは考え難い事情</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金の支給決定がなされた日より前の厚生年金の被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。 ・ 婚姻等による改姓後おおむね6か月程度を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)等において、申立人の姓は改姓されていない。 ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時又はその後間もなく国民年金、厚生年金等に参加し、かつ、国民年金については、保険料を納付している。 ・ 申立人が、将来の年金受給を期待し、脱退手当金を受給するつもりはないと話していたなど、脱退手当金の支給を疑わせる関係者の証言がある。 <p>○ 事務処理上、脱退手当金の支給を疑わせる事情</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない。 ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所)において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。)

	<p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされている。 ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていない。 ・ 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）等の氏名又は生年月日が申立人のものと異なっている。 ・ 脱退手当金の支給記録がある同僚の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿又は被保険者名簿（原票）には、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、申立人に係るもののみ、その表示がない。 ・ 当時、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳（旧台帳）の記録の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表示がない。
--	--

(注1) 当該事業所は適用事業所であるが、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国（厚生労働省）に全く残されていないケースである。

(注2) 当該事業所は適用事業所の届出を行っておらず、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国（厚生労働省）に全く残されていないケースである。

(注3) 当該申立人が申し立てる標準報酬月額等が国（厚生労働省）の年金記録と異なっているケースである。

(別表3)

国民年金	
保険料納付の有無	<p>○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの（制度上納付が困難な事情があるもの、申立期間の全部若しくは一部が平成9年1月以降であるもの又は他の関連資料若しくは周辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがあるもの・ 確定申告書（控）等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているもの・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないもの・ 申立期間が1年以下であるもの・ 申立期間がおおむね2年程度に満たず、かつ、次のいずれかの肯定的な周辺事情を有するもの<ul style="list-style-type: none">ア 申立期間中、配偶者が保険料を納付済みであり、かつ、申立期間に近接する時期に、申立人と配偶者が同一年月に納付していることが確認できるものイ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できるものウ 申立期間の回数が1回、前後の時期は保険料を納付済みであり、かつ、申立期間以外の残余の期間は納付済みであるもの
特例納付保険料の納付の有無	<p>○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの（制度上納付が困難な事情があるもの又は他の関連資料若しくは周辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 確定申告書（控）等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているもの

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
<p>加入期間の相違 全部記録なし （適用事業所あり） 標準報酬月額等の相違</p>	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪又は標準報酬月額等に係る届出をしていたと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪等の届出をしていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な資格得喪、標準報酬月額等に係る届出書等が確認できるもの ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る届出が行われていたことが確認できるもの（旧社会保険事務所（年金事務所）への届出書と当該関連制度への届出書に一体性があると確認できる場合に限る。） ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る保険料が納付されたことが確認できるもの ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できるもの ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額等の改定の記録がある場合等、申立人に係る国（厚生労働省）の記録から、旧社会保険事務所（年金事務所）が処理を誤ったと考えられる事実が確認できるもの <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、保険料が控除されていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・ 健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できるもの

脱退手当金	
脱退手当金の受給の有無	<p>○ 脱退手当金を受給していないものと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、脱退手当金を受給していたことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表 2 に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの（当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所（年金事務所）において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できるものを除く。） ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされているもの ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていないもの ・ 別表 2 記載の申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情及び申立人本人が請求したとは考え難い事情のいずれもあるもの ・ 別表 2 記載の申立人本人が請求したとは考え難い事情が複数あるもの

18 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年十二月十九日法律第百三十一号）（抄）

（保険給付等に関する特例等）

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出又は同法第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

2～7 （略）

附 則

（この法律の失効）

第二条 この法律は、第一条第一項に規定する国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものが廃止される日限り、その効力を失う。ただし、同日までにあつた第一条第一項の意見に係る事案については、この法律の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

19 年金記録問題に関する今後の対応（抜粋）（平成20年1月24日年金記録問題に関する関係閣僚会議決定）

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

(1) 当面の審議の促進

年金記録確認第三者委員会においては、昨年秋以来、委員を338人から538人へ増員、事務局職員を468人から877人へ増員、審議チームを54チームから118チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

また、更に処理のスピードアップが必要な地域（大都市を抱える都道府県15カ所程度）の一層の体制の強化（審議チームを約50増）に早急に取り組む。

(2) 本年4月以降の取組み

上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

また、本年4月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

20 年金記録問題への対応の今後の道筋（抜粋）（平成20年6月27日年金記録問題に関する関係閣僚会議決定）

Ⅲ 具体的対応

(7)年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- 年金記録確認第三者委員会においては、本年2月以降、処理のスピードアップが必要な地域（大都市を抱える都道府県）を中心に審議チームを50以上増やして約180チームとし、それに併せて委員を538人から約850人へ増員、事務室職員も877人から約1,700人へと大幅な体制強化を進めてきているところである。
- また、あっせん事例集の整備、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、社会保険労務士の協力を得つつ、申立てに関する相談・調査の充実等も行ってきているところである。

これらにより、審議の迅速化を図り、本年3月末までに申し立てられた事案（49,897件）については、概ね1年を目途に処理を終えることとするとともに、本年4月以降に申し立てられた事案については、今後の申立件数を勘案し、一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進めることとする。

- * 第三者委員会月間処理件数 730件（平成20年1月）→3,304件（5月）
処理済み件数（累計）14,646件（平成20年6月24日現在）
うちあっせん件数（累計）6,470件（平成20年6月24日現在）
- * 第三者委員会送付前の社会保険事務所
段階における年金記録の訂正件数 54件（平成20年6月15日現在）

21 年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋（抜粋）（平成 21 年 3 月 31 日 年金記録問題に関する関係閣僚会議決定）

第 1 これまでの取組

- 年金記録の正確性の問題については、
 - ① 略
 - ② 略
 - ③ 年金記録確認第三者委員会においては、体制の大幅な拡充を行い、公正かつ迅速な処理に努め、これまでに約 6.1 万件の処理を行ってきた。このうち平成 19 年度末までに申し立てられた事案については、99.8 パーセントの処理を終えたところである。

第 2 今後の取組の基本方針

- 年金記録確認第三者委員会においては、引き続き、20 年 4 月以降の申立てについても公正かつ迅速な処理に努める。また、年金受給者（無年金者を含む。）については、早急な年金記録の訂正の必要性が高いことから、これらの者からの申立てを優先的に処理する。

第 4 年金記録の正確性の確保

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の推進

(1) これまでの取組と現状

- 年金記録確認第三者委員会においては、体制の大幅な拡充（※）を行い、事案の処理を進めてきたところであり、3 月 24 日現在の処理等の状況は次のとおりである。

社会保険事務所等で受け付けた件数	96,383 件
第三者委員会への送付件数	81,634 件
第三者委員会で処理を終了した件数	58,642 件
うち あっせん	22,393 件
訂正不要	33,638 件
申立取下件数等	2,611 件
社会保険庁段階における処理件数	2,016 件

※ 事案の処理率については、平成 20 年3月時点で約 11%、同年9月時点で約 39%だったが、21 年 3 月 24 日現在で約 63%となっている。

※ 年金記録第三者委員会の体制については、平成 19 年9月末には、審議チーム 54、委員 338 人、事務局職員 468 人だったが、平成 21 年1月末以降は、それぞれ約 240 チーム、933 人、約 2,000 人となっている。

- 平成 19 年度末までに申し立てられた事案については、3月 24 日現在の処理等の状況は次のとおりである。この時点での残処理事案は、86 件(要処理件数全体の 0.2%)であり、また、その理由は、現在あっせん手続中のもののほか、申立人の意向により処理を留保していること等によるものであることから、概ね処理は終了したものであり、政府目標は達成したところである。

要処理件数(※)	49,214 件
第三者委員会で処理を終了した件数	49,128 件
処理の進捗状況	99.8%

(※)平成 19 年度受付件数(50,752 件)から、社会保険庁段階での処理件数(1,538 件)を除いたもの

(2)今後の取組み

- 年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者(無年金者を含む。以下同じ。)からの申立てを優先的に処理することとする。
- 平成20年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成21年中を目途に処理を終えることとする。
- 申立てへの迅速な処理に資するよう、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における一層の処理促進などを進める。

22 年金事務所段階での記録回復基準

(1) 国民年金

[平成20年4月28日基準]

- 申立内容に対応した確定申告書（控）、家計簿又は預貯金通帳若しくは金融機関の出金記録がある場合
- 申立期間が1年以下であって（現年度納付に限る）、他に未納がなく、かつ、配偶者等が納付済みであるなどの事情がある場合
 - ※ ただし、制度や記録等により、納付が困難な状況にあったと確認される申立ての場合や、平成9年1月以降の納付についての申立ての場合は除く。

[平成21年12月25日基準]

- 申立期間が1年以下であって（現年度・過年度納付を問わず）、他に未納がなく、かつ、申立期間の前後の期間が納付済みなどの事情がある場合
- 申立期間が2年以下であって（現年度・過年度納付を問わず）、他に未納がなく、かつ、申立期間の前後の期間が納付済みであり、かつ、配偶者等が納付済みであるなどの事情がある場合
 - ※ ただし、制度や記録等により、納付が困難な状況にあったと確認される申立ての場合や、平成9年1月以降の納付についての申立ての場合等は除く。

(2) 厚生年金（遡及訂正事案）

[平成20年12月25日基準]

- 申立内容に対応する給与実態や勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（全喪日）以降に、遡及して申立人の標準報酬月額や資格喪失日等の記録が訂正されている場合
 - ※ ただし、申立人が法人の役員である場合、記録の訂正が事実在即したものである可能性が確認できる場合、申立人が事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、それに同意していた場合、申立期間の中に上記に該当しない期間が含まれている場合等は除く。
- 上記により年金記録の訂正を行った場合に、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立ての場合

[平成21年12月10日基準]

- 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件（注）のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る従業員に関する記録で、上記に該当する場合のほか、申立人等への調査及び社会保険事務所の書類の調査を行った結果、事実と反する記録訂正が行われたと推認させる一定の事実等がある場合。
（注）不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3

条件

- ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- 上記により年金記録の訂正を行った場合に、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立ての場合

(3) 脱退手当金

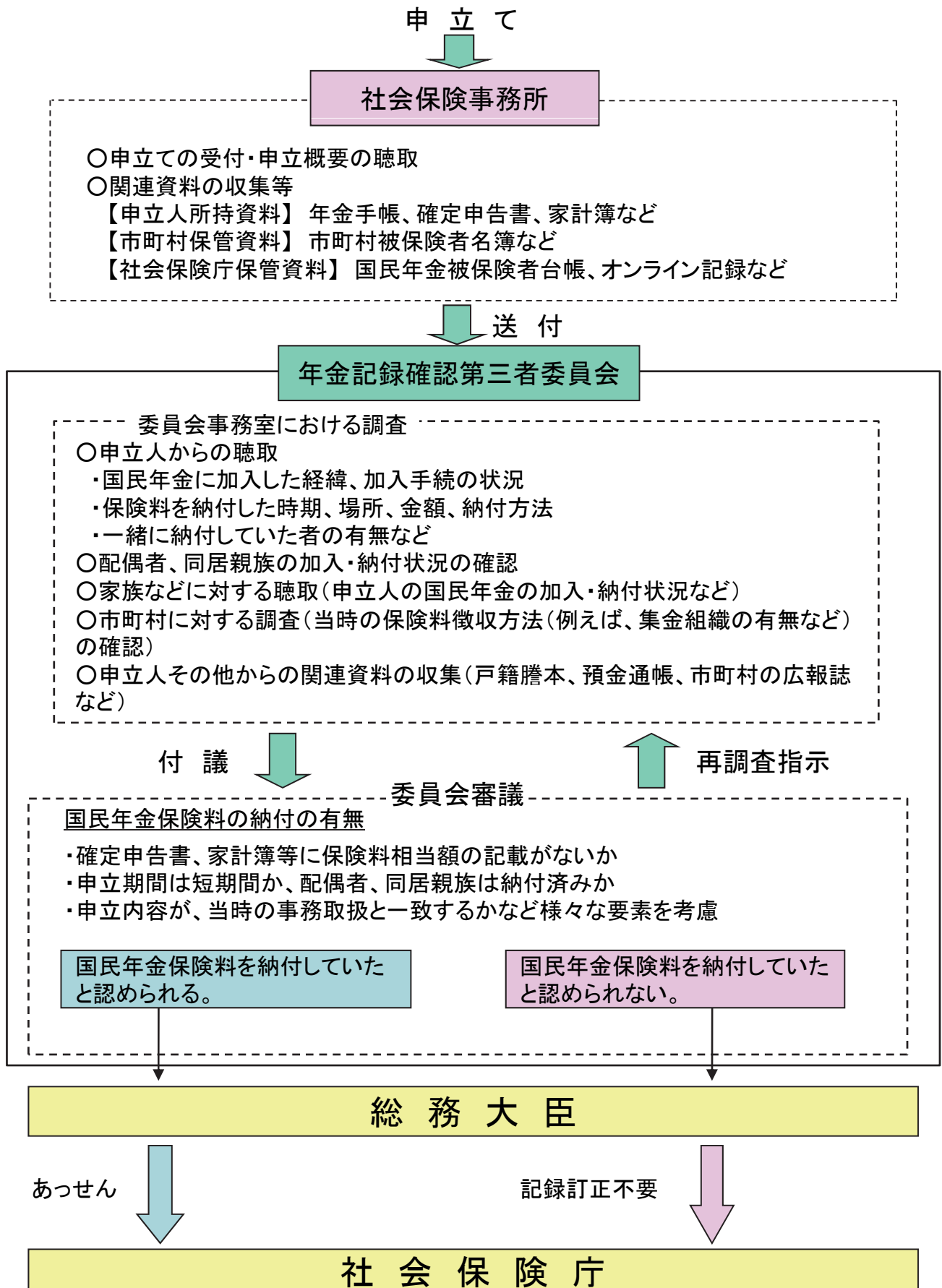
[平成21年12月25日基準]

- 婚姻等による改姓後6か月を超えて支給決定されているが、被保険者名簿等は旧姓表示のままとなっており、かつ、支給決定当時又は支給決定後間もなく国民年金等に加入し、保険料を納付している場合
 - 申立人が所持する被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がない場合
 - 異なる記号番号により管理されていた複数の被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これらの複数の記号番号の重複取消処理が行われていない場合
 - 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされている場合
- ※ 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等が確認できる場合や、申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合等は除く

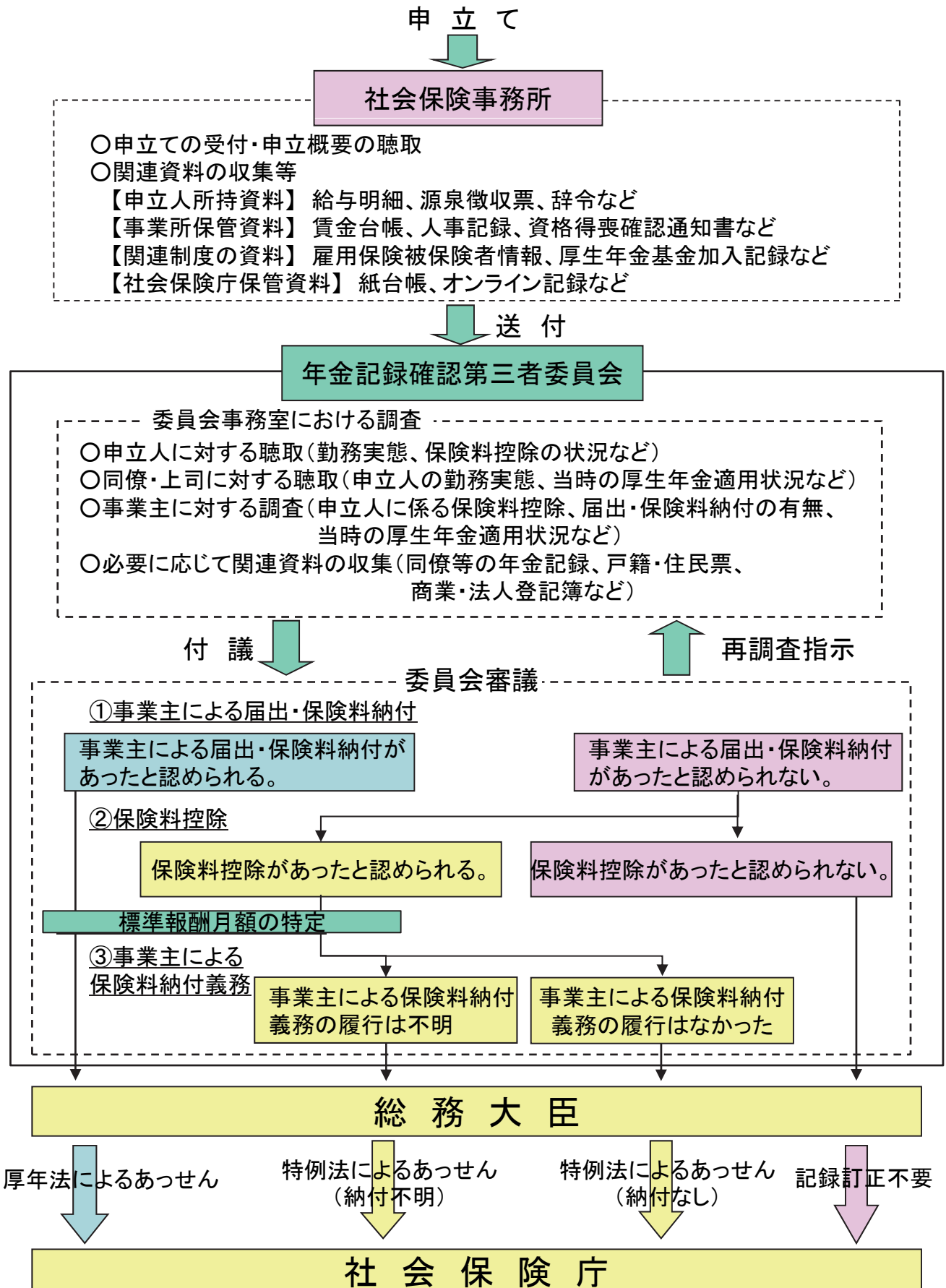
[平成22年4月30日基準]

- 脱退手当金の支給日より前に、脱退手当金の算定対象となっていない被保険者期間があり、かつ、当該期間と、脱退手当金の算定対象となっている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていた場合
 - 脱退手当金の支給日より前に、脱退手当金の算定対象となっていない被保険者期間があり、当該期間と、脱退手当金の算定対象となっている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されており、かつ、脱退手当金支給日以後1年以内に、国民年金等に加入し、保険料を納付している場合であって、脱退手当金支給日が昭和36年11月1日以後である場合
- ※ 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等が確認できる場合や、申立人が、脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金を受給したことを認めている場合等は除く

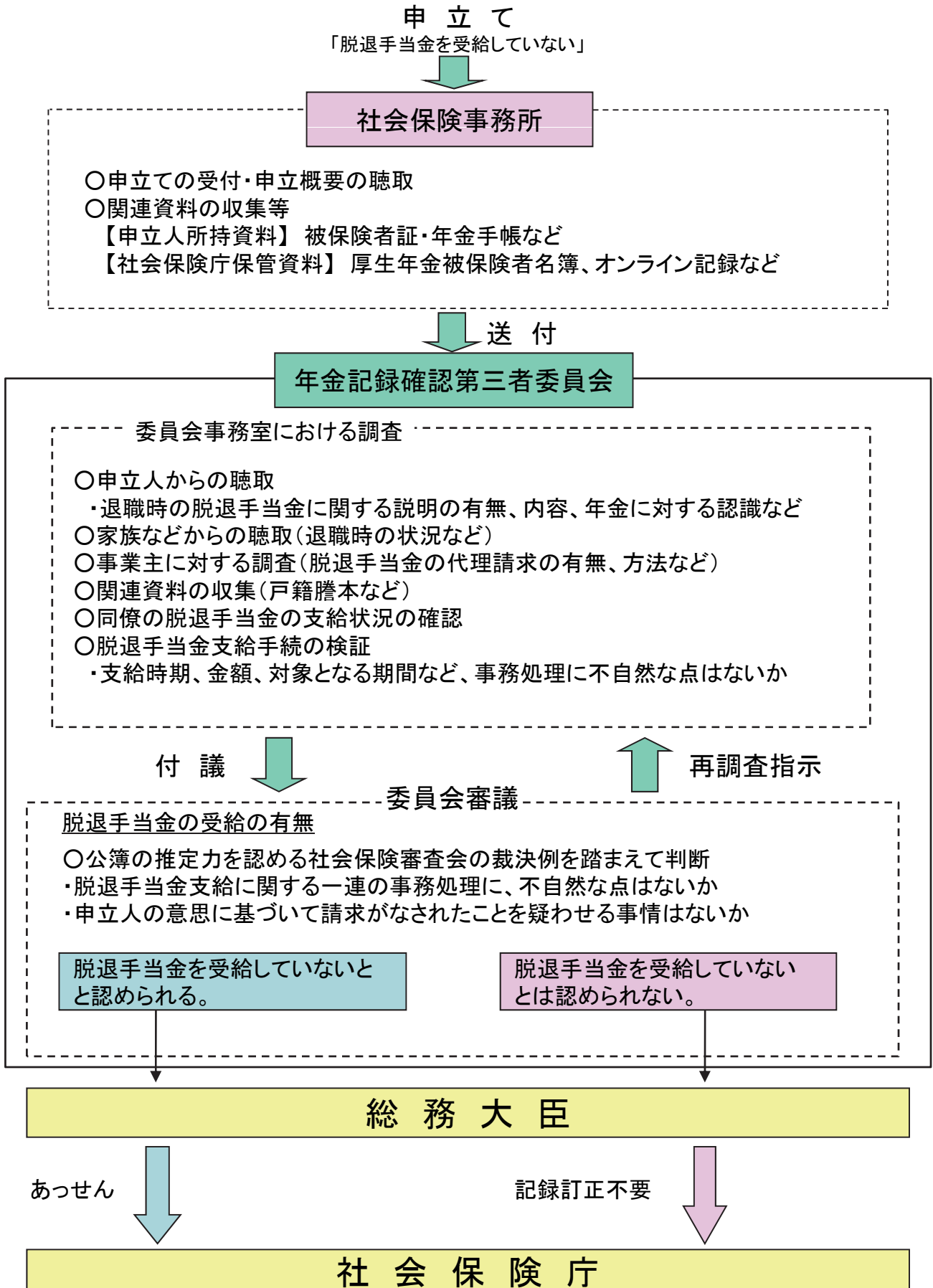
23 国民年金事案の調査審議の流れ



24 厚生年金事案の調査審議の流れ



25 脱退手当金事案の調査審議の流れ



26 「年金記録確認第三者委員会報告書－これまでの活動実績を振り返って－」
(概要) (平成 21 年 6 月総務省年金記録確認中央第三者委員会)

I はじめに

報告書作成の趣旨・目的について

II 第三者委員会の活動の概要

- 委員会設置以来の経過
 - ・基本方針の作成、先例の調査審議、全国委員長会議等の開催
 - ・委員会体制の強化
- 事案処理のこれまでの実績
 - ・処理実績
 - ・平成 19 年度申立事案処理の政府目標の達成
 - ・平成 20 年度申立事案の処理状況

III 基本方針に基づく公正・迅速な事案処理

1 基本方針に沿った運営及び手続の確保

- 関連資料・周辺事情の収集活動
- 申立人からの意見聴取
- 全国の第三者委員会の審議の統一性の確保のための取組
 - * 全国委員長会議等の開催、事務室職員に対する研修、中央委員会事務室による事案処理の事前相談の実施等
- 申立てから処理が終わるまでの処理期間について
 - * 社保事務所受付から約 8 か月
(うち第三者委員会受付から約 6 か月)
いずれも平成 21 年 2 月時点と比べ約 2 か月の短縮
- 再申立てについて
- 提出資料に虚偽の疑いがある申立て等への対応

2 処理事案の分析

- あっせん・訂正不要の判断事由の分析
 - * 国民年金・厚生年金・脱退手当金の各制度ごと・事案類型ごとに、あっせんとなった事案・訂正不要となった事案にみられる傾向の分析
- あっせん率の地域差の分析
 - * 申立事案の内容自体に地域差があることが、あっせん率の地域差が生じる要因となっていることについて分析

IV 年金記録問題において第三者委員会の活動が果たした役割

- 約7万件について審査を行い、年金記録の回復を実施
- 社会保険庁年金記録審査チームと第三者委員会との比較
 - *社会保険庁チームにおいて記録訂正が認められなかった事案
→ 第三者委員会のあつせん率 74%
- 厚生年金特例法の制定・施行
 - *基本方針において新法制定を提言
- 第三者委員会による未統合記録の発見・認定
- 厚生年金における不適正な遡及訂正事案のあつせん
- 社会保険事務所段階における職権訂正の実施

V 今後の課題と取組

- 平成20年度申立事案に係る処理目標の達成
 - *平成20年度申立事案に係る新たな政府目標の達成への全力の取組
- ねんきん定期便等への対応
 - *本年度のねんきん定期便等による過去の標準報酬額の相違などに関する先例の蓄積と円滑な調査審議
- 今後の新たな申立てへの対応体制
 - *第三者委員会が臨時の組織として緊急に総務省に設置されて2年が経過し、この間、ねんきん特別便等に係る申立てに対応し、調査審議を積み重ねてきている。
 - *一方、本年4月から継続的に毎年実施されるねんきん定期便の送付が開始され、また、年金業務の実施体制は来年1月には政府とは別の法人である日本年金機構に移行されるため、第三者委員会を含め今後の年金記録確認体制の構築の検討を政府に期待

27 「年金記録確認第三者委員会報告書 ー信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題ー」(概要)(平成23年6月総務省年金記録確認中央第三者委員会)

第三者委員会の活動状況の概要

【受付】

- これまで約23万件の年金記録確認の申立てを受付
- 「ねんきん特別便」を契機とした申立ての受付は22年度の早い段階でほぼ終了。22年度以降は「ねんきん定期便」を契機とした申立てが中心
- 再申立件数は年々増加。第三者委員会の判断に関連した訴訟も発生
- 1週当たり平均受付件数は減少傾向(19年度約1,600件→23年4月約700件)

【処理】

- 年金事務所段階での処理をあわせ、20万件を超える申立てを処理
このうち、約9万件について記録を回復
- 関連資料や周辺事情の幅広い収集、丁寧な意見陳述の実施など、公正かつ丁寧な事案処理に努力
- 事案処理の促進にも努力(事案処理に要する期間を短縮)
- 「ねんきん特別便」を契機とした申立ての処理をほぼ終え、現在は「ねんきん定期便」を契機とする申立ての処理が中心

<データ>

- * 委員会・部会の開催回数 発足以来の約4年間に全国で30,717回
- * 体制の拡充 (設置当初) 委員 約340人 事務室職員 約460人
(23年度) 委員 約950人 事務室職員 約1,900人
- * 申立て受付件数 225,405件(23年5月末現在)
- * 再申立て件数 3,893件(23年5月末現在) 19年度受付11件→22年度受付1,751件
- * 処理件数 188,508件(23年5月末現在)
このほか、年金事務所段階で処理 12,973件(23年3月末現在)
→ 合計で201,481件の処理を終了
- * 第三者委員会で記録訂正が必要と判断(総務大臣が記録訂正をあっせん)
85,237件(23年5月末現在) あっせん率約48%
このほか、年金事務所段階で記録回復 4,553件(23年3月末現在)
→ 合計で89,790件について記録回復
- * 未処理件数 20年8月:約46,000件 → 23年5月末:約24,000件
(処理率約89%。22年度に受け付けた事案も約68%処理)
- * 事案処理に要する期間(全国平均)
21年4月調査:約8か月 → 23年3月調査:約5か月

これまでの調査審議の実績を踏まえた年金記録確認に係る今後の課題

1 調査審議からみた年金記録確認に係る課題

- 第三者委員会が設置された後に記録された新しい厚生年金の年金記録に関するも約 8,000 件の申立てがなされ、その大部分が記録訂正が必要と判断
⇒ 現在も引き続き、誤った年金記録が発生している状況

(新しい厚生年金の記録に関する事案に見られる主な漏れや誤り)

- * 賞与届の届出漏れ
- * 賞与額の誤り
- * 標準報酬月額 of 届出漏れ、誤り

(漏れや誤りが生じる背景等)

- * 事業主は、適正な年金記録の届出の責務と、それに応じた保険料負担義務について、利害対立の側面を有する場合がある
- * 届出に関する制度や仕組みが複雑でわかりにくい
- * 事業所で年金事務に携わる者の意識が必ずしも高くない
- * 年金記録の自己確認については、個々の知識や関心度の差などの制約や限界
- * 被保険者が標準報酬月額等の改定等を請求する仕組みが現行の厚生年金保険法に規定されていない

【申立事案からみた年金記録確認に係る課題】

① 新たな年金記録の誤りの発生を防ぐこと

- ・ 誤りが生じる原因の分析・問題の所在の検討を踏まえて、誤りの発生防止策・生じた誤りの迅速な発見・訂正策を講じ、強化することが必要
- ・ その際、運用上の対応のほか、必要な場合は制度の見直しを行う必要

② 年金記録の自己確認を支える仕組みを充実すること

- ・ 個人差があることを踏まえ、年金記録の自己確認を支援・促進する取組が必要
 - * 被保険者等からの相談の場の増加
 - * 給与明細書の標準報酬月額の記載などの被保険者への分かりやすい情報提供
 - * 学校教育や企業内の年金研修の推進 など
- ・ 現行の厚年法に、被保険者が標準報酬月額等の改定等を請求する仕組みが規定されていない点について見直しが必要

これらの課題への具体的な対応策について、関係省庁・機関における検討・実施を期待

2 新たな年金記録確認体制の構築

21年6月に取りまとめた前回報告書において、今後の年金記録確認体制の構築について政府における検討を期待する旨述べたが、その後の政府における検討では具体的な結論を得るに至らず、引き続き調整中

- 第三者委員会は、総務省に臨時のものとして緊急に設置された機関としての役割は十分に果たしてきたと思われる
- 第三者委員会設置後の状況の変化を踏まえると、新たな年金記録確認体制の構築が必要

* 第三者委員会の約4年に及ぶ活動の結果、

- ① 事案処理の先例の発出が終了し 20 万件を超える事案処理が蓄積
- ② 「ねんきん特別便」を契機とした申立て及びその処理はおおむね終了

* 一方で、

- ① 最近の申立ては、今後も継続的に加入者に送付される「ねんきん定期便」を契機としたものが中心
- ② 厚生年金事案においては、現在も引き続き誤った年金記録が発生

【新たな年金記録確認体制の構築】

- * より一層優れた年金記録確認の仕組みとすることが可能
- * 年金行政に対する国民からの信頼の確保に資する

① 一層迅速かつ効率的な事案処理

- ・ 一義的には行政機関が記録訂正の要否を判断し、それに不服がある場合には合議制機関に判断を求める二審制的な仕組みを導入することで、最終的な判断の公正・中立性、第三者性を現状と同様に担保しつつ、一義的な結論を出すまでの期間を現状より短縮
- ・ 合議制機関の体制も現状より縮小可能

② 体制の一元化による効果的な取組

- ・ 総務省及び厚生労働省の2省にまたがる二元体制を、年金行政の体系の下に一元化することで、年金記録確認の取組全体をより効率的・効果的に実施

③ 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組み

- ・ 第三者委員会の判断（＝総務大臣の行うあっせんの案の作成）について訴訟を提起しても、あっせんは事実上の行為に過ぎないため、却下される傾向
- ・ 新たな体制の構築により司法手続も考慮に入れた仕組みとすることも可能

以上を踏まえ、新たな年金記録確認体制の構築について政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう強く要請

28 年金記録確認第三者委員会の体制の推移

【合議体（委員会及び部会）数】

〔平成19年 7月25日現在〕	〔平成20年 4月11日現在〕	〔平成21年 4月1日現在〕	〔平成22年 4月11日現在〕	〔平成23年 4月1日現在〕	〔平成24年 4月11日現在〕	〔平成25年 5月16日現在〕	〔平成26年 4月11日現在〕
54	⇨ 192	⇨ 235	⇨ 231	⇨ 230	⇨ 153	⇨ 59	⇨ 57

《発足当初》 《体制ビークル時》 《地方委員会体制見直し》
50委員会⇒9委員会

【委員数】

〔平成19年 7月12日現在〕	〔平成20年 4月11日現在〕	〔平成21年 4月1日現在〕	〔平成22年 4月11日現在〕	〔平成23年 4月1日現在〕	〔平成24年 4月11日現在〕	〔平成25年 5月16日現在〕	〔平成26年 4月11日現在〕
338人	⇨ 783人	⇨ 950人	⇨ 945人	⇨ 938人	⇨ 684人	⇨ 263人	⇨ 244人

【事務室体制】

〔平成19年 7月12日現在〕	〔平成20年 4月1日現在〕	〔平成21年 4月1日現在〕	〔平成22年 4月1日現在〕	〔平成23年 4月1日現在〕	〔平成24年 4月1日現在〕	〔平成25年 5月16日現在〕	〔平成26年 4月1日現在〕
459人	⇨ 1,523人	⇨ 2,253人	⇨ 2,211人	⇨ 1,841人	⇨ 1,158人	⇨ 631人	⇨ 588人

※1 合議体数及び委員数の各年度の時点については、委発令日により「4月1日現在」又は「4月11日現在」としている。

※2 事務室体制については、他業務を兼務している常勤職員を含む。

なお、平成25年5月16日現在及び26年4月1日現在については、上記に記載の人数のほか、25年5月の地方委員会体制見直し（50委員会から9委員会への集約）により廃止となった委員会が置かれていた行政評価事務所（分室）の所長（分室長）・行政相談課長（評価監視官）76人が集約した委員会事務室次長・主任調査員として併任発令されている。

29 年金記録確認中央第三者委員会・基本部会 開催実績

◎ 年金記録確認中央第三者委員会 開催実績

平成27年4月1日現在

回	開催年月日	議題
1	平成19年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長互選 ・菅総務大臣挨拶 ・委員長挨拶 ・委員の自己紹介 ・委員長代理の指名 ・委員会の運営について(運営規則等) ・委員会の所掌事務、権限等について ・年金記録確認の手続、再調査依頼案件等について ・あっせんに当たっての基本方針策定に向けての論点 ・その他(フリートーキング、次回日程等)
2	平成19年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせんに当たっての判断の基準について ・その他
3	平成19年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせんに当たっての判断基準について ・その他
4	平成19年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人からのヒアリング ・あっせんに当たっての判断基準(案)について ・その他
5	平成19年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針案について ・その他
6	平成19年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・菅総務大臣挨拶 ・委員の自己紹介 ・年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針案について ・部会の設置について ・その他
7	平成19年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金部会、厚生年金部会における検討状況について ・部会の再編について ・地方第三者委員会の受付状況等について ・事務手続要領案等について ・その他
8	平成20年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・増田総務大臣挨拶 ・部会の再編について ・第三者委員会をめぐる状況について
9	平成21年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長互選 ・委員長挨拶 ・委員長代理の指名 ・部会の設置について ・その他
10	平成23年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価局長挨拶 ・委員長互選 ・委員長挨拶 ・委員長代理の指名 ・各部会に所属する委員について ・部会長の指名について ・委員長代理及び部会長挨拶
11	平成25年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長互選 ・委員長挨拶 ・委員長代理の指名 ・各部会に所属する委員の決定 ・部会長の指名 ・委員長代理及び部会長挨拶

◎ 基本部会 開催実績

平成27年4月1日現在

回	開催年月日	議題
1	平成19年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長代理の指名 ・あっせん案の報告 ・その他
2	平成19年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽申請等への対応等について ・その他
3	平成19年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・脱退手当金について ・その他
4	平成19年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録問題検証委員会報告書について ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案について ・その他
5	平成19年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行に伴う対応について ・年金記録に係る申立に対するあっせんに当たっての基本方針の改正について ・ねんきん特別便の発送に伴う対応について ・その他
6	平成20年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険事務所における事務処理の促進について（案） ・中央第三者委員会の今後の活動について（案） ・年金記録問題に関する関係閣僚会議について ・その他
7	平成20年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会の最近の動きについて ・脱退手当金事案の最近の動きについて ・厚生年金保険事案の最近の動きについて
8	平成20年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について ・その他
9	平成21年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・「年金記録確認第三者委員会報告書案」について ・「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」の改正案について
10	平成21年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録確認第三者委員会報告書案について ・年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針の改正案について
11	平成21年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録確認第三者委員会における審議状況及び今後の運営について ・年金記録問題に関する最近の動きについて
12	平成23年4月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・年金記録確認第三者委員会の現状について ・当面の第三者委員会の運営について
13	平成23年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的意見について ・報告書の骨子について
14	平成23年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案について ・包括的意見について
15	平成23年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書について
16	平成24年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・「年金記録確認第三者委員会報告書」（平成23年6月）において提言した課題について
17	平成26年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書のとりまとめに向けた進め方について ・第三者委員会の現状について—事前申込手続きの状況等—
18	平成27年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書（案）について ・第三者委員会の現状について

30 年金記録確認地方第三者委員会別受付件数

委員会	計	年金	
		国民年金	厚生年金
北海道	13,516	4,217	9,299
宮城	5,810	2,048	3,762
青森	1,974	834	1,140
岩手	2,695	877	1,818
秋田	2,444	934	1,510
山形	2,398	469	1,929
福島	4,702	864	3,838
埼玉	16,655	5,895	10,760
茨城	4,883	1,829	3,054
栃木	3,784	1,137	2,647
群馬	3,293	1,012	2,281
千葉	13,429	5,229	8,200
東京	57,647	16,330	41,317
神奈川	20,283	8,452	11,831
新潟	4,209	1,641	2,568
山梨	1,550	466	1,084
長野	3,109	1,068	2,041
愛知	14,816	3,990	10,826
富山	1,407	305	1,102
石川	1,432	571	861
岐阜	4,333	1,216	3,117
静岡	4,944	1,894	3,050
三重	3,756	1,334	2,422
大阪	26,983	7,929	19,054
福井	1,257	389	868
滋賀	2,908	1,206	1,702
京都	7,020	2,838	4,182
兵庫	9,707	3,549	6,158
奈良	3,354	1,403	1,951
和歌山	2,293	1,057	1,236
広島	5,493	1,597	3,896
鳥取	1,623	340	1,283
島根	1,471	519	952
岡山	3,441	1,129	2,312
山口	2,689	858	1,831
香川	2,016	573	1,443
徳島	1,864	792	1,072
愛媛	2,546	731	1,815
高知	1,491	676	815
福岡	9,208	2,913	6,295
佐賀	2,169	646	1,523
長崎	2,740	905	1,835
熊本	2,243	843	1,400
大分	2,610	981	1,629
宮崎	1,805	570	1,235
鹿児島	2,247	893	1,354
沖縄	1,053	388	665
社会保険庁審査チームからの引継ぎ	318	140	178
計	293,618	96,477	197,141

1 本表の受付件数は平成27年2月28日時点の数値である。

2 申立てを受け付けた年金事務所が所在する都道府県別の受付件数である。受付後、他の都道府県へ移送した件数は反映していない。

31 年金記録確認第三者委員会別処理件数及び委員会・部会開催数

委員会	計												委員会・部会開催数
	計	記録訂正が必要と判断			記録訂正が不要と判断			取下げ等					
		国民年金	厚生年金	計	国民年金	厚生年金	計	国民年金	厚生年金	計	国民年金	厚生年金	
北海道	7,838	2,508	5,330	3,353	955	2,398	4,110	1,441	2,669	375	112	263	1,885
*函館	630	322	308	189	102	87	382	194	188	59	26	33	162
*旭川	1,792	677	1,115	791	264	527	883	396	487	118	17	101	351
*釧路	1,015	448	567	392	178	214	599	258	341	24	12	12	228
東北(宮城)	5,795	1,967	3,828	2,594	566	2,028	3,040	1,363	1,677	161	38	123	912
*青森	1,676	740	936	591	298	293	985	417	568	100	25	75	354
*岩手	1,942	833	1,109	672	230	442	1,133	530	603	137	73	64	351
*秋田	2,166	879	1,287	769	310	459	1,328	542	786	69	27	42	336
*山形	1,867	433	1,434	1,148	148	1,000	674	275	399	45	10	35	158
*福島	2,325	819	1,506	1,047	281	766	1,221	521	700	57	17	40	298
関東(埼玉)	15,283	5,796	9,487	7,245	2,536	4,709	7,389	3,052	4,337	649	208	441	2,299
*茨城	4,003	1,676	2,327	1,664	495	1,169	1,825	968	857	514	213	301	469
*栃木	3,096	1,069	2,027	1,595	389	1,206	1,386	651	735	115	29	86	534
*群馬	2,569	917	1,652	1,035	283	752	1,433	593	840	101	41	60	607
関東千葉(千葉)	11,077	4,871	6,206	4,345	1,728	2,617	6,049	2,970	3,079	683	173	510	1,664
関東東京(東京)	42,795	14,849	27,946	22,794	5,780	17,014	17,268	8,344	8,924	2,733	725	2,008	5,688
関東神奈川(神奈川)	17,470	7,816	9,654	8,087	3,345	4,742	8,533	3,980	4,553	850	491	359	2,775
*新潟	3,277	1,474	1,803	1,266	675	591	1,894	749	1,145	117	50	67	800
*山梨	1,185	445	740	531	197	334	592	234	358	62	14	48	226
*長野	2,432	995	1,437	1,082	373	709	1,189	558	631	161	64	97	665
中部(愛知)	13,192	3,935	9,257	5,932	1,248	4,684	6,738	2,567	4,171	522	120	402	2,179
*富山	1,228	274	954	596	66	530	569	193	376	63	15	48	165
*石川	1,166	520	646	337	137	200	724	342	382	105	41	64	270
*岐阜	3,573	1,109	2,464	1,874	362	1,512	1,599	699	900	100	48	52	591
*静岡	4,163	1,715	2,448	1,341	445	896	2,703	1,221	1,482	119	49	70	806
*三重	3,262	1,234	2,028	1,092	436	656	2,077	773	1,304	93	25	68	705
近畿(大阪)	24,026	7,712	16,314	11,859	2,202	9,657	10,321	4,659	5,662	1,846	851	995	2,806
*福井	977	340	637	408	120	288	485	189	296	84	31	53	149
*滋賀	2,420	1,128	1,292	880	327	553	1,451	760	691	89	41	48	513
*京都	5,730	2,676	3,054	2,012	844	1,168	3,619	1,801	1,818	99	31	68	1,112
*兵庫	8,426	3,334	5,092	3,261	1,149	2,112	4,801	2,064	2,737	364	121	243	1,253
*奈良	2,899	1,307	1,592	1,056	397	659	1,785	891	894	58	19	39	591
*和歌山	1,983	935	1,048	682	339	343	1,162	544	618	139	52	87	583
中国(広島)	5,023	1,605	3,418	2,027	381	1,646	2,836	1,178	1,658	160	46	114	828
*鳥取	911	314	597	290	94	196	569	204	365	52	16	36	200
*島根	1,100	457	643	379	139	240	679	301	378	42	17	25	302
*岡山	2,844	1,033	1,811	954	233	721	1,760	769	991	130	31	99	591
*山口	2,053	783	1,270	801	262	539	1,154	489	665	98	32	66	464
四国(香川)	1,975	584	1,391	788	211	577	1,062	340	722	125	33	92	591
*徳島	1,580	734	846	503	284	219	989	425	564	88	25	63	370
*愛媛	1,848	680	1,168	669	215	454	1,096	451	645	83	14	69	358
*高知	1,360	630	730	495	199	296	767	386	381	98	45	53	303
九州(福岡)	8,586	2,946	5,640	3,823	856	2,767	4,666	1,993	2,673	297	97	200	1,624
*佐賀	1,908	603	1,305	979	233	746	877	353	524	52	17	35	361
*長崎	2,214	829	1,385	940	262	678	1,218	548	670	56	19	37	479
*熊本	1,789	774	1,015	744	293	451	994	462	532	51	19	32	369
*大分	2,206	936	1,270	972	395	577	1,164	515	649	70	26	44	389
*宮崎	1,535	531	1,004	756	243	513	750	280	470	29	8	21	264
*鹿児島	1,794	836	958	655	323	332	1,064	483	581	75	30	45	393
沖縄	881	355	526	372	154	218	490	195	295	19	6	13	173
中央	5,233	294	4,939	4,766	184	4,582	428	103	325	39	7	32	332
計	248,118	90,677	157,441	113,233	32,166	81,067	122,510	54,214	68,296	12,375	4,297	8,078	40,876

1 本表の処理件数は平成27年3月31日時点の数値である。

2 平成25年5月16日、地方委員会の体制見直しに伴い、委員会をブロック単位(全国9か所)に集約。

・委員会名に「*」が表記されている委員会は管区等委員会へ集約(関東委員会については、千葉、東京、神奈川の各行政評価事務所に於いて部会を開催)。

・集約された委員会(北海道、沖縄を除く)は名称を変更(()内は集約前の名称)。

32 年金事務所段階(日本年金機構)の処理件数

都道府県	計								
	計			記録訂正			取下げ等		
	計	国民年金	厚生年金	計	国民年金	厚生年金	計	国民年金	厚生年金
北海道	2,256	270	1,986	1,709	123	1,586	547	147	400
北海道	1,301	168	1,133	927	69	858	374	99	275
函館	208	22	186	148	9	139	60	13	47
旭川	474	58	416	392	29	363	82	29	53
釧路	273	22	251	242	16	226	31	6	25
宮城	656	170	486	450	89	361	206	81	125
青森	198	75	123	118	48	70	80	27	53
岩手	603	35	568	514	8	506	89	27	62
秋田	181	35	146	96	19	77	85	16	69
山形	433	25	408	390	8	382	43	17	26
福島	2,189	19	2,170	2,019	7	2,012	170	12	158
埼玉	2,435	296	2,139	1,755	61	1,694	680	235	445
茨城	644	103	541	474	32	442	170	71	99
栃木	498	35	463	404	2	402	94	33	61
群馬	514	47	467	422	26	396	92	21	71
千葉	2,326	353	1,973	1,450	56	1,394	876	297	579
東京	10,409	1,421	8,988	7,250	458	6,792	3,159	963	2,196
神奈川	2,715	595	2,120	1,563	196	1,367	1,152	399	753
新潟	637	112	525	481	72	409	156	40	116
山梨	271	10	261	235	5	230	36	5	31
長野	504	46	458	420	24	396	84	22	62
愛知	2,405	200	2,205	1,983	79	1,904	422	121	301
富山	113	19	94	81	12	69	32	7	25
石川	155	34	121	101	14	87	54	20	34
岐阜	549	74	475	410	22	388	139	52	87
静岡	538	128	410	374	74	300	164	54	110
三重	303	64	239	160	24	136	143	40	103
大阪	3,591	514	3,077	2,466	192	2,274	1,125	322	803
福井	163	24	139	91	8	83	72	16	56
滋賀	384	58	326	143	1	142	241	57	184
京都	980	84	896	614	22	592	366	62	304
兵庫	974	147	827	653	65	588	321	82	239
奈良	246	42	204	131	20	111	115	22	93
和歌山	172	64	108	114	32	82	58	32	26
広島	888	77	811	700	17	683	188	60	128
鳥取	660	22	638	619	8	611	41	14	27
島根	329	48	281	234	9	225	95	39	56
岡山	398	64	334	263	17	246	135	47	88
山口	514	43	471	404	19	385	110	24	86
香川	284	34	250	217	11	206	67	23	44
徳島	209	46	163	138	19	119	71	27	44
愛媛	610	39	571	475	13	462	135	26	109
高知	65	26	39	35	14	21	30	12	18
福岡	1,349	94	1,255	1,131	30	1,101	218	64	154
佐賀	183	29	154	95	6	89	88	23	65
長崎	433	59	374	289	13	276	144	46	98
熊本	310	40	270	223	11	212	87	29	58
大分	246	12	234	197	6	191	49	6	43
宮崎	195	22	173	94	7	87	101	15	86
鹿児島	288	33	255	209	11	198	79	22	57
沖縄	173	33	140	104	8	96	69	25	44
計	45,176	5,820	39,356	32,498	2,018	30,480	12,678	3,802	8,876

1 処理件数は平成27年3月31日時点の数値である。

2 処理を行った年金事務所又は事務センターが所在する都道府県別の処理件数である。